

居心地が良く 歩きたくなる グランドレベルデザイン

-事例から学ぶその要素とポイント-



令和3年 6月
国土交通省 都市局 まちづくり推進課

居心地が良く 歩きたくなる グランドレベルデザイン

-事例から学ぶその要素とポイント-

目次

はじめに	-----	p.2
1章 人を中心のまちなかづくりに向けて	-----	p.3
1. 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりへの期待	p.4
2. 居心地が良く歩きたくなるまちなかとは	p.5
3. グランドレベルデザインの重要性	p.6
2章 グランドレベルデザインのポイント	-----	p.7
1. グランドレベルデザインの基本的な考え方	p.8
2. 具体事例からみるデザインのポイント	p.18
A.横浜元町地区	p.19
B.大丸有地区	p.29
C.天神明治通り地区	p.41
D.花園町通り地区	p.53
E.豊田市都心地区	p.63
F.長門湯本地区	p.73
3. グランドレベルデザイン関連年表	p.84
4. 居心地が良く歩きたくなる空間形成や利活用に関する主な制度	p.86
3章 グランドレベルデザインの全国事例	-----	p.93
1. 全国事例作成の趣旨	p.94
2. 全国事例の見方	p.94
3. 全国事例の誌面構成	p.95
4. 掲載地区一覧と事例紹介	p.96
5. 全国事例M A P	p.152
6. 全国事例リスト	p.154
巻末資料	-----	p.171
参考資料・図版出典一覧	p.172

はじめに

- 都市の魅力向上を図るためにには、まちなかにおいて多様な人々が集い交流する官民のパブリック空間をウォーカブルな人を中心の空間へ転換し「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を推進することが必要です。
- そのためには、沿道建築物の低層内部のアクティビティの可視化や街並みの景観形成、多様な活動を促す環境整備などエリア単位でグランドレベル（建物低層部、オープンスペース、街路等を包含した空間）の形成を進めることが重要になります。
- また、2020年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、3つの「密」を回避する観点から、通勤、通学、余暇活動等あらゆる場面で行動のあり方を見直す動きが出てきています。グランドレベルの形成を進めることは、オープンスペースにおける人のゆとりある活動機会を創出することにもつながり、「密」の回避にも資する取組であると考えられます。
- 本冊子は、ビジョン策定、取組体制の構築などによりエリア一体となってグランドレベル形成に取り組んでいる事例について調査を行い、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に資するグランドレベルデザインのポイントを抽出・整理するとともに、全国各地のグランドレベルデザインとして注目すべき点がある事例を幅広く集め、その知見を展開することを目的に作成したものです。

本冊子の使い方

歩道・広場・沿道等を整備・利活用する上で留意すべき考え方や要点を知りたい

2.1

グランドレベルデザインの
基本的な考え方

まちづくりのプロセスやターニングポイント
について知りたい

2.2

具体事例からみる
デザインのポイント

様々なタイプの空間のデザインに関する
必要な要点や具体的な実践内容を知りたい

3

グランドレベルデザイン
の全国事例

自身の取組に近い事例における実践内
容を幅広く知りたい

1

人を中心のまちなかづくり
に向けて

1.居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりへの期待

- 居心地の良い空間をつくり、多様な人々をまちに惹きつけ、交流がうまれることが、地域課題の解決につながる環境づくりになります

地域課題解決には、多様な人材の集積・交流が不可欠

- 人口が減少し、地域課題が多様化する我が国においては、課題解決と新たな価値の創造が必要です。そのためには多様な人々が集まり、交流を促進させることが不可欠となります。

多様な人材が惹きつけられ、交流がうまれるまちなかづくり

- 多様な人材の集積・交流の促進のためには、人々が惹きつけられ、出会いを生んでいくための魅力的なまちづくりが求められます。

人々を惹きつけるまちなかづくりのためには、居心地の良い空間づくりが重要

- 人々を惹きつけるまちなかづくりのためには、人々が「歩きたい、滞留したい」と感じることのできる居心地の良さがある空間づくりを推進することが重要であると考えられます。このような「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出することは、多様な人材や関係人口が呼び寄せられ、人々が交流し、滞在する空間が形成され、新たなネットワーク、コミュニティの創出につながります。例えばニューヨーク（米国）では、車道や駐車空間等の見直しにより歩行者空間の拡充が行われ、街路だけではなく公園や沿道の店舗等と一体的に整備されることで、人々が集い、憩うための場所が創出されており、歩行者の増加や周辺店舗の売り上げの増加等の効果が生まれています。
- このように居心地の良い空間づくりは、地域課題の解決や新たな価値の創造に寄与しまちの魅力を高め、さらに多様な人々を呼び寄せるという好循環を生み出していくと期待されます。

2. 居心地が良く歩きたくなるまちなかとは

- 居心地が良く歩きたくなるまちなかには、“W,E,D,O”の4つの共通する特徴があります

Walkable(ウォーカブル) | 歩きたくなる

- 居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

Eye level (アイレベル) | まちに開かれた1階

- 歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

Diversity(ダイバーシティ) | 多様な人の多様な用途、使い方

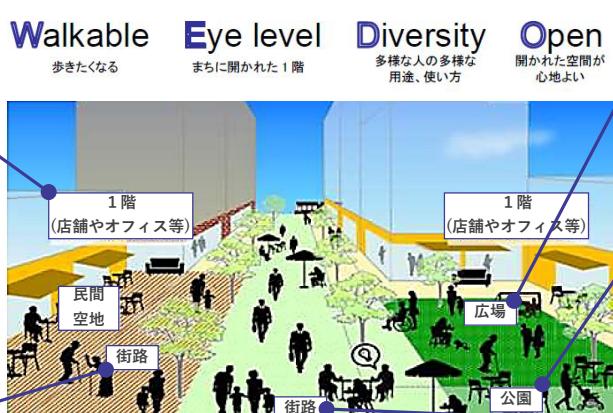
- 多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open(オープン) | 開かれた空間が心地良い

- 歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

誰もに開かれ、歩きやすく楽しい、多様な活動ができる空間づくり

- このように、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりには、歩きやすい空間づくりのみならず、まちの1階部分において人々の興味を引く、楽しい環境とすること、人々が思い思いの多様な活動ができる空間の形成、誰もに開かれ、滞在したくなるような空間づくりが必要です。



3. グランドレベルデザインの重要性

- 都市空間を官民の区別なく“グランドレベル”で捉え、そのデザインのあり方を工夫することが居心地の良い空間づくりにつながります

“グランドレベル”とは

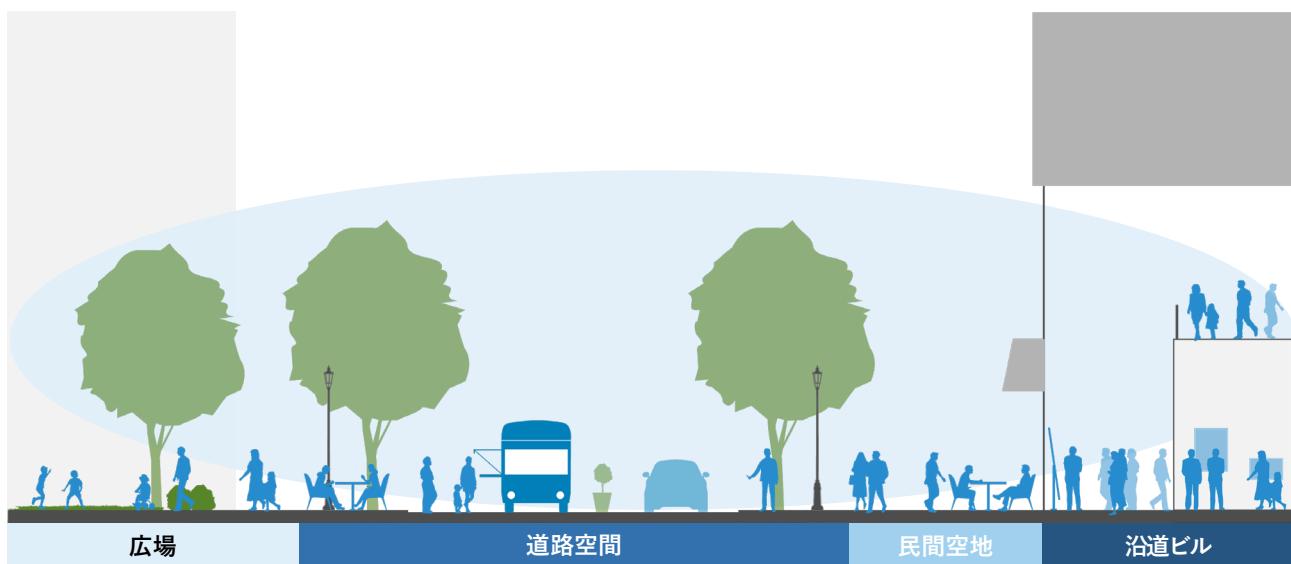
- グランドレベルとは、街路、公園、広場、民間空地、沿道建物の低層部等、まちなかにおいて歩行者の目線に入る範囲を指します。
- グランドレベルを構成する空間は、街路や公園といった誰もが広く使える公共空間と、個人や企業の敷地や建物に区別されますが、歩行者の立場でみれば、官民を区切る境界とはかわりなく、両者の領域は一体的に認識されます。

“グランドレベル”はまちの居心地を決定づける場所

- 多様な人々が歩き、滞在する場所であるグランドレベルは、人々が感じるまちの雰囲気や魅力に直結し、まちの居心地を決定づけます。
- このようなグランドレベルの居心地よさを向上させるためには、歩行者の立場で、官民の境界を横断しあるエリアを一体的に捉え、その空間のあり方や使い方を考えることが重要となります。

“グランドレベル”的デザインを考える

- 本冊子では、この“グランドレベル”的デザインのあり方に焦点をおき、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりにつながるデザインのあり方をとりあげます。
- また、その際、単に空間の形態・意匠等の見た目だけではなく、構想・計画段階において必要となるビジョンや体制づくり、アクティビティの誘発や空間の育成・管理の仕組みなども含めた、居心地の良い空間をつくるためのデザインに注目します。



2

グランドレベルデザイン
のポイント

1. グランドレベルデザインの基本的な考え方

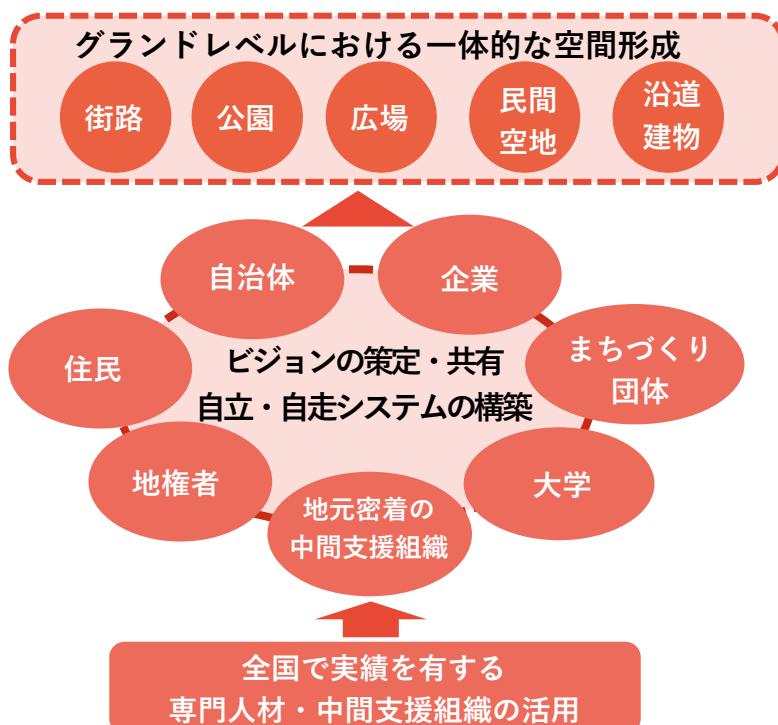
① 関係者の連携による一体的な空間形成の推進

居心地のよいグランドレベル実現

- 居心地のよいグランドレベルデザインを実現のためには、街路・公園・広場・民間空地・沿道建物等の各領域がバラバラに空間形成を進めるのではなく、建築・インフラの形態・意匠・ベンチやテーブルなどのストリート・ファニチャー等の配置計画等の方針を共有することで、一体的な空間形成を図っていくことが必要です。
- その際、形態・意匠・配置計画のみならず、空間の利活用、維持管理等についても考えていくことが重要になります。

将来像実現に向かう取組方針を示したビジョンの策定・共有と関係者の連携

- 一体的な空間形成を進めるためには、各領域の管理・所有者である自治体・企業・地権者に加え、ユーザーである住民、空間の利活用の主要な担い手であるまちづくり団体、地元密着の中間支援組織（※）等、様々な主体が連携し、将来像実現に向かう取組方針を示したビジョンを共有することが求められます。
- このような関係者間の連携においては、地域の関係者に限定されず、全国のまちづくり現場での実績を有する専門人材・組織を活用していくことも有効です。
- グランドレベルに関して質の高い取組を行っている地区では、関係者がうまく連携し、合意形成が図られています。このような合意形成は一朝一夕で行うのは難しく、エリア全体のビジョンの策定し、考え方を共有していくことが必要になります。



※「中間支援組織」

住民、NPO、企業、行政等の間にたって、それらが取り組んでいる活動を推進するための助言やノウハウ、情報の提供、関係者間のコーディネート等を通じて、活動を支援する組織。まちづくり分野においては、住民や地域のまちづくり団体などに対して、専門知識に基づく助言・ノウハウの提供や情報提供などの支援、行政や関係者等とコーディネート、まちづくりに取り組む人々・組織の交流促進等を行っている。

② グランドレベルデザインの五つの要素

居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに求められる取組

- 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりにおいては、エリアの構想・計画、整備、利活用、空間の育成や管理を通したプロセス全体に関わる取組が求められます。そのようなグランドレベルデザインを行うためには、以下に示す五つの要素が必要であると考えられます。
 1. 関係者間におけるまちの将来像や取組の方向性を明確にするビジョンの策定・共有
 2. 関係者間の合意形成を図り、役割分担や考え方を共有するための体制づくり
 3. 快適性・魅力や安全性を向上させるための空間デザイン
 4. 脳わい向上や交流促進等に関するアクティビティの誘発（企画・運営）
 5. 空間の質が持続し、価値が向上する空間の育成・管理
- また、これら五つの要素に基づく取組については、連携を図るとともに、取組の効果や検証結果、エリアの状況・社会動向を踏まえ、取組の再検討や改善を行うサイクルをつくり、絶えず取組の質を高めていくことが、まちなかの居心地の良さを高めていくために重要です。

グランドレベルの質を高めるための要点の整理と実践方法の把握

- グランドレベルデザインの質を高めるためには、留意すべき要点を整理するとともに、要点を抑えた具体的な実践方法を把握することが重要になります。
- これらの取組の要点や、実践方法を把握する上では、グランドレベルデザインの質を確保している取組事例から、そこでの取組内容の工夫や課題について学んでいくことが有効であると考えられます。



居心地の良いまちなかづくりに向けたグランドレベルデザインの五つの要素

五つの要素のキーワード

- グランドレベルデザインの五つの要素（ビジョン、体制、空間デザイン、アクティビティの誘発（企画・運営）、育成・管理）について、グランドレベル質を高めるための要点と、要点を簡潔に示すキーワードを以下の表に整理します。
- 以下に示す要点およびキーワードに留意して取組を推進することが有効であると考えます。

要素	要点	キーワード
 ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> 地域における多様な主体間で一体的な取組を進めるために、地域の将来像を関係者で共有 将来像実現のために必要な取組や取組の方針を定めた計画を共有 	地域の将来像を共有する ビジョンづくり
 体制	<ul style="list-style-type: none"> 役割分担や取組の考え方を共有するための多様な主体間が連携する場の構築 空間の継続的な利活用を推進するための実行力の構築 	多様なプレイヤーが連携する体制づくり

取組要素	要点	キーワード
 空間デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 人々が訪れたくなる魅力的なまちなかの空間とするための快適性・安全性の向上や文化的個性等の創出 	<p>誰もが安全で円滑に移動できる環境づくり</p> <p>多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり</p> <p>地域の個性や街路と調和し、活動を可視化する沿道建築デザイン</p> <p>緑や水などの自然を感じられる環境づくり</p> <p>回遊性が高まる歩行者ネットワークづくり</p>
 アクティビティの誘発 (企画・運営)	<ul style="list-style-type: none"> 人々が訪れたくなる魅力的なまちなかの空間とするための交流機会や活気の創出 自発的で多様なアクティビティを誘発するための企画・運営 	<p>空間へのコンテンツ・サービス導入</p> <p>多様な活動ができる環境整備</p> <p>ユーザーの参画促進</p>
 育成・管理	<ul style="list-style-type: none"> 人々が訪れたくなる魅力的な空間であり続けるとともに、変化するニーズに対応しながら空間の価値を高めるための持続的な取組 	<p>ハードの質を持続させる育成・管理</p> <p>取組を継続させる事業性の確保</p>



ビジョン Vision

- ・ 地域における多様な主体間で一体的な取組を進めるために、地域の将来像を関係者で共有
- ・ 将来像実現のために必要な取組や取組方針を定めた計画を共有

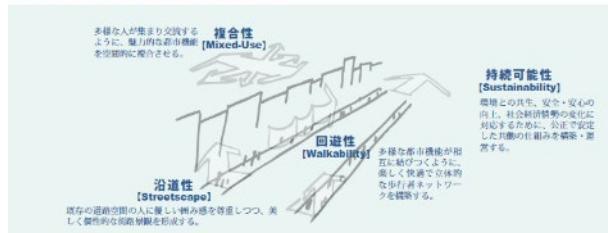
KEYWORD 1. 地域の将来像を共有するビジョンづくり

- ・ エリア全体が一体となってグランドレベルのデザインを進めていくためには、公共や民間など、様々な主体の取組の足並みをそろえることが重要です。
- ・ そのためには、エリアで地域の将来像やそのコンセプト、空間・活動のイメージを具体的に共有していくことが求められます。
- ・ このような共有の際には、自治体、企業、地権者、住民、まちづくり団体、大学等のまちづくりに取り組む者、関心がある者、活動の実施にあたり関係がある者が参画し、議論を行い、目指すべき将来像のコンセプトやイメージをとりまとめ、地域が共有できるまちづくりビジョン等の資料を作成することが有効となります。

実現のための手法

- ・ 自治体、企業、地権者、住民、まちづくり団体、大学等地域のまちづくりに参画する者によるビジョンの策定
- ・ 将来像の考え方を示すコンセプトの構築やキャッチフレーズの作成
- ・ 将来像を視覚的に示すビジュアルイメージの作成

つながる。生まれる。あふれ出す。
People Place Project.
複合性・回遊性・沿道性・持続可能性



「天神明治通りグランドデザイン2009」

福岡市天神地区における明治通りを対象に、まちの将来像、実現方策が示される。

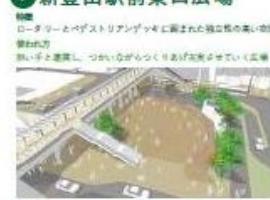
KEYWORD 2. 将来像実現のための取組を定める計画づくり

- ・ エリアで共有する地域の将来像を実現していくためには、必要な取組やその工程、役割分担を明確化し、共有する必要があります。
- ・ そのためには、将来像実現に向けた取組と工程、役割分担を定めた計画を策定する必要があります。また、連携しながら計画に基づく取組を推進することも重要です。
- ・ 策定する計画としては、地区計画等の法的位置づけのあるものに加えて、地域のまちづくりに参画する者によって取りまとめられた任意の計画やデザインガイドライン等があります。
- ・ 空間的な形態・意匠などのハードに加えて、用途の誘導や情報発信、イベント等のソフト面の取組についても、方針の策定やイメージの具体化を行うことが、グランドレベルの質の向上には有効です。

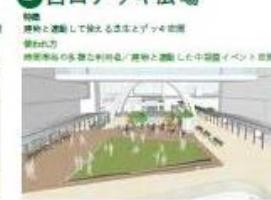
実現のための手法

- ・ 地区計画等、法的に位置づけられた計画の策定
- ・ 任意のまちづくり計画やデザインガイドライン等の策定
- ・ ハード・ソフト両面の取組のイメージ・方針のとりまとめ

①新豊田駅前東口広場



②西口デッキ広場



③西口バスターミナル



④シティプラザ



「豊田市都心地区空間デザイン基本計画」

豊田市都心地区の公共空間（広場、アーバンファニチャ等）のデザインイメージを具体的に示し、空間デザインにおける視覚的な指針を共有している。



体制 Teaming

- ・役割分担や取組の考え方を共有するための多様な主体間が連携する場の構築
- ・空間の継続的な利活用を推進するための実行力の構築

KEYWORD 1.多様なプレイヤーが連携する体制づくり

- グランドレベルデザインに関する取組内容を地域のまちづくりに参画する者の間で共有する上では、自治体、企業、地権者、地元住民、まちづくり団体、大学等の、地域のまちづくりに参画する者が一堂に会し、連携するための体制・組織を構築することが有効です。
- また、多様な主体が連携するためには、地域内部の人材だけではなく、外部の視点から取組の方向性について助言を受けられる全国で実績を有する専門人材や中間支援組織の活用も有効です。さらに、各主体の取組をコーディネートしてくれる地元の中間支援組織の活用や中間支援組織の機能を担う可能性のある組織の発掘や育成を行うことが効果的です。

実現のための手法

- 公民学連携のプラットフォームの設立・運営
- 地域のまちづくりを参画する者をまとめる体制、組織の設立・運営
- まちづくりの専門人材・中間支援組織の活用



- ✓ グランドデザイン（まちの将来像）の作成と運用
- ✓ 地権者間および行政、We Love天神協議会等との調整・連携
- ✓ 街づくりに関する調査・研究
- ✓ 公的施設の整備・管理計画の作成
- ✓ その他本会の目的を達成するための活動

「天神明治通り街づくり協議会（MDC）」とその役割
福岡市天神明治通り地区における200を超える地権者との意見交換の実施など、関係者間の合意形成を図り、グランドデザイン（まちの将来像）のとりまとめ等を実施している。

KEYWORD 2.空間の利活用を持続・促進させる体制づくり

- グランドレベルデザインの質を高め、持続させるためには、空間の整備後の利活用や維持管理に関する担い手を確保することが重要です。近年、地域の賑わいの創出や人々を惹きつける魅力的な空間形成のために、人々の活動の育成や空間利活用の促進に注目した取組が多く行われています。
- 空間の利活用・維持管理の取組を推進していくためには、自治体だけではなく、地元の企業や住民などを含めた、より地域に根付いた体制が求められます。
- このような体制づくりを進める際には、空間を活用して活動したい人や団体を発掘するとともに、自治体の支援のもと、利用者の活動内容に応じた組織の設立などが有効です。
- また、体制づくりの過程においては、実証実験を積み重ねることで、様々な関係者を巻き込みながら、課題抽出や効果検証を行っていくことも効果的です。

実現のための手法

- 市民の参加機会づくり（実証実験、ワークショップ、イーベント）
- 利用者を中心に据えた組織の設立・運営



「新とよパークパートナーズ」

豊田市において整備された「新とよパーク」の運営組織。実際の利活用の主体である市民団体等が参画することで、持続的な空間の利活用・運営を推進している。



空間デザイン Space Design

- 人々が訪れたくなる魅力的なまちなかの空間とするための快適性・安全性の向上や文化的個性等の創出

KEYWORD 1. 誰もが安全で円滑に移動できる環境づくり

- 誰もが安心して活動できるまちなかづくりを進めるためには、空間の安全性や移動における円滑性を高めることが必要になります。そのためには、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず多様な人々が利用することを想定しながら、歩行者中心の視点で環境づくりを行うことが重要です。
- 具体的な手法としては、支障なく歩行者のすれ違いを可能とし、滞留空間を創出するような歩道の拡幅や、車両の進入抑制等による歩行者中心の交通環境の実現、障害物の除去や段差の解消等によるユニバーサルデザインの推進等が挙げられます。

実現のための手法

- 歩きやすさを高めるための歩道の拡幅
- 安心して歩ける歩行者中心の交通環境の実現
- ユニバーサルデザイン



「花園町通り」

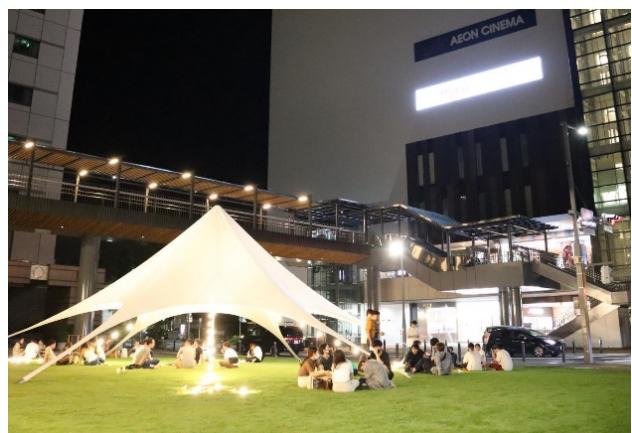
松山市の花園町通りでは、道路空間再配分事業の実施により、車道を削減し、歩行者空間の拡充を実現している。

KEYWORD 2. 多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり

- 魅力的なまちなかを創出するためには、多様な活動を受け止める設えを備えた空間とすること、誰もが利用・アクセスしやすいオープンな空間とすること、さらに人々がその場に滞留したくなる快適性をもつ空間とすること等が重要になります。
- 具体的な手法としては、滞留を可能にする座り場の確保・管理、滞留空間の魅力を高める眺望の確保、安心感や快適性を高めるための滞留空間の歩行者動線からの分離、人々が集まることのできるゆとりあるオープンスペースの設置などが挙げられます。

実現のための手法

- 座り場の確保・管理
- 適切な「眺め」の確保
- 歩行者動線から分離された滞留空間の確保
- ゆとりあるオープンスペースの形成（沿道・広場）



「とよしば」

豊田市のとよしばでは、街路に対して、芝生広場を境界なくシームレスに配置し、人々の憩いの場として活用されている。

KEYWORD 3. 地域の個性や街路と調和し、活動を可視化する沿道建築デザイン

- まちなかが人を惹きつける場所となるには、沿道建築物が魅力をもつことも重要な要素になります。そのためには、地域の歴史や文化的な特徴を背景に、地域の個性が活かされた沿道建築物であること、沿道建築物と街路が調和することが求められます。
- とくに賑わい形成の観点では、建築物の低層部において飲食や交流等の活動を促す用途を導入したり、建築物低層部を街路に対して開くことで建築物内部の活動を可視化することなどの仕掛けが重要になります。
- 具体的な手法としては、建築物およびサイン、照明等の形態・意匠の統一、デザインコード等による地域の個性の表現、建築物低層部への賑わい機能の導入および建築物低層部壁面の透明化等が挙げられます。



実現のための手法

- 建築物の意匠・形態の統一
- サイン・照明等の意匠・形態の統一
- 地域の個性の表現（デザインコードの設定等）
- 賑わいを促す建物低層部（低層部への賑わい機能の導入）
- 建物低層部の街路への開放（低層部の透明化）

「元町の景観」

横浜市元町地区では、個性的な専門店の集積が元町らしさとされ、建築物の用途が制限されるほか、形態・意匠面において壁面後退により沿道建築物の壁面線の統一化が図られるとともに、外壁の基調色に関するルールも示されており、統一感のあるまちなみが形成されている。

KEYWORD 4. 緑や水などの自然を感じられる環境づくり

- まちなかの魅力を高めるためには、緑や水などの自然を感じられる環境づくりを行っていくことも重要です。街路樹や沿道の植栽、地域を流れる川などの自然要素に配慮しながら計画を行うことが必要です。
- とくに街路空間においては、街路樹は景観の向上、緑陰の確保による快適性の向上、大気の浄化等、重要な機能をもっていることから、これら街路樹の魅力や生育環境の向上のための工夫が求められます。
- 具体的な手法としては、地域の歴史・文化等を踏まえた樹種の選定や、人の歩行・滞留箇所に対する緑陰の確保、樹木の根上がり等を考慮した植栽基盤の設計、人に近い水辺空間の確保等が挙げられます。



実現のための手法

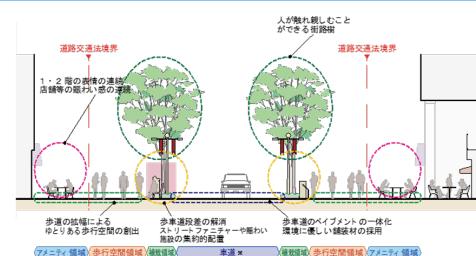
- 地域の歴史・文化等を踏まえた樹種の選定
- 人の歩行・滞留箇所に対する緑陰の確保
- 根上がり等を考慮した植栽基盤の設計
- 人に近い水辺空間の確保

「花園町通りにおける街路樹」

松山市花園町通りでは、イチヨウ並木を生かした街路景観が形成されるとともに、沿道住民との協議のもと多様な植栽が設置されている。

KEYWORD 5. 回遊性が高まる歩行者ネットワークづくり

- 人々が歩きたくなるまちなかとして魅力向上を図るために、まちの回遊性を高めることが必要です。そのためには、エリアが一体となり、人々が歩き・滞留したくなる空間を途切れなく整備することで、歩行者ネットワークを形成していくことが有効です。
- 具体的な手法としては、人々の活動空間と移動空間がつながるようにも民地や広場、街路等を一体的に計画すること、場所の魅力を楽しみながら移動できるようテーマ性をもった街路空間を形成すること等が挙げられます。



「丸の内仲通り」

東京都大丸有地区の丸の内仲通りでは、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドラインにより、ストリートファニチャーや公園空地の配置の考え方方が示され、賑わいが連続するようなデザインが行われている。

実現のための手法

- 民地や広場、街路等の一体的な計画の策定
- テーマ性をもった街路空間の形成



アクティビティ の誘発(企画・運営)

Promoting of Activity

- 人々が訪れたくなる魅力的なまちなかの空間とするための交流機会や活気の創出
- 自発的で多様なアクティビティを誘発するための企画・運営

KEYWORD 1. 空間へのコンテンツ・サービス導入

- まちなかの活気や交流の機会を創出するためには、空間に賑わいを生み出す機能を導入することが有効です。具体的には、交流や健康維持に関する屋外でのイベントの実施や、広場等におけるキッチンカー・仮設店舗の導入、沿道店舗からの溢れ出し等が手法として挙げられます。

実現のための手法

- 街路・広場を活用したイベントの実施
- キッチンカー・仮設店舗の導入
- 沿道店舗からの溢れ出し



「丸の内アーバンテラス」

東京都大丸有地区の丸の内仲通りでは、路上を活用したテーブル・椅子が設置されるとともに、キッチンカーの営業等が実施されている。

KEYWORD 2. 多様な活動ができる環境整備

- 多様な人々の多様な活動があふれていることは、まちなかの魅力の向上につながり、さらに人々が惹きつけられ活動を生む、という好循環を生み出します。
- 多様な活動を促進するためには、禁止事項を並べるのではなく多様な活動が可能となるルールづくり、人々が利活用できるオープンスペースがまちなかで提供されていること、活動を支える電源やWi-Fi、給排水設備等が設置されていること、活動を育て、人々のやりたい活動を発展させるための社会実験の実施を通じた試行実証が手法として挙げられます。

実現のための手法

- 多様な活動が可能となるルールづくり
- 人々が利活用できるオープンスペースの提供
- 電源、WiFi設備、給排水設備等の設置
- 社会実験の実施を通じた試行実証



「新とよパーク」

豊田市の新とよパークでは、実証実験を経て、空間の利活用ニーズに応じた環境整備とルールづくりを実施。スケートボードや火気使用を行うBBQなど多様なアクティビティが誘発されている。

KEYWORD 3. ユーザーの参画促進

- まちなかにおける活動を持続させていくためには、空間のユーザーを発掘するとともに、ユーザーが継続的に利用できる環境・仕組みの構築が求められます。
- ユーザーの空間の利活用を促進する上では、利活用に関する手続きをわかりやすく表示し、利活用に係る負担を下げる等の手法が挙げられます。また、より積極的な関わりをユーザーに求めていく際には、ユーザーを巻き込んだ運営組織の構築なども有効です。

実現のための手法

- 空間の利活用の手続きに関するわかりやすい表示
- 空間を利用しやすいルールづくり
- ユーザーを巻き込んだ運営（体制と連動）



ボール遊び できます

自由使用

コンクリートエリア
大人数やイベント時、
設置物を置く場合は
占用承認申請が必要です



ストリート・スポーツ できます

自由使用

コンクリートエリア
大人数やイベント時、
設置物を置く場合は
占用承認申請が必要です



火の使用 できます

自由使用

墓山・土エリア
大人数やイベント時、
設置物を置く場合は
占用承認申請が必要です

新とよパーク

豊田市の新とよパークでは、広場の利用に係るルールをつくり、わかりやすく掲示することで利活用を推進している。



育成・管理

Cultivation and Maintenance

- 人々が訪れたくなる魅力的な空間であり続けるとともに、変化するニーズに対応しながら空間の価値を高めるための持続的な取組

KEYWORD 1. ハードの質を持続させる育成・管理

- 空間を構成する個々の要素（ハード）の質を持続させることは、空間の魅力を維持し、常に人々が訪れたくなる状態にする上で重要です。そのためには、単に維持管理を行うということではなく、変化するニーズ等に対応しながら空間の価値を高めていくといった、育成する視点も重要になります。
- このようなハードの育成・管理は、行政のみで行える場合もあれば、経済的・制度的な理由で、難しい場合もあります。その場合、公民連携で取組を行う仕組みを構築することも1つの方法です。
- 例えば、日ごろの清掃活動や街路樹・植栽、座り場の管理等を沿道住民等が担うことが挙げられます。また、路面の補修等においても、沿道住民等から行政に舗装材の寄付を行い、状態を維持するという手法があります。このような公民連携の仕組みの構築する上では、街路樹であれば、樹種の選定や入れ替え等ハード整備を検討する段階から育成・管理を見据えて、行政と沿道住民等の間で十分に協議を行うことが必要です。

実現のための手法

- 日ごろからの清掃活動
- 街路樹・植栽の管理
- 座り場の管理
- 住民参加による育成・管理の仕組みの構築



「花園町通り」

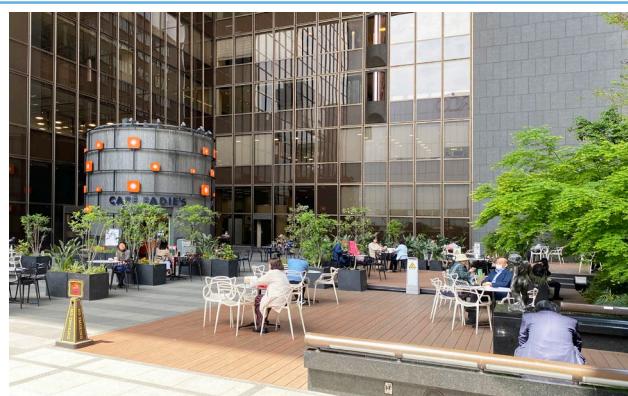
松山市花園町通りでは、松山市と地元商店街が協定を締結することで、地元が主体的に植栽の維持管理を実施している。

KEYWORD 2. 取組を継続させる事業性の確保

- 空間の育成・管理に関する取組を継続させるためには、取組のための資金の確保が必要となります。
- そのためには、あらかじめ行政においてランニングコストを踏まえた予算計画をたてることや、空間の計画・設計段階においてランニングコストを踏まえた民間事業者による事業モデルを検討しておくこと、空間の利活用により一定の収益が見込めるように事業を組み立てて行く等の手法が考えられます。具体的には、公共空間等を活用した収益事業の実施や広告の設置、収益を生み出す資産の形成等が挙げられます。
- また、地域の将来像実現のためまちづくり活動に賛同する方々から会費等を徴収することも考えられます。

実現のための手法

- ランニングコストを踏まえた予算計画・事業モデルの検討
- 空間の利活用による収益の確保
- まちづくり活動に賛同する方々からの会費等の徴収



「明治通り沿いの公開空地の活用」

福岡市では、「公開空地等活用計画の登録制度」に登録された公開空地において、公益性のあるイベントなどにおいては、物販やサービスの提供が認められ、その収益の一部がまちづくり協力金として、計画を策定した地域まちづくり協議会に還元される仕組みが運用されている。上掲写真に示す福岡銀行本店の公開空地は、「We Love 天神協議会 公開空地等活用計画」に登録されており、柔軟な利活用が行われている。

2.具体事例からみるデザインのポイント

- 「1. グランドレベルデザインの基本的な考え方」を踏まえ、プロセスやグランドレベルデザインの観点から多様な工夫や先進的取組を実施している6事例（横浜元町地区、大丸有地区、天神明治通り地区、花園町通り地区、豊田市都心地区、長門湯本地区）を対象に、デザインのポイントについて具体的な内容を整理します。
- 事例の選定にあたっては、多様な空間タイプ（駅前、商店街、業務地区等）、都市規模類型（大都市から地方都市を含む）、主要プレイヤー類型、取組推進のプロセスを勘案しました
- 良質なグランドレベルデザイン形成に至る経緯・ターニングポイント、具体的なデザインポイントの内容を取りまとめました。

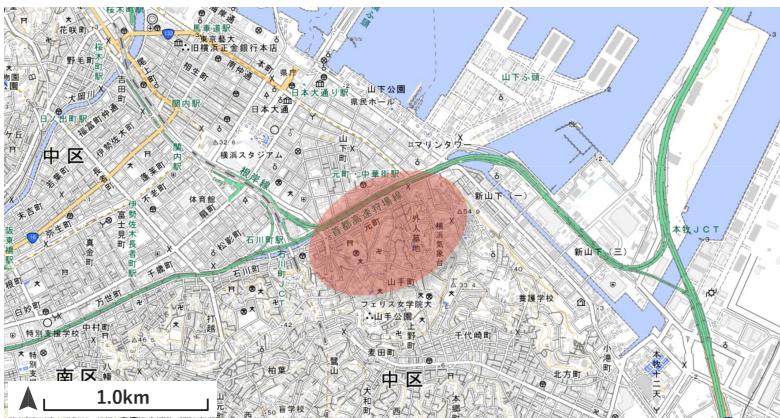
表 6事例の概要

ID	地区名称	特徴	注目する取組の開始時期	空間タイプ	都市規模類型	主要プレイヤー類型	事例の特徴
A	横浜元町地区 神奈川県 横浜市	独自の「まちづくりルール」に基づく、ハード・ソフトのグランドレベル環境整備	1999年 元町仲通り街並み誘導型地区計画、同地区街づくり協定策定	商店街（道路）	3大都市圏周辺部	地元主導型	<ul style="list-style-type: none"> ハード施策（歩行空間の確保・歩車共存空間の形成）からソフト施策への段階的な取組の実施 複数の地域組織を束ねる協議会の設置
B	大丸有地区 東京都 千代田区	オフィス街の道路空間を人が中心の“アーバンリビングルーム”に	2000年 まちづくりガイドラインの策定	業務地区（道路）	3大都市圏中心部	民間企業主導型	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による個々の建物単位の開発から官民協働体制によるエリア単位の取組への展開 社会・経済情勢の変化やまちづくりの進展の状況に応じた改訂をコンセプトとする「進化するガイドライン」に基づく取組
C	天神明治通り地区 福岡県 福岡市	官民連携の推進体制による落ち着きと品格のあるビジネスストリートの形成	2006年 We Love天神協議会設立	業務地区（道路）	地方中核都市	中間組織主導型	<ul style="list-style-type: none"> エリアの一体的な更新を推進するための協議会の設置と、開発事業を促進する規制緩和 沿道景観のビジョンや、建物と歩道の連続性を高めるデザインガイドラインの策定
D	花園町通り地区 愛媛県 松山市	車中心から地域のコモンスペースへ街路空間リノベーション	2011年 都市計画マスタープラン策定	中心市街地（道路）	地方中核市	自治体主導型	<ul style="list-style-type: none"> 花園町通りの空間改変事業（道路空間再配分と無電柱化）の都市計画マスタープランへの位置づけ 公民学連携のまちづくり推進のための松山市都市再生協議会、松山アーバンデザインセンターの設置
E	豊田市都心地区 愛知県 豊田市	「つかう」の視点に基づく計画づくりをもとに多様な主体の間で取組の方向性を共有する	2012年 「豊田の都心・交通を考える会」発足	駅前（駅前広場・広場・道路）	3大都市圏周辺部	自治体主導型	<ul style="list-style-type: none"> 都心空間整備にあたり「つかう」と「つくる」の両輪の発想が盛り込まれた「都心環境ビジョン」の策定 「都心地区空間デザイン基本計画」による、官民の多様な主体間での空間デザインの視覚的な指針の共有
F	長門湯本地区 山口県 長門市	大手観光事業者と地域が協働し“オソト天国”の実現を目指す温泉街の再生	2015年 市による老舗ホテルの用地取得	温泉街（河川・道路・広場）	地方都市	自治体主導型	<ul style="list-style-type: none"> 長門市による用地取得と民間事業者の誘致、および当該事業者へのマスター プラン検討の業務委託 まちづくりの専門家、地元事業者をえた、計画推進のための体制づくり

A 横浜元町地区

A 神奈川県 横浜市 横浜元町地区

独自の「まちづくりルール」に基づく、 ハード・ソフトのグランドレベル環境整備



- 横浜市の居住人口：3,757,000人 (2020.01)
- 主な取組主体：
元町自治運営会
協同組合元町エスエス会
商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート
元町河岸通り会
- 元町まちづくり協議会
- 主要取組の開始年：1999年
- 対象地区：横浜元町地区

地区概要

- 横浜元町地区は、横浜市の代表的な商業地区の一つであり、開港以来の歴史と文化を色濃く残す山手の丘エリアにも近接する。
- また、JR根岸線石川町駅、横浜高速鉄道みなとみらい線元町・中華街駅にも近接しており、公共交通のアクセスも優れている。
- 地区内には元町通りを中心としたエリア、仲町通りを中心としたエリア、川岸通りを中心としたエリアなどが存在し、それぞれが連携しながら個性的な空間整備を推進している点が特徴である。
- 中でも、延長約600m、幅員約12m(歩道として使用されている民地部も含む)の元町通りは、元町地区の中核的なショッピングストリートとして機能している。
- 元町通りでは、石畳の街路、壁面線がそろった商業施設、アクティビティを受け止める街路上のファニチャーなど、元町地区が1950年代以降脈々と取り組んできた高質なグランドレベルの要素が凝縮する。
- 取り組みを推進するための体制面においても、元町自治運営会、協同組合元町エスエス会、商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート（元町CS会）等の複数の団体、横浜市の担当部局が連携しながら街づくりを推進している。

A 神奈川県 横浜市 横浜元町地区

取組推進の経緯

第一期:1950年~ 全国に先駆けた壁面線後退による歩行者空間を創出

- 1955年に横浜市により建築基準法第46条第1項に基づく壁面線の指定を受けて、元町通りの商店街の建物軒下を1.8m後退することを明文化し、1階の歩行空間確保を推進
- その後ほぼ10年の歳月をかけて壁面後退が連続する歩行者空間を実現

第二期:1980年~ 抜本的な歩車道再整備による歩車共存空間の実現

- 1985年に歩行者と自動車交通の共存に向けて、歩道拡幅、電線の地中化等の道路再整備事業を実施し、歩車共存型(ポンエルフ型)の街路空間を整備
- 建物壁面に留まらず、沿道一体として魅力のある街並み形成のため、自主ルールとして「元町街づくり協定(1985年)」を策定

第三期:1999年~ 各種協定の更新とホスピタリティを高めるソフト施策の展開

- 1999年に元町地区では初となる地区計画として、元町仲通り街並み誘導型地区地区計画を策定
- また、2003年に併存していた複数の団体が協議する枠組みとして、「元町まちづくり協議会」を設置
- さらに、元町地区の共通の理念として、「横浜元町まちづくり憲章」が策定され、関連する協定の見直しや策定を実施
- 2003年にバリアフリー化に係る改修等が行われるとともに、2004年に街路の排気ガス・騒音問題を改善することを目指す共同配送を開始し、ソフト面の取組の強化を推進

第四期:2016年~ 「元町時間の創出」に向けた高質な滞留空間の拡充

- 2016年に元町エスエス会により「街づくりビジョン委員会」が設置
- 滞留空間の少なさ等の課題に対応するため、現行法に基づきながら、「元町パークレット」を整備

A 神奈川県 横浜市 横浜元町地区

プロセス

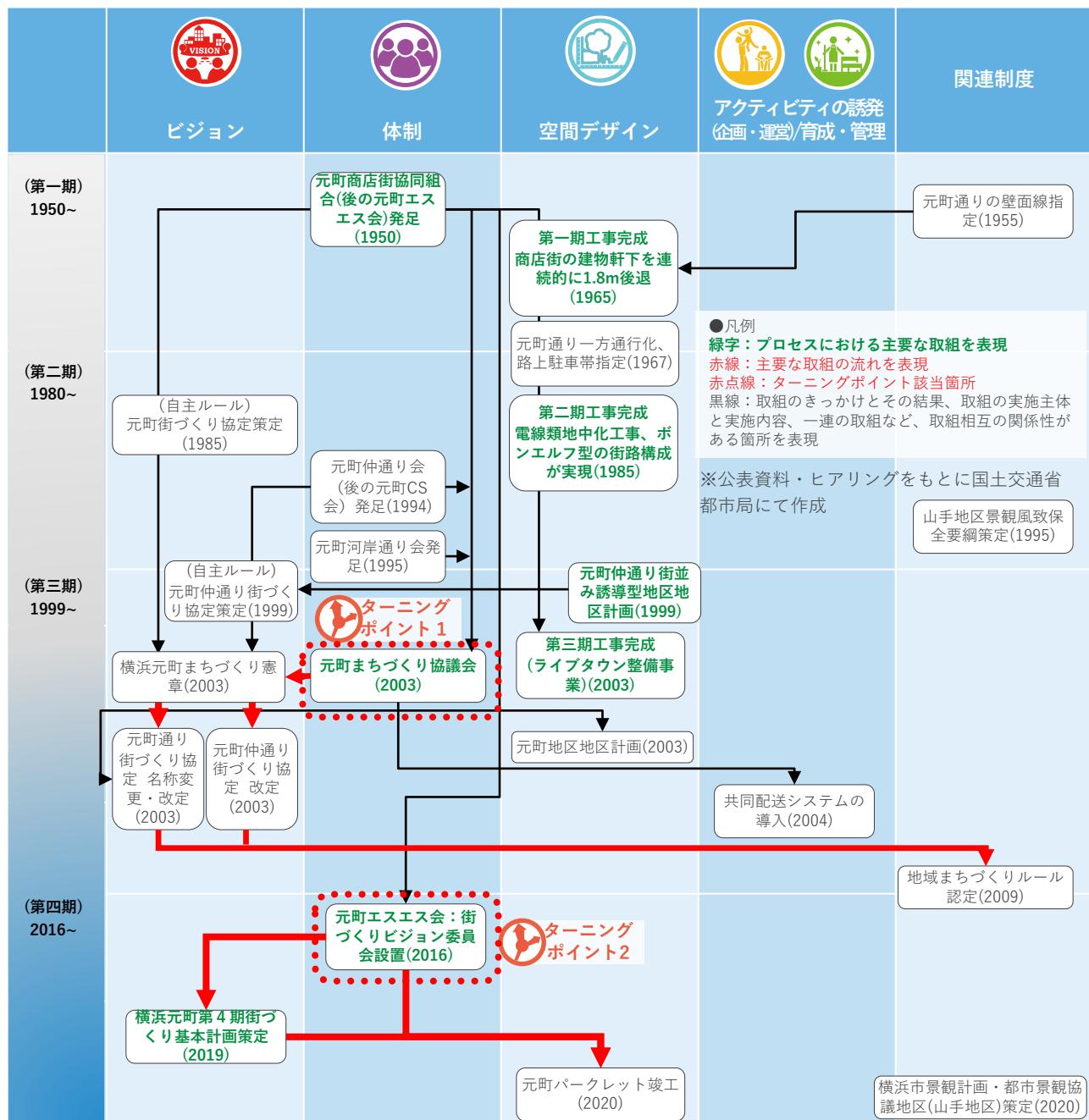
1950	元町商店街協同組合設立（後の元町エスエス会の基盤となる組織）
1955	元町通りの壁面線指定 <ul style="list-style-type: none">横浜市では、建築基準法第46条による壁面線の指定が複数地区で実施されており、中区元町はその中でも最初期に指定されたものである（横浜市公告第82号（1955年11月25日））。
1964	JR根岸線の開通により石川町駅開業
1965	元町通り第1期街づくり完成 <ul style="list-style-type: none">元町通りの商店街の建物軒下を1.8m後退し連続する歩道空間が創出された。
1967	元町通りを一方通行化し、路上駐車帯を指定
1985	元町通り第2期街づくり完成 <ul style="list-style-type: none">電線類地中化工事、ポンエルフ型の街路構成が実現された。
	元町街づくり協定策定(元町エスエス会)
1994	元町仲通り会発足（後の元町CS会の基盤となる組織）
1995	元町河岸通り会発足
	山手地区景観風致保全要綱策定
1999	元町仲通り街並み誘導型地区地区計画決定
	元町仲通り地区街づくり協定策定（元町CS会）
2003	元町まちづくり協議会発足  ターニングポイント1 <ul style="list-style-type: none">元町地区に存在する複数の団体（元町エスエス会、元町CS会、元町河岸通り会、元町自治運営会）と、横浜市担当部局が協議する受け皿として機能。学識・専門家も参加した。
	横浜元町まちづくり憲章 策定
	元町地区地区計画決定
	元町町づくり協定策定（元町自治運営会）
	元町街づくり協定を、元町通り街づくり協定に名称変更し、内容を改定（元町エスエス会）
	1999年に策定した元町仲通り地区街づくり協定を改定
	元町通り第3期街づくり完成(ライバタウン整備事業) <ul style="list-style-type: none">車道改修(バリアフリー化)、スクエア整備、ボラードの整備、車道改修、キャノピー設置、クロスポイントサインなどの整備を実施した。通行量と排気ガスの削減に向けて、物流車両抑制に資する共同配送システムを導入した(2004年)。
2004	横浜高速鉄道みなとみらい線の開通により、元町・中華街駅開業
2006	元町仲通りにおいてライバタウン整備事業と同様の街路整備を実施
2009	3つの協定を「地域まちづくりルール」として認定 <ul style="list-style-type: none">横浜市の地域まちづくり推進条例に基づき、元町通り街づくり協定、元町仲通り街づくり協定、元町町づくり協定の3つを「地域まちづくりルール」として指定することで、自主ルールとして定められていた協議やデザイン面でのルールに制度的な位置づけを付与した。
2016	元町エスエス会 若手理事を中心とした「街づくりビジョン委員会」を設置  ターニングポイント2 <ul style="list-style-type: none">元町エスエス会会长の想いの元、元町の将来を担う若手を、元町エスエス会の理事として多く採用し、フレッシュな取り組みを誘導した。
2018	サンフランシスコのパークレット視察 <ul style="list-style-type: none">元町エスエス会理事を中心に、パークレット発祥の地とされるサンフランシスコを視察調査した。
2019	街づくりビジョン委員会による「横浜元町第4期街づくり基本計画」策定 <ul style="list-style-type: none">周辺地域との回遊性を高めるため、街の入口となる交差点等の結節空間において、ゲート空間を演出することを目指す「元町オープンゲート構想」や、街の綻びを本来あるべき姿に修復しつつ、新しい機能を付加し、街で過ごす時間の価値を高める「元町時間の創出」を街づくりのテーマとして設定した。
2020	元町パークレット竣工 横浜市景観計画・都市景観協議地区(山手地区)策定

ターニングポイント1 複数の組織を束ねる協議会の設置

- 元町地区には、元町通りの事業者を中心とした「元町エスエス会」、元町仲通りの事業者を中心とした「元町CS会」、河岸通りの事業者を中心とした「元町河岸通り会」等、地区ごとに異なる体制が存在しており、それぞれが街づくりに関する協定などを策定・運用していた。
- 各地区連携の機運が高まる中で、これらの組織の代表者が一堂に会し、意見交換する受け皿として、「元町まちづくり協議会」が設置されたことが、その後の街づくり協定の改定等に繋がっており、地区全体での街づくりを推進するためのターニングポイントであったといえる。

ターニングポイント2 若手理事を中心としたビジョン委員会の設置

- 市内他地区において新たな商業地区の開発等が進展し、地区間での差別化及び競争力強化が求められていた。
- 元町エスエス会では元町の将来を担う若手を、元町エスエス会の理事として多く採用し、フレッシュな取り組みを誘導した。
- これらの若手理事を中心として、「ビジョン委員会」が設置され、パークレット発祥の地であるサンフランシスコの視察調査等を行ったことが、「横浜元町第4期街づくり基本計画」や、元町パークレットの計画・整備に繋がっており、従来の取組から一步踏み出すターニングポイントであったといえる。



A 神奈川県 横浜市 横浜元町地区



体制 / ビジョン

Teaming / Vision

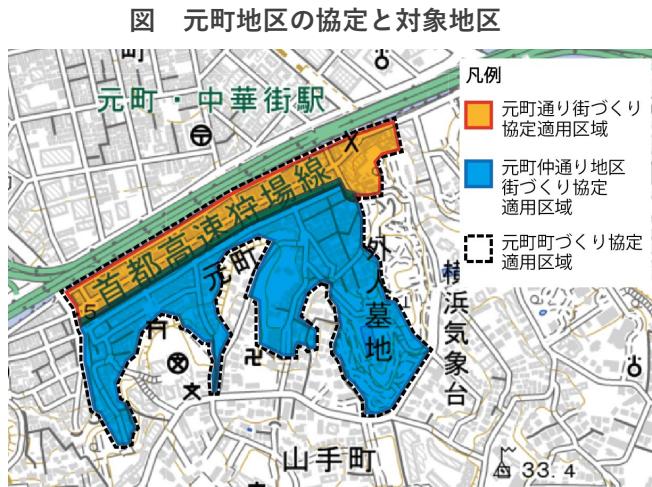
五つの要素のKEYWORD

- 多様なプレイヤーが連携する体制づくり
- 地域の将来像を共有するビジョンづくり

1. 多様なプレイヤーが連携する体制づくり

複数の組織を束ねる協議会の設置

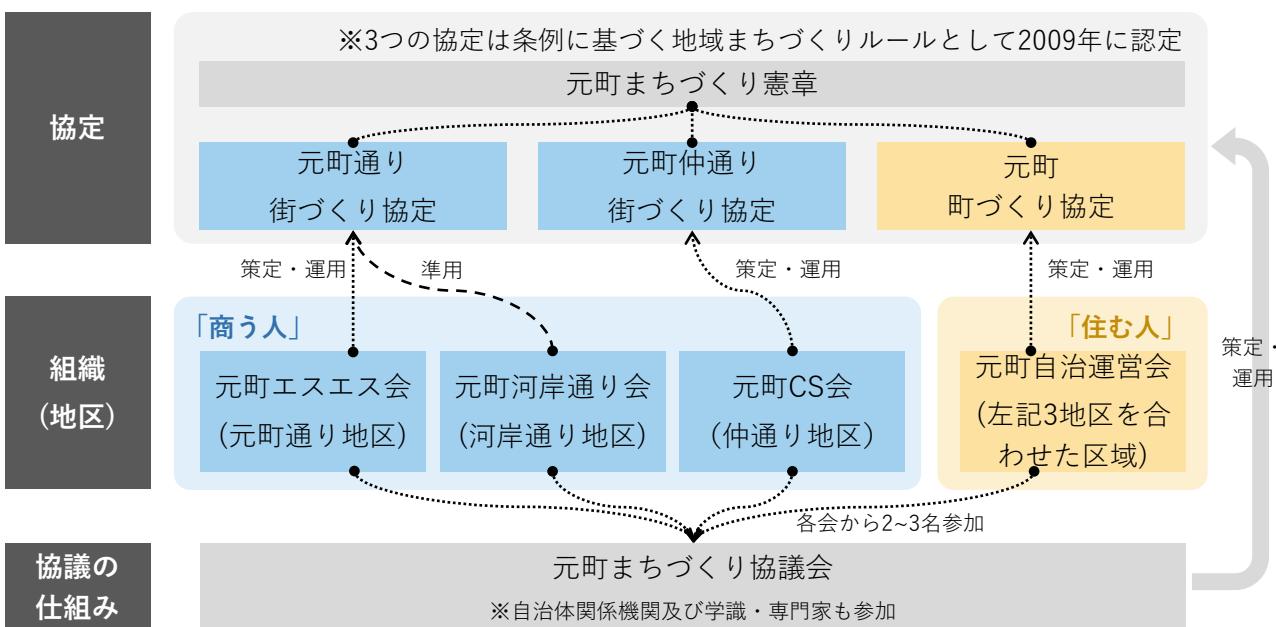
- 元町地区には、元町通りの事業者を中心とした「元町エスエス会」、元町仲通りの事業者を中心とした「元町CS会」、河岸通りの事業者を中心とした「元町河岸通り会」がそれぞれ活動を行っており、これらの3つの組織は「商う人の組織」としての性格が強い。
- また、元町に居住する地権者のための団体として、「元町自治運営会」がある。
- 2003年、上記の4つの会が協議をする枠組みとして、「元町まちづくり協議会」が設置された。
- 同協議会には、各会から2~3名の委員が参加するとともに、自治体関係機関及び学識者・専門家が参加する枠組みとなっており、地区の一貫性のある取り組みを推進するための組織的基盤となっている。



2. 地域の将来像を共有するビジョンづくり

ビジョンとしての憲章／具体ルールとしての協定

- 元町エスエス会、元町CS会、元町自治運営会は、対象とする地区の環境や目的に応じた独自の協定を有する。
- これらの3協定は策定年度が異なるが、4つの会が集う元町まちづくり協議会において、各地区の共通する理念として、「元町まちづくり憲章」が策定されたことを受け、3協定の見直しが実施され、地区全体で協定の整合性が図られている。
- また、各協定は各地区の自主ルールとして策定されていたが、2009年に、横浜市の地域まちづくり推進条例に基づく「地域まちづくりルール」として認定された。
- 認定によって、地区計画でのコントロールが難しい、詳細なデザイン面でのルール設定や、新たな開発を行う場合に、地区ごとに設置された組織と事前協議等を行うことが制度的に位置づけられた。



A 神奈川県 横浜市 横浜元町地区



空間デザイン /育成・管理

Space Design /
Cultivation and Maintenance

五つの要素のKEYWORD

- 地域の個性や街路と調和し、活動を可視化する沿道建築デザイン
- 誰もが安全に円滑に移動できる環境づくり
- 多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり
- ハードの質を持続させる育成・管理

1. 地域の個性や街路と調和し、活動を可視化する沿道建築デザイン

沿道建物の壁面後退による民地内での歩道確保・壁面デザインのコントロール

- 沿道建物の高さは25m以下に制限されている。（元町地区地区計画・元町仲通り街並み誘導地区地区計画・横浜市景観計画(山手地区)に基づく）
- 建築基準法に基づく壁面後退指定線は、道路境界線から建物1階壁面までの距離1.8m以上、高さを3.0m以上とし、後退部分は「民地歩道」として開放することを協定によって示している。
- 民間の敷地ではあるものの、民地歩道上で店頭販売ワゴン等を配置する場合等は事前協議を行うことが協定に示されており、歩行空間の確保と景観のコントロールが行われている。
- 外壁の基調色に関するルールも示しており、基本的に隣り合う建物と対比の強いものや、金、銀などの光沢のあるものは避け、街並みとの調和を重視した色彩が示されている。

図 壁面後退と民地歩道が連続する景観



2. 誰もが安全に円滑に移動できる環境づくり

ポンエルフ型の道路線形・電柱地中化・象徴的な景観の創出

- 元町通りにおいては、高質な歩行空間を実現するために、その計画・工事に係る費用負担等を地元が担うスキームが採用されている。
- 具体的には、元町エスエス会が市に対して街路空間の自費工事申請を行った上で、基盤的・質的整備を実施。
- 道路線形としては、歩車共存道路を目指し、“ポンエルフ”が採用されている。
※ポンエルフ：オランダで生まれた歩車共存の道路設計手法。道路の中に駐車スペース、クランク、ハンプ、滞留空間などを設け、自動車の速度抑制を図るとともに、生活の庭としての環境を設けることで、歩車共存を目指す。
- また、歩行空間の確保、良好な景観形成のため、電線地中化が行われている。
- 通りのエントランスに当たる交差点においては、車道を跨ぐ象徴的なオブジェが整備されている。
- 平日は歩車共存道路、休日は歩行者天国として運用されており、石畳の車道部分が柔軟に活用されている。

図 ポンエルフ型の道路線形



図 元町通りエントランスのオブジェ



3. 多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり／ハードの質を持续させる育成・管理

目的に応じた石畳の街路舗装

- 車道には、自動車の速度抑制効果も期待できるピンコロ石を、歩道面はフラットな石材を用いるなど、舗装材に細かな配慮が行われている。
- 歩行者の主な横断部として機能するポンエルフ型の街路の屈折部においては、歩道部-車道部の段差が生じないようにマウンドアップされるとともに、街路を特徴づけるエリアのブランドマークが埋め込まれている。
- 石畳の素材の一部は、第二期で整備後、30年が経過しており、石畳の摩耗と、それに伴う雨天時の滑り易さが課題となっていたが、元町の歴史を伝える素材を残すため、摩耗した石畳舗装表面をバーナーで焼くことで凹凸を生む処理が施され、素材を活かしたまま更新が行われている。

図 ブランドマークが刻印された元町通りの横断部



高質なストリートファニチャの整備

- ストリートファニチャとして、歩道上にベンチ、案内板、可動式のプラントボックス等が配置されている。
- 日常的なプラントボックスやベンチの管理は、協定に基づき沿道事業者に自主的な取組を求めている。
- 通りの交差点部には、歩行者の横断に配慮した鉄とガラスのキャノピーが配されており、連続的な街路空間の形成に寄与している。
- これらのストリートファニチャの設計・施工・維持管理の費用も地元が負担することで実現している。

図 歩道上のプラントボックス等



図 歩行空間を繋ぐキャノピー



車道空間を活用し、滞留空間を生み出す「元町パークレット」

- 元町通りでは、歩道部分にベンチを配置するなど、滞留空間の整備を行っていたが、来街者を多く集めるソフトな取り組みを展開する中で、屋外における滞留空間の更なる拡充が求められていた。
- 2015年頃、元町エスエス会では、将来を担う若手を理事として多く採用し、これらの若手を中心として、パークレット発祥の地であるサンフランシスコの視察調査等を実施した。(※パークレット：車道側道部や駐車帯の一部にベンチや植栽を配置し、滞留空間として転用する取組)
- 視察経験等を踏まえ、元町通りにおいても、ポンエルフ型の街路の停車帯の一部をパークレットとして整備する事業を進めた。
- 現行法に基づき、2020年には行政協議を行った上で、道路占用許可(占用期間5年間)を得て、空間を整備した。

図 元町パークレット





- 多様な活動ができる環境整備

1. 多様な活動ができる環境整備

週末の歩行者天国を支えるハード・ソフトの工夫

- 元町通りでは、1971年から日曜日の歩行者天国を開始しており、現在では土日祝日に実施されている。
- ボンエルフ型の車道部分のピンコロ石は、自動車のスピード抑制を考慮し、比較的凹凸の大きなピンコロ石が用いられていたが、2003~2004年に実施された「元町第三期街づくり工事」において、歩きやすさを考慮した凹凸の調整（ピンコロ石表面の削り処理）が実施されている。
- このような調整により、車道・駐車帯部分も違和感なく高質な歩行空間の一部として使用でき、歩行者天国時のゆとりのある歩行・滞留といったアクティビティを支える基盤となっている。
- 元町通り内に存在する複数の交差点は、完全に自動車が排除されているわけではないものの、盛上ハンプや舗装材により自動車の速度を抑制する工夫が採用されている。
- また、比較的自動車の横断が多い交差点においては、元町エスエス会により、有人の交通整理が行われる等、安全性を確保するためのソフト的な施策も実施されている。

図 歩き易さを高めた車道・駐車帯のピンコロ石



図 歩行者天国の安全性を高める有人の交通整理



子供連れのファミリーを支える授乳・オムツ替えのスペース確保

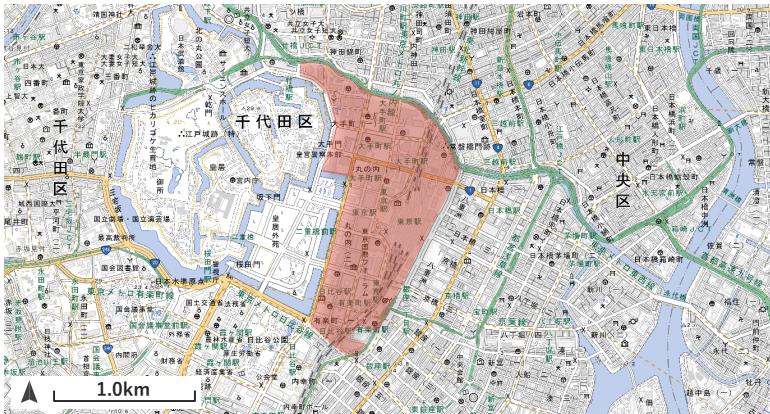
- 元町地区は、中小規模の施設が多く、家族連れでも安心して利用できるトイレ・授乳・オムツ替えのスペースが不足していることが課題となっていた。
- 子供連れのファミリー世帯に対応するため、2009年から土日祝日限定で、授乳やオムツ替え専用のバス車両「ポベッツタウン号」が、元町通りに設置されていた。
- これに代わる形で、2015年に恒常施設としてパウダールーム「元町オアシス」を整備。
- 同施設は、元町エスエス会によって設置・運営されており、パウダールーム、授乳室、オムツ替えスペース、トイレ、キッズサークル、着替え室等を完備する。
- 整備にあたっては、同地区に新規にマンションを建設した事業者が、2階の一部分を元町エスエス会に貸与することで実現した。

図 パウダールーム「元町オアシス」



B 大丸有地区

B 東京都 千代田区 大丸有地区 オフィス街の道路空間を 人が中心の“アーバンリビングルーム”に



- 千代田区の居住人口：65,900人 (2020.01)
 - 大丸有地区の就業人口(※)：約28万人
 - 主な取組主体：
大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会（大丸有まちづくり懇談会）、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会（大丸有まちづくり協議会）、大丸有エリアマネジメント協会（リガーレ）
 - 主要取組の開始年：2000年
 - 対象地区：大手町・丸の内・有楽町地区 (120ha)
- ※ 経済サンセス等を参考に大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会にて算出 (2017.01)

地区概要

- 1890年に明治政府より三菱社が土地を購入し、日本初の本格的なオフィス街として開発が始まった丸の内エリア。
- 1960年代からの高度経済成長期を経てオフィスビルの建設が進んだ。当時は、通りに面してビル1階に銀行店舗が軒を連ねており、夜や休日ともなると人影がまばらになり無機質でビジネスパーソンの街であった。
- 1988年には、オフィスに特化した街づくりからの脱却を図り、魅力ある街づくりを目指すべく、丸の内エリアに加えて隣接する大手町と有楽町を対象とする「大丸有まちづくり協議会」が設立された。地域の地権者、さらには行政へと働きかけ、公民が一体となった大丸有地区の新たなステージの幕開けとなった。
- 1990年代後半には三菱地所を中心に「丸の内再構築」が表明され、再構築第1ステージはオフィスビルの再開発第1号となる丸ビルの竣工（2002年）とともにスタートした。丸の内北口ビルや東京ビル、新丸ビル等のオフィスビルが立て替えられ、エリア全体の機能更新が行われた。
- 続く第2ステージでは、2009年の丸の内パークビルと三菱一号館、2012年の丸の内永楽ビルと大手町フィナンシャルシティ、2018年丸の内二重橋ビルの竣工に続き、今後も大手町において再開発計画が予定されている。

B 東京都、千代田区、大丸有地区

取組推進の経緯

1996年～ 人通りが少ないビジネス街から人中心のまちづくりが始動

- 1996年、オフィスビルの建て替えと合わせて、業務機能に特化した街づくりから人中心の魅力ある街づくりを目指すべく、地域の地権者が大丸有まちづくり協議会を設立
- 行政にも働きかけて、千代田区、東京都、大丸有まちづくり協議会、JR東日本の4社からなる大丸有まちづくり懇談会を設立し、公民が一体となった丸の内再構築が始動

2000年～ 「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」の策定

- 大丸有まちづくり懇談会は、地区の将来像や整備方針を内容とする「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン（以下、まちづくりガイドライン）」を策定
- まちづくりガイドラインには公民協力によるタウンマネジメントの考え方、将来像を実現するための新たな仕組みや制度整備も盛り込まれた

2002年～ ソフト面の取り組みを担う「大丸有エリアマネジメント協会」が設立

- 2002年5月、ソフト面でのまちづくりを進める役割を担う組織として「大丸有エリアマネジメント協会（リガーレ）」が組成
- 大丸有エリアマネジメント協会は、様々なイベントや活動を継続的に実施し、まちの賑わいを創出し、持続的な公共空間運営を実現

2005年～ まちづくりガイドラインの更新とマニュアルの策定

- まちづくりガイドラインは、「進化するガイドライン」を基本理念とし、社会・経済情勢の変化やまちづくりの進展の状況に応じて複数回改訂を実施
- また、まちづくりガイドラインを補完する複数のデザインマニュアルを策定

2015年～ 道路空間の活用ルールを作成し日常的なアクティビティを誘発

- 2015年には国家戦略特区として丸の内仲通り、行幸通りなどが指定
- 2年間の社会実験（大手町・丸の内・有楽町地区公的空間活用モデル事業）を経て、2017年には大丸有まちづくり懇談会が「道路空間活用のご案内」を作成
- 通りごとの活用方針や道路活用の手続きが定められたことで、公的空間活用が活発化

B 東京都 千代田区 大丸有地区

プロセス

1988	「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」の設立 <ul style="list-style-type: none">地区の開発を一体的に進めることを目的として、三菱地所をはじめ地区内の民間地権者を中心とする組織で大丸有まちづくり協議会を設立した。（2012年に「一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会（大丸有まちづくり協議会）」へと組織変更）
1996	公共と民間の協力・協調（P.P.P.）まちづくりの基盤形成 <ul style="list-style-type: none">1996年、千代田区、東京都、大丸有まちづくり協議会、東日本旅客鉄道株式会社の4者で「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会（大丸有まちづくり懇談会）」を発足した。
2000	「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」の策定  ターニングポイント1 <ul style="list-style-type: none">大丸有まちづくり懇談会は地区の将来像や整備方針を内容とする「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」を作成した。
2002	大丸有エリアマネジメント協会設立 <ul style="list-style-type: none">大丸有まちづくり協議会が母体となり、地区に係わりのある企業・団体やワーカー、学識者、弁護士等をメンバーとして「大丸有エリアマネジメント協会（リガーレ）」が組成。企業主体のビジネス街といわれてきた同地区で、ワーカーが主体となるはじめての組織であった。
	丸ビルの竣工・仲通りの空間整備  ターニングポイント2 <ul style="list-style-type: none">エリアの魅力不足や地域間競争等の課題意識から、丸の内仲通りを「車のための通路」から「アメニティ・賑わい軸」として再生することが地域内で合意された。丸ビルの竣工と合わせて丸の内仲通りの整備を行い、歩道の拡幅、車道と歩道の舗装の統一、段差解消を行い、道路と民地の境界を感じさせない、人を中心の空間として整備した。
2005	社会状況を踏まえ進化するまちづくりガイドラインとマニュアル類の策定 <ul style="list-style-type: none">まちづくりガイドラインは、「進化するガイドライン」を基本理念とし、社会・経済情勢の変化やまちづくりの進展の状況から、必要に応じてガイドラインを更新した。<u>2005年9月（改訂）</u>：エリアマネジメント、観光推進の具体化 大手町に関する記述が追加された。
2007	大丸有環境共生型まちづくり推進協会（エコッツエリア協会）設立
2008	<ul style="list-style-type: none"><u>2008年9月（改訂）</u>：環境共生方針の策定、公的空間管理、エリアマネジメント活動を始めとする「総合的なまちづくり活動」の方向性が整理された。サインデザインマニュアル策定（2008年）統一感のあるサイン環境の創出、就業者や来訪者を適切に案内誘導することを目的として作成された。大丸有まちづくり協議会による自主的な誘導が行われた。
2009	<ul style="list-style-type: none">デザインマニュアル策定（2009年）民間の個別計画や行政による公的空間整備に際し、大丸有地区の望ましい将来像を総合的な観点から誘導・実現するためのアーバンデザイン指針が示された。
	<ul style="list-style-type: none">屋外広告物ガイドライン策定（2009年）現行条例等の基準を補完する屋外広告物の地域ルールを作成。ガイドラインでは、街の活性化やエリアマネジメントに資する屋外広告物掲出の審査体制が規定された。
2012	<ul style="list-style-type: none"><u>2012年5月（改訂）</u>：災害に強いまちづくりの方向性の記述が拡充された。<u>2012年11月（改訂）</u>：都市観光、周辺地区連携、国際競争力強化に向けた項目が追加された。
2013	<ul style="list-style-type: none">緑環境デザインマニュアル策定（2013年）まちづくりガイドラインに示される将来像に基づき、緑環境のデザイン目標とデザイン指針が規定された。
2014	<ul style="list-style-type: none"><u>2014年5月（改訂）</u>：オリンピック・パラリンピック開催を契機としたまちづくり推進、国際競争力強化に向けた地域連携、常磐橋新拠点について記述拡充。
2015	大手町・丸の内・有楽町地区公的空間活用モデル事業の実施  ターニングポイント3 <ul style="list-style-type: none">2015年には国家戦略特区として丸の内仲通り、行幸通りなどが指定され、道路を利用して賑わいを生み出す事業が活発化した。
2017	<ul style="list-style-type: none">2年間の社会実験（大手町・丸の内・有楽町地区公的空間活用モデル事業）を経て、2017年には大丸有まちづくり懇談会により「道路空間活用のご案内」を発行した。
2020	社会情勢を受け屋外空間のニューノーマルなあり方の検討 <ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルスの影響を考慮し、密を避ける新しい道路空間の利用状況や来街者の行動測定などの社会実験を実施するなど、先進的な取組が推進された。
2021	<u>まちづくりガイドライン（2021年3月改訂）</u> ：新技術やデータ活用の項目が追加された。

ターニングポイント 1 個別開発から「街路」を形成していく都市計画への転換

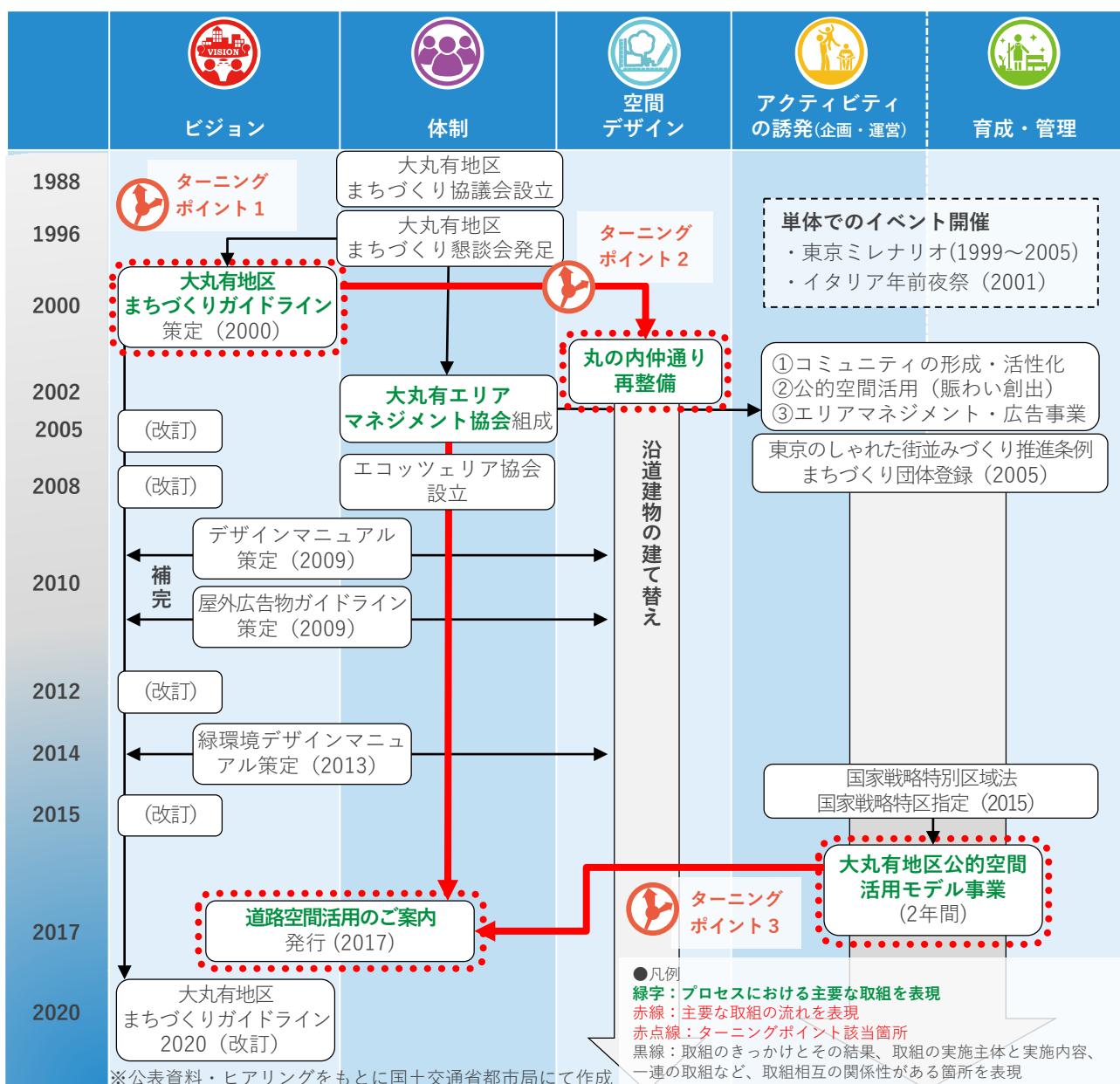
- オフィスビルの建替えにおいて、高さ100mを越える超高層建築を計画するにあたり、個別開発からエリア全体の将来像及び都市計画を行うことが、エリアの価値を高めていく上で必要との課題認識のもと、官民協働体制により2000年に「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」を策定した。これにより官民で地区の将来像や整備方針、将来像を実現するためのまちづくりのルールが共有された。

ターニングポイント 2 エリアの将来像を地権者で共有し優れたハード整備へと結実

- オフィスに特化した街並みから魅力ある街並みに転換する大きなポイントとなったのは、丸の内仲通りのハード整備であった。丸の内仲通り沿道では銀行の店舗が軒を連ね、夜間や休日は人通りの少ないという課題意識から、路面店としてレストラン・店舗が並ぶ「アメニティ・賑わい軸」として再生することが地域内で合意された。
- 本格的なオフィスビルの再開発として第1号となる丸ビルの竣工と合わせて、丸の内仲通りの整備を実施。歩道拡幅、歩車道の舗装統一、段差解消を行い、道路と民地の境界を感じさせない人を中心の空間として整備された。

ターニングポイント 3 公共空間の利活用を使いながら進化させる実験とルールづくり

- 賑わいのさらなる向上のため、ハードの整備だけではなく空間の利活用の検討が求められる中、2015年から2年間の社会実験（大丸有地区公的空間活用モデル事業）が実施された。社会実験を通して公的空間活用の検証と知見の蓄積を行い、大丸有地区の通りごとのコンセプトや道路空間活用の手続きをまとめたガイドラインが作成された。これにより道路空間利活用を本格的に実施するための環境が整備された。



B 東京都 千代田区 大丸有地区



ビジョン

Vision

五つの要素のKEYWORD

- 将来像実現のための取組を定める
計画づくり

1. 将来像実現のための取組を定める計画づくり

官民で合意したまちの将来像「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」

個々の開発の連携により「街路」を形成していく都市計画への転換

- 2000年、官民で形成される大丸有まちづくり懇談会は、8つの将来像や整備方針を内容とする「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」を策定した。
- まちづくりガイドラインでは、都市機能の配置にメリハリを持たせ、特色あるまちづくりを目指すために、ゾーン（歴史・機能・空間特性より区分）・軸（人々の主要な活動を形成する街路）・拠点（主要な交通結節点を内包し、求心性や交流性を創出）を設定し、地区特性に基づき指針や誘導方向を示している。
- また、個々の開発事業で良質なグランドレベルを形成し、それらが連携して街路と一体的にエリアの魅力を高めることができが志向され、これを実現するために、「街並みの構成手法」「機能」「景観」「ネットワーク」「環境」というトータルな視点から留意すべきアーバンデザインが整理された。

進化するまちづくりガイドラインと複数のマニュアル

- まちづくりガイドラインは、社会・経済情勢の変化やまちづくりの進展状況を把握し、フレキシブルに時代に対応できるよう、当初より「進化するガイドライン」を基本理念としている。また、右図の通り、改訂を重ねることで、計画策定後も行政や鉄道事業者に当事者意識を持ってまちづくりに関わって欲しいという意図が込められている。
- 開発事業の進捗に伴い具体的な内容を意識共有することが必要となったことから、サインデザインマニュアル（2008年）、屋外広告物ガイドライン（2009年）、緑環境デザインマニュアル（2013年）等の複数のマニュアルが作成されている。

まちづくりガイドラインと地区計画が両輪となり地域のまちづくりを推進

- まちづくりガイドラインは法定の計画ではないが、「大手町・丸の内・有楽町地区地区計画」において、地区計画とまちづくりガイドラインの「双方が両輪となって地域のまちづくりを推進する」ことが明記されているなど、法定の計画を補完するものと位置づけられている。
- これにより、都市計画に準ずる図書として行政協議、開発協議、また保健所や警察協議の際にも参考されている。
- また、地区計画とまちづくりガイドラインとを両輪とすることで、行政計画では表現しきれない細かい空間像やエリアのイメージを関係者間で共有し、まちづくりを推進することが可能となっている。

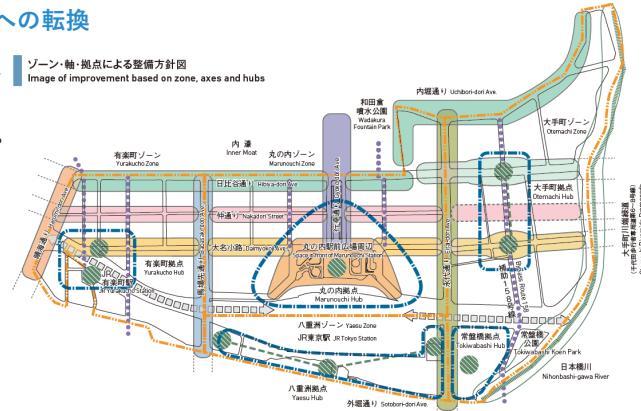


図 ゾーン、軸、拠点によるまちづくり

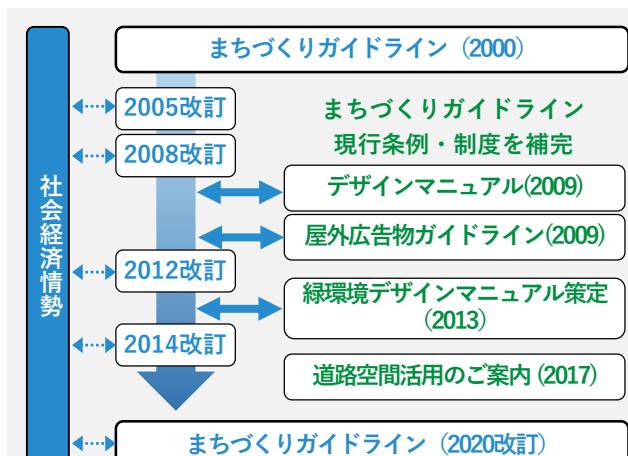


図 計画・マニュアルの関係性



図 整備手法の適用イメージ



- 多様なプレイヤーが連携する体制づくり

1. 多様なプレイヤーを連携させるための体制づくり

総合的なまちづくり活動のための推進体制

推進体制の核となる組織とその活動内容

- 大丸有地区の推進体制は、「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会（大丸有まちづくり懇談会）」のほか、「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会（大丸有まちづくり協議会）」、「大丸有エリアマネジメント協会（リガーレ）」、「大丸有環境共生型まちづくり推進協会（エコッツェリア協会）」から構成される。
- 大丸有まちづくり懇談会は、公共と民間の4者（千代田区、東京都、JR東日本、大丸有まちづくり協議会）で構成され、大丸有地区の将来像を議論・検討し、「公民合意形成」の役割を担う。
- 大丸有まちづくり協議会は、地権者団体として個別開発や公共空間活用の際の「地権者合意形成」の役割を担う。
- リガーレは、まちづくりガイドラインの趣旨・内容を尊重しながら、道路空間をはじめとした公的空間の活用やイベントの開催などを通じて、大丸有地区の活性化やブランド価値の向上に取り組んでいる。
- エコッツェリア協会は、大丸有まちづくり協議会やリガーレの活動を通じて培われたエリア内の企業との協力関係をもとに、2007年5月に設立され、大丸有エリアのまちづくり推進や、エコに関する調査研究と情報発信、各種イベントの開催など、さまざまな活動を実施している。

多面的なまちづくりのテーマに取り組むエリアマネジメント団体

- 大丸有地区では、地区の持続的発展のため公的空間の整備や、個々の開発に対する誘導・調整だけではなく、施設の維持管理や広報活動等を含めた「総合的なまちづくり活動」が推進されている。
- これを支える組織とその活動内容は以下の通りである。
 - 「東京駅周辺防災隣組」：まちとして安全・安心をテーマに幅広い活動を実施（防災地域協力）。
 - 「一般社団法人丸の内パブリックスペースマネジメント」：東京駅丸の内地下歩行者専用道と行幸通り地下通路の良質な維持管理と賑わい創出を推進（公的空間管理）。
 - 「一般社団法人大手町歩専道マネジメント」：大手町地区における日本橋川沿いの千代田歩行者専用道第6～8号の良質な維持管理と賑わい創出を推進（公的空間管理）。
 - 「大丸有地区駐車環境対策協議会」：大手町・丸の内・有楽町地区駐車場地域ルールの適切な運営を管理し、円滑、安全な交通環境の街づくりを推進（地域ルール運営／交通環境改善）。

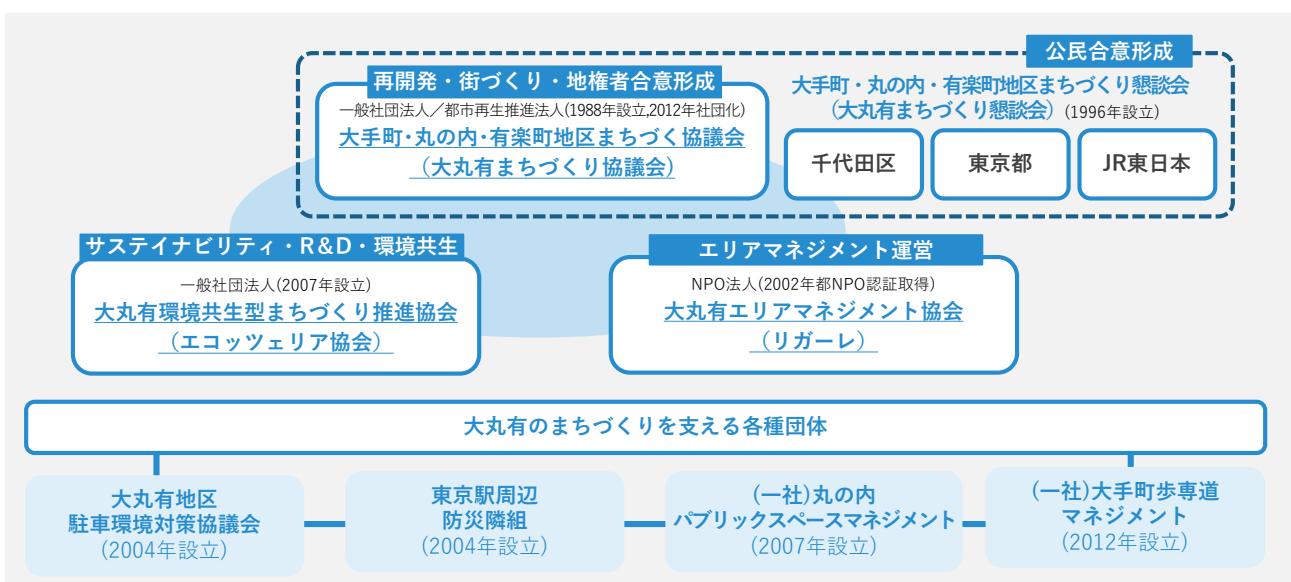


図 まちづくり活動と担い手組織

B 東京都 千代田区 大丸有地区

空間デザイン Space Design



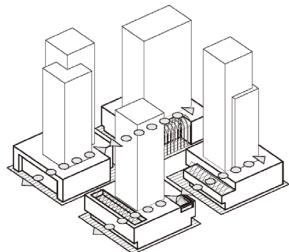
五つの要素のKEYWORD

- 地域の個性や街路と調和し、活動を可視化する沿道建築デザイン
- 回遊性を高める歩行者ネットワークづくり
- 多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり

1. 地域の個性や街路と調和し、活動を可視化する沿道建築デザイン

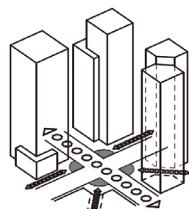
アーバンデザインの考え方

- まちづくりガイドラインでは、連続した街並みとまとまりあるスカイラインを創出するため、建築物相互の関係性への配慮や、道路・駅前広場等の公的空間と建物低層部・敷地内空地等の連携、適切な機能配置や緑環境整備の考え方が示されている。
- 個々の建築物の計画に際して望ましいグランドレベルを形成するため、「街並み形成型」「公開空地ネットワーク型」の2つの手法を設定し、計画敷地の立地に適したまちづくりを推進している（右図）。
- 建物更新時における、2つのまちづくり構成手法の特徴を明確に表現することにより、景観面、機能面、環境面等において地区の一体性や重層性を創出し、地区全体として魅力を深めていくことが意図されている。



「街並み形成型」

- ・低層部+高層部の建物構成
- ・低層部が連続することによるヒューマンスケールの街並み
- ・多様な空地による賑わいと歩行者ネットワークの形成



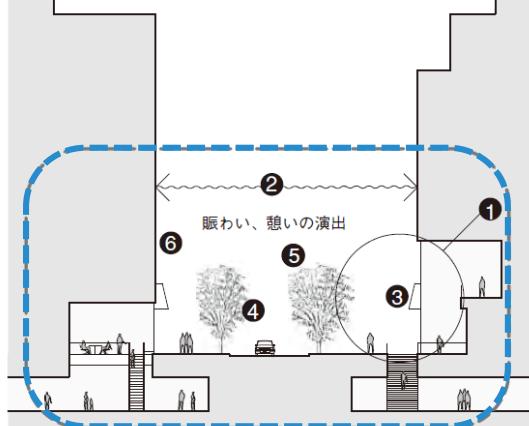
「公開空地ネットワーク型」

- ・空地の連続的、集約的配置
- ・地上と地下空間の一体的整備
- ・快適で利便性の高い歩行者ネットワークの形成

図 2つのまちづくり構成手法

街並み形成型（丸の内仲通りの例）

①建物と歩行者空間との協調による環境整備（店舗、ギャラリー等沿道への立地・ファサードの表情の工夫・ストリートファニチャー、植栽の設置等）



④歩道を車道側へ拡幅し、歩行者空間の快適性を増すとともに、カフェやイベント開催の場、語らいの場として利用し、活動の多様性を拡大

②対面する建物低層部の間隔により、一体感のあるヒューマンスケールの街路空間を形成

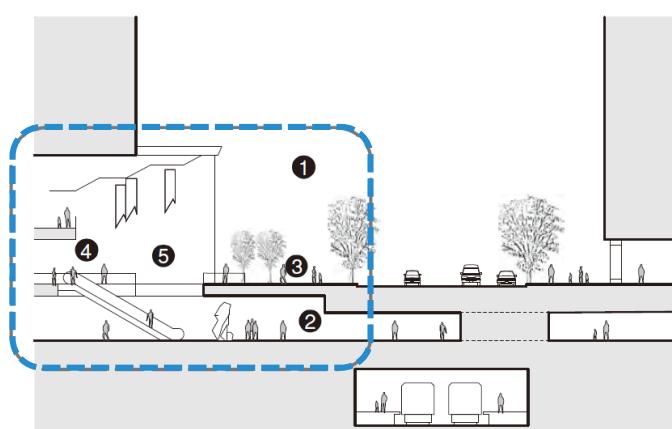
⑤通り両側の行き来のしやすさに配慮した植栽等により、豊かな緑環境を形成

③街路沿いに広場空間などを設け、賑わい、憩い、安らぎを演出し、街並みにリズムや開放感を創出

⑥分かりやすく親しみやすいサイクル、街灯、ストリートファニチャー等の設置、舗装デザイン等の工夫

公開空地ネットワーク型（大手町の例）

①屋内外のヒューマンスケールの空間形成（エントランス空間のギャラリ化、ピロティ、情報・コミュニケーション系機能の導入）



④お濠の水環境をモチーフにする等、エリアの特徴を生かした環境、空間を形成

②地下歩行空間の整備とともに、地上・地下空間の接続を強化

⑤建物と歩行者空間との協調による環境整備（店舗、ギャラリー等沿道への立地・ファサードの表情の工夫・ストリートファニチャー、植栽の設置等）

③歩行者空間を拡幅し、快適性を増すとともに、カフェやイベント開催の場、語らいの場として利用し活動の多様性を拡大

2.回遊性を高める歩行者ネットワークづくり

丸の内仲通り：賑わい・アメニティ軸としての空間整備

- 丸の内仲通りでは、「通りに面した建物内部まで仲通り」というコンセプトのもと、地区の最初の再開発である丸ビルの建替えに合わせて街路整備が実施された。
- 「クルマのための通路」から「人が中心の空間」へリニューアルすべく、歩道と車道の幅員構成を従来の歩道6m×2：車道9mという構成から歩道7m×2：車道7mの構成に変更。あわせて歩車道を共通の舗装（アルゼンチン斑岩）とし、段差を解消、官民の境界を感じさせない一体的な仕様とした。
- 街並に統一感を持たせるため、沿道建物の低層部の軒高を31mに揃えていることも大きな特徴である。
- 沿道建物の低層部の用途は、1999年にレストランが開業したのを皮切りに、次々と店舗・ブティックが出店し、平日、休日を問わず賑わいを見せている。

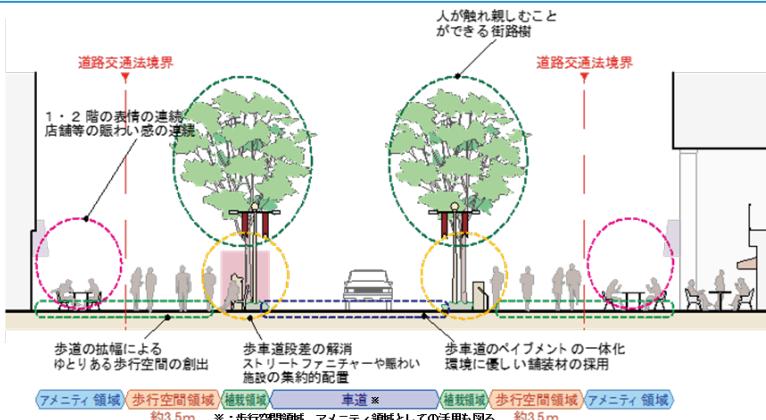


図 丸の内仲通り断面イメージ

3.多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり

丸の内仲通り：アメニティ・個性を高めるアーバンファニチャー

- 丸の内仲通りの街路樹はケヤキをはじめカツラ、アメリカフウ、シナの木などの落葉樹が植えられた。敢えて落葉の多い樹種を選択することで、春夏には緑陰があり、秋には紅葉を楽しめるなど、四季の感じられる通りづくりが工夫されている。道路と歩道の間に置かれたプランターやハンギングフラワー、ベンチも通りの快適性を高めている。
- 地区内の街路樹の樹種や緑環境デザイン指針・手法は、緑環境デザインマニュアルに記載されている。
- また、三菱地所株式会社と公益財団法人彫刻の森芸術文化財団が「芸術性豊かな街づくり」を目指し、「丸の内ストリートギャラリー」を実施している。1972年より現在に至るまで、数年に一度作品の入れ替えをしながら、民地部にアート作品を設置している。



図 丸の内仲通りの様子

■コラム | 長年の駐車場整備を通じて実現した人を中心のグランドレベル

- 丸の内仲通りでは、通りに面する建物の駐車場出入口を、東西方向の道路や日比谷通りに配置し、丸の内仲通りの歩行者空間としての安全性、快適性を確保する取組が長年実践してきた。
- 「大丸有駐車協議会」では、大丸有地区に相応しい交通環境の実現することを目的として、地域ルールにより適切な附置義務駐車場整備や路上駐車の排除、路外駐車場への誘導などが行われている。



B 東京都 千代田区 大丸有地区



アクティビティの誘発 (企画・運営)/ 育成・管理 Promoting of Activity / Cultivation and Maintenance

五つの要素のKEYWORD

- 多様な活動ができる環境整備
- 活動を持続させる事業性の確保

1.多様な活動ができる環境整備

日常的な公開空地・道路空間の利活用を促す様々な取組の実施

- 地区の公共空間では、リガーレを中心に「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」の制定を契機とした公開空地の活用や、丸の内仲通り、行幸通り等が「国家戦略特区指定区域」となったことを契機とした道路空間の活用により、オープンカフェや各種イベントが開催されている。
- 公開空地では、リガーレは東京都の「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく登録まちづくり団体として、エリア内にあるビルの広場（アトリウム）など、全14街区の公開空地等の活用を促し、まちの活性化に資する公益的イベントやオープンカフェなども実施している。
- 道路では、「丸の内仲通りアーバンテラス」として通りを歩行者に開放している。平日は午前11時～午後3時、土日祝日は午前11時～午後5時で車両交通を規制して、イスやテーブル、パラソルを設置し、日常的な来街者の憩いの場やイベントを開催する場として利用されている。



図 丸の内仲通りアーバンテラス

道路ごとの特徴と推奨事項を定め個性ある街路づくりを実施

- 2年間の社会実験の成果を踏まえ、2017年にまちづくり懇談会により「道路空間活用のご案内」が作成された。
- 道路空間活用のご案内には、道路占用を伴う催事を行う際の手続きや、大丸有地区の道路空間における催事基本方針、通りごとの特徴や推奨催事がまとめられている。対象道路は、行幸通り、行幸通り地下通路（地下）、丸の内仲通り、大手町川端緑道、千代田歩行者専用道第55号線（地下道）が含まれる。
- 通りの特徴にあわせて開催イベントの内容や規模、コンセプトを定めることで、個性ある街路づくりを行うとともに、道路空間でイベントを実施する際の社会的な位置づけを明記し、警察協議では判断の拠り所とされている。

大丸有地区道路空間における催事基本指針



①世界に向けた情報発信

日本を象徴する場所として、世界に向けて日本の顔を演出し、日本の文化・テクノロジーを発信する催事、国内外の先端性・時代性・芸術性に優れた催事



②日本・東京の中心としての存在

首都東京の顔として、日本や東京の経済活動、社会支援、環境啓発、文化交流を促進する催事



③大丸有地区内外の活動等の促進

大丸有地区内外企業の社会支援や経済活動、地区内外で展開されるビジネス活動の支援、就業者間の交流・周辺地区との交流促進、都市観光等の促進に資する催事



④就業者・来街者へ憩いの場を提供

就業者・来街者に向けた利便性やアメニティ向上を図る催事

丸の内仲通り



丸の内仲通り(丸の内二丁目ビル前)



大丸有夏祭り



Be A Balconist



丸の内仲通り(丸ビル前)



URBAN TERRACE × OPEN MUJI有楽町



エコロジャー＆モビリティフェア in 丸の内

仲通りの道路の特徴と推奨催事

- 丸の内を南北に貫き、ビジネス活動、アメニティ活動の基軸となり、店舗ファードやストリートファニチャー、豊かな緑がある通り
- 先端性・時代性のある催事および就業者間の交流催事等を推奨

図 道路空間活用のご案内

2.活動を持続させる事業性の確保

公共性・公益性を踏まえた積極的な道路空間活用

- 前述の「道路空間活用のご案内」には、大丸有地区の通りでイベントを行う際の申請手続きが明記されている。手続きは、リガーレを通して実施され、申請手続きを明確化することで催事実施数の増加や新たなる賑わい創出が目指されている。
- 手続きの流れは次の通りである。リガーレと主催者の間でイベントの企画・実施内容の検討・協議を行う。(①②)。リガーレと主催者の間で合意した企画について、リガーレは道路管理者と交通管理者と事前協議を行う。事前協議の基づき、リガーレと主催者が合意した実施計画(③)について、リガーレ(道路占用者)は道路管理者(東京都・千代田区)に道路占用許可の申請を、主催者(道路使用者)は交通管理者(警察署)に道路使用許可の申請を行い、これらの許可を得て(④)実施する。催事終了後、催事主催者は、リガーレに対し実施報告書を提出しなければならない(⑤)。
- 催事主催者は、利用に際して「まちづくり協力金」をリガーレに支払うこととなっており、これを原資に丸の内仲通りアーバンテラスの運営や清掃などの維持管理を行っている。

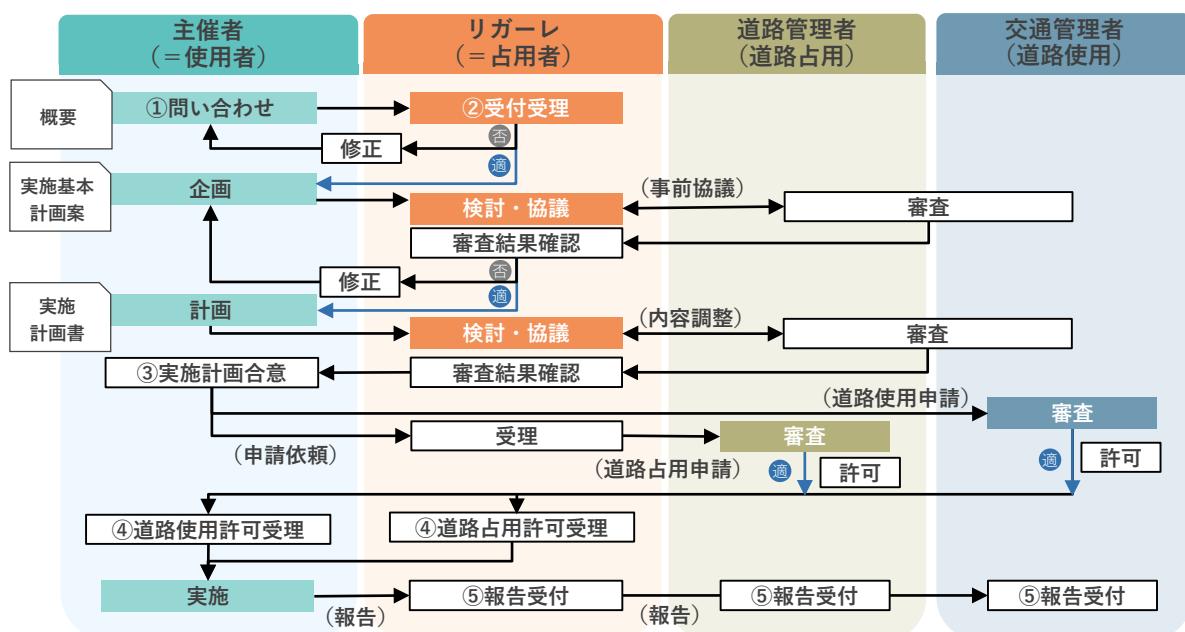


図 道路空間活用の手続きの流れ

■コラム | 屋外空間のニューノーマルなあり方を実験

- 丸の内仲通りでは、2019年から「仲通りの在り方検討会」において、都心の道路空間を憩いの場として開放する社会実験「Marunouchi Street Park」を実施し、屋外空間の多様な活用が議論されている。
- 2020年は、新型コロナウイルスの影響を考慮し、密集・密閉・密接避けた快適な空間が求められる中、感染拡大防止への配慮を徹底しながら屋外空間の新たな可能性を探る機会として、新しいライフスタイルを提供する空間を展開した。
- イベント実施期間中は、センサーを用いて人の歩く速度や軌跡、滞留状況分析、街区ごとの利用状況調査を実施。特設ウェブサイトでは、リアルタイムで各ブロックの混雑度が確認可能な「Social Distance MAP」を導入した取組が行われた。



図 快適な屋外オフィス空間



図 天然芝で自然を感じる公園

C 天神明治通り地区

C 福岡県 福岡市 天神明治通り地区 官民連携の推進体制による 落ち着きと品格のビジネスストリートの形成



- 福岡市の居住人口：1,603,000人 (2020.01)
- 主な取組主体：
天神明治通りまちづくり協議会 (MDC)
We Love天神協議会 (WLT)
- 主要取組の開始年：
2006年
- 対象地区：天神明治通り地区 (17ha)

地区概要

- 天神地区は、江戸時代、福岡藩の城下町として発展した地域であり、周囲の町割りや地名にもその名残が残る。
- 現在では、福岡市の商業エリアとして発展しており、中でも天神明治通り地区には中核的な商業・業務機能が集まる。
- 福岡空港から直線距離にして約2km程度であること、九州・中国地方と鉄道・長距離バスによるアクセスも良好であることから、広域圏からの高い集客力を有している。
- 地下には天神地下街や地下鉄コンコースが整備されており、天神明治通り沿いの建物も、地下との接続が図られている点が空間的な特徴といえる。
- 一方、航空法による沿道建物の高さ制限(67m程度)や、都市計画上の容積率の制限(800%)等が適用されており、以前から建設されていた沿道の建物(容積率1000%程度)の更新が進まないこと、なるべく容積を確保するため高建蔽率の建物が整備され、グランドレベルの滞留空間が少ないと等が課題となっていた。
- 2005年の福岡県西方沖地震による被災以降、これらの課題が危機感をもって認識されることとなり、公民学連携の元、ソフト、ハード両面の取組がスピード感をもって進められている。

C 福岡県 福岡市 天神明治通り地区

取組推進の経緯

2005年～

震災を契機とした天神全体のまちづくりの機運の高まり

- 容積率制限、航空法の高さ制限等により、沿道建物の老朽化が課題となっていた中、2005年にマグニチュード7.0、最大震度6弱の福岡県西方沖地震が発生
- これにより、当該地区の建物の老朽化について危機感をもって再認識
- これを契機に、地元民間企業・自治体による任意の勉強会が立ち上げられた後、天神地区の将来のまちづくりを議論する受け皿、発信する主体としてのWe Love天神協議会（WLT）を2006年に設立
- WLTの取組の一環として、天神明治通りの更新に係る各種勉強会、視察会等を、民間-自治体の枠を超えて実施
- 結果として2008年に「天神まちづくりガイドライン」を策定し、その戦略の一つとして、天神明治通りの更新を視野に入れた「まちの新陳代謝戦略」を明文化

2008年～

天神明治通り地区の事業推進体制の構築

- WLTがまとめた「まちの新陳代謝戦略」を受けて、天神明治通りの沿道地権者による一体的更新のための連携の受け皿として2008年に天神明治通り街づくり協議会(MDC)を設立
- その後MDCにより、「グランドデザイン（まちの将来像）」及び「グランドデザイン実現の手引書（継続的に具体化・改訂）」が作成され、天神明治通り沿いの街づくり検討の基盤として活用

2008年～

事業促進のための支援制度の段階的な策定・拡充

- 上記の動きと呼応して、自治体による、グランドレベルにおける公共貢献メニュー等と紐づけた下記の容積率・高さ制限の緩和制度が段階的に策定・拡充されたことで、事業化が加速
- 国家戦略特区を活用した航空法高さ制限の特例承認を獲得した機を逃すことなく、様々な施策を組み合わせることで、アジアの拠点都市としての役割、機能を高め、新たな空間と雇用を創出するプロジェクトとして「天神ビッグバン」を始動し、更にまちづくりを加速させるため「天神ビッグバンボーナス」を創設
 - 都心部機能更新誘導方策(2008年)
 - 国家戦略特区制度における航空法高さ制限のエリア単位での特例承認(2014/2017年)
 - 「天神ビッグバン」の始動(2015年)、天神ビッグバンボーナスの創設(2016年)

2013年～

地区計画・地区整備計画の都市計画決定による開発の推進

- 上記の制度立案と並行して、2013年に天神明治通り地区の地区計画（方針）が都市計画決定
- これに続く形で、天神一丁目南ブロック(2015年)、天神二丁目南ブロック(明治通り沿道)(2019年)、天神一丁目北ブロック(14番街区)(2020年)において、地区整備計画が都市計画決定
- 2019年、天神一丁目南ブロックに位置する「天神ビジネスセンター」が着工（2021年9月に竣工予定）

C 福岡県 福岡市 天神明治通り地区 プロセス

1973	都市計画法に基づく指定容積率(最大800%)が天神地区に適用	
	<ul style="list-style-type: none">天神地区に指定容積率が指定されるも、既に天神地区の拠点として機能していた天神明治通り地区には、容積率1000%程度の複合ビルも建設されていた。1973年以降に建替えを行う場合、既存建物よりも容積率を下げた開発となるため、その後数十年にわたって建物更新が停滞し、老朽化が進むことになった。	
2005	福岡県西方沖地震の発生	
2006	We Love 天神協議会 (WLT) の設立	① ターニングポイント1
2008	福岡市による都心部機能更新誘導方策の策定	② ターニングポイント2
	<ul style="list-style-type: none">公共貢献に伴う大幅な容積率緩和を制度として明文化された。	
	天神まちづくりガイドラインの公開	
	<ul style="list-style-type: none">WLTにより、天神地区の包括的な方針として策定される。	
	天神明治通り街づくり協議会(MDC)の設立	③ ターニングポイント1
2009	グランドデザイン（まちの将来像）の公開	
	<ul style="list-style-type: none">MDCにより、天神明治通りの方針として策定される。	
2011	グランドデザイン実現の手引書 の公開	
	<ul style="list-style-type: none">グランドデザイン（まちの将来像）を踏まえたデザインやルールなどが手引書として公開された。	
2012	特定都市再生緊急整備地域に指定	
	<ul style="list-style-type: none">天神明治通りを含む天神地区、博多駅周辺、ウォーターフロント地区が都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域の指定を受ける。	
2013	天神明治通り地区の地区計画（方針）が都市計画決定	
2014	国家戦略特区に指定	
	<ul style="list-style-type: none">国家戦略特別区域法に基づきグローバル創業・雇用創出特区として国の指定を受ける。	
	福岡市の地域まちづくり計画として「天神明治通り地区 地域まちづくり計画」を登録	
	国家戦略特区における航空法高さ制限のエリア単位での特例承認(一回目)	④ ターニングポイント3
	<ul style="list-style-type: none">国家戦略特区による高さ制限の特例として、天神明治通り地区における約67m(地上15階程度)の高さ制限が、約76m(地上17階程度)に緩和された。	
2015	「天神ビッグバン」始動	⑤ ターニングポイント4
	天神一丁目南ブロック地区整備計画が都市計画決定	
	MDCにおいて、歩道整備・低層部都市機能検討会を設置(2015~2017)	
	<ul style="list-style-type: none">MDCのグランドレベルの検討に関する作業部会として検討会が発足された。	
2016	天神ビッグバンボーナスの創設	
	<ul style="list-style-type: none">認定要件を満たす魅力あるデザイン性に優れた新規ビルに対して、現行制度とは別に、新規インセンティブとして50%の容積率緩和を制度化した。2016年から運用が開始された。	
2017	国家戦略特区における航空法高さ制限のエリア単位での特例承認(二回目)	⑥ ターニングポイント5
	<ul style="list-style-type: none">約76m(地上17階程度)の高さ制限を更に緩和した。渡辺通りを中心線とした西側では約115m(地上26階程度)に、渡辺通りを中心線とした東側では約76~100m(最大地上22階程度)に緩和された。	
	駐車・駐輪附置義務条例の改正	
	<ul style="list-style-type: none">駐車場の都心部における施策として、①公共交通利用促進措置の実施による台数低減、②隔地制度の運用による駐車場の集約化等が可能となった。駐輪場の敷地内確保が原則となっていたが、街区単位での集約化が可能となった。	
2018	グランドデザイン実現の手引書の全面改訂	
2019	天神二丁目南ブロック(明治通り沿道)地区整備計画が都市計画決定	
	天神ビッグバン第一号案件として、天神一丁目南ブロックに位置する「天神ビジネスセンター」が着工(2021年9月に竣工予定)	
2020	天神一丁目北ブロック（14番街区）地区整備計画が都市計画決定	

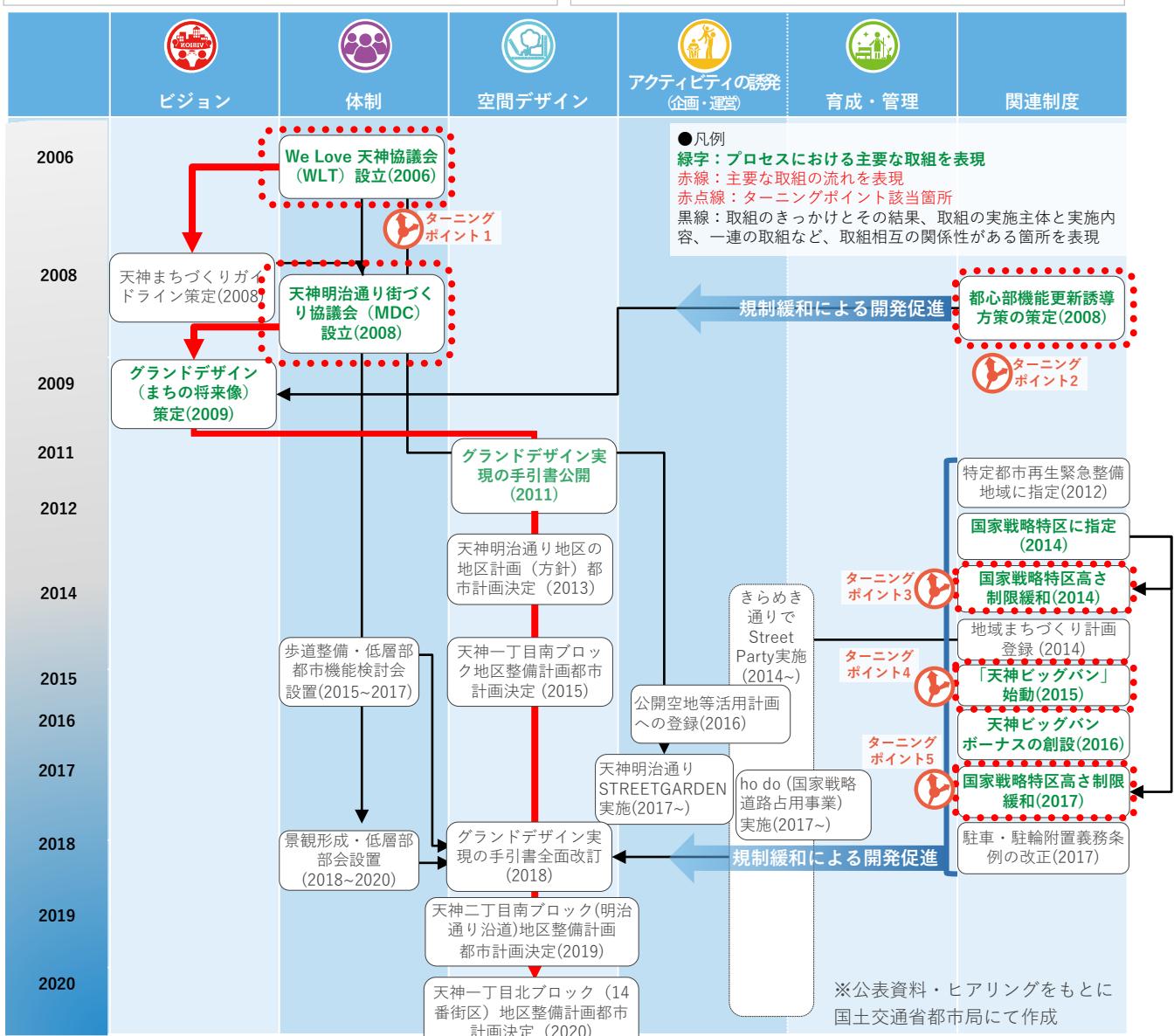
ターニングポイント1 We Love 天神協議会及び天神明治通り街づくり協議会の設立

- 震災を切っ掛けとした天神全体のまちづくりの機運の高まりを受け、まちづくりを推進する公民学連携の受け皿としてWe Love 天神協議会（WLT）と、天神明治通り沿いの一体的な開発を推進する地権者団体として天神明治通り街づくり協議会（MDC）が設立されたことが、天神地区及び明治通り地区の抜本的な課題解決に向けてのターニングポイントになった。
- また、MDCが策定した、ビジョンとしての「グランドデザイン（まちの将来像）」、デザインガイドラインとしての「グランドデザイン実現の手引書」を策定したことが、その後の具体計画の基盤となっている。

ターニングポイント2,3,4,5 自治体独自制度、国家戦略特区制度等による一連の規制緩和

- 天神明治通りの更新を妨げる要因となっていた、容積率の制限、航空法に基づく高さ制限を緩和するための一連の制度創設が、連鎖的に行われたことが、老朽建物の更新を実現するためのターニングポイントになったといえる。
- 中でも、2014年に国家戦略特区に指定され、同制度において、2014年、2017年に段階的に高さ制限が緩和されたことが、天神明治通り地区における一体的な開発を実現するための大きな転換点となったといえる。

<p>2. 都心部機能更新誘導方策(2008年)</p> <p>公共貢献に伴う大幅な容積率緩和を制度として明文化。 公共貢献メニューとして、賑わい・憩いの創出を明記。</p>	<p>3. 国家戦略特区における航空法高さ制限緩和(2014年)</p> <p>国家戦略特区による高さ制限の特例として、天神明治通り地区における、約67m(地上15階程度)の高さ制限を、約76m(地上17階程度)に緩和。</p>
<p>4. 「天神ビッグバン」始動(2015年)</p> <p>上記3.を獲得した機を逃すことなく、様々な施策を組み合わせることで、アジアの拠点都市としての役割、機能を高め、新たな空間と雇用を創出するプロジェクトとして「天神ビッグバン」を始動。さらにまちづくりを加速させるため、魅力あるデザイン性に優れたビルにインセンティブ(容積緩和等)を付与する「天神ビッグバンボーナス」を創設。</p>	





- 多様なプレイヤーが連携する体制づくり

1. 多様なプレイヤーが連携する体制づくり

天神地区全体の活性化を目指す「We Love天神協議会(WLT)」

- 天神地区の将来のまちづくりを議論し、施策を展開するため、2006年にWLTが設立された。
- 福岡天神エリアの企業、団体、住民、行政など多様な活動主体で構成されており、2020.11時点で140会員が加盟する。
- 福岡市は特別会員として参加するとともに、まちづくり交付金支給、出向者派遣等により初期の活動を支援した。
- WLTが2008年に策定した「天神まちづくりガイドライン」の中で、天神明治通りの更新を視野に入れた「まちの新陳代謝戦略」が示されたことが、その後のMDCの設立や取組の推進に繋がることとなった。

図 WLTの活動趣意



WLTの活動趣意

- ✓ 安全安心で快適な環境の形成
- ✓ 地区の価値集客力の向上
- ✓ 地方経済の活性化
- ✓ 及び生活文化の創造

天神明治通り地区の再開発を目指す「天神明治通り街づくり協議会(MDC)」

- 「まちの新陳代謝戦略」を受けて、天神明治通りの一体的な更新を推進するため、複数の地元有力企業等の有志により、2008年にMDCが設立された。
- 当時は、福岡県西方沖地震で再認識された建物老朽化的課題に加えて、2011年に開通を予定する九州新幹線と、それに伴う博多駅周辺のポテンシャルの高まりに対する危機意識も存在していた。
- 天神明治通り地区には、登記簿上、200を超える地権者が存在していたが、MDC設立に際してはその全てと意見交換を実施するなど、入念な合意形成のプロセスがとられた。
- 円滑な意見交換を促進するため、初期の面会に際しては、福岡市担当部署も同席するなどの連携も行われた。
- MDC未加入の地権者に対しても、継続的に検討状況の共有のための説明会・意見交換会等が行われている。
- MDCによって、2009年にグランドデザイン（まちの将来像）が策定されたことで、その後の計画の一貫したビジョンやデザインの方針が定まることとなった。

図 MDCの活動概要



- ✓ グランドデザイン（まちの将来像）の作成と運用
- ✓ 地権者間および行政、We Love天神協議会等との調整・連携
- ✓ 街づくりに関する調査・研究
- ✓ 公的施設の整備・管理計画の作成
- ✓ その他本会の目的を達成するための活動

まちづくりを担う2つの組織の緊密な連携

- WLTは、天神地区の活性化に資するソフト施策に力点を置いているのに対し、MDCは、天神明治通り地区一帯の再開発に主眼を置いている。
- 両者の手段は異なるものの、天神地区の活性化という目的は共通であり、緊密な連携の枠組みが設けられている。
- 具体的には、MDCの活動の一つとして、「WLT等との調整・連携」することが示されている。
- また、WLT、MDC両方の会員となる企業も多く、福岡市、都市計画分野の学識者も特別会員として両組織に参加している。
- これらの活動内容の設定や会員構成等によって、両者の円滑な協力体制が担保されている。



- 地域の将来像を共有するビジョンづくり

1. 地域の将来像を共有するビジョンづくり

歩きたくなる空間の創出に向けたビジョンの策定

- MDCにより、天神明治通り地区における将来像として、「グランドデザイン（まちの将来像）」が作成されており、その内容は「将来像」「指針」「実現方策」の3つで構成される。
 - 将来像は、概ね20年後のを目指すべき街の姿であり、「通りの将来像」、「4つの目標」、「都市機能の方針」、「空間整備の方針」から成る。
 - 指針は、個々の開発において配慮すべき原則であり、MDCが自主的に運用し、時代の要請を踏まえて適宜改定されている。具体的には「9つの指針」が設定されており、その中で「歩行者中心の交通環境の整備」「立体的歩行者ネットワークの拡充」「歩きたくなる歩道空間の創造」等が示されている。
 - 実現方策は、エリアマネジメントや公的施設の整備管理、行政運営などの公的な事業も含まれ、MDC単独では取り組みが困難なものである。これらは公民パートナーシップを通じた取組の必要性が示されている。
 - グランドデザインの策定にあたっては、必要となる費用を予め主な会員企業から集めることで、MDC設立後、迅速に検討及び資料のとりまとめを実施することができた。

図 グランドデザイン（まちの将来像）のイメージ



表 グランドデザインに示されている「将来像、指針、実現方策」の構成

将来像	通りの将来像	つながる。生まれる。あふれ出す。
	4つの目標	複合性 Mixed-Use 回遊性 Walkability 沿道性 Streetscape 持続可能性 Sustainability
	都市機能の方針	持続的な発展を可能とする「街の共用部」
	空間整備の方針	街並みの形成
指針	9つの指針	指針 1 ・機能・用途の複合化 指針 2 ・地区の個性の構築 指針 3 ・持続可能な建築の整備 指針 4 ・歩行者中心の交通環境の整備 指針 5 ・立体的な歩行者ネットワークの拡充 指針 6 ・歩きたくなる歩道空間の創造 指針 7 ・連続感のある街並みの創造 指針 8 ・環境との共生 指針 9 ・安全・安心の向上
実現方策	5つの実現方策	1. 街づくり協議の仕組み導入 2. 公的施設の整備 3. 街の共用部の整備 4. 地域経済の振興 5. 環境共生システムの導入

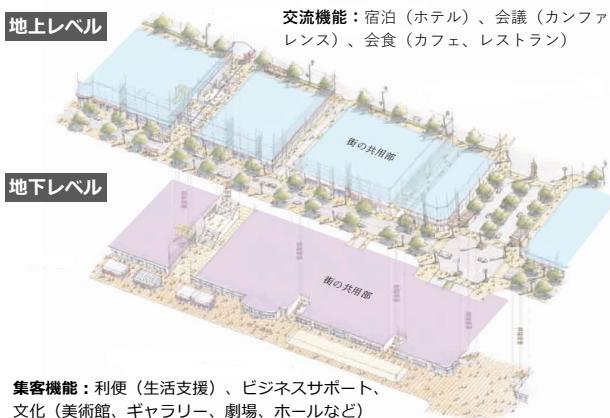
グランドデザインで示される主な指針（抜粋）

指針1・機能・用途の複合化

ビジネス競争力を獲得し、持続するために、知識創造活動の支援環境を整備するとともに、ビジネスパークの多様なワークスタイル、ライフスタイルを支援する機能を建物の低層部を中心に街の中に埋め込んでいくことにより、各企業の枠にとどまらない、人々の交流を促す。

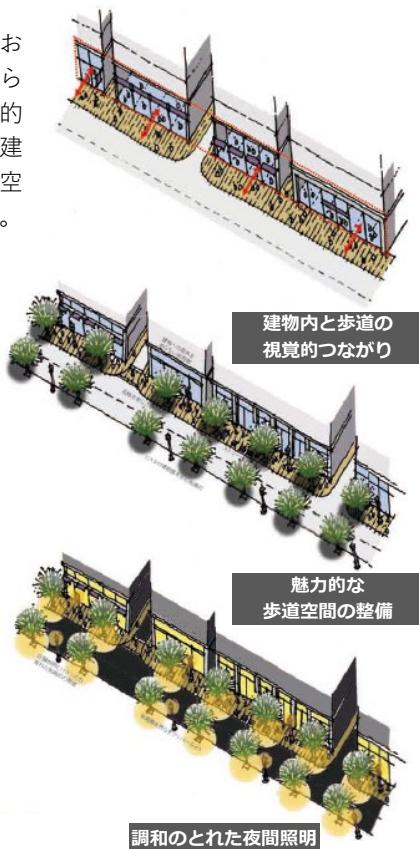
個々のビル単体では導入が難しくても、街全体としては必要な3つの機能、集客、交流、創造の機能を導入する。

創造機能：ワーク（フューチャーセンター）、学習（学校）、情報（図書館、書店）、インキュベート



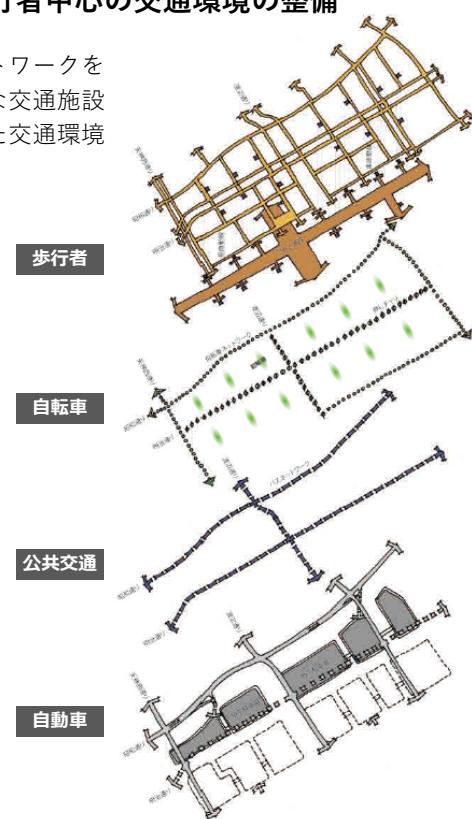
指針6 歩きたくなる歩道空間の創造

天神明治通りにおいて、歩行者から見た風景が魅力的であるように、建物低層部と歩行空間の調和を図る。



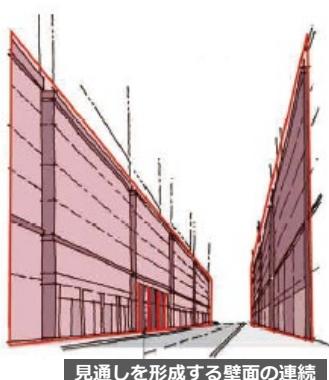
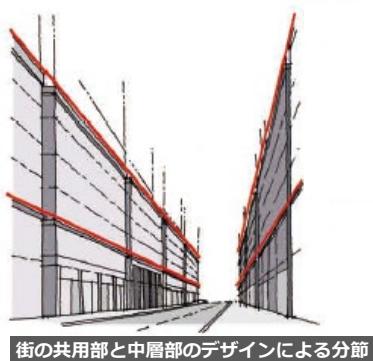
指針4 歩行者中心の交通環境の整備

歩行者ネットワークを中心とした交通施設を体系化した交通環境を整備する。



指針7 連続感のある街並みの創造

天神明治通りの特徴である見通し（ビスタ）をより美しいものにし、都市格を形成するために、建物の主要壁面、及び風格のある街路樹や街路灯を計画的に連続させる。





五つの要素のKEYWORD

- 誰もが安全に円滑に移動できる環境づくり
- 地域の個性や街路と調和し、活動を可視化する沿道建築デザイン

1.誰もが安全に円滑に移動できる環境づくり/ 地域の個性や街路と調和し、活動を可視化する沿道建築デザイン

デザインガイドラインとしての「グランドデザイン実現の手引書」

- グランドデザインの具体的なデザインガイドラインとして「グランドデザイン実現の手引書」が作成された。
- 同手引書は、当該地区の個別事業者などが個々の事業や地区整備計画を策定する際に配慮する項目や、MDCとの協議の目安を示すものであり、個々の事業の計画を縛るものではないことが明記されている。
- グランドレベルに関連するものとしては、沿道建物・機能・景観、歩行者ネットワークに係る具体的な手引きが示されている。
- 沿道建物・機能・景観に係る手引きでは、新たに設けられる歩行空間に良好な景観を創出しながら、多様な賑わいを生み出すための具体的な取組が文章で示されている。
- 例えば、景観面においては、連続する壁面、2・3階の水平分割、建物内部空間の可視化等が挙げられる。
- 歩行者ネットワークに関する手引きの特徴としては、地下街との接続性を考慮した記載が多い点が挙げられる。
- 具体的には、宅地地下との地下街の接続に留まらず、地下と地上を開放的な吹抜けの空間で視覚的にも接続することが示されている。

表 グランドデザイン実現の手引書のポイント

項目	記載抜粋
沿道建物・機能・景観に関する手引き	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 歩行者優先の道路整備：道路と敷地内の空間を一体的に活用・整備し、有効な歩行者空間の幅員を確保するように努める。（天神明治通りは概ね2Mのセットバックに努める） ✓ 機能の選定：創造経済の担い手となるビジネスパーソンの活動に必要な多様な機能を、集客・交流・創造という視点から整理・抽出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集客機能の強化・・・多様な人材を惹きつける魅力の創出。 ・ 交流機能の強化・・・多様な交流を促進する空間の配置。 ・ 創造機能の強化・・・多様な活動環境の整備。
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 連続する壁面：明治通りの特徴である見通し(ビスタ)をより美しいものにし都市格を形成するために、建物の壁面を揃えることを原則とする。 ✓ 2・3階の水平分節：明治通りの特徴である見通し(ビスタ)をより美しいものにし都市格を形成するために、2階と3階の間でのデザイン分節を連続させることを原則とする。 ✓ 建物低層部の可視化：街のアクティビティ創出のために、1・2階及び歩行者ネットワーク沿いは内部空間の可視化を原則とする。
歩行者ネットワークに関する手引き	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地上：60～80m程度を目安とした街区構成による歩行者の回遊性を確保するために、既存の道路による歩行者ネットワークを補完する敷地内の歩行者用通路等を設けることを原則とする。 ✓ 地下：地下鉄天神駅から東西方向への動線確保のためにコンコースの延長企図を原則とし、宅地内歩行者ネットワークの整備により適宜補完するように努める。 ✓ 縦動線：地区のメインストリートである明治通り沿道においては、魅力的な歩行者空間を形成するために、吹抜け等を設けることにより地上と地下の歩行者動線を視覚的にも繋げる空間（立体広場）を適宜設けるように努める。 ✓ 広場：地区のランドマークやアイストップとなる幹線歩行者ネットワークの交点や端部（歩行者の往来が多い交差点等）に設けることを原則とする。

「グランドデザインの実現の手引書」を受けた具体コンセプト・イメージの検討

- 「グランドデザインの実現の手引書」をもとに、歩行空間・沿道空間のデザイン方針を具体化する作業部会として、「歩道整備・低層部都市機能検討会」（2018年～2020年は「景観形成・低層部部会」として発展）が設けられている。
- これら検討会や部会を通じて、歩道や沿道景観に関する調査検討や意見交換を実施し、得られた知見を手引書に再反映する作業が行われた。

歩道整備・低層部都市機能検討会(2015～2017)

- 歩道整備・低層部都市機能検討会では、地元建築家も交え、グランドデザイン実現の手引書に基づく、歩道デザインのコンセプト及びイメージが検討された。
- 同検討会により、既存の歩道空間の調査（舗装材、樹種、照明柱の位置等）を行った上で、昼と夜の景観を考慮し、建替後の舗装材・植栽・照明を含む平面・断面構成のイメージ検討が行われた。

図 歩道整備・低層部都市機能検討会による昼-夜の歩道空間のイメージ



景観形成・低層部部会(2018～2020)

- 歩道・低層部に留まらず、沿道一体となった景観に配慮した計画を推進するため、歩道整備・低層部都市機能検討会を引き継ぐ形で景観形成・低層部部会が設けられ、2020年4月まで各種検討が行われた。
- 同検討会では、グランドデザイン実現の手引書に基づく具体的なイメージを地権者ワークショップ等で共有しながら、景観づくりの目標、景観を形成する要素の整理、遠景/中景/近景の景観要素・テーマの整理等が行われた。
- 例えば、近景をテーマとして、「街のまとまり 街に帰属感のあるオフィス」や、「ご近所感のあるビジネス街」といったキーワードとともに、下図に示す建物低層部と沿道が一体となった賑わいのイメージを作成・共有することで、地権者間の合意形成の促進が図られた。

図 景観形成・低層部部会による「ご近所感のあるオフィス街」のイメージ



C 福岡県 福岡市 天神明治通り地区



アクティビティの誘発 (企画・運営)/ 育成・管理

Promoting of Activity /

Cultivation and Maintenance

五つの要素のKEYWORD

- 歩道空間へのコンテンツ・サービス導入
- 活動を持続させる事業性の確保

1. 歩道空間へのコンテンツ・サービス導入

天神明治通りのソフト施策の展開

- WLTは天神地区の活性化に資するソフト施策を数多く手掛けており、天神明治通りにおいても環境や文化芸術をテーマとした事業として「天神明治通りSTREET GARDEN」等の取組を実施。
- 明治通りを含む天神地区において、おもてなしを意識した華のある景観形成に資する「福博花しるべ事業（市民・企業との協同により沿道花壇へチューリップを植え付け）」「天神花あかり（「花」をテーマにした竹あかりアート作品を展示）」等が実施されている。



図 天神花あかりの様子

歩道における「ho do ～はじまりの一歩道」

- 2017年から西日本鉄道株式会社が主体となり、通りに賑わいを創出すると共に、地域の回遊性を高める事を目的に、「ho do ～はじまりの一歩道」を実施。
- 天神明治通りの歩道空間を福岡ゆかりのドリンクをふるまうスペースとして活用するなど、移動式飲食・物販と連携した歩道上でのイベントを継続的に開催している。
- 同事業を通じて、①歩道空間を利活用した新たな賑わいづくり、②歩道空間の有効的な活用方法、③歩行者通行に対する支障の有無について検証が行われており、歩道空間の利活用の試金石にもなっている。
- 本事業の実施に当たっては、道路空間の賑わい創出と経済の活性化を目指す「国家戦略道路占用事業」の枠組みを活用し、指定された道路部分（天神明治通り沿いの一部歩道）において、イベント開催日及び土日祝日に、MICE等における道路活用賑わい創出事業を行うことが可能となっている。



図 ho do ～はじまりの一歩道の様子

2. 活動を持続させる事業性の確保

公開空地におけるアクティビティの創出と収益の還元

- 福岡市は、「公開空地等活用計画の登録制度」を設けており、計画に登録された公開空地等においては、公益性を有するイベント等に付随する物販やサービスの提供が認められ、その収益の一部（原則売上の10%）がまちづくり協力金として計画策定団体に還元される仕組みが運用されている。
- 天神明治通りに面する福岡銀行本店の公開空地はWLTによって「We Love 天神協議会 公開空地等活用計画」に登録されており、様々なイベントと連携して活用されている。
- 天神明治通り沿いの一体的な開発が進むことで、歩道に面して多くの公開空地等が設けられることになるため、これらの空間の魅力化に向けて、同制度の活用等が検討されている。

図 天神明治通り沿いの公開空地の利活用（福岡銀行）



D 花園町通り地区

D 愛媛県 松山市 花園町通り地区 車中心から地域のコモンスペースへ 街路・沿道空間リノベーション



- 松山市の居住人口 : 511,310人 (2020.1)
- 主な取組主体 :
松山市
花園町通り空間改変事業懇談会
松山アーバンデザインセンター
花園町西通り商店街振興組合
花園町東通り商店街組合
- 主要取組の開始年 : 2011年
- 対象地区 : 花園町通り (250m)

地区概要

- 花園町通りは松山市の中心部に位置し、市内最大の交通結節点である伊予鉄道松山市駅と「松山城」を有する城山公園を結び、市内最大の幅員 (W=40m) を有する街路である。通りの東側と西側にそれぞれ別の商店街が組織されており、沿道には店舗等が立ち並んでいる。また周辺には、松山市を代表する商店街である松山銀天街や大街道商店街が立地するなど商業地域が広がっている。
- しかし、城山公園内の松山球場や競輪場等の集客施設が2000年に郊外に移転したことや、郊外における大型商業施設の立地等により、中心市街地の衰退化が進んでいた。また、花園町通りでは、通行量の減少や沿道の空き店舗の増加が進むとともに、放置自転車の存在など、多くの課題が生じていた。
- こうした背景から、2011年に策定された「松山市都市計画マスタープラン」では、都心部の機能強化が方針の一つとして示され、花園町通りの道路空間の再配分・無電柱化等により、来街者の回遊に資する快適な歩行者軸の形成を図ることが盛り込まれた。
- 道路空間再配分に関しては、同市におけるロープウェイ通りの先行事例があり（2006年供用開始）、その経験が取組推進の契機ともなった。

取組推進の経緯

2011年～

行政計画において街路空間整備の位置付けが与えられる

- 都市計画マスタープランにおいて「花園町通りの道路空間再配分・無電柱化」が盛り込まれる



2012年～

ハード整備のための検討と合意形成のための実験を開始

- 松山市、愛媛県警等をはじめとする関係者が集まる「花園町通り空間改変事業懇談会」を設置し、花園町通りの空間の使い方や空間改変事業のプロポーザルの仕様等を検討
- 整備計画の内容を沿道住民に理解・体験してもらうため、車道の一車線化、自転車道の設置などの交通社会実験を実施



2014年～

ハード・ソフトの連携、沿道と街路の一体化に関する検討を開始

- 行政、大学、民間企業・団体が連携した組織として松山市都市再生協議会、専門家が常駐する執行機関として松山アーバンデザインセンターを設置
- 日常的な維持管理やイベント時の利活用に関するワークショップを実施
- 花園町通り東側の沿道景観のデザインコードを定めた「花園町東通り景観まちづくりデザインガイドライン」を策定



2017年～

街路と沿道が一体化した空間の実現
街路空間の利活用の実施

- 花園町通りの道路整備が完了し、供用開始
- リニューアルされた街路空間における芝生広場等を活用したマルシェ等のイベントの実施
- 2019年に、松山アーバンデザインセンターのオフィスが花園町通り沿道に移転

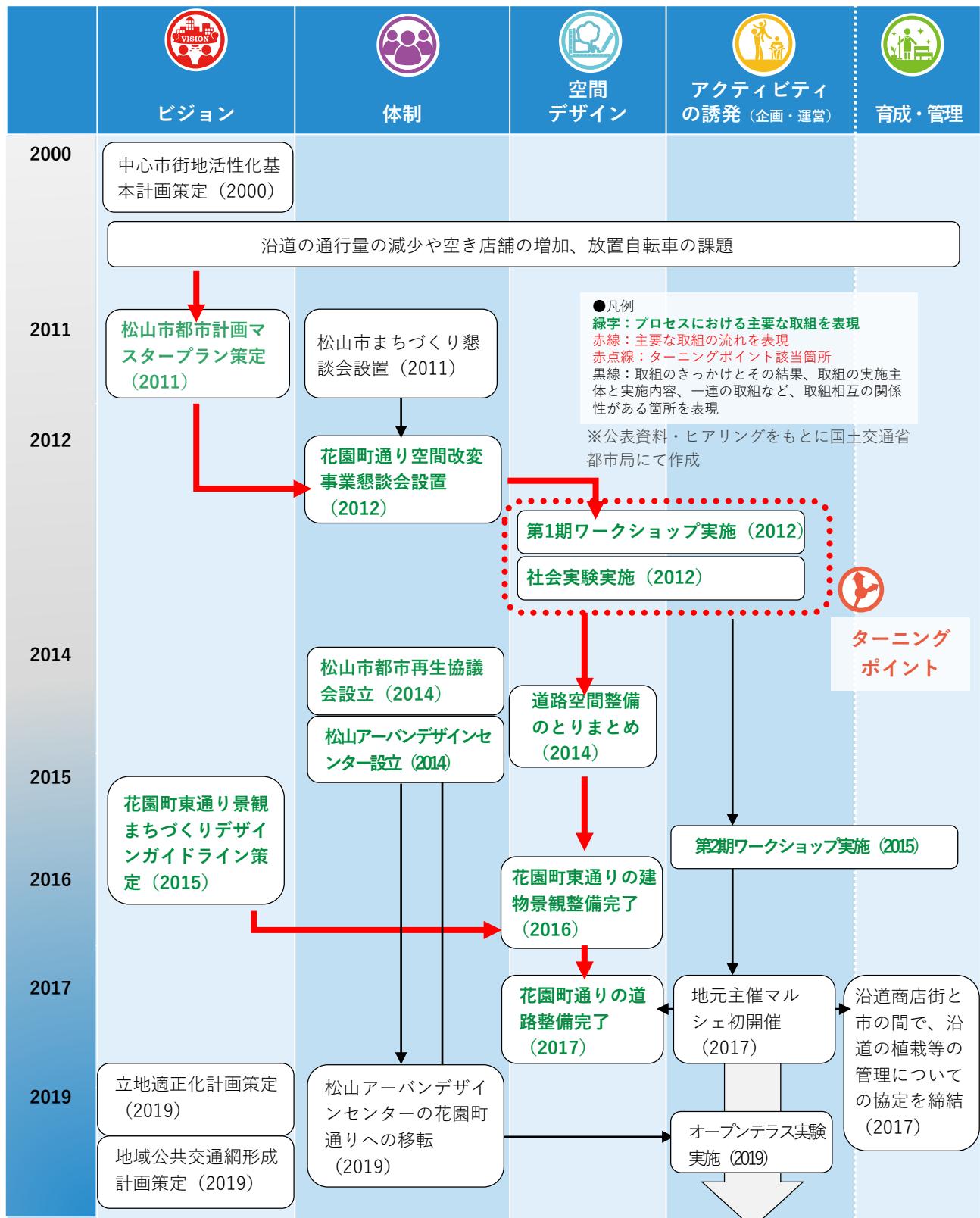
D 愛媛県 松山市 花園町通り地区

プロセス

2000	中心市街地活性化基本計画（旧計画）を策定
2008	松山市中心市街地活性化基本計画を策定
2011	松山市都市計画マスターplanを策定 <ul style="list-style-type: none">都心地域のまちづくり方針に「花園町通りの道路空間再配分と無電柱化」が盛り込まれ、計画された。 松山市まちづくり懇談会の設置 <ul style="list-style-type: none">松山市、愛媛県、警察、有識者、地元事業者等により実施。都市計画マスターplanや総合交通戦略等を踏まえ、花園町通りを含む都市空間整備のイメージについて議論された。 地元への説明会を開始 <ul style="list-style-type: none">花園町通りの空間のあり方に関して地元住民との対話の開始。地元協議を重ね、計画案のとりまとめを実施。説明の際には、地元からの懸念の声を受け、車道を一車線化した際の交通処理の方法や交通シミュレーションの結果が示された。
2012	花園町通り空間改変事業懇談会の設置 <ul style="list-style-type: none">松山市、警察、有識者、交通事業者、地元関係者、市民代表等の間で、花園町通りの空間整備に関する計画案や社会実験案について協議が行われた。 第1期ワークショップの実施  ターニングポイント <ul style="list-style-type: none">地元説明会と並行し、松山市が社会実験を計画するとともに、整備コンセプトやデザイン、社会実験の内容に関する地元等とのワークショップが開催された。 社会実験の実施 <ul style="list-style-type: none">通りの整備計画案を具体的に理解・体験してもらうために社会実験を実施。車道の一車線化、自転車道の設置、歩道内にオープンカフェの設置等の効果が検証された。社会実験により、一車線化による渋滞はほぼ見られないと、歩行者・自転車の通行量の増加等の効果が確認された。社会実験終了後も、地元説明会を実施し、事業の目的を改めて説明。これらを経て、地元からの要望書が市に提出され合意が得られた。
2013	松山市都市デザイン課の設置 <ul style="list-style-type: none">松山市において市内の公共空間が抱える問題に取り組むために都市デザイン課が設置された。
2014	松山市都市再生協議会の設立 松山アーバンデザインセンター(UDCM)の設立 <ul style="list-style-type: none">他都市におけるアーバンデザインセンターの視察を経て、行政、大学、民間企業・団体が連携した組織として松山市都市再生協議会が設置された。同時に専門家が常駐する、執行機関として松山アーバンデザインセンターが設置された。
	道路整備計画のとりまとめ <ul style="list-style-type: none">地元説明会やワークショップ等の実施を経て道路整備計画のとりまとめが行われた。
	道路整備の工事着手
2015	花園町東通り景観まちづくりデザインガイドラインの策定 <ul style="list-style-type: none">通りの東側では 地元によりアーケードの撤去と無電柱化を実施。これとあわせて沿道 ファサード のデザインガイドラインを花園町東通り商店街組合と市の協働で策定し（その際、UDCMが助言を行う）、外壁の色彩や素材、看板の大きさ等に関する基準を定める。
	第2期ワークショップの実施 <ul style="list-style-type: none">花園町通りの日常的な維持管理やイベント活用に関するワークショップが実施された。
2016	花園町東通りの建物景観整備の完了
2017	花園町通りの道路整備の完了 東西の商店街が連携したまちづくり組織（花園まちづくりプロジェクト協議会）によるマルシェの初開催
2019	UDCMオフィスの花園町通りへの移転 立地適正化計画、地域公共交通網形成計画の策定 花園町通りのオープンスペースにおけるオープンテラスの設置実験の実施

ターニングポイント 合意形成を促進するワークショップ・社会実験の実施

- 道路空間再配分の計画に関して、当初地元からは車道を片側一車線化することや駐輪スペースの再編に対して懸念や抵抗感が示され、計画推進の際の課題となっていた。これに対し、シミュレーション等の定量的な検証やワークショップにより丁寧な説明を地元に行うことや社会実験を通して実際に体験してもらうことが試みられた。
- 社会実験終了後も将来に対する不安感が提示されるものの、地元を一軒一軒回り、事業目的を改めて説明するとともに、数ヶ月に渡り地元役員会への説明も実施することで、地元からの理解が得られた。
- また、道路空間の整備に伴い、東側の沿道では、松山市や国の支援のもと、アーケード撤去と沿道建築の外壁面の整備が進められることとなり、官民連携により街路と沿道の質が一体的に高められる工夫がなされた。



D 愛媛県 松山市 花園町通り地区



ビジョン Vision

五つの要素のKEYWORD

- 地域の将来像を共有するビジョンづくり
- 将来像実現のための取組を定める計画づくり

1. 地域の将来像を共有するビジョンづくり

道路整備事業を盛り込んだ都市計画マスタープランと立地適正化計画・地域公共交通網形成計画

- 2011年に策定された都市計画マスタープランでは、都心地域のまちづくり方針の箇所において、「花園町通りの道路空間再配分と無電柱化」が盛り込まれる。このことを契機として、住民への説明会やワークショップ等の取組が開催された。
- また2019年には、松山市都市計画マスタープランの一部として松山市立地適正化計画が策定されるとともに、それらと連動して松山市地域公共交通網形成計画が策定され、上位計画との整合性が図られながら、歩いて暮らせるまちづくり等の目標の具現化のための方針が示されている。

2. 将来像実現のための取組を定める 計画づくり

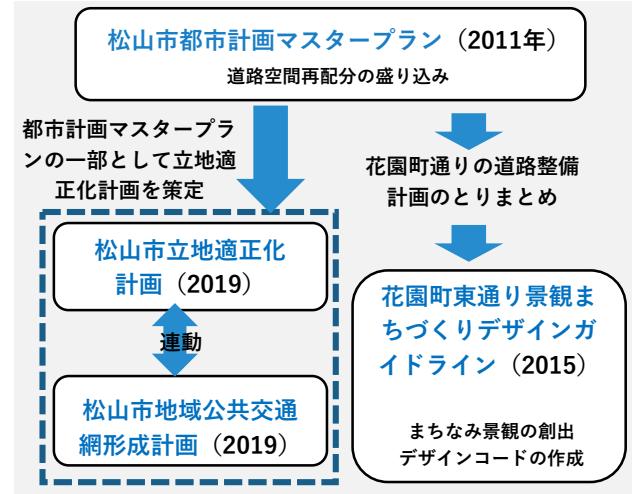


図 ビジョン・計画の関係性

景観の統一化を図る花園町東通り景観まちづくりデザインガイドライン

- 花園町通りの東側では、街路整備を地域再生の機会ととらえ、花園町東通り商店街組合が、新たなまちなみ景観創出のため、2015年に「花園町東通り景観まちづくりデザインガイドライン」を策定した。あわせて、商店街組合は協定書を締結し、建築物等のデザインに変更がある場合、デザイン委員会で協議を実施することを定めている。
- 策定にあたっては、国からの交付金を活用して、松山市がガイドライン策定支援の委託を行った他、松山アーバンデザインセンターにより行政と地元の中立的な立場から助言が行われた。
- デザインガイドラインでは、「『花と緑と交流のまち』花園」というデザインテーマのもと、まちなみのデザインコードが定められている。
- デザインコードでは、外壁・壁面看板などは「下地」として捉えられ、素材や色彩の基準が設けられている。また、オーニングテント、軒下看板、店舗の開口部、花や緑の植栽は、まちなみの楽しさ・華やかさを演出する「アクセント」として捉えられ、ルールの範囲内で個別の工夫が推奨されている。



図 デザインガイドライン掲載のファサードイメージ



図 花園町東通りの建物景観

D 愛媛県 松山市 花園町通り地区



体制
Teaming

1.多様なプレイヤーが連携する体制づくり

関係者が一同に会し、計画の具体案の検討を進める体制づくり

- 花園町通りの道路空間再配分・無電柱化が都市計画マスタープランに位置づけられたことを受けて、まちづくり懇談会を開催した。松山市、愛媛県、県警、有識者、地元事業者等により花園町通りの整備イメージについて議論・検討を行った。
- 花園町通りの具体的な検討、関係者間の調整を実施するための場として「花園町通り空間改変事業懇談会」を設置した。松山市、県警、有識者、交通事業者、地元関係者、市民代表等の間で、月1回の頻度で協議を行い、計画案、社会実験案の検討等を実施した。最終的には、花園町通りの道路空間整備案がとりまとめられた。
- 懇談会と並行して、地元説明会や市民ワークショップを開催し、地元住民との合意形成を図った。

2.空間の利活用を持続・促進させる体制づくり

まちづくりの専門家が常駐する 「松山アーバンデザインセンター」

- 「公・民・学」が連携して松山市のまちづくりの課題に取り組むため、行政、大学、民間企業・団体が連携した組織として松山市都市再生協議会を2014年に設置した。同時に専門家が常駐する、執行機関として松山アーバンデザインセンター(UDCM)を設置した。松山市都市再生協議会からの寄付・委託のもとUDCMが運営されている。
- UDCMの組織構成、東京大学・愛媛大学の専門家、職員、学生スタッフのほか、実務面ではコンサルタント会社が協力メンバーとして参加している。この体制のもと、計画策定の支援、人材育成・ネットワーク化、情報発信等の事業を実施している。
- 花園町通りのさらなる活性化を目指し、2019年には花園町通り沿いにUDCMのオフィスを移転した。

地元商店街を中心とした運営体制の構築

- 花園町通りの東側の商店街では、アーケード撤去のタイミングで、「花園町東通り商店街組合」を設立。従前では、町内会等も十分に機能していなかったが、街路整備をきっかけにコミュニティが再生した。当該組合において花園町東通り景観まちづくりデザインガイドラインの策定等を実施した。
- 第二期のワークショップ(2015)の議論等をもとに、東西の商店街を束ねる組織の必要性が意識され、「花園まちづくりプロジェクト協議会」が設立された。花園町通りのマルシェ等のイベントを継続的に実施している。
- また、東西の商店街組合と松山市が協定を締結し、植栽等の維持管理を地元主体で実施している。

五つの要素のKEYWORD

- 多様なプレイヤーが連携する体制づくり
- 空間の利活用を持続・促進させる体制づくり

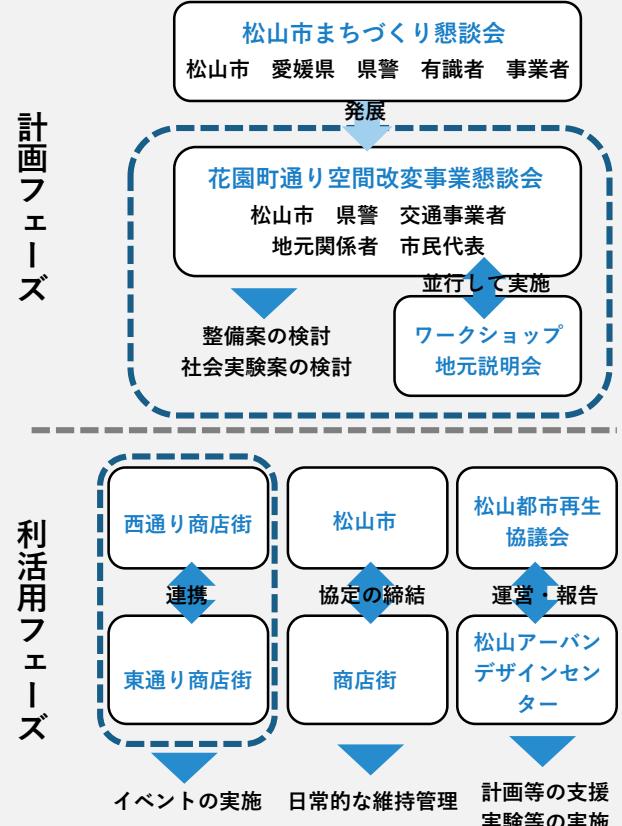


図 関連する組織の関係性・役割



図 花園町通り沿道のUDCMオフィス



空間デザイン Space Design

五つの要素のKEYWORD

- 誰もが安全に円滑に移動できる環境づくり
- 多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり
- 緑や水などの自然を感じられる環境づくり

1.誰もが安全に円滑に移動できる環境づくり

安全な歩行者空間、自転車レーン、荷捌きスペース

- 道路空間再配分により、従来片側2車線あった車道を片側1車線に削減。同時に電線類を地中化した。これにより、歩行者空間の拡充と、自転車レーンの設置が実現された。
- 拡幅された歩行者空間においては、広場等を設け、イベント等の各種プログラムを実施できる環境づくりが行われた。
- また、従来あった副道の一部を荷捌きスペースに転換。車道から切り離された形で荷捌きスペースが確保されることにより安全な交通空間を形成された。



図 荷捌きスペース（左側）・
自転車レーン（右側）の設置

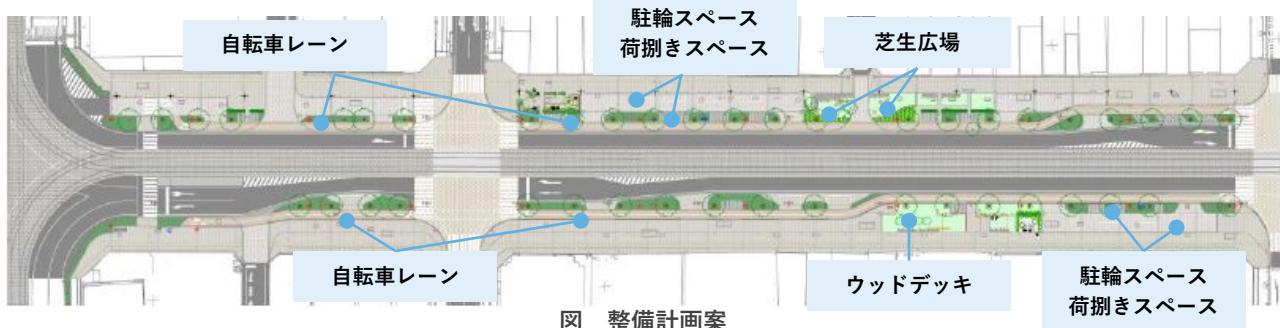
2.多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり

街路・沿道を一体化させるストリートファニチャ

- 歩行者空間の拡幅に伴い、ベンチやデッキ・芝生広場等の滞留装置を設け、屋外空間において快適に休める環境を形成された。
- 植栽ますや芝生の設置箇所は沿道地権者とも協議を重ねながら決定された。協議においては、車庫への車の乗り入れや店舗の前の掃除のしやすさなどの様々な不安や懸念に対し、戸別の説明や代替案の提示が行われた。
- ベンチ・植栽・柵等の配置により街路と沿道が分離することを防ぎ、親密で一体的な空間が形成されるよう、植栽・柵等のストリートファニチャのデザインや配置が行われている。



図 街路と沿道の一体化的な空間形成に
つながるベンチ・植栽の設置



3.緑や水などの自然を感じられる環境づくり

四季折々の植栽、シンボルとしてのイチョウ、自然素材を使用したベンチ・デッキ整備

- 町名の由来が松山藩主の花畠があったこと、花園町が正岡子規の生誕地であることから、四季が感じられること、俳句が詠めることなどを考慮しながら約80種類に及ぶ花々が植えられている。
- 道路線形を検討する基本計画段階では、イチョウを伐採・移植する案も検討されたが、地元との協議の中で、イチョウが戦災復興のシンボルとして認識されていたことがわかり、計画上の重要なポイントとして設定された。
- ボラードや照明灯に鋳鉄、舗装材に自然石、ベンチ・デッキには県内産のヒノキが用いられ、自然を感じられる空間が形成されている。



図 ウッドデッキとベンチ

D 愛媛県 松山市 花園町通り地区



アクティビティの誘発 (企画・運営)/ 育成・管理 Promoting of Activity / Cultivation and Maintenance

1.空間へのコンテンツ・サービス導入

定期的なマルシェ・市の開催

- 東西の商店街が連携した新たなまちづくり組織が設立し、イベントの運営組織ができたことにより、継続的な空間の利活用が推進されている。
- 道路整備完了後、歩行者空間・広場等を活用したイベントが開催される。とくに、「お城下マルシェ」は月1回程度の頻度で定期的に開催されている（主催：花園まちづくりプロジェクト協議会）。
- さらに、松山圏域（松山、東温、伊予、久万高原、松前、砥部等）との広域連携によるイベントとして「花園日曜市」を開催。広く松山圏域から出店を募ることで、花園町通りへの交流人口を創出している。



図 マルシェ等のイベントの実施

2.多様な活動ができる環境整備

歩行者空間上のオープンスペースの利活用

- 歩行者空間上に設けられたオープンスペース（ウッドデッキ、芝生広場等）において各種のイベントが実施されている。上述のお城下マルシェの実施時には、出店者により店舗の屋台・テントが設置される。
- 日常的な利活用については、2019年度にUDCMを主体とし、路上におけるオープンテラス設置の実験を実施した。沿道店舗の協力を募りながら、屋外空間を飲食スペースとして活用できる環境が形成された。2020年度からは、協力店舗が増加するとともに、花園まちづくりプロジェクト協議会が実施主体となりオープンテラス設置事業が実施されている。



図 オープンテラスの実験

3.ハードの質を持続させる維持管理

市と地元商店街の間の協定による

地元主体の維持管理

- 松山市と花園町通りの東西の商店街（花園町西通り商店街振興組合、花園町東通り商店街組合）が、沿道の植栽等の管理についての協定（2017年）を締結し、地元主体の維持管理を行っている。これは道路整備計画の検討において、植栽等の日常的な管理をテーマにした沿道住民との第2期ワークショップを経て実施された。
- 具体的には、散水や緑地帯内・花壇内の清掃管理を二つの商店街組合が行うことが取り決められている。



図 沿道の植栽・花壇

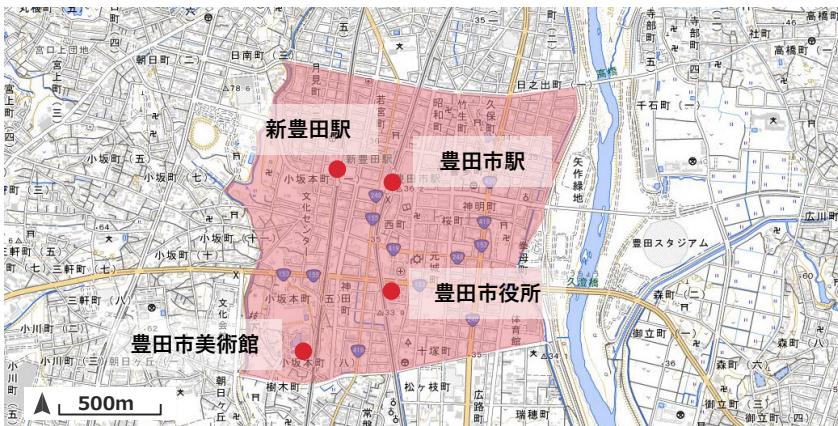
五つの要素のKEYWORD

- 空間へのコンテンツ・サービス導入
- 多様な活動ができる環境整備
- ハードの質を持続させる維持管理

E 豊田市都心地区

E 愛知県 豊田市 豊田市都心地区

「つかう」の視点に基づく計画づくりをもとに 多様な主体の間で取組の方向性を共有する



- 豊田市の居住人口：425,200人（2020.1）
- 主な取組主体：
豊田市
都心再整備に係る有識者会議
あそべるとよた推進協議会
豊田市都心地区空間デザインアドバイザー
豊田市都心環境計画推進会議
新とよパークパートナーズ
- 主要取組の開始年：2012年
- 対象地区：豊田市都心地区（196ha）

地区概要

- 本地区は、豊田市都市計画マスタートップラン（2018）において多核ネットワーク型都市構造の中心に位置づけられる「都心エリア（約500ha）」のうち、豊田市が市街地の整備改善や商業の活性化に取り組むエリアに該当する名鉄三河線豊田市駅・愛知環状鉄道新豊田駅を中心とした概ね1キロメートルの中心市街地（約196ha）である。
- 本地区の中心部には、名鉄三河線豊田市駅と愛知環状鉄道新豊田駅が約250mの間隔で立地するとともに、大型の商業施設があり、交通・商業の中心地となっている。また両駅の間は、ペデストリアンデッキで結ばれ、両駅間の乗り換えや、商業施設へのアクセスのための主要な移動経路になっている。
- また周辺には、豊田市駅から東側に約1.3kmの位置に豊田スタジアム、豊田市駅から南側に約500mの位置に豊田市役所、新豊田駅から南側の約900mの位置に豊田市美術館が立地するなど、各種の文化施設・公共施設も多く存在する。
- 市の玄関口である本地区では、駅の西口と東口において市街地再開発事業や基盤整備が進められるとともに、様々な都市機能の集積が積極的に図られてきたが、2000年に中心市街地の商業施設である「豊田そごう」が、2002年に「豊田サティ」が閉店するなど、中心市街地の賑わいに陰りがみられるようになった。

取組推進の経緯

2012年～

都心の課題・将来像に関する議論の開始

- 都心の賑わい低下という課題に対し、都心のあり方について検討するための「豊田の都心・交通を考える会」が発足

2015年～

都心地区の方向性を示すビジョンの策定

「つかう」と「つくる」のコンセプトの構築

- 都心の目指すべき将来像をとりまとめた「都心環境ビジョン」を策定し、「つかう」（空間の利活用）と「つくる」（空間整備）の両輪によるコンセプトを提示
- 都心の広場群の利活用推進のための「あそべるとよたプロジェクト」を開始
- 都心環境ビジョンの検討と並行して、豊田市役所内の横断的会議体の設置

2016年～

空間デザイン・運営に関する体制の構築と空間デザインの詳細な計画づくり

- 新豊田駅東口駅前広場（以下、新とよパーク）の整備に向けて、市民団体がプレイヤーとしてワークショップに参画。後に運営組織となる新とよパークパートナーズ（2019設立）となる。
- 都心地区の公共空間のデザイン監修の専門家として、豊田市都心地区空間デザインアドバイザーが設置
- 2017年に、都心地区の空間デザインの視覚的な指針となる「都心地区空間デザイン基本計画」の公表

2019年～

空間の整備・運営の開始

- 新とよパーク供用開始
- 豊田市駅東口まちなか広場（以下、とよしば）暫定供用開始
- 上記の広場整備の完了・供用開始により、当該広場空間を活用し各種のイベント等を隨時実施

E 愛知県 豊田市 豊田市都心地区

プロセス

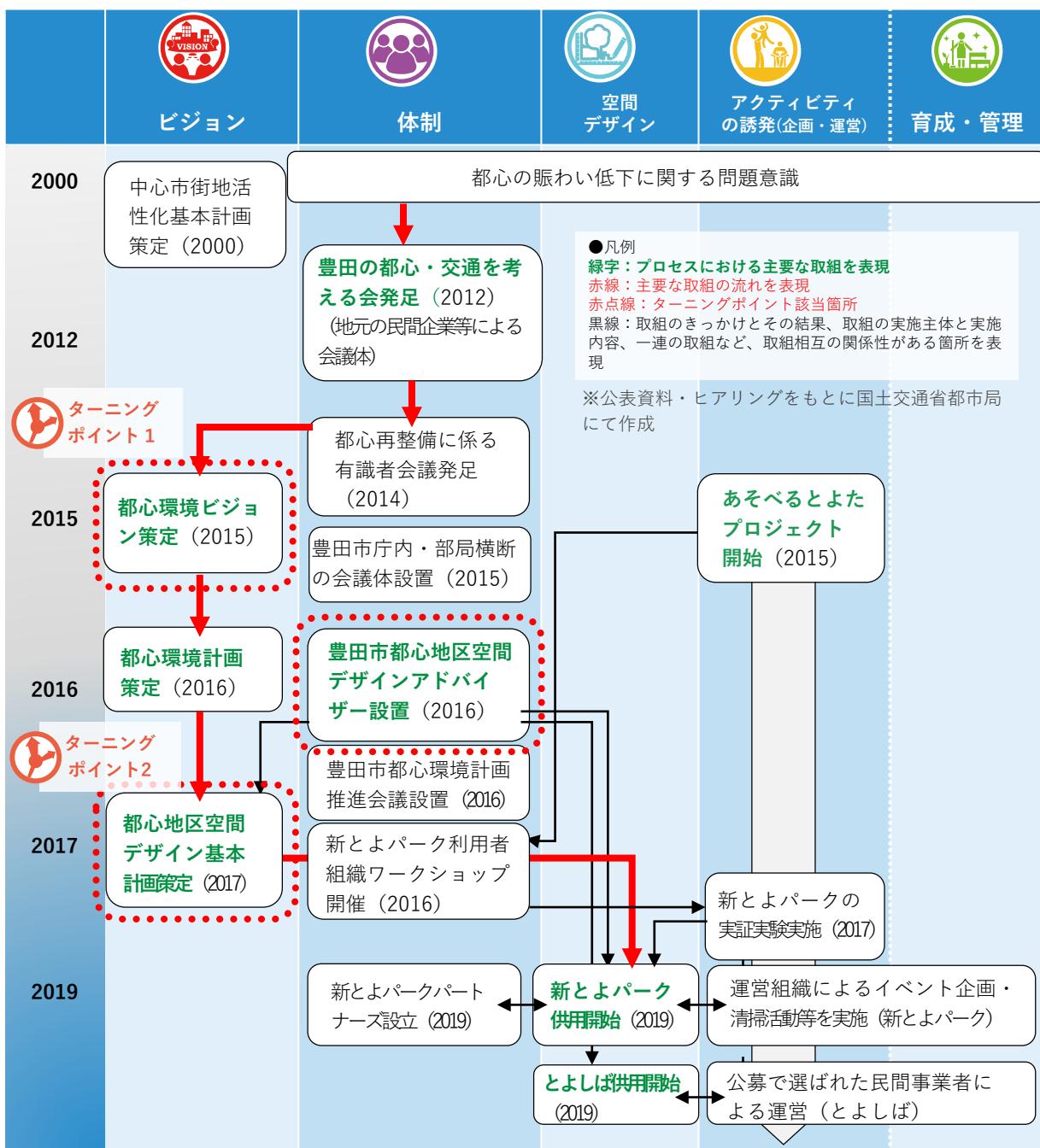
2000	豊田市が中心市街地活性化基本計画を策定	
	・ 豊田市では、中心市街地の人口減少・衰退という課題を受け、集客施設の整備などの市街地再開発が進められ賑わい形成に向けた取組が進められる。	
2010 年代初頭	都心の商圈競合となる周辺自治体各所に大規模な集客施設の立地が予定	
	・ 都心の商業環境がより一層の厳しさを増す。	
2012	「豊田の都心・交通を考える会」が発足	
	・ 都心を豊田市の顔にすること、および都心における再整備の方向性を示す必要性が認識され、都心のあり方について検討するための「豊田の都心・交通を考える会」が発足した。	
2014	「都心再整備に係る有識者会議」が発足	
	・ 都心の課題・目指すべき姿・実現のための各種施策をとりまとめる必要が生じ、「都心環境計画」策定に向けた検討を開始した。	
2015	豊田市が「都心環境ビジョン」を策定	 ターニングポイント1
	・ 上記の「都心再整備に係る有識者会議」を中心とした検討に基づき「都心環境ビジョン」が作成され、その際「つかう」と「つくる」の両輪によるコンセプトが導入される。	
	・ 同時に、豊田市役所内で、部局横断の会議体を設置。施策内容の検討等を行う。	
	「あそべるとよたプロジェクト」開始	
	・ 「都心環境ビジョン」の検討と並行して、都心の広場群の利活用を進めるため、「あそべるとよたプロジェクト」を開始した。	
	・ 取組のきっかけとしては、市民団体から申請窓口や、料金体系が統一されておらず、わかりづらいという意見があつたことが挙げられる。	
	・ 申請窓口の一本化等の取組に係る事務局は、初動期は行政が担い、2018年に都市再生推進法人（一般社団法人TCCM）に移管された。	
2016	豊田市が「都心環境計画」を策定	
	・ 「都心環境ビジョン」に示す将来像の実現に向けた具体的な施策やロードマップを示す「都心環境計画」が策定された。	
	・ 都心環境計画に掲げる都心空間の活用と再整備に係る取組の円滑な推進を図るため、豊田市都心環境計画推進会議が設置された。	
	「新とよパーク」の整備に向けたワークショップを開催	
	・ 「新とよパーク」（新豊田駅東口駅前広場）の整備に向けて、当該広場を「担い手発掘・育成型」広場と位置付け、市民団体をプレイヤーとして募集し、ワークショップを開催した。	
	・ 前年度から実施しているあそべるとよたプロジェクトで、数々の市民団体との関わりが生まれ、プレイヤーの存在を把握していたことが、体制構築につながった。	
2017	豊田市が「都心地区空間デザイン基本計画」を策定	 ターニングポイント2
	・ 設計関係者が共通の将来イメージを共有することが必要であること、および豊田市役所内の道路・広場等の部門を超えた連携が必要との問題意識から、将来イメージを示す視覚的な指針として、都心地区の空間デザインに焦点をあわせた「都心地区空間デザイン基本計画」を作成した。	
	・ 公共空間の設計・計画等に関して、数年ごとに市役所の担当者が変わることで担当者の考えが思想と異なっていかないために、考え方の軸となるデザインの基本計画が求められていた。	
	・ 自治体の職員やコンサルの意見をもとに、全国の先進的な事例のデザインに関わる有識者を新たに空間デザインアドバイザーとして招き（2016年）、都心地区の空間デザインに関して俯瞰的な調整を実施するための体制を構築した。	
2019	「新とよパーク」（新豊田駅東口駅前広場）供用開始（第1期整備）	
	・ 「都心地区空間デザイン基本計画」で示された広場のデザインイメージおよび、従前の当該広場で実施された試行実験の成果をもとにデザイン案を決定し、第1期の整備を実施した。	
	・ 整備は2段階に分け、試行と整備を繰り返すハーフメイド型のプロセスが採用された。	
	・ 市民団体がプレイヤーとして参画する運営組織「新とよパークパートナーズ」が設立された。	
	「とよしば」（豊田市駅東口まちなか広場）供用開始（暫定利用）	
	・ 豊田市駅東口にある三菱UFJ銀行跡地が芝生広場として暫定利用される。	
	・ 民間事業者が広場の運営事業者となり、飲食店舗ギャラリースペース、工作室等が併設されている。	

ターニングポイント1 まちの方向性を示すビジョンの共有

- 有識者からの他都市での空間利活用の先進事例（富山・グランドプラザ等）紹介や地元住民からの「ハード整備をしてもそのまま放置になる」という指摘をもとに「つかう」ことが重要な課題として認識された。
- 上記の認識をもとに、「都心環境ビジョン」（2015）にて「つくる」（整備）と「つかう」（利活用）の両輪によるコンセプトを示し、以降の官民が連携して目指す都心地区のまちづくりのビジョンを共有している。

ターニングポイント2 空間デザインの統一・調整の指針と体制づくり

- 地区の空間デザインを進めていく上で、数年ごとに変わる市役所の担当者の考え方や各種設計者の認識を共通させることの必要性を感じられていた。
- この課題意識を基に「都心地区空間デザイン基本計画」（2017）では、都心の都市施設や、アーバンファニチャ等のデザインイメージを提示し、今後のグランドレベルの空間デザインの共通認識となる視覚的な指針を示した。
- 同時に、空間デザインアドバイザーを設け、公共空間整備の際の俯瞰的なデザイン調整を行える体制を構築した。
- 豊田市役所内においても、部局横断の会議体を設置することで、広場・街路等の領域を超えた一体的な取組を行う体制が整った。



E 愛知県 豊田市 豊田市都心地区



ビジョン Vision

1. 地域の将来像を共有するビジョンづくり

取組の方向性を示す都心環境ビジョンと都心環境計画

- 中心市街地活性化への取組を継続する中で、豊田市中心部のまちや交通のあり方に対する議論を重ね、行政計画として策定すべく、「都心再整備に係る有識者会議」を設置した。
- 「行政はハード整備をしても、しっぱなしである」という地元住民からの声や、有識者からの他都市事例（富山グランドプラザ等）の紹介をもとに、「つくる」（整備）と「つかう」（利活用）を一体で考えるというコンセプトを提示し、長期にわたる取組の中で市民含む関係者間で共有できる基本的な認識として2015年に「都心環境ビジョン」をとりまとめた。また、都心環境ビジョンに基づく具体的な施策やロードマップをとりまとめ2016年に「都心環境計画」を策定した。

2. 将来像実現のための取組を定める計画づくり

まちづくりの視覚的な指針となる豊田市都心地区空間デザイン基本計画

- 公共施設のデザインは行政担当者の異動に伴って考え方方が変わる、といった過去の反省点を踏まえて、公共空間のあり方を中心に、空間デザインの視覚的な指針を共有するための計画を「豊田市都心地区空間デザイン基本計画」（都心の未来デザインブック）として2017年に作成し、公表。豊富なビジュアルイメージを提示することにより、具体的なかたちをもとに、目指す将来の姿の共有に力を入れた。
- 都心地区におけるまちづくりの基本方針を「カスタマイズとよた！」というキャッチフレーズで掲げるとともに、市民がデザイン検討に参加する推進体制や官民が連携してまちづくりを進めていくうえで大切にしたい8つポイントをわかりやすい図やイメージとともに示している。
- 2017年から12年間の計画期間における都心地区の段階整備に関するロードマップを示し、取組むべき具体的な内容をスケジュールとともに提示している。

五つの要素のKEYWORD

- 地域の将来像を共有するビジョンづくり
- 将来像実現のための取組を定める計画づくり

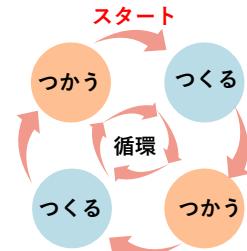


図 公共空間の再整備方針

豊田市都市計画マスターplan (2008年)

第2期豊田市中心市街地活性化基本計画 (2012年) 等

上記の先行計画を踏まえ検討・策定

都心環境ビジョン (2015)
将来像の明確化

都心環境計画 (2016)
具体施策、ロードマップ

豊田市都心地区空間デザイン基本計画 (2017)
駅周辺のデザイン統一化のためのまちのイメージ
とロードマップの提示

図 ビジョン・計画の関係性

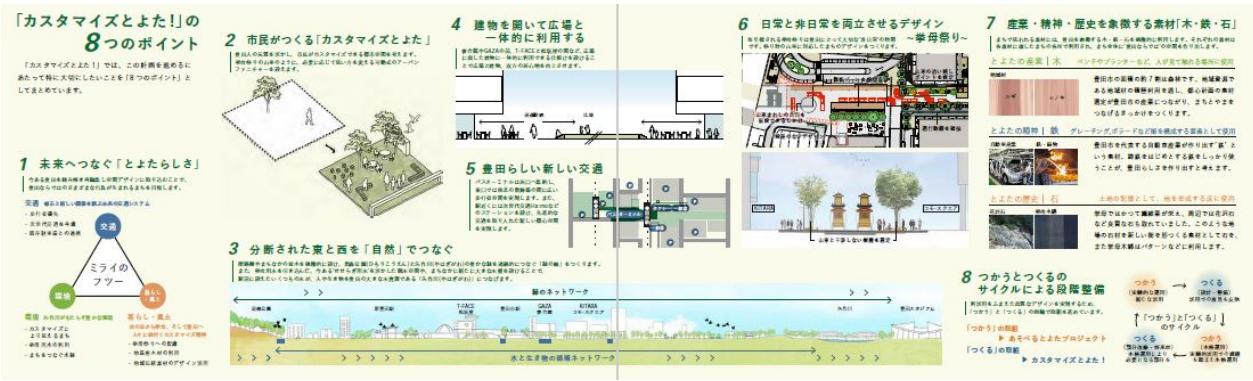


図 「カスタマイズとよた！」の8つのポイント（豊田市都心地区空間デザイン基本計画）



体制 Teaming

五つの要素のKEYWORD

- 多様なプレイヤーが連携する体制づくり
- 空間の利活用を持続・促進させる体制づくり

1.多様なプレイヤーが連携する体制づくり

ビジョン策定の先駆けとなった市民参加の機会創出

- 2012年に、地域の住民、商業者をはじめとする市民を中心とした地元協議会「豊田の都心・交通を考える会」が発足。地元が参加しての都心のあるべき姿やその実現に向けた課題及び方針についての議論が開始された。
- 2014年には、豊田市、学識経験者、豊田の都心・交通を考える会会長、関連民間事業者等による「都心再整備に係る有識者会議」を発足し、都心のあり方を示すビジョン作成に向けた検討へつながる。

各主体の役割を明確にした推進体制

- 都心地区のまちづくりの基本方針「カスタマイズとよた！」を推進するために下図に示す連携体制が構築された。
- つくる主体（豊田市）とつかう主体（民間事業者等）が調整しながら検討を進めるとともに、空間デザインアドバイザーが参画する点に特徴がある。このアドバイザーとして全国のまちなか整備に関して豊富な知見を有する有識者が参画した。
- また、市民プラットフォームを、市民が参加できる計画検討・合意形成が図られる場として設けた（市民を対象としたワークショップ等を実施）。
- こうした多様な関係者間の最終的な合意の場として、推進会議（豊田市都心環境計画推進会議）を設置した。
- 豊田市役所内では、部局横断の会議体を設けることで、取組推進に係る縦割りの問題を回避している。

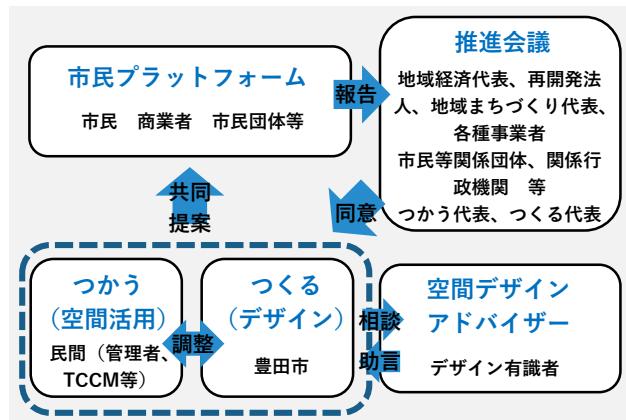
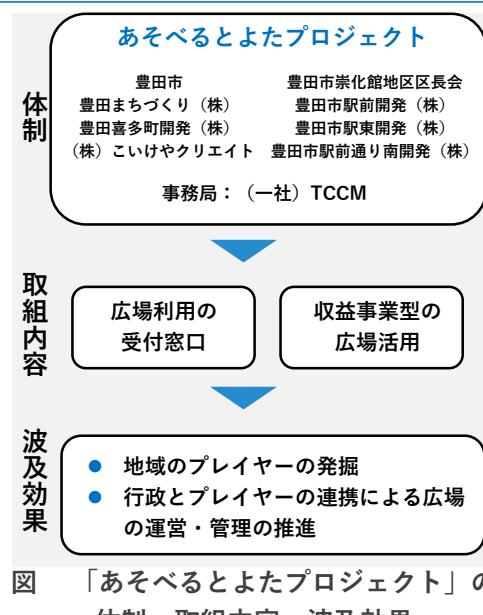


図 「カスタマイズとよた！」の推進体制

2.空間の利活用を持続・促進させる体制づくり

「使ってみる」ことで市民と公共空間の距離を近づけていくための体制づくり

- 豊田市駅周辺にある開けた空間“まちなかの広場”を、“人”的活動やくつろぎの場として開放し、とよたに愛着を持てる場所として、使いこなしていく取組として、「あそべるとよたプロジェクト」が2015年度より開始した。また、豊田市のプロポーザルにより、全国のまちづくりの実績をもつ専門家がコンサルタントとして同プロジェクトに参加している。運営体制としては、設立当初は、行政が事務局を担いながら、軌道にのった段階で2018年に都市再生推進法人である一般社団法人TCCM (Toyota City Center Management) に移管した。
- 具体的な取組として、広場の利活用の仕組みを市民・企業・行政が一体となって検討し、管理者の異なる豊田市駅周辺の複数の広場利用に関する一括の受付窓口の設置、ペデストリアンデッキ広場の長期飲食等事業者の公募事業（収益事業型の広場活用）等を実施している。
- 空間の利活用の推進にあたっては、コンサルタントを中心に地域の事業者とのコミュニケーションを図ることで、まちづくりへの高いマインドをもったプレイヤーの発掘が進められた。ここで発掘された地域のプレイヤーがまちづくりの中心的な役割を担っている。





空間デザイン Space Design

五つの要素のKEYWORD

- 多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり

1.多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり

空間の特徴や使われ方のイメージをもとに空間デザインのイメージを提示

- 「豊田市都心地区空間デザイン基本計画」では、広場活用の特徴（周辺環境、設え等）や、使われ方（機能、利用者・担い手やイベントのイメージ）が整理されることで、それに応じた空間デザインのイメージが示されている。
- また、駅周辺の広場配置の考え方としては、豊田市駅東口（矢作口）では、駅から豊田スタジアムに向かう軸線の中で、誰もが参加できる活動スペースを連続させ、「一体感のある」ストリート型広場空間を形成していく。他方、豊田市西口（毘森口）では、誰もがいつでもお気に入りの場所を見つけることができるよう、小さな広場を緑豊かな人の居場所として転換していく。
- これらのデザインイメージが各広場整備の基礎資料になるとともに、設計に対して継続的にアドバイスを行う空間デザインアドバイザーを起用することで、個別の広場設計の段階においても俯瞰的で一貫した観点から空間デザインの調整が可能となる仕組みを構築している。

アーバンファニチャーデザインにおける指針の提示と素材の使い分け

- ベンチ、ボラード、サイン、照明等のミクロなスケールでのデザインイメージを提示し、公共空間におけるアーバンファニチャーデザインの指針を示すことで、グランドレベルデザインの統一性を確保している。
- デザインのポイントとして、「わかりやすさ」、「つかいやすさ」、「居心地のよさ」の三つを掲げ、三つのポイントの有効性を高めるための具体的な指針を提示（例：交差点付近のサインの設置箇所の工夫）している。
- また、都心地区のまちづくりの基本方針を示す「カスタマイズとよた！」の8つのポイントにおいても、素材の扱い方に言及されている。豊田市の産業・精神・歴史を象徴するものとして「木・鉄・石」が示され、木はベンチやプランター、鉄はグレーチングやボラード、石や床・路面に使用する素材として整理されている。

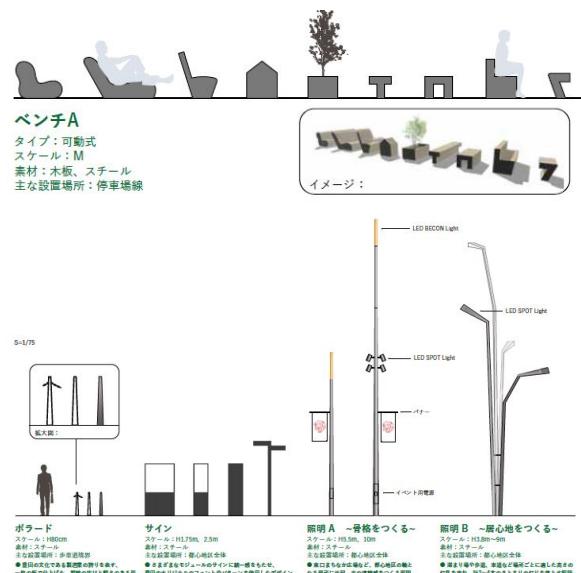


図 アーバンファニチャーのデザイン

■コラム | 街路・広場・広場施設のシームレスなつながり

- 2019年に供用が開始された「とよしば」（豊田市駅東口まちなか広場）では、街路に対して柵などの境界を設けずに芝生広場が設置されており、まちなかに誰もが利用しやすい開放的なオープンスペースが作られている。
- また、芝生広場に隣接して設置された木造低層の拠点施設では、広場に対して小さな階段を設けることで、階段に座りながら芝生を眺めるなどの活動が生まれる。このように、空間をシームレスに構築することで、芝生と施設の一体的な利用が誘発されている。



図 とよしばの芝生広場

E 愛知県 豊田市 豊田市都心地区

アクティビティの誘発 (企画・運営) Promoting of Activity



五つの要素のKEYWORD

- 多様な活動ができる環境整備
- ユーザーの参画促進

1.多様な活動ができる環境整備

「つかう」の発想を基にした環境整備

- 新豊田駅東口に位置する「新とよパーク」では、「豊田市都心地区空間デザイン基本計画」において「担い手発掘・育成型」の広場として分類され、担い手候補となるプレイヤーが参画しながら設計・運営の議論が進められ、広場利活用のための社会実験を実施。空間の利用ニーズを踏まえた広場のデザイン案に基づき、第一期の整備を実施した。
- また、第一期整備後の試行運用を経て、今後、第二期の整備を実施する予定となっている。このように、「つかう」と「つくる」を循環させながら取組を進める都心地区のまちづくりのコンセプトを個々の広場整備に適用している。
- 「新とよパーク」の空間デザインとしては、コンクリートエリア、土エリア、築山エリアで構成され、スケートボードや音楽演奏、焚火など多様な活動に対応した環境を提供している。
- また、豊田市駅東口に位置する「とよしば」では、収益事業と公益事業を実施できる場として空間が整備されている。具体的には、飲食店やアトリエ、ラボ、スタジオが併設された拠点施設が飲食サービスの提供、モノづくり、情報発信（展示、ラジオ中継等）の場となりながら、芝生広場は日常的な滞在に加えて多様なイベント（例：マルシェ、ヨガイベント）の場所として活用されている。



図 新とよパークのデザインとアクティビティ



図 とよしばにおけるイベント

2.ユーザーの参加促進

手続きのわかりやすい表示による空間の利用促進／運営事業者とプレイヤーの連携

- 「新とよパーク」では、広場の行為を禁止するためのルールではなく、利用者目線で、広場の利用に係るルールをつくり、わかりやすく掲示されている。
- 活動の種類ごとの事前申請の必要有無や、活動が可能なエリアなどを整理。これにより、利用に係る手続きのハードルを下げ、広場利用が促進されている。
- また、「とよしば」では、公開プロポーザルで選ばれた拠点施設・芝生広場運営事業者が、「プレイヤーを束ねるマネージャー」としての役割を担う。具体的には、周辺施設との連携、市民団体・催事事業者の誘致により、広場の利活用を推進している。これにより、広場の利用者に対して多様なサービスが提供されている。



図 新とよパークの利用に係るルールの明示

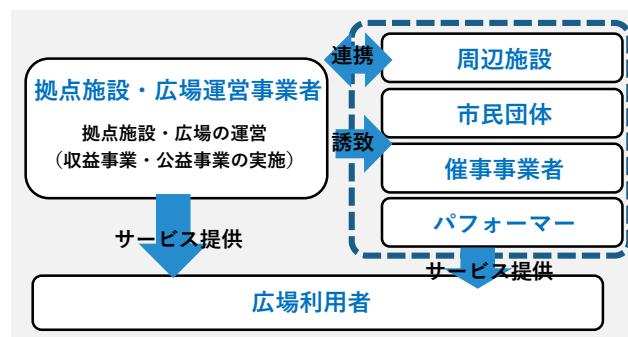


図 とよしばにおける運営事業者とプレイヤーの連携



育成・管理

Cultivation and Maintenance

五つの要素のKEYWORD

- ハードの質を持続させる維持管理
- 活動の持続性させる事業性の確保

1. ハードの質を持続させる維持管理

ユーザーを巻き込んだ運営体制による日常の清掃・イベントの企画の実施

- 「新とよパーク」では、利用者を中心に据えた運営組織である「新とよパークパートナーズ」が設立されている。
- 組織の発展を3段階に分け、初期段階では、広場の維持管理（清掃等広場内の環境美化活動）やイベントの企画、一般利用者への広報・周知などを行いつつ、参加者や連携組織を拡張していくことを促進。（最終的には、広場のプロモーションや利用申請窓口などを担う本格的な運営組織として発展することを目指している。）
- 利用者を巻き込んだ運営体制を整備することで、持続的な管理の仕組みを構築している。活動内容としては、月1回の定例会議を開催し、市民団体が担う領域を継続的に議論している。また、会議開催にあわせて、運営組織は清掃活動を実施している。
- このようなプロセスにより、経済的な対価ではなく自発的な参加意識により市民の参画を促進している。



図 新とよパークパートナーズによる日常の清掃

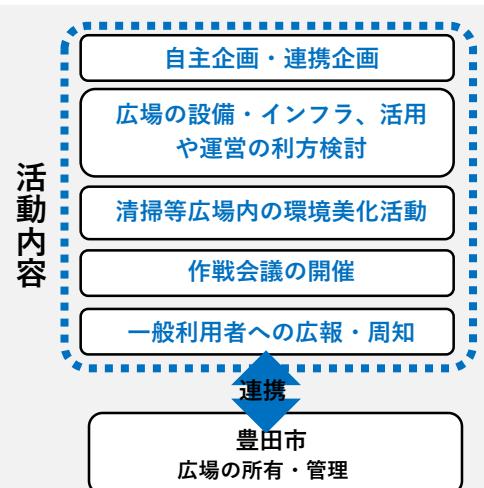


図 「新とよパークパートナーズ」の活動内容



図 新とよパークパートナーズの会議

2. 活動の質が持続する維持管理

収益事業と公益事業の両輪による活動の実施

- 「とよしば」では、収益事業（飲食施設）と公益事業（アトリエ、ラボ、芝生広場等の設置）の両輪による運営を実施することで、集客性を確保している。
- 飲食施設による事業収益をもとに、施設・広場運営事業者は豊田市に対して、施設賃料を納める。他方、豊田市は、広場管理費（芝生養生費）、公益事業に対する施設管理運営費、警備費（防犯カメラ設置・管理費）を負担している。



図 とよしば全景

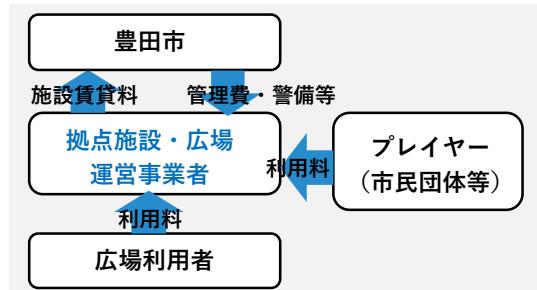
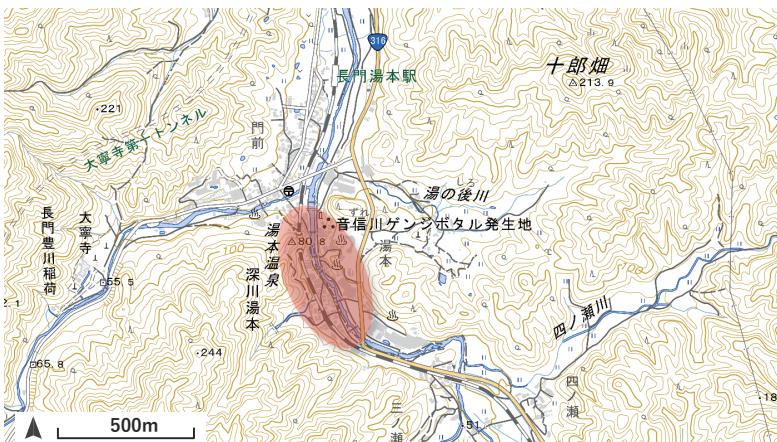


図 とよしばの事業スキーム

E 長門湯本地区

F 山口県 長門市 長門湯本地区

大手観光事業者と地域の事業者・住民と行政が協働し“オソト天国”の実現を目指す温泉街の再生



- 長門市の居住人口 : 33,600人 (2020.01)
- 主な取組主体 :
長門市、星野リゾート、長門湯本株式会社、推進会議・デザイン会議、長門湯本オソト活用協議会、長門湯本温泉まち株式会社
- 主要取組の開始年 : 2015年
- 対象地区 : 長門湯本地区

地区概要

- 山口県北部、本州のほぼ西端に位置する長門湯本温泉は、豊かな自然環境に囲まれた音信川沿いの小さな温泉街で、室町時代に開湯し県内で最古の歴史をもつ。
- 長門湯本温泉は、高度成長期の団体旅行ブームに乗じて活況を呈したが、バブル崩壊をきっかけに低迷していた。多くの旅館が団体旅行のニーズに対応するために施設を大型化・複合化していたため、その後、団体客から個人客にシフトした旅行ニーズを捉えきれなくなっていた。
- また、交通の便が悪く広域からの誘客力が弱かったため、宿泊客は減少傾向となり、各旅館の施設老朽化が進み、温泉街の衰退が進行していた。
- このような状況の中、温泉街の危機感をさらに高めたのが、創業150年の歴史をもつ大型ホテルの倒産であった。ホテル跡地は長門市（公費）により用地取得・建物解体され、その跡地活用と温泉街再生が検討された。

F 山口県 長門市 長門湯本地区

取組推進の経緯

2015年～ 長門市による老舗ホテルの用地取得と建物解体

- 2014年に白木屋グランドホテルが倒産。2015年1月に長門市がホテルの土地を取得し、同年4月には解体工事に着手し土地を更地化
- 温泉街の中心に位置するホテル跡地を公共投資により更地化し、温泉街再生の取組をスタートできる状態まで改善

2016年～ 「長門湯本温泉観光まちづくり計画」の策定と推進

- 長門市による星野リゾートの誘致とともに、同社に長門湯本温泉街のマスタープラン策定業務を委託
- 2016年8月、長門市は星野リゾートとの協働によるマスタープランを基本とし、行政計画として「長門湯本温泉観光まちづくり計画」を策定
- 計画策定後は、その推進のため、長門市に部署を横断して対応する組織を設置
- 首長をはじめ地域や経済界の代表などで意思決定機関となる推進会議、専門性に長け推進主体ともなりうる専門家を招聘しデザイン会議を構成

2017年～ 温泉街再生のリーディングプロジェクトの始動

- 地元有志による小さなリノベーションプロジェクトから長門湯本温泉観光まちづくりが始動
- 河川空間や道路空間の活用、夜間景観の創出については、複数年にわたる社会実験と効果検証を実施し、占用物件のデザインや設置方法、河川・道路の管理運営ルール等を策定
- このルールに基づき、公共空間の利活用と管理を行う主体として「長門湯本オソト活用協議会」を組織化

2020年～ 持続可能なまちづくりに向けたエリアマネジメントの実践へ

- 山口県と長門市による温泉街のハード整備が概ね完了
- 長門市と地元の事業者が連携してソフト面の充実とさらなる景観改善を進め、温泉街の新たな魅力の開発、維持、進化に取組むため、2020年3月にエリアマネジメント法人「長門湯本温泉まち株式会社」を設立

F 山口県 長門市 長門湯本地区 プロセス

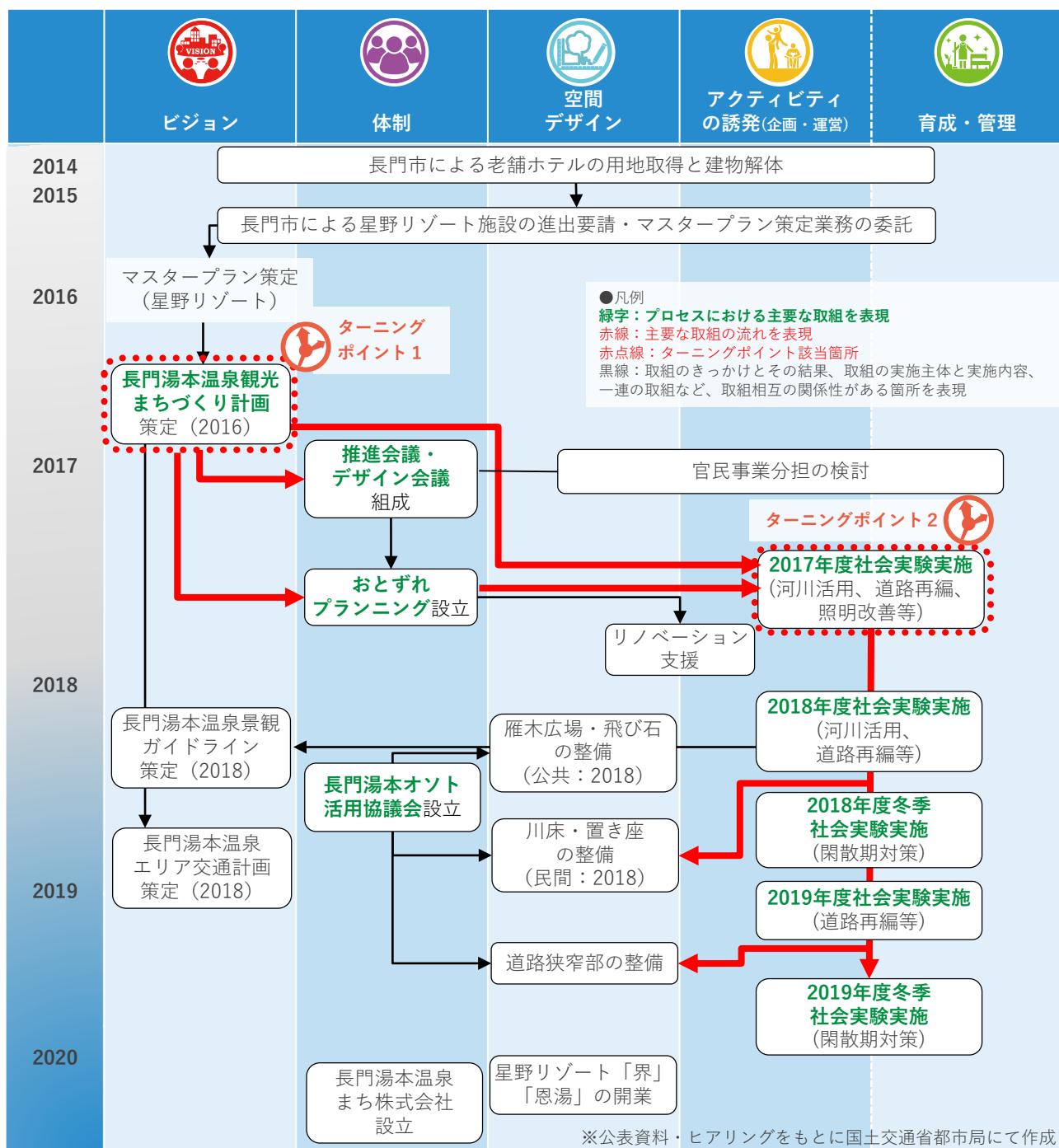
2014	温泉街の衰退 <ul style="list-style-type: none">長門湯本温泉がバブル崩壊をきっかけに低迷。宿泊客は年18万人と最盛期から半減した。長門湯本温泉内において150年の歴史をもつ老舗ホテルが倒産した。
2015	長門市による老舗ホテルの用地取得と建物解体 <ul style="list-style-type: none">2015年1月、長門市がホテル跡地等3カ所の土地（1万3,000m²）を取得、同年4月には解体工事に着手し土地を更地化。大規模ホテル跡地によるマイナスイメージが解消され、温泉街再生の取組をスタートできる状態まで改善した。
	跡地利用を巡り長門市から星野リゾートに宿泊施設の進出要請 <ul style="list-style-type: none">長門市は老舗ホテルの解体と並行して新たな旅館の誘致に動き出し、国内観光産業をリードする星野リゾートに進出を打診した。長門市大西市長（当時）自らトップセールスで誘致を働きかけた。
2016	長門市による星野リゾートの誘致決定とともに、同社にマスタープラン策定業務を委託 <ul style="list-style-type: none">2016年1月：長門市から星野リゾートにマスタープラン策定業務を委託した。2016年4月：山口県知事立会いのもと、長門市と星野リゾートで進出協定を締結した。
	長門市は2016年8月に「長門湯本温泉観光まちづくり計画」を策定  ターニングポイント1 <ul style="list-style-type: none">2回にわたる地元説明会や意見交換を踏まえて星野リゾートによるマスタープランが提案され、長門市は提案内容を行政計画として「長門湯本温泉観光まちづくり計画」を策定した。民間投資主体でもある星野リゾートと市が協働し、行政的なマスタープランとは一線を画す、観光客のニーズを捉えた大胆な計画となった。
2017	推進会議及びデザイン会議を主要な会議体として計画の実行を推進 <ul style="list-style-type: none">長門湯本温泉観光まちづくり計画策定後、約半年で推進体制が構築された。短期間で適切な方針提案と意思決定が可能な体制の構築が図られ、市府内に横串を刺す部署と推進主体となり実務に長けた専門家からなるデザイン会議、首長や地域の代表からなる意思決定機関として推進会議が構成された。
	地元有志による小さなリノベーションプロジェクトの立ち上がり <ul style="list-style-type: none">2017年8月旅館の若旦那、荻焼若手作家を中心とする有志6名が「おとずれプランニング」を立ち上げ、音信川に面する木造住宅をリノベーション、小さなカフェをオープンした。行政主導によって構想された長門湯本温泉まちづくりが、地元主導の民間プロジェクトで始動したことは、地域内外の共感を呼び、プロジェクト全体の推進力を得ることにつながった。
2018	社会実験による公共空間整備の検証  ターニングポイント2 <ul style="list-style-type: none">公共空間を魅力的な場所としていくために、①河川空間の活用、②交通再編・道路空間活用、③夜間景観の創出の3つの視点で複数年にわたり社会実験が実施された。（①に関する社会実験は2018年まで、②③に関する社会実験は2019年まで毎年実施）2018年7月には、河川・道路の管理運営ルールに基づいて公共空間の利活用と管理を行う主体「長門湯本オント活用協議会」が設立された。
	「長門湯本温泉景観ガイドライン」の策定 <ul style="list-style-type: none">統一感のある温泉街の景観形成のため長門湯本温泉景観ガイドラインが策定された。良質な民間投資の誘導、道路や河川などの公共空間や民地の地先空間の活用、おもてなし交流への対応などが示された。
	「長門湯本温泉エリア交通計画」の策定 <ul style="list-style-type: none">住民ワークショップ・継続的な社会実験を通じて道路空間の利活用のあり方が検討され、エリア全体として歩行者を優先するエリア交通計画が策定された。
2020	「長門湯本温泉まち株式会社」を設立 <ul style="list-style-type: none">持続的な観光地経営のための事業を行う地域主体のエリアマネジメント法人が設立された。エリア全体の魅力向上施策や事業などと連動した新たな公共空間活用の模索や各事業者の連携によるプロモーションが計画されている。
	山口県・長門市による温泉街のハード整備が完了 <ul style="list-style-type: none">星野リゾート「界 長門」が開業。立ち寄り湯「恩湯」が再建した。山口県・長門市による温泉街のハード整備が概ね完了し、ハード整備の効果を生かした各種サービスやイベントの充実化、魅力的な店舗誘致等による温泉街の活性化、魅力向上に向けての取組が継続されている。

ターニングポイント1 まちの方向性を示す長門湯本温泉観光まちづくり計画の策定

- 温泉街再生にあたり、観光業で優れた実績を有する外部企業からマスターplanが提案され、地元住民の理解が得られたことから、長門市は「長門湯本温泉観光まちづくり計画」を策定。計画の実現により全国トップ10の温泉地に入るという具体的な目標や、既存の土地利用にとらわれない具体的なランドスケープや施設配置、事業スケジュールが盛り込まれ、地域内で温泉街再生に向け大きな方針が共有された。
- 民間の投資主体が核となりマスターplanを提案し、行政が計画として位置づけ、事業投資を検討するという逆転の発想が取られ、行政的なマスターplanとは一線を画す、ユーザーのニーズを捉えた大胆な計画となった。

ターニングポイント2 公共空間の整備と運営方法検討のため戦略的に社会実験を実施

- 温泉街のハード整備が進む中、「そぞろ歩き」を誘発し、温泉街の魅力を高める重要な要素として、河川や道路等の公共空間の活用が位置づけられた。空間活用の検討に当たっては、安全面や運営面、事業面から検証する社会実験が複数年にわたり実施され、整備内容に反映するとともに、河川・道路の管理運営ルールが策定された。
- 社会実験の計画は「地元の若手事業者」が担い、社会実験を通じて目に見える成果が現実に得られたことで、地元住民の気運醸成に繋がった。ルールに基づき管理する主体として「長門湯本オソト活用協議会」が組織された。



F 山口県 長門市 長門湯本地区



ビジョン Vision

五つの要素のKEYWORD

- 地域の将来像を共有するビジョンづくり
- 将来像実現のための取組を定める計画づくり

1.地域の将来像を共有するビジョンづくり

民間からの大膽なビジョンの提示、つかう・つくる・育むを前提としたまちづくりプロセス

- 全国に観光リゾートの実績を挙げている星野リゾートを市が誘致し、市からの委託のもと星野リゾートがマスタープランを検討し、地区再生のビジョンが提案された。
- 星野リゾートからの提案は、実現性よりも理想形としての内容が盛り込まれ、長門市の所有地を越えた範囲での計画提案や、新たな合意形成／許認可を必要とする内容など、大胆なビジョンであった。
- また、従来のまちづくりプロセスでは、ビジョン→計画→設計→運営がトップダウン型で個別に発注されるのに対し、当該地区では、行政と将来の運営・投資主体がともにビジョンづくりから運営・マネジメント手法の検討、計画づくりに関わることで、使われるハード整備と事業性が担保されたソフト事業の実施を実現するプロセスが取られた。
- これらにより「つかう」目線のビジョン策定を、最終的にハードの空間デザインを「つくる」ことや、運営主体や地域の経営体を「育む」ことに反映させるまちづくりプロセスが可能となった。

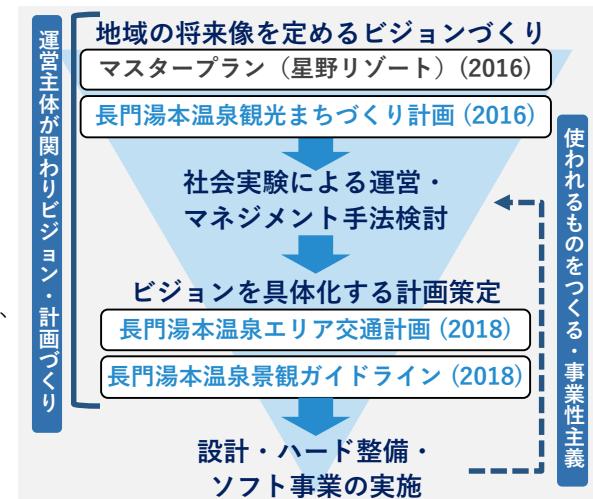


図 長門湯本まちづくりプロセス

温泉街の再生の道標となる長門湯本温泉観光まちづくり計画

- 長門湯本温泉観光まちづくり計画の策定では、星野リゾートが提案するビジョンがそのまま生かされ、「自然を生かしながら魅力的な温泉街で人を集め」るという戦略により、全国トップ10の温泉地に入るという目標が設定された。計画策定にあたり、全国の人気温泉地（黒川・有馬・城崎・玉造温泉）が有する魅力の要素や温泉街が提供している温泉街の過ごし方を分析し、長門湯本温泉の再生に必要な、以下の6つの要素を特定した。
 - 1.外湯 2.食べ歩き 3.文化体験 4.そぞろ歩き 5.絵になる場所 6.佇む空間
- この6つの要素の全てを温泉街一帯に配置する具体的な配置計画やハード整備の提案、事業スケジュールが計画に盛り込まれ、既存の土地利用にとらわれない大胆なランドスケープや施設配置が設定された。

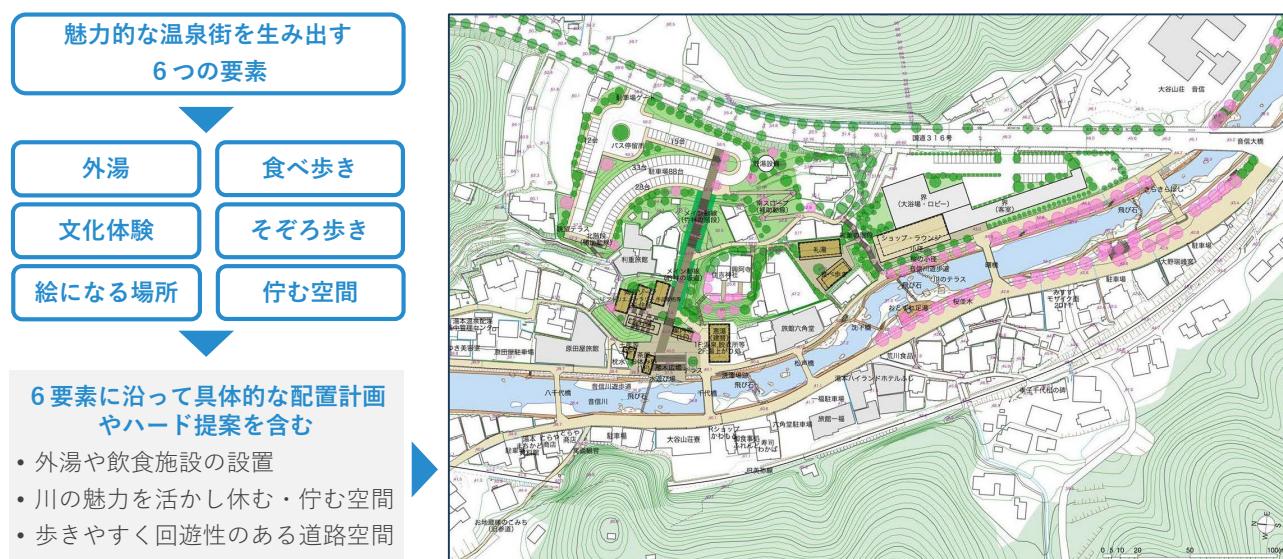


図 魅力的な温泉街を生み出す6つの要素と配置計画

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2000年度	2021年度
Step1 基盤推進の確立					
			● 全体推進体系の構築		
● 測量、基本設計	● 詳細設計				
	● 景観ルールの構築 ● 用地買収				
Step2 非日常の温泉街への導入と顔づくり					
	● 駐車場、バス停整備 ● 竹林の階段整備 ● 無電柱化の整理	● 駐車場整備			
● コアエリアA (雁木広場整備)	● コアエリアA (陶芸エリア造成、雁木広場整備)	● コアエリアA (雁木広場整備)			
● 配湯設備設計	● 恩湯の建替え ● 配湯設備設計、整備	● 恩湯の建替え ● 住吉神舎周辺整備 ● 配湯設備整備 ● 南スロープ整備			
Step3 回遊性の創出					
	● コアエリアB (礼湯の移設、紅葉の階段の整備)	● コアエリアB (礼湯の移設、紅葉の階段の整備)			
	● 河川整備	● 河川整備	● 河川整備		
Step4 そぞろ歩きの演出					
		● 各事業体制構築、企画、整備 (文化体験、お休み処等、食べ歩き)			
		● 回遊の素材の整備(散策道)	● 回遊の素材の整備(大寧寺参道)		

図 事業スケジュール（長門湯本温泉観光まちづくり計画）

2. 将来像実現のための取組を定める計画づくり

ビジョン実現のためのリーディングプロジェクトの設定手法

- 長門湯本温泉観光まちづくり計画で掲げられたビジョン実現のために、長門湯本温泉観光まちづくりデザイン会議を中心に、具体的なリーディングプロジェクトの絞り込みが行われた。
- まず、ビジョン実現のために4つの柱、①圧倒的な公共空間の使いこなし、②コア事業の自立収益化、③地域事業者の活性化、④新規事業者誘致、を設定。
- 並行して、柱に沿ったプロジェクト実施の基盤となり、個々の事業者やプロジェクトを円滑に進めるための人材や財源、評価の枠組みが整えられた。
- その後、4つの柱に沿った複数のリーディングプロジェクト「社会実験を通じた仕組みづくり」「恩湯の整備等のコア事業と入湯税を活用した地域再投資」「エリアのコンセプトづくりとリノベーション支援」「空き家を活用した事業組成等」が設定された。



図 リーディングプロジェクトの枠組み



体制

Teaming

五つの要素のKEYWORD

- 多様なプレイヤーが連携する体制づくり

1.多様なプレイヤーを連携させるための体制づくり

長門湯本温泉観光まちづくり計画の推進体制の構築

- 短期間で適切な方針提案と意思決定が可能な体制を構築するため、市庁内に横串を刺す部署と意思決定と具体的の施策を検討する「長門湯本温泉観光まちづくり推進会議（推進会議）」と「長門湯本温泉観光まちづくりデザイン会議（デザイン会議）」が構築された。
- 推進会議は、地域の各長で構成され、地域の意見及び専門的知見を踏まえて意思決定を行う会議体であった。
- デザイン会議は、長門市、地元事業者、専門家から構成され、権利者・用途の異なる様々な土地・建物を民間事業者投資・活用できる整備や仕組みづくり、情報提供を行う役割を担った。
- デザイン会議では、地域ワークショップや事業者ヒアリング・社会実験を通じて地域の信頼を得ながら事業化の議論が実施された。

デザイン会議では各分野のトップランナーが集結

- デザイン会議の司令塔としては、「水辺のまちづくり」に精通し、都市計画のプロフェッショナルである(株)ハートビートプラン泉英明氏が選出された。その他デザイン会議のメンバーは、交通計画を担当する片岸委員、夜間景観を監修する長町委員、景観ガイドラインの策定を担当する益尾委員、スケープを担当する金光委員など、各分野のトップランナーが集結した。ファイナンス面では、(株)山口ファイナンシャルグループの(株)YMFG ZONEプランニング（山口銀行出資の地方創生を専門としたコンサルト会社）がデザイン会議のメンバーに加わり、金融の専門家と地方創生を推進する2つの立場から積極的に街づくりに関わった。

地域の固有性と持続性を実現する官民による事業分担

- 長門湯本温泉観光まちづくり計画の整備事業をすべて公共事業で担うのではなく、地域の固有性の継承と持続性、エリアの自立を実現するため、長門市、星野リゾート、地域間での議論を経て、下図のような官民役割分担が決められた。計画検討開始時から前述の(株)YMFG ZONEプランニングが入り、料金や事業条件設定などフィジビリティスタディを実施した。駐車場の整備・運営など、個々の事業について民間による投資規模が検討され、各事業における事業成立性の検討が進められた。

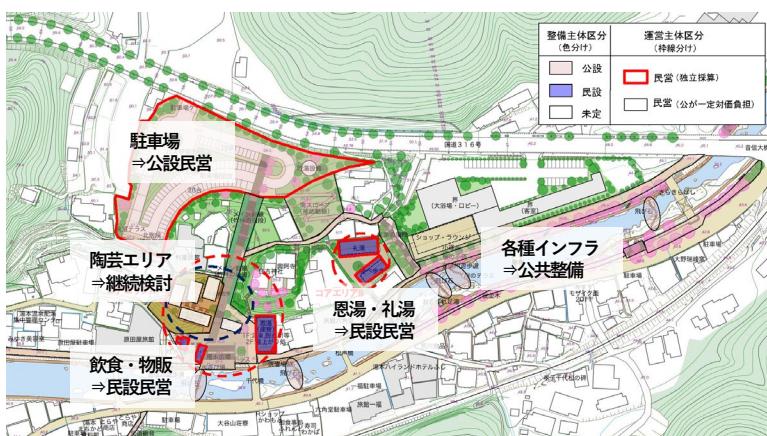


図 整備運営主体区分図

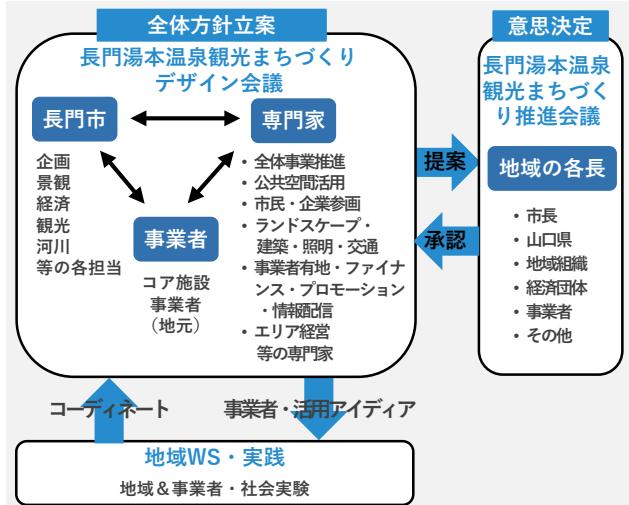


図 観光まちづくり計画の推進体制

	開発手法の方向性		
	所有	運営	見通し、検討の前提条件
恩湯・礼湯	民間	民間	「民設民営」 利用料金の引き上げ、相応の公共支援による前提条件を整えた上で、民設民営を目指す。
飲食・物販	民間	民間	「民設民営」 事業者による自営、テナントリーシングも含めて可能性があり、民設民営を目指す。
駐車場	公共	民間	「公設民営」 整備費は公共負担が必要であるが、民間の独立採算による運営を目指す。
その他インフラ部分	公共	-	「公共整備」 整備費は公共負担が必要である。
陶芸エリア	公共/民間	公共/民間	「検討継続」 現状事業性が見えておらず、恩湯・礼湯等を先行的に開発を行なながら検討継続する。

F 山口県 長門市 長門湯本地区 空間デザイン Space Design

五つの要素のKEYWORD

- 多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり

1.多様な活動を受け止めるオープンで快適な滞留空間づくり

社会実験による公共空間整備の検証

- 温泉街の魅力を高め、そぞろ歩きを誘発する重要な要素の一つとなる、河川や道路、夜間照明といった公共空間の整備は、複数年にわたる社会実験で設置の安全性や活用プログラムの検証を行い、その結果を踏まえて常設を検討するというプロセスが取られた。
- 社会実験の計画は「地元の若手事業者」が中心となり企画を行い、住民ワークショップを通じて、意見交換や方向性の確定、沿道地権者の理解を促した。地元主体で社会実験に取り組むことで、まち全体で温泉街再生を応援しようという機運を高めていった。

河川空間活用	交通再編・道路空間活用	夜間照明
長門湯本 2017年度社会実験		
川床・置き座の活用実験（9/16-10/9） ・観光資源としての河川活用促進のための川床の設置・運営の検証	左岸道路における利活用と交通規制の試行（9/16-9/27: 一方通行、9/28-10/8: 対面通行） ・そぞろ歩きをしやすくする人を中心の交通機能再編に伴う影響の検証	提灯及び公共照明の検証（9/16-10/8） ・照明計画による温泉地景観向上の検証を官民連携で実施 照明計画に反映（2017）
長門湯本 2018 年度社会実験		
川床・置き座の設置・運用（9/1-9/30） ・川床の運用（ソフトコンテンツ、維持管理）の検証 ・川床の柵、床面、パラソルの素材、デザインの検証 ・河川公園との一体活用、アクセス経路の検証 ・民間による川床・置き座が常設（2018） ・河川法に基づく都市・地域再生等利用区域（河川準則特区）の指定	左岸道路における狭さく部の設置と効果検証／道路での休憩・物販施設の設置・運営（2018/9/1-2018/9/01） ・将来形に合わせた道路空間（歩行者空間）の活用の検証 ・活用に適した設置物のデザインや安全性の検証	冬季あかりイベント実験 ・閑散期の誘客手段としての住民参加型イベントを実施
長門湯本 2019年度社会実験		
	狭窄部明示の有効性の検証・設置物のデザイン・構造の検証（2019/8/8-2019/8/31） ・狭窄部を明示するためのプランターや、ベンチ等の休憩施設の設置方法・デザイン等の検証	冬季あかりイベント実験 ・閑散期の誘客手段としての住民参加型イベントを実施
	運用開始（2020）	運用開始（2020）

音信川の魅力を最大限に活かす河川空間の活用

- 河川空間の活用においては、温泉街の中心を流れる音信川の魅力を最大限に活かすために、地元事業者と連携し、水面上に設置された「川床」と河川に張り出す「置き座」の2種類の空間、公共側では「雁木広場」と「飛び石」が設置された（2018年常設）。
- 川床・置き座の設置に当たっては、河川管理者と協議し、増水時にも耐えられる構造で設置し、1年目には増水時の安全性や運用方法の確認、2年目には1年目の課題であった手すりの収納方法の改善などを行った上で、活用コンテンツの検証を行った。現在では、民間事業者による管理・活用が行われている。
- 公共側で設置する「飛び石」に関しては、京都大学防災研究所にて河川モデルでの水の流れの検証が行われ、安全で豊かな河川空間の実現に向けた検討が行われた。



図 川床の様子



図 置き座の様子



図 雁木広場の様子



図 飛び石周辺の様子

「狭窄部」を戦略的に活用した人を中心の道路空間再編

- 道路空間においては、人を中心の歩いて楽しい温泉街を目指して、「シェアド・スペース（歩車共存）」の考え方を盛り込んだ交通計画と、そぞろ歩きを楽しめるベンチやテーブル、プランターの設置による道路空間活用が行われている（2020年常設）。
- 社会実験では、1年目には相互通行と一方通行の比較検証と利活用の可能性が検証された。
- 2年目には車道幅員を狭める「狭窄部」を複数箇所設置し、車両の速度抑制を促す効果や安全性などが検証された。「狭窄部」とは、クルマの通行部分の幅を狭くすることで、自動車のスピードや通過交通、路上駐車を抑制するものである。
- 3年目には設置物のデザインや維持管理体制を検証。これらと併せて、地域でのワークショップを重ね、デザイン面、運用面などが検討され、道路再整備案に反映された。
- 道路再整備後、現在では複数箇所に狭窄部が設置されている。「狭窄部」の実現にあたっては、道路管理者に根拠に基づく道路空間再編の有効性を示せたことで、整備後の利活用や安全対象等の自治を担う地元組織を組成できたことが大きなポイントとなった。

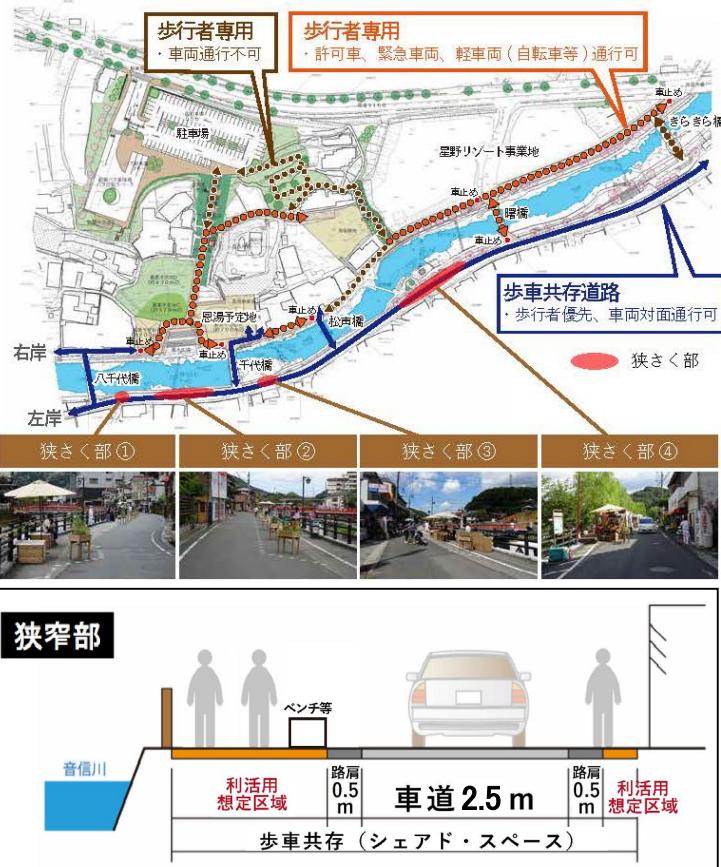


図 エリア交通計画方針図



図 狹窄部のデザイン



図 設置されたプランターとベンチ

あかりのまちづくり

- 夜間景観においては、2017年に景観上重要となる箇所のライトアップやおもてなしの明かりの設置などを行い、住民意識の醸成とともに夜の温泉街の景観を検証し、照明整備へと反映された。
- また、2018年からは閑散期である冬季にも集客コンテンツの検証を行う社会実験として、川を魅力的に演出するライトアップの実験を行い、閑散期の魅力づくりの検討が実施された。
- これらを踏まえ、エリア全体での自動で調光制御するシステムが導入され、時間帯に応じた明るさの調整、イベント時のカラーリングなどが行われている。



図 橋、川床、樹木、提灯などの夜間照明

F 山口県 長門市 長門湯本地区



アクティビティの誘発 (企画・運営)/ 育成・管理 Promoting of Activity / Cultivation and Maintenance

五つの要素のKEYWORD

- 多様な活動ができる環境整備
- 取組を継続させる事業性の確保

1. 多様な活動ができる環境整備

“オソト天国”の実現を目指した公共空間管理運営の仕組み

- 公共空間の管理運営は、河川と道路の2つに分けられる。河川空間の利活用においては、河川敷地占用許可準則に基づく、都市・地域再生等利用区域及び占用主体の指定の枠組みを活用し、川床・置き座の設置や雁木広場の利活用を実施した。道路空間の利活用においては、道路協力団体の枠組みを活用し、ベンチなどの休憩施設やプランターを設置した。
- 上記の両方の枠組みを活用し、公共空間の利活用や設置物の維持・管理を行う体制として、2018年7月に地元組織からなる「長門湯本オソト活用協議会（協議会）」が組成された。
- 協議会設立後、2018年11月より河川空間の占用主体として、事業者による川床・置き座の設置・運用を管理している。2020年度からは、道路空間の社会実験を踏まえ占用主体としてプランターやベンチの設置している。
- 協議会は、公共空間で事業を行い、利益を得る「事業会員」と湯本まちづくり協議会会長、副会長からなる「正会員」、趣旨に賛同し、人的・技術的・資金的に支援する「サポート会員」の3種類の会員で構成される。

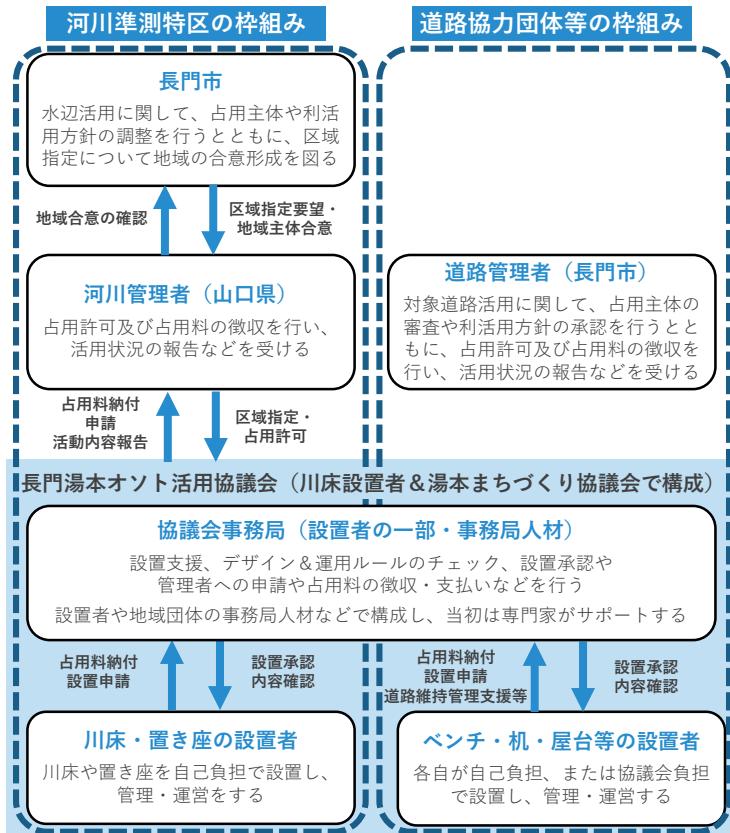


図 長門湯本オソト活用協議会の仕組み

2. 取組を継続させる事業性の確保

エリアマネジメント主体とともに温泉街再生に必要な要素を継続的に検討

- 2020年には長門湯本温泉観光まちづくり計画に定められたハード整備が完了した後においても、温泉街中心部の用地では、土地の有効利用を図るために、暫定地を活用しながら今後の温泉街の発展に必要な要素が検討されている。
- 右図の3つの用地における文化体験施設やコンテンツの創出については、3年程度暫定地として利活用を進めながら、今後の集客状況や観光客のニーズ等を踏まえ、事業採算性等を考慮しながら、継続的に議論を行っている。
- 暫定地としての活用方法は、2020年に設立したエリアマネジメント法人「長門湯本温泉まち株式会社」が主体として検討し、市と協議の上、空間デザインや金融関係者などまちづくりの専門家で構成される委員会に諮りつつ、方針を決定することとしている。

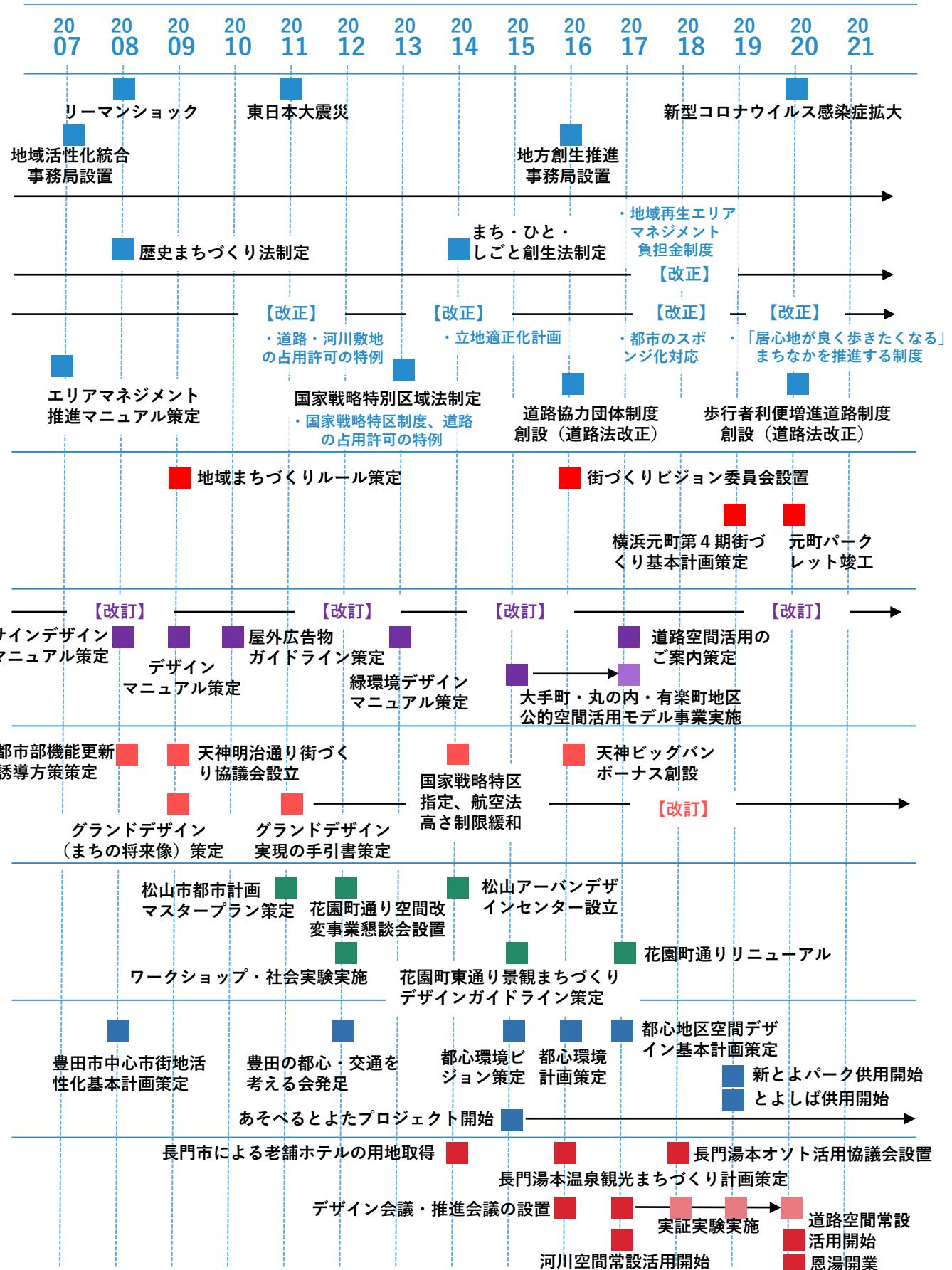


図 暫定地の整備方針について

3. グランドレベルデザイン関連年表

年	19 95	19 96	19 97	19 98	19 99	20 00	20 01	20 02	20 03	20 04	20 05	20 06
社会情勢と 関連する国の政策												
	阪神淡路大震災						都市再生本部設置 (都市再生プロジェクト推進)				・中心市街地活性化協議会の法制化 【改正】	
					中心市街地活性化法制定			まちづくり交付金制度創設 景観法制定			地域再生法制定	
				PFI制定								
				地方分権一括法制定				都市再生特別措置法制定 ・都市再生整備地区、 民間都市再生事業計 画の認定制度				
			街並み誘導型地区 計画制度創設 (都市計画法改正)									
横浜元町地区 (神奈川県横浜市)							元町仲通り街並み誘 導型地区計画策定					
							元町仲通り地区街 づくり協定策定					
								元町まちづくり協議会発足 元町地区計画策定 元町町づくり協定締結 元町通り街づくり協定締結 元町通り第3期街づくり完成				
大丸有地区 (東京都千代田区)						大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくりガイドライン策定		大丸有エリアマネジメ ント協会設立			【改訂】	
								丸の内ビルの竣工・仲通り整備実施				
天神明治通り地区 (福岡県福岡市)										We Love 天神協議会設立		
花園町通り地区 (愛媛県松山市)												
豊田市駅前地区 (愛知県豊田市)												
長門湯本地区 (山口県長門市)												

- 本章で掲載する6つの事例に関する取組、および時代ごとのグランドレベルデザインに関する国の施策・制度を年表として整理し、グランドレベルデザインの変遷を概観しています。



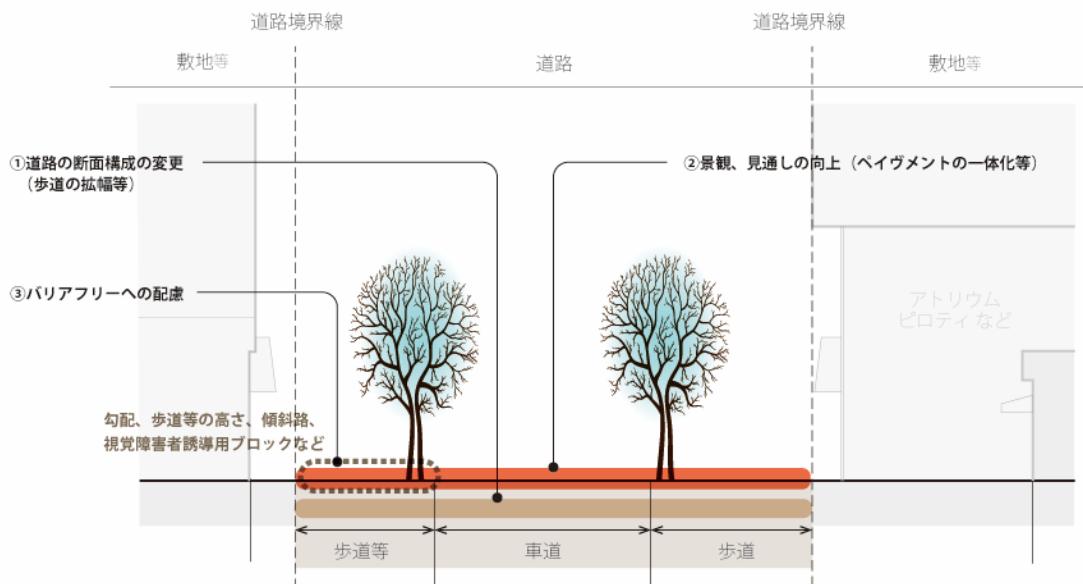
4. 居心地が良く歩きたくなる空間形成や利活用に関する主な制度

- 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成に関し、街路や沿道（建築物、オープンスペース）の空間形成や利活用、都市公園や河川、港湾の利活用の基準や手続き等があります。

街路

1. 空間形成

- 歩行者中心の街路づくりのためには、道路の構造等に関する規定に適合するとともに、空間の再構築や景観形成に関する基準等に留意する必要があります。



①道路の断面構成の変更（歩道の拡幅等）や車道の狭窄

道路の構造は、通常の衝撃に対する安全性や安全かつ円滑な交通を確保すること等が必要

- 道路の構造の基準 : 道路法
- 歩道における段差及び勾配等に関する基準 : 歩道の一般的構造に関する基準（国土交通省通知（2005年））

②景観、見通しの向上（ペイヴメントの一体化等）

道路の舗装は、通常の衝撃に対する安全性や安全かつ円滑な交通を確保すること等が必要

- 舗装の設計及び施工に必要な技術基準 : 舗装の構造に関する技術基準（国土交通省通知（2001年））

③バリアフリー動線の整備

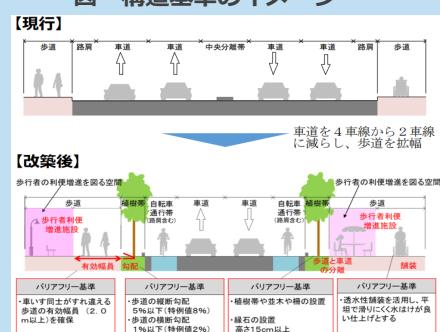
道路管理者は、特定道路等の新設又は改築を行うときは、移動等円滑化に関する基準への適合が必要

- 道路移動等円滑化基準 : バリアフリー法

■コラム | 歩行者の利便増進のための構造基準の策定が可能に ～歩行者利便増進道路制度（ほこみち）①～

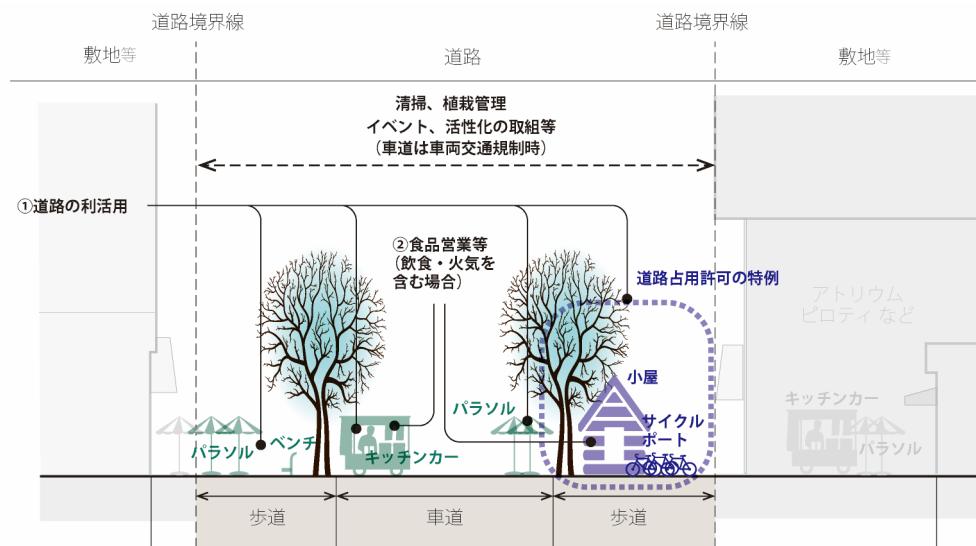
- 「歩道にカフェやベンチを置いて滞在できる空間にしたい」などの道路への新しいニーズの高まりを受け、2020年に「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」制度が創設された。
- この制度により、「歩行者の利便増進のための「構造基準」」が策定され、道路管理者が歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることができた。

図 構造基準のイメージ



2. 空間の利活用

- 歩道や車道の空間を利用して、イベントの実施、オープンカフェの展開、サイクルポートやベンチ等の休憩施設の設置などを行うためには、許可等の手続きが必要となります。



①道路の利活用

道路上に物件等を設置し、継続して道路を利用する場合には、道路管理者による道路の占用の許可が必要。また、興行、催し物などを開催する場合には、交通管理者（所轄警察署長）の道路の使用の許可が必要

- ・道路の占用の許可、道路の占用の許可基準　：　道路法
- ・道路の使用の許可　：　道路交通法

道路占用許可の特例措置を活用すると、一定の区域内では通常の占用許可の審査の際に課される基準のうち「無余地性の基準（道路の敷地外に余地が無くやむを得ない場合であること）」の適用が除外され、まちの利便性を高めるための施設等の設置が可能

- ・道路占用許可の特例　：　都市再生特別措置法、国家戦略特区法、中心市街地活性化法、
道路交通法（歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度、道路協力団体制度）

②食品営業等（飲食・火気を含む場合）

飲食の営業等を行う場合には、保健所の許可や消防署長への届出が必要

- ・飲食の営業許可　：　食品衛生法
- ・火災予防関係届出　：　消防法

■コラム | 歩行者の利便増進のための施設の占用を誘導 ～歩行者利便増進道路制度（ほこみち）②～

- ・歩行者利便増進道路制度では、指定道路に特例区域（利便増進誘導区域）を定めることにより、占用物件に関するいわゆる無余地性の基準の適用が除外される。
- ・また、占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となり、その場合には、最長20年の占用が認められ、テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすくなった。

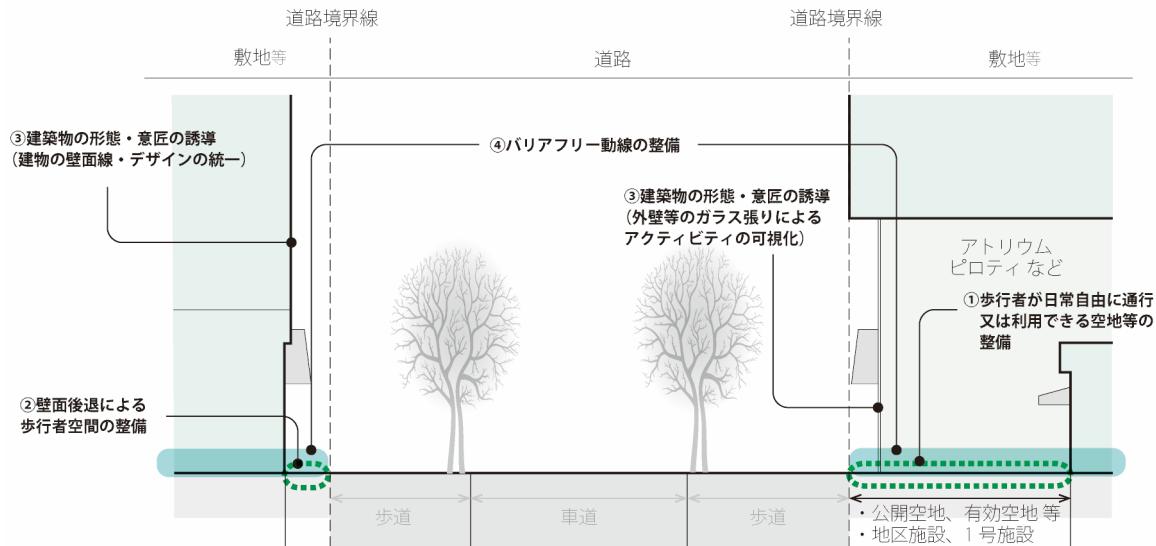
図 特例区域（利便増進誘導区域）のイメージ



沿道（建築物、オープンスペース）

1. 空間形成

- 人々の交流や滞在を促進する軒先のオープンスペース化、歩道と一体となったゆとりのある歩行者空間の形成するためには、オープンスペースや歩行者空間等を生み出すルールの形成や仕組みを活用することが考えられます。



①歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地等の整備

敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物では、空地を設ける等によって容積率制限等を緩和

- 総合設計制度に関する基準
 - 建築基準法、総合設計許可準則に関する技術基準（国土交通省通知（最終改正2020年））
 - 地域地区（高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区）
 - 都市計画法、都市再生特別措置法、都市計画運用指針（国土交通省通知（2000年、最終改正2020年））
 - 地区計画制度等（再開発等促進区を定める地区計画）※地区施設等として機能の担保が可能
 - 都市計画法、都市計画運用指針（国土交通省通知（2000年、最終改正2020年））

②壁面後退による歩行者空間の整備

建築物の整備の際には、壁面の位置の制限等が可能

- 土地所有者等による協定制度（建築協定、景観協定）：建築基準法、景観法
- 地域地区（高度利用地区、特定街区、景観地区）
- 地区計画制度等（地区計画）※地区施設等として機能の担保が可能
 - 都市計画法、密集市街地整備法

③建築物の形態・意匠の誘導（建物の壁面線・デザインの統一、外壁等のガラス張りによるアクティビティの可視化）

建築物の整備の際には、建築物の形態や意匠の制限等が可能

- 土地所有者等による協定制度（建築協定、景観協定）：建築基準法、景観法
- 地域地区（風致地区、景観地区）：都市計画法、景観法
- 地区計画制度等（地区計画、歴史的風致維持向上地区計画）：都市計画法、歴史まちづくり法

④バリアフリー動線の整備

建築主等は、一定規模以上の特別特定建築物の建築を行うときは、施設の構造や配置等に関する基準への適合が必要

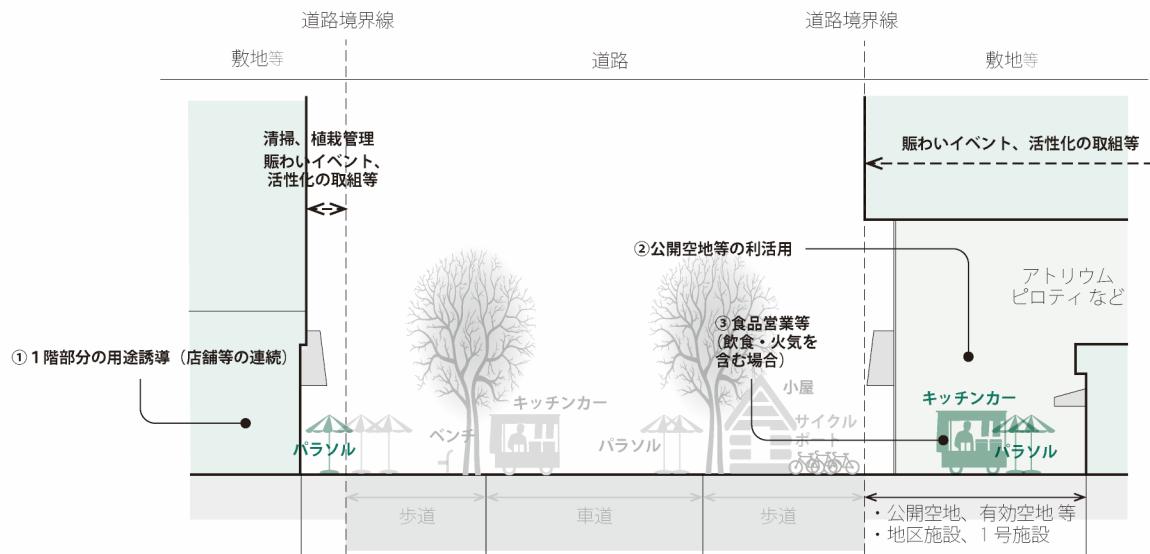
- 建築物移動等円滑化基準：バリアフリー法

■コラム | 沿道施設のアイレベルの刷新に対する支援制度

- 2020年創設の「まちなかウォーカブル推進事業」では、「滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）」において、沿道施設の1階部分のリノベーションによる市民に開かれた空間の提供、1階部分（壁面など）の透明化等の修景整備などに対する支援（国費率1/2）が行われる。

2. 空間の利活用

- 居心地が良く歩きたくなる沿道環境の形成とともに、公開空地などの公共的な空間の質を高め、それを持続的に維持・発展させていくためには、建築物の用途に関するルールの形成やオープンスペースの活用とあわせ、公開空地等の利活用等に係る地域の民間主体の参画が可能となる仕組みの活用も重要となります。



① 1階部分の用途誘導

建築物の整備の際には、居心地が良く歩きたくなるまちなか（例：店舗等の連続）ための建築物の用途の制限（誘導）が可能

- ・土地所有者等による協定制度（建築協定、景観協定）：建築基準法、景観法
- ・地域地区（景観地区）：景観法
- ・地区計画制度等：都市計画法（地区計画等）

②公開空地等の利活用

公開空地等の利活用を行う際には、地方公共団体において利活用に関する要件を定めた基準を設けている場合があるため、事前に確認することが必要

- ・公開空地等の多様な利活用を促進する際の参考資料
： 民間空地等の多様な利活用に関する事例集（国土交通省（2020年））

③食品営業等（飲食・火気を含む場合）

飲食の営業等を行う場合には、保健所の許可や消防署長への届出が必要

- ・飲食の営業許可：食品衛生法
- ・火災予防関係届出：消防法

■コラム | 公開空地等の利活用に関する地方公共団体独自の運用～東京のしゃれた街並みづくり推進条例～

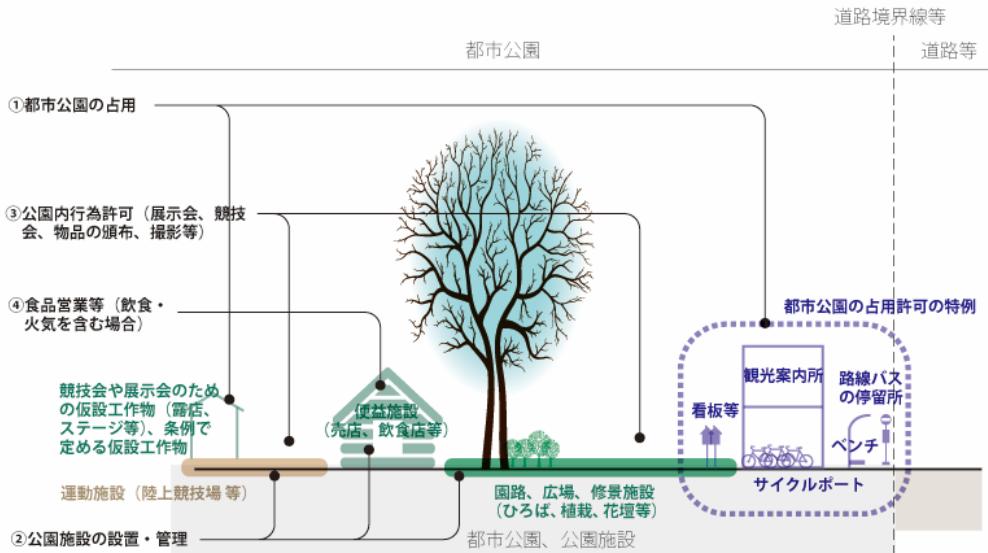
- ・大規模な都市開発プロジェクトの多くでは、土地の高度利用を実現するため、都市計画法や建築基準法に定める開発手法が用いられ、広場やアトリウムなどの公開空地等の整備が図られる。これらは、日常一般に開放された空間として整備されるものだが、広場本来の効用を損なわない範囲においては、多様な都市活動を展開するスポットとして利用することを妨げるものではない。
- ・東京のしゃれた街並みづくり推進条例（東京都）における「まちづくり団体の登録制度」は、公開空地等の活用を通じ、地域の特性を生かし魅力を高めるまちづくり活動を主体的に行う団体を登録し、その活動を促進することにより地域の魅力を高めることを目的とする。
- ・この制度により、公開空地等における地域のにぎわい向上させる活動として、有料イベント、営業、販売などが認められる。

図 中野セントラルパーク内公開空地



都市公園

- 居心地が良い空間づくりのため、イベントの開催などに加え、民間事業者等が都市公園において飲食・物販施設などを整備・運営することが可能となる仕組みを活用することが考えられます。



①都市公園の占用

都市公園内に公園施設以外の工作物（例：露店、ステージ）を設置する際は、公園管理者による許可が必要
・都市公園の占用 : 都市公園法

都市公園にサイクルポートや観光案内所など居住者、来訪者、滞在者の利便の増進に寄与する施設の設置について、都市再生整備計画に記載した場合、都市再生整備計画の公表から2年以内に許可申請があった場合は、技術的基準に適合すれば、都市公園法第7条の規定にかかわらず、占用を許可

・都市公園の占用許可特例 : 都市再生特別措置法

②公園施設の設置・管理

公園管理者以外の者が都市公園に公園施設（例：園路、広場、修景施設、運動施設、便益施設）を設け、又は管理しようとするとき公園管理者による許可が必要

・公園施設の設置・管理許可 : 都市公園法

③公園内行為許可

都市公園を利用し、興行、催し物など（例：展示会、競技会、物品の頒布、撮影）を開催する場合、公園管理者による許可が必要

・公園内行為許可 : 都市公園法、都市公園条例等（地方公共団体）

④食品営業等（飲食・火気を含む場合）

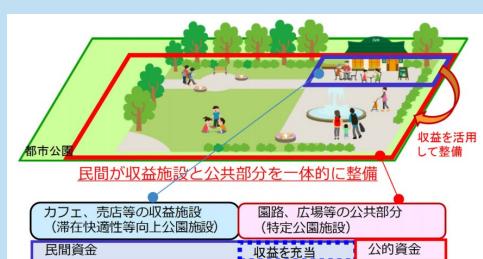
飲食の営業等を行う場合には、保健所の許可や消防署長への届出が必要

・飲食の営業許可 : 食品衛生法
・火災予防関係届出 : 消防法

■コラム | まちなかウォーカブル区域における都市公園法の特例措置等

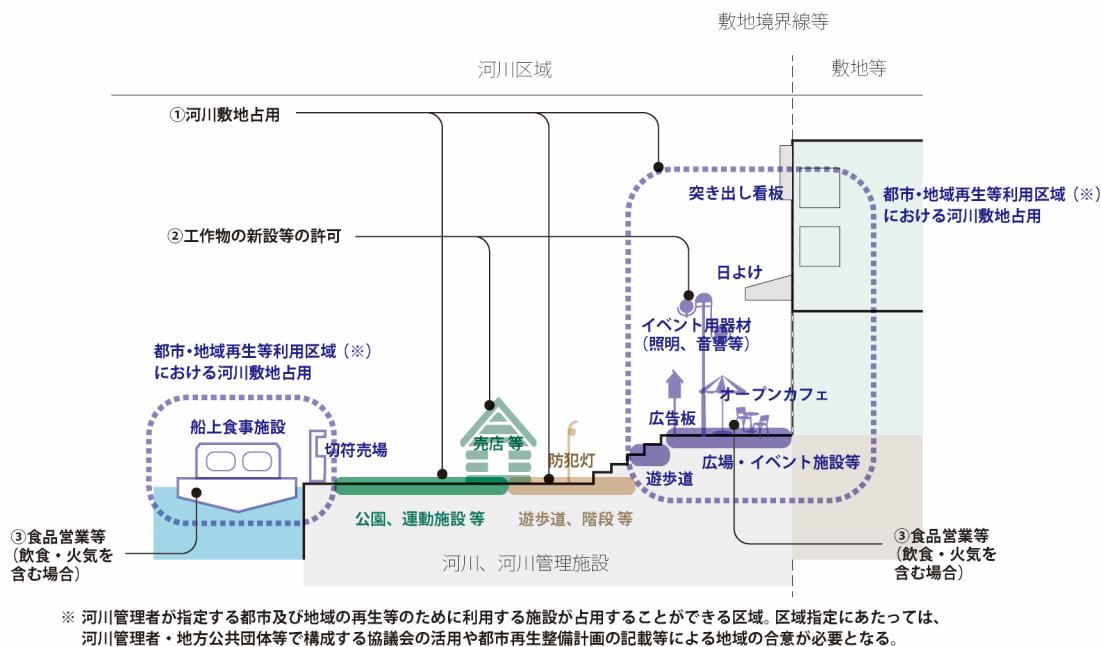
- 市町村が都市再生整備計画区域の中に定めた「まちなかウォーカブル区域」では、都市再生推進法人等のまちづくりに取り組む団体が、公園管理者との協定に基づき、都市公園内において飲食店、売店等の施設の設置とその周辺の園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う場合に、飲食店、売店等の建蔽率の上限緩和や設置管理許可期間の延長等の都市公園法の特例を付与する制度である「都市公園リノベーション協定制度」を活用することができる。

図 都市公園リノベーション協定



河川

- 地域活性化等の観点から、イベント施設やオープンカフェの設置など水辺空間を活かした賑わいの創出とともに、地域のニーズに対応したまちづくりに寄与するものとして、河川敷地の多様な利用が可能です。



① 河川敷地占用

河川区域を利用し、興行、催し物などを開催する場合、河川管理者の河川敷地占用の許可が必要。河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」を指定した場合、民間事業者等による河川敷地の利用が可能

- ・土地の占用 : 河川法、河川敷地占用許可準則（国土交通省通知（1999年、最終改正2016年））

② 工作物の新設等の許可

河川敷地占用（土地の占用）の際に工作物を設置する場合は、工作物設置に関する許可が必要

- ・工作物の新築等の許可 : 河川法、工作物設置許可基準（国土交通省通知（1994年、最終改正2002年））

③ 食品営業等（飲食・火気を含む場合）

飲食の営業等を行う場合には、保健所の許可や消防署長への届出が必要

- ・飲食の営業許可 : 食品衛生法
- ・火災予防関係届出 : 消防法

■コラム | 河川空間のオープン化によるにぎわいの創出

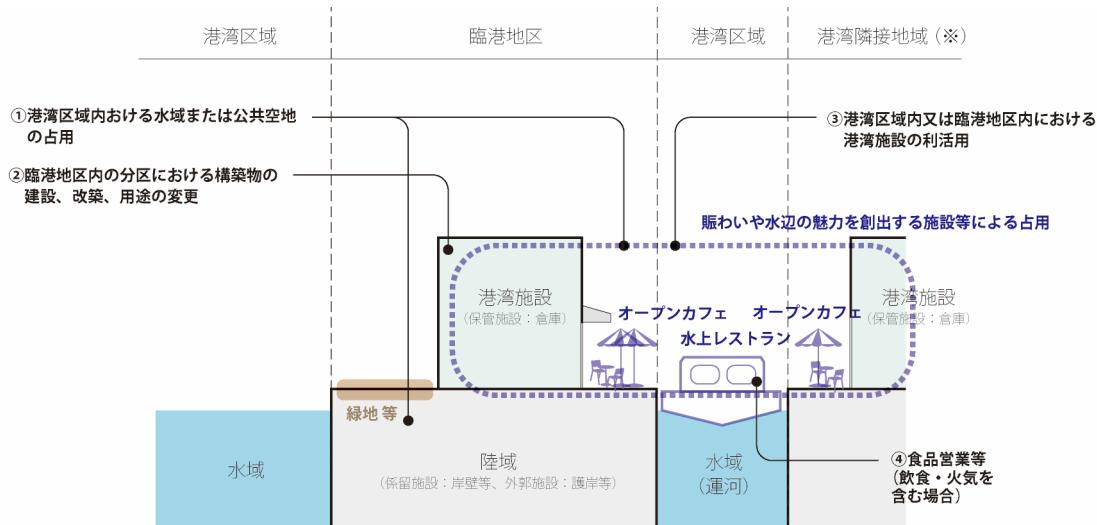
- 河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるところ、「河川をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したい」という新しいニーズの高まりを受け、河川敷地占用許可準則の改正（2011年度、2016年度）により、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」を指定した場合、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用（占用許可期間：10年以内）が可能となった。
- この制度により、都市再生推進法人の（一社）竹芝エリアマネジメント（東京都港区）が占用主体となり、「舟運の活性化」「賑わいの創出」「環境再生・学習の場づくり」によるエリアの利便性と魅力向上を目的として、河川敷地に船着場や河川教育・学習施設（干潟）の整備・運営を行っている。

図 汐留川（竹芝）の占用物件（船着場、干潟）



港湾

- 港湾は、港湾区域（水域）、臨港地区（陸域）、港湾施設により構成されます。港湾区域、臨港地区、港湾施設での利活用に関する規定については、それぞれ港湾管理者（港務局または地方公共団体）が条例等で定めていることが一般的であることから、利活用にあたっては条例等に基づく手続きが必要となります。



① 港湾区域内における水域または公共空地の占用

港湾区域内における水域または港湾隣接区域の公共空地の占用を行おうとする者は、港湾管理者の許可が必要

- ・港湾区域内の水域及び港湾隣接区域の公共空地の占用： 港湾法、港湾施設管理に関する条例等（地方公共団体等）

② 臨港地区内の分区における構築物の建設、改築、用途の変更

港湾管理者により臨港地区内で分区が定められている場合、建築基準法に定める用途地域制限は適用されず、条例等において分区毎に定められている用途制限が適用。用途制限されている施設を建設、改築、用途の変更をしようとする者は、地方公共団体の長の許可が必要

- ・臨港地区内の分区における建築物その他構築物の建設、改築、用途の変更
： 港湾法、臨港地区内の分区における構築物に関する条例等（地方公共団体等）

③ 港湾区域内又は臨港地区内における港湾施設の利活用

港湾区域内又は臨港地区内における港湾施設を、利活用しようとする者は、港湾管理者の許可が必要

- ・水域施設、外郭施設、係留施設、運河などの利活用 : 港湾施設管理に関する条例等（地方公共団体等）

④ 食品営業等（飲食・火気を含む場合）

飲食の営業等を行う場合には、保健所の許可や消防署長への届出が必要

- ・飲食の営業許可 : 食品衛生法
- ・火災予防関係届出 : 消防法

■コラム | 運河（港湾区域）を活用したにぎわいの創出

- 東京湾天王洲運河に面する一角で旧倉庫施設をコンバージョンし、平成9年より地ビールレストランを運営していた民間事業者が、地先の運河上（港湾区域）に浮体施設を建造し、水上レストランとして活用している。
- 通常、水域を占用する場合、一時的なイベント等の使用を除き物流など港湾本来の機能を満たす用途に制限されるが、東京都は、新たに観光の視点から運河の役割を見直し、多様な機能を持つ空間としてまちづくりと一体となった利用・活用を図るべく「運河ルネッサンス構想（2005年6月）」を策定。
- 同構想に基づき、物流等の港湾機能に供する用途に限る水域占用の許可基準（港湾法第37条第1項）を緩和を受け、商業目的であっても占用が認められた。

図 港湾区域における水上レストラン



3

グランドレベルデザインの
全国事例

1.全国事例作成の趣旨

- 本冊子では、プロセスやグランドレベルデザインの観点から多様な工夫や先進的な取組を実施している6事例の紹介にあわせて、これまでまちづくりに取り組まれてきた全国の事例のうち、「居心地が良く歩きたくなる」空間が形成されており、グランドレベルデザインの観点から注目すべき点がみられるものを取り上げ、まとめることとしました。
- 具体的には、グランドレベルデザインに必要となる5つの要素「ビジョン」「体制」「空間デザイン」「アクティビティの誘発（企画・運営）」「育成・管理」のうち、少なくとも1つ以上の要素で注目すべき点がみられるもの、かつ恒常に「居心地が良く歩きたくなる」空間が形成されているものを取り上げています。
- また、全国の事例を幅広く紹介することにより、グランドレベルデザインの取組を身边に感じていただけるように留意しました。

2.全国事例の見方

- ここで紹介する事例の取組内容は、いずれの事例についても総合的なものですが、グランドレベルデザインの観点で注目する取組に焦点をあてて紹介しています。
- 取組実施に至った背景や解決したい課題については、下図のように類型化して、「取組の目的」として示しています。
- また、1に示した5つの要素のうち、各事例で注目している要素を下記のようなアイコンで示しています。
- 各事例に関する情報をさらに詳しく知りたい方のために、巻末に参考資料や出典を紹介していますので、ご活用ください。

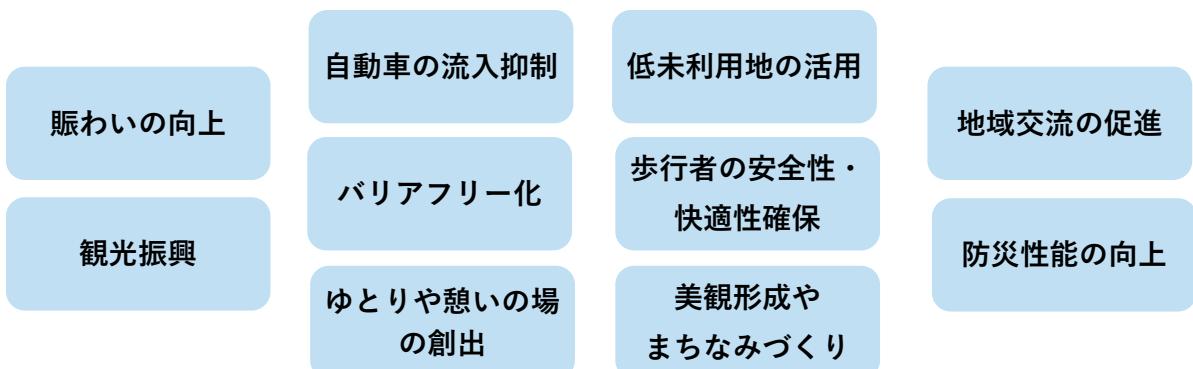


図 取組の目的の類型化



図 5つの要素のアイコン

3.全国事例の誌面構成

- 全国事例においては、各事例の基本的な情報の他、グランドレベルのデザイン形成に資する取組のプロセスや特徴的な取組に係るポイントを調査し、下図のとおりまとめていきます。

表 全国事例の掲載項目

記載箇所	記載内容
①	都道府県・市区町村 地区名を表記します。
②	グランドレベルの取組を実施した目的を類型化して記載します。
③	取組において注目する要素として「ビジョン」「体制」「空間デザイン」「アクティビティ」「育成・管理」の5つの要素で整理し、アイコンで表現します。
④	対象地区が存する市区町村の人口、取組の推進主体、対象地区名称を記載します。
⑤	グランドレベルの取組に関連する写真を掲載します。
⑥	取組対象となる地区／通りを地図上に表現します。
⑦	グランドレベルにおける特徴的な取組を踏まえ、事例の特色を表現したタイトルを記載します。
⑧	グランドレベルの取組を開始したきっかけやプロセスを簡潔に記載します。
⑨	特徴的な取組を簡潔に記載します。特徴的な取組が複数ある場合は適宜頁を追加して情報を記載します。

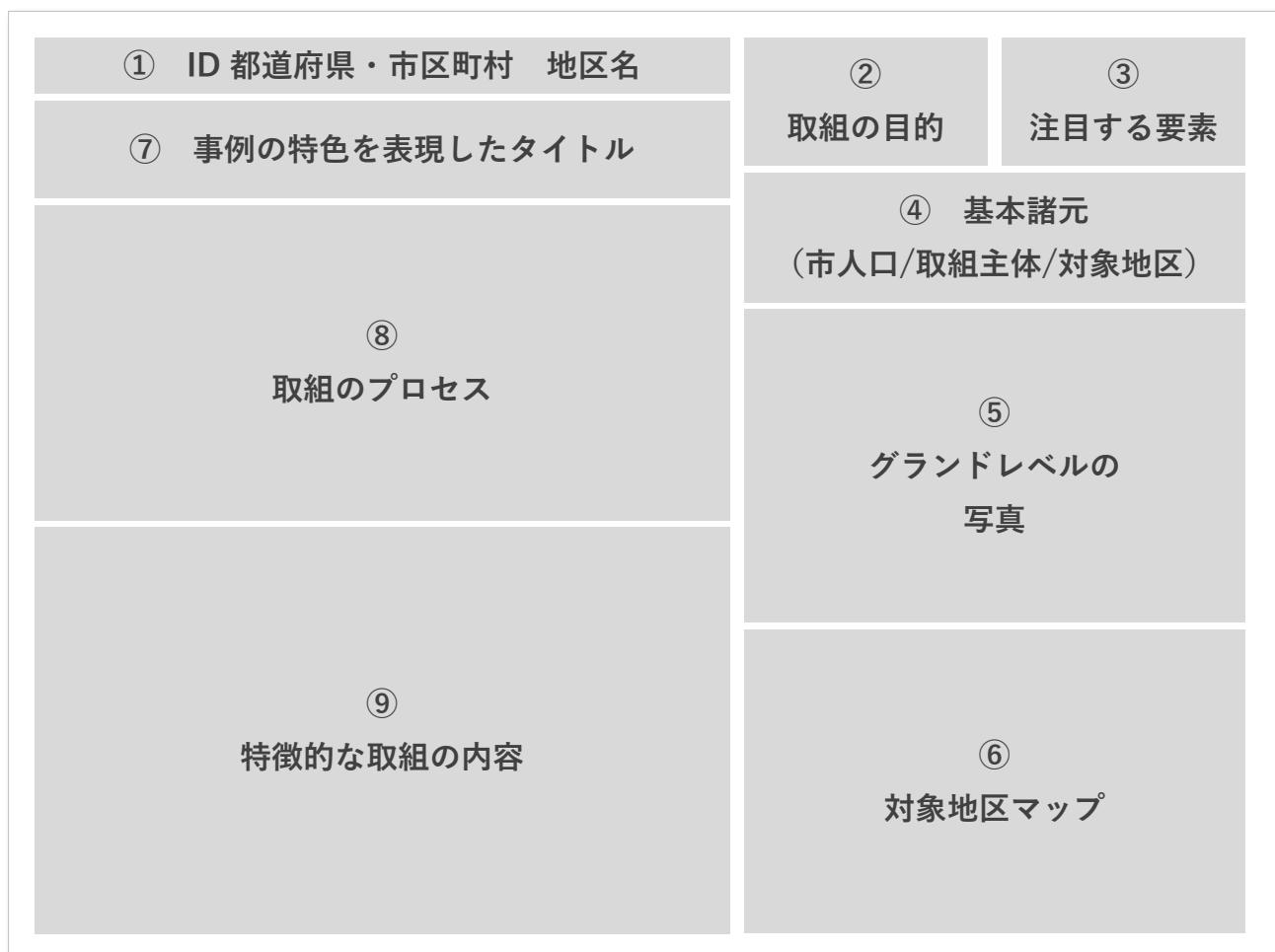


図 全国事例の紙面構成

4.掲載地区一覧と事例紹介

ID	都道府県	市区町村	地区名
1	北海道	札幌市	札幌北2条西4地区
2	北海道	札幌市	創成川公園
3	北海道	江差町	中歌姥神地区
4	青森県	黒石市	こみせ通り
5	岩手県	紫波町	オガールエリア
6	宮城県	仙台市	定禅寺通
7	宮城県	女川町	女川駅前レンガみち周辺地区
8	山形県	金山町	金山町中心市街地地区
9	茨城県	下妻市	砂沼周辺地区
10	茨城県	桜川市	真壁地区
11	栃木県	栃木市	旧日光例幣使街道・巴波川周辺地区
12	群馬県	草津町	草津温泉湯畠周辺地区
13	埼玉県	さいたま市	おおみやストリートテラス
14	埼玉県	川越市	大正浪漫夢通り
15	埼玉県	狭山市	狭山スカイテラス
16	千葉県	柏市	柏の葉アクリアテラス
17	千葉県	柏市	柏の葉キャンパス駅桜並木
18	東京都	新宿区	神楽坂地区
19	東京都	目黒区	自由が丘地区
20	東京都	中野区	中野四季の森公園
21	東京都	豊島区	南池袋公園・グリーン大通り
22	東京都	板橋区	加賀地区
23	東京都	江戸川区	新川千本桜沿川地区
24	東京都	調布市	深大寺周辺地区
25	東京都	調布市	旧調布富士見町住宅地区
26	神奈川県	横浜市	グランモール公園
27	新潟県	長岡市	長岡市中心市街地地区
28	新潟県	南魚沼市	三国街道塩沢宿 牧之通り地区
29	富山県	富山市	富山グランドプラザ
30	石川県	金沢市	せせらぎ通り
31	石川県	加賀市	加賀橋立地区
32	福井県	福井市	福井駅西口中央地区
33	福井県	大野市	城下町地区
34	福井県	勝山市	大清水空間
35	福井県	越前市	蔵の辻
36	山梨県	山中湖村	ゆいの広場ひらり
37	長野県	長野市	善光寺表参道地区（長野中央通り）
38	長野県	松本市	お城周辺地区第2ブロック
39	長野県	軽井沢町	ハルニレテラス
40	長野県	小布施町	脩然楼周辺
41	岐阜県	高山市	高山市中心市街地地区
42	岐阜県	多治見市	虎渓用水広場
43	岐阜県	各務原市	旧鵜沼宿・旧中山道地区
44	岐阜県	飛騨市	古川地区
45	静岡県	熱海市	仲見世通り地区
46	愛知県	岡崎市	籠田公園

ID	都道府県	市区町村	地区名
47	愛知県	半田市	半田運河周辺地区
48	愛知県	春日井市	高蔵寺ニュータウン
49	愛知県	碧南市	大浜地区
50	愛知県	豊田市	桜町地区
51	愛知県	犬山市	犬山城下町地区
52	滋賀県	彦根市	彦根市本町地区
53	滋賀県	長浜市	長浜市中心市街地地区
54	京都府	京都市	祇園町南側地区
55	京都府	福知山市	福知山駅正面周辺地区
56	大阪府	大阪市	御堂筋
57	大阪府	大阪市	道頓堀川
58	大阪府	大阪市	法善寺横丁
59	大阪府	大阪市	中之島公園
60	大阪府	池田市	栄本町地区
61	大阪府	河内長野市	河内長野駅南地区
62	兵庫県	神戸市	北野
63	兵庫県	神戸市	三宮中央通り
64	兵庫県	姫路市	姫路駅周辺地区
65	兵庫県	新温泉町	湯村温泉
66	奈良県	桜井市	長谷寺門前町周辺
67	奈良県	天川村	洞川温泉地区
68	鳥取県	倉吉市	倉吉打吹地区
69	鳥取県	境港市	JR境港駅前地区
70	島根県	出雲市	神門通り地区
71	島根県	津和野町	津和野本町・祇園丁通り
72	岡山県	倉敷市	倉敷駅周辺地区
73	広島県	尾道市	尾道・向島地区
74	広島県	福山市	福山本通・福山本通船町商店街
75	山口県	下関市	下関駅にぎわいプロジェクト地区
76	山口県	防府市	宮市・国衙地区
77	山口県	柳井市	柳井駅周辺地区
78	愛媛県	松山市	道後温泉本館周辺地区
79	福岡県	北九州市	門司港レトロ地区
80	福岡県	福岡市	博多駅・はかた駅前通り
81	福岡県	福岡市	福岡博多の屋台
82	福岡県	八女市	福島地区
83	福岡県	太宰府市	太宰府天満宮参道
84	佐賀県	佐賀市	佐賀市中心市街地地区
85	佐賀県	佐賀市	ここざしのもり
86	佐賀県	唐津市	唐津市中心市街地地区
87	熊本県	熊本市	熊本市桜町地区
88	熊本県	人吉市	鍛冶屋町通り
89	熊本県	山鹿市	山鹿湯まち地区
90	大分県	由布市	湯の坪街道
91	宮崎県	日南市	油津商店街
92	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市中町地区

01 北海道、札幌市、札幌北2条西4地区 行政、事業者、地域、専門家がコンセプト を共有した質の高い空間形成と利活用

プロセス

- 2002年、札幌市が策定した「都心まちづくり計画」において、都心の骨格として目抜き通りである「にぎわいの軸」（駅前通）と札幌の都市形成を支えた歴史的価値を象徴する「うけつきの軸」（北3条通）が位置づけられ、道庁前の北3条通では、将来の広場化を見据えた実証実験が2004年に開始された。
- 2007年、老朽化したオフィスの建替え計画を契機に北3条通の南側土地所有者である三井不動産株式会社、日本郵政グループ（当時）により道路と建物を含む区域の一体的整備を内容とする都市計画提案が行われた。
- 民間の建物と公共空間を一体的にとらえた空間デザインにより質の高い空間が生まれ、北3条通は広場（北3条広場・通称アカプラ）として整備されたうえで、積極的な活用が行われている。

民間の都市計画提案により建物と公共空間が一体化した整備を実現

- 当地区の民間開発では、北3条広場だけでなく、建物内のアトリウムや貫通通路、眺望ギャラリー、公共地下歩道（チ・カ・ホ）への接続通路など、開発における公共貢献として、広く公共に開放された様々な施設が整備されている。
- これらの施設が建物低層部と一体に計画されることにより、利用者に公共と民間の境界を感じさせない、使いやすい空間が実現している。また、地下と地上とが立体的につながり、公共地下通路に集中しがちな人の流れを地表へといざなう装置としても有効に機能している。

公・民・学の徹底した議論によりコンセプトを共有し空間デザインに反映

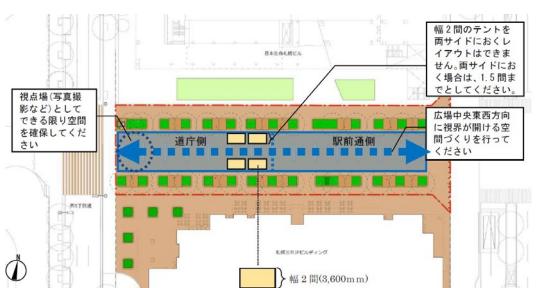
- 整備に際しては、2008～2009年に「北3条広場委員会」を、2009～2010年には「北3条広場デザイン検討会議」を設置し、学識経験者、地元関係者、行政、開発事業者が参加して、まちづくりのコンセプトを共有するための議論が徹底して行われた。その結果、地域の土木遺産として評価されてきた「木塊舗装」や「銀杏並木」の保全、道庁と同じ赤レンガ材を用いた官民の舗装材料の統一など、緻密な空間デザインの調整が行われた。
- また、北3条広場の運営段階におけるマネジメントのあり方についても計画段階から検討を行い、利用時のニーズを想定した設備が広場の設計内容に反映されている。

計画段階でのコンセプトを踏まえた広場利活用のマネジメント

- 札幌市では、北3条広場を整備する前に、将来の広場化を見据えた実証実験を3回にわたって実施しており、時間をかけた公民による意識共有が行われている。
- また、計画段階でまちづくりのコンセプトの議論を共有した地元のエリアマネジメント組織（札幌駅前通まちづくり株式会社）が広場の指定管理を行うことにより、北3条広場の目標像の実現に向けて利活用の取組が行われている。同社は、利活用を通じて目標とする広場を実現するため、利用者に対して「広場の目標像」と「広場の活用コンセプト」を提示し、単なる場所貸しにとどまらない、目標像の実現に資する利活用を働きかけている。このため、「札幌市北3条広場 利用の手引き」を発行し、この中で歩行者動線と滞留空間の確保のあり方や、道庁などへの眺望に配慮した会場レイアウト計画を行うよう、ガイドラインとして示している。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 美観形成やまちなみみづくり	空間デザイン 体制 アクティビティ

- 人口：1,959,300人（2020.01）
- 主な取組主体：札幌市、三井不動産（株）、日本郵便（株）、札幌駅前通まちづくり（株）
- 対象地区：北2条西4地区



イベントを行う際に眺望に配慮することを示した
ガイドラインの会場レイアウト配慮指針図

02 北海道、札幌市、創成川公園

見て楽しむ緑から快適な都心の水辺を体感でき、利用もしやすい空間へと再生

プロセス

- 札幌オリンピックを契機に創成川の両岸に2か所のアンダーパスを含む片道4車線の道路として整備された創成川通は、整備後、交通渋滞と東西市街地の分断が課題となっていた。
- 1991年、札幌の歴史的象徴である創成川のアメニティ向上を訴える市民らが団体（創成川ルネサンス）を発足し、2つのアンダーパスの連続化と地上部の緑化を提案。これを踏まえて札幌市は「第4次長期総合計画」において、都心を構成する骨格的なオープンスペースの一部として創成川通の整備を位置づけた。
- アンダーパスの連続化と地表部での親水空間の創出、3つの広場整備が行われ、これらは創成川公園として管理されている。

河川上部に広場を設置して、地域特性に合わせた利活用が可能な環境を整備

- 創成川公園内にある狸二条広場は河川上部に人工地盤によって整備されている。札幌市と地元商店街、町内会により「狸二条広場運営協議会」が設立され、イベントの実施や市民の利用に関する手続きの支援が行われている。札幌を代表する商業地である狸小路や観光施設の二条市場が近いことから、計画段階から地域によるイベント利用を見込み、高圧電源や水道・排水、テント用のアンカーまで、きめ細かい配慮で設備環境が整えられている。

取組の目的	注目する要素
行歩者の安全性・快適性確保 ゆとりや憩いの場の創出	 空間デザイン

- 人口：1,959,300人（2020.01）
- 主な取組主体：札幌市
- 対象地区：創成川公園 1.8ha



都心で水に触れる貴重な機会を提供する創成川



03 北海道、江差町、中歌姥神地区

地域独自の歴史と文化を重要視した江差らしい街並みの形成

プロセス

- 1988年、北海道は新長期総合計画の策定にあたり、戦略プロジェクトの一つとして「歴史を生かすまちづくり」を位置づけた。
- 江差は、北海道の中で最も早く開港した港町の一つとして、檜材の交易とニシン取引により繁栄を極めた歴史があり、上記の計画策定により歴史的資源を生かした活性化を図る動きが浮上。1989年に「歴史を生かす街並み整備モデル地区」の指定を受け、以降、景観規制と街並み環境整備事業の実施に総合的に取組んでいる。

木製の外壁を地域らしい景観として重視し、建築協定による自主的な防火対策で準防火地域の指定解除を実施

- 建築物の外表面は公的領域と私的領域の境界にある「半公共領域」ととらえて景観規制を重要視し、特にファサードは形態によるタイプ別に修景の基準を設定している。
- 町は「景観形成地区条例」と「景観形成基準」を定め、地区計画の導入によりこれを担保。さらに、江差の景観の特徴である建物外壁の木材下見板の質感を守るために、地区計画で担保できない防火対策を住民の自主ルールとして建築協定に定め、これを条件に近隣商業地域内における、準防火地域指定を解除するなどの取組を行っている。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり	 空間デザイン

- 人口：7,500人（2020.01）
- 主な取組主体：江差町
- 対象地区：歴まち中歌姥神地区 9.2ha



いにしえ街道：景観に配慮した街なみづくり



04 青森県、黒石市、こみせ通り まちを想う地元有志らが自らの資金で 取組む地域活性化と景観形成の先駆け

プロセス

- 1989年、歴史的な建造物が残る地区へのマンション計画に対して危機感を募らせた地元有志らが計画用地を取得して「こみせ」と呼ばれる伝統的な木製アーケードを保存・活用した地域の活性化の取組を始動した。
- 1997年に旧家の建物を活用した観光・交流施設「こみせ駅」を開設し、同年、地域の建築の特徴である「かぐじ」と呼ばれる商家の路地や裏庭を利用した回遊路や広場の整備を進めた。

地元有志らによる資金で開発用地を取得し、自ら観光交流施設を整備・運営する民間主導の取組

- マンション開発計画の動きに対して、「こみせ」を後世に残すまちづくりを指向する地元有志が資金を募り、数日間で20数名の賛同を得て約7千万円を集めスピーディ感で建設用地を取得了。
- この有志らが中心となって設立した「こみせの会」を母体として、1994年には有限会社「商舎」を設立、買収用地に「こみせ駅」と呼ばれる物販を行う観光・交流施設を建てて活性化事業に取組んだ。その後、出資者をさらに拡大して、黒石市も参加するまちづくり会社「津軽こみせ株式会社」を設立、「かぐじ広場」と呼ばれる商家建築の裏庭を活用したイベント広場の整備など、エリアのまちづくりへと発展させている。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 美観形成やまちなみづくり	 体制



こみせ：民地内に設置された半公共空間



05 岩手県、紫波町、オガールエリア 不動産価値の向上を見据えて広場をまちの中心におくまちづくりの構想力

プロセス

- 2006年、東洋大学大学院が公民連携専攻を開設し、そこで手掛ける地域再生支援プログラムの第1号として、紫波町との間で公民連携のまちづくりに関する協定を締結した。これにより公民連携による町有地活用の可能性調査に着手した。
- 2009年、「紫波町公民連携基本計画」が策定され、役場、図書館の建設と町有地の経済開発を公民連携手法により複合的に行う方針が示された。第3セクター「オガール紫波株式会社」を設立してプロジェクトの牽引役とともに、「紫波町オガール・デザイン会議」が設置された。
- その後、紫波町図書館と産地直売所などからなる官民複合施設やバレーボール専用アリーナとホテル、町役場、エコ住宅開発など、様々な公民連携の事業スキームを駆使してプロジェクトを推進し、官民一体となった経済開発を続けた。

広場をまちの中心におくマスターplanの策定

- 紫波町公民連携基本計画では、整備の方向性として人に優しい建物や街路、公共空間を創り出すことが示されている。
- これを具現化すべく、広場・遊歩道を中心配置する土地利用計画とし、「歩行者がゆったりと愉しむことができる歩行環境」の必要性や、多様な用途に活用できるゆったりとした安心できる公共空間の必要性、公共空間の一部であることを念頭において沿道建物のあり方が示されている。

4部門の専門家と町民とが対話しながら作ったデザインガイドライン

- オガール地区では、建物と道路等によって構成される、公と民とにまたがって存在する領域を公共空間ととらえ、美しい街並みという社会的共通資本として形成し維持することを目的に2010年に「オガール地区 デザインガイドライン」を策定し運用している。「紫波町オガール・デザイン会議」は、その公共空間のあり方を検討するために設置されたもので、都市計画、建築、ランドスケープ、情報デザインの4部門の専門家に委嘱している。
- 策定の過程では町民が参加する「緑の大通り担い手づくりワークショップ」が行われ、専門家によるデザイン会議との合同で議論する場を設けることにより、使い手の視点を意識したデザインの検討が進められた。

建物と広場・道路が一体となった街並みの形成

- 広場に面する建物は、広場に近接させて配置し、1階部分の壁面位置を後退させてアーケードを設け、広場と建物とが一体となって公共の空間を構成している。また、建物の形態も単調さを感じさせないように分節化が求められるなど配慮されている。

アクティビティのあり方を考えた広場のデザイン

- オガール広場は、「オガール地区全体のエリア価値を高め、維持する上で最も重要なまちの装置」ととらえられている。
- 広場は「まちのえぐね」と呼ばれる木陰の居場所ゾーンや「スタジオ」と呼ばれるスペースが随所に設けられ、人々がくつろげる居場所をつくるとともに、様々なアクティビティが誘発されるように計画されている。

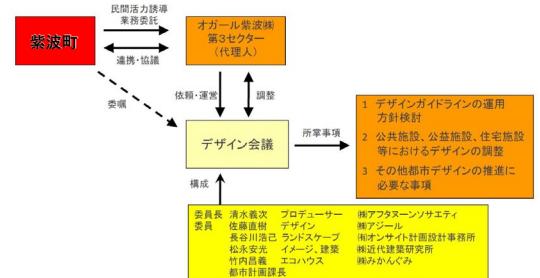
※えぐねとは、東北地方の方言で屋敷林のこと

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 低未利用地の活用	ビジョン 空間デザイン 体制 アクティビティ

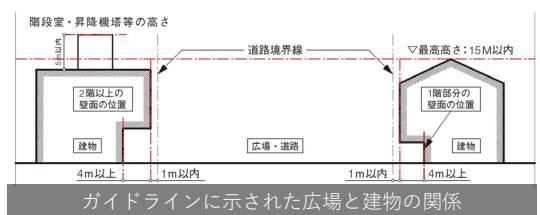
- 人口：33,100人（2020.01）
- 主な取組主体：紫波町、オガール紫波（株）
- 対象地区：オガールエリア（10.7ha）



まちの中心に設置されたオガール広場



デザイン会議の構成と役割（2013年時点）



ガイドラインに示された広場と建物の関係



縁台がおかれ、火気の使用なども可能なスタジオ

06 宮城県、仙台市、定禅寺通 街路樹をまちのシンボルと位置づけ 道路のデザインと利活用を検討

プロセス

- 戦災復興土地区画整理事業により整備された定禅寺通は、1975年に市の保存樹林に指定されるなど、その街路樹は手厚く保護されてきた。その後、「百年の杜づくり行動計画」では市街地の「緑の回廊づくり」が重点施策に掲げられ、定禅寺通ではシンボルロード整備事業が行われた。
- また、沿道では地区計画の決定や景観形成地区の指定、広告物モデル地区の指定など、街路と沿道が一体となった景観形成が進められている。これにより、多彩なイベントの舞台として活用されるなど杜の都仙台を象徴する街路として親しまれている。

都市ブランドである街路樹を生かしたまちづくりに向けての取組

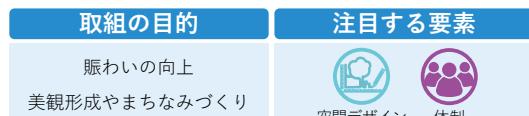
- 仙台市では地域を象徴するランドマークとなる樹林を保全する「保存樹林制度」を運用しており、定禅寺通などを1975年に一次指定した。以降2021年までに計19か所を保存樹林として指定している。
- 街路樹については、2010年に整備や維持管理の技術基準をとりまとめた「仙台市街路樹マニュアル」を作成しているが、近年は樹勢不良や根上がり等、安全性の低下が顕在化していること、また、道路緑化技術基準の改正やウォーカブルなまちづくりを進める等の国の動向も踏まえて、2019年には街路樹のあり方について基本的な方向性を示した「(仮称)仙台市街路樹マネジメント方針(素案)」を作成するなど、街路樹を生かしたまちづくりを進めている。

エリアの魅力向上と次世代への継承を目的に公民連携組織を設立

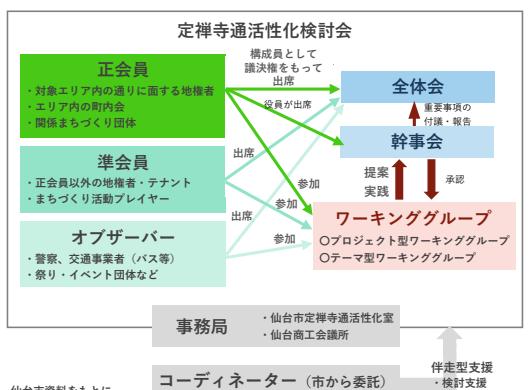
- 定禅寺通は、市民活動の場として従来から様々なイベントが行われ、歴史的にもまちづくりへの関心の高いエリアであるが、積み重ねてきたまちづくりを次世代に継承するための新たな担い手育成と体制づくりが求められている。
- 2018年には、定禅寺通に関する地権者、町内会や商店街も含む関係団体を中心に、公民連携組織として「定禅寺通活性化検討会」が設立され、仙台市と仙台商工会議所が事務局を担っている。検討会では、エリアの将来像、活性化や魅力向上に資する取組、道路空間再構成、歩行者空間の利活用、エリアマネジメントの方向性についての検討や取組を行っている。

使いながら公共空間のデザインのあり方を検討

- 検討会には「プロジェクト型ワーキンググループ」と「テーマ型ワーキンググループ」が設置されている。「プロジェクト型ワーキンググループ」では、沿道の店舗や建物オーナーが主体となり、歩道にイスやテーブルを設置する社会実験「LIVING STREET PROJECT」(2019年～)及び「定禅寺ストリートアライアンス」(2019年～)の実施や、車道の規制を伴う社会実験「定禅寺通ストリートパーク'19」(2019年)の際にパークレットの設置を行うなど、多様な実験を通じて新しい道路利活用を試みている。一方、「テーマ型ワーキンググループ」では、テーマの1つとして、交通シミュレーション等の結果を踏まえながら道路空間の再構成に関する検討を行っている。
- 2つのワーキンググループが並行して活動し、使いながら作ることを考えるアプローチと、パブリックミーティングによる市民との対話も行いながら、新たな定禅寺通のあり方についての検討と実践が続けられている。



- 人口：1,064,100人(2020.01)
- 主な取組主体：仙台市
- 対象地区：定禅寺通 700m



07 宮城県、女川町、女川駅前レンガみち周辺地区 行政と民間、町民が一体となってデザインした誇りうるまちの居場所づくり

プロセス

- 東日本大震災からの復興のため、2011年12月の女川町中心部土地利用計画（案）において中心部に中枢的な機能を集約した復興市街地の核を形成することを構想された。
- これを踏まえ、2014年12月に内閣府が認定した女川町まちなみ再生計画では駅と港を結ぶ回遊動線の軸にプロムナード（レンガみち）を設定し、商業施設、観光施設、公共施設が集約した「にぎわい拠点」の形成を位置づけた。その後、町民参画のもとで具体的なデザインのあり方を検討し、2016年に町民の居場所づくりを理念とした歩行者優先のゾーンが整備される。
- 同時にレンガみち沿いに町有地を集約し、テナント型商業施設を整備するとともに、民間による道路空間利活用を活発化させるための体制づくりを行い、積極的な利活用を図っている。

「境界」というものを感じさせない空間デザイン

- レンガみちでは、道路と建物敷地の境界、建物敷地間の境界を感じさせないように空間がデザインされている。また、軸線に面した場所も建物と建物の間の隙間の部分も同じ密度、同じ質でデザインされ、敷地全体を通じて空間の質の差がほとんど感じられないように作られている。
- このことが、どこにいても心地よく、様々な人が訪れてもそれぞれに好きな場所を選んで自分の時間を過ごせる環境を生み出すことにつながっている。

町民が直接的にデザインの議論に参加するまちのビジョン形成

- 町に対して町民が誇りと愛着を持てるまちづくりに向けて、優れた景観づくりを計画的に進めるべく「女川町復興まちづくりデザイン会議」を2013年に設置した。
- デザイン会議には、町長、役場職員、工事関係者、都市デザインの専門家のみならず、町民も参加し、オープンな場でまちのデザインに関する議論を行うことにより町民の思いを組み込んだビジョンを策定した。その成果は、レンガみち等の設計に活かされただけなく、町民が女川の将来の姿を共有するものとして「女川町まちづくりデザインのあらまし」にまとめられ、議論の深まりとともに、2014年に第2版への改定が行われている。

道路と沿道敷地内のパブリック空間を一体的に活用

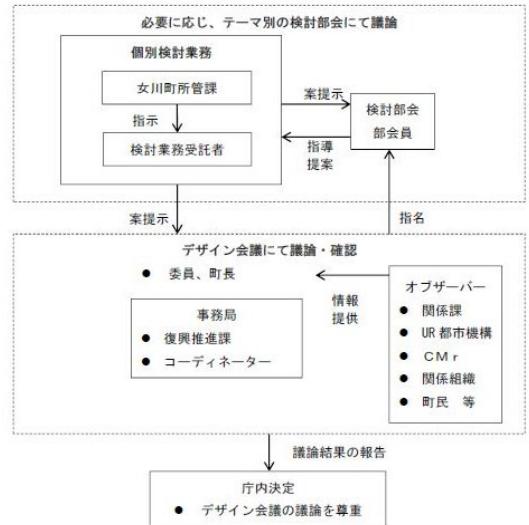
- レンガみちは、プロムナードに沿って「テナント型商店街」と呼ばれる2つの商業施設、「シーパルピア女川」と「ハマテラス」が配置されていることも大きな特徴の一つである。
- この施設は、地元の民間資本と町役場が共同で出資して設立したまちづくり会社「女川みらい創造株式会社」によって運営されており、町有地を同社に貸与し、同社がテナントのマネジメントを行うことにより、土地の所有と利用が分離された官民連携の事業となっている。
- 女川みらい創造(株)は、2017年に女川町からレンガみちに関する「道路協力団体」としての指定を受けている。これにより、2つのテナント型商業空間の中庭と道路部分を一体的な活用したイベントを実施したり、日常的な維持管理を行うことが円滑に進められている。



- 人口：6,400人（2020.01）
- 主な取組主体：女川町、女川みらい創造（株）
- 対象地区：レンガみち周辺地区



ビジョンとして共有されたレンガみちのあり方



復興まちづくりデザイン会議の構成

08 山形県、金山町、金山町中心市街地地区 高い景観意識の醸成を通じて、地域固有の家並みと公共空間が調和した景観を形成

プロセス

- 金山町では昭和30年代から「全町美化運動」に取組むなど住民が景観に対して高い意識を形成してきた。このような意識を基礎として、1983年度に策定された「新金山町基本構想」の中で『街並みづくり100年運動』を基幹プロジェクトに位置付けたことにより、景観形成の具体的な取組が本格化した。1986年には「金山町街並み景観条例」を制定し、「金山住宅」と呼ばれる地域固有の建築様式を守った家並みづくりを誘導している。
- また、中心部を流れる水路や水路にそった遊歩道の整備を進めることにより、家並みと公共空間が自然（風景）と調和した美しい街並みづくりを一体的に進めている。

地域の風景に調和した建築物のあり方を具体的に示す

ことで、地域固有の住宅のあり方を誘導

- 金山町では、条例の改定を重ね、現在は「金山町の風景と調和した街並み景観条例」を制定している。また、条例の考え方に基づき守ってほしい景観の基準を具体的に示すため、「美しい風景と街並みをつくる案内書」を作成している。
- 条例で町内で建築を行うものすべてに対して届け出を求めることで、金山住宅の導入を誘導・支援し、金山の木材の流通、職人の技術伝承を促すなど、金山らしい風景づくりと町内経済循環を持続的に両立させていくことを目指している。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 	ビジョン 

- 人口：5,400人（2020.01）
- 主な取組主体：金山町
- 対象地区：中心市街地 9.99ha



09 茨城県、下妻市、砂沼周辺地区

官民で“プレイスメイキング”的考え方を共有し、実践的に居心地よい空間づくりを推進

プロセス

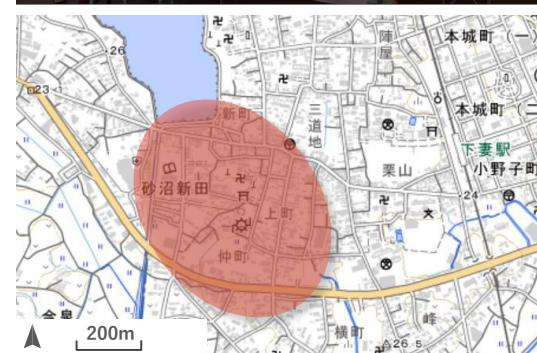
- かねてから中心市街地の衰退が問題となっていた下妻市では、2012年に市の中心部である砂沼周辺地区を対象とした都市再生整備計画を策定し、その目標の1つとして「にぎわいの拠点整備による中心市街地の活性化」を掲げた。
- これを具体化するため、大規模商業跡地を活用した交流広場と地域資源である砂沼の優れた眺望を生かした観光交流施設を整備、施設の設計段階から市民の参画を進めて施設の整備と並行して担い手の育成を行った。また、施設の計画段階から市民のための心地良い居場所づくりを行うプレイスメイキングの考え方を取り入れた整備が行われている。

施設の計画段階のワークショップを契機にプレイスメイキングの実践を目的とした市民団体が発足、活動

- 「砂沼周辺地区まちづくりワークショップ」において市民の声や活動メンバーの公募したところ、幅広い市民の参加があり、筑波大学の渡和由准教授をアドバイザーとする市民団体「しもつま3高」が設立された。下妻に市民の心地良い居場所をつくるプレイスメイキングをテーマに活動を行っている。
- 具体的には、交流広場「Waiwaiドームしもつま」を市民の日常に沿って使いこなしていくための活動のほか、隣接する活動拠点「かふえまる」もメンバーの手作りで整備、活用している。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 低未利用地の活用	体制 

- 人口：43,400人（2020.01）
- 主な取組主体：下妻市、しもつま3高
- 対象地区：中心市街地 約70ha



10 茨城県、桜川市、真壁地区 歴史的な資源を活かして官民が連携して取り組むまちづくり

プロセス

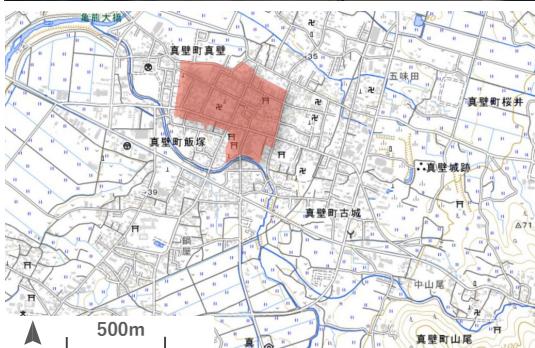
- 中心市街地が衰退する中、1993年に歴史的な資源を再評価する市民が団体を設立して町並みの保存・活用運動を展開した。これを受けて市も歴史的建造物の文化財登録を進めるなど、歴史を活かしたまちづくりを進めてきた。
- 2003年に始まった「真壁のひなまつり」に訪れる観光客の増加に対応して、市が自動車によるアクセスを適切に受け止めるための環境整備を行うなど、歩行者の安全性を確保しながら歩きたくなるまちづくりを進めている。

官民がそれぞれの役割を能動的に果たすことにより、歴史的資源を活かしたまちづくりを着実に推進

- 市民有志は町並み保存団体「ディスカバーまかべ」を設立して地域資源が旧真壁郵便局などの歴史建造物であることをいち早く提起した。その後も実行委員会形式による「真壁のひなまつり」の実施や市民有志で設立した「ディスカバーまかべ」をはじめとする各種のまちづくり団体による旧真壁郵便局の活用企画、整備後の運営など、市民有志による補助金だけに頼らないまちづくり活動が継続して行われている。
- 桜川市では、8年で100件の歴史的建造物を国の登録有形文化財とするなど精力的に歴史まちづくりに取組み、その他観光客の増加に対応した駐車場、トイレ、電線類の地中化等、インフラ整備により歩行者の安全性、快適性を向上する事業を行っている。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 自動車の流入抑制	体制 空間デザイン

- 人口：41,400人（2020.01）
- 主な取組主体：桜川市、ディスカバーまかべ
- 対象地区：伝統的建造物群保存地区周辺
約18.0ha



11 栃木県、栃木市、旧日光例幣使街道・巴波川周辺地区 歴史的町並みを活かした取組の積み重ね により実現した、魅力ある歩行環境

プロセス

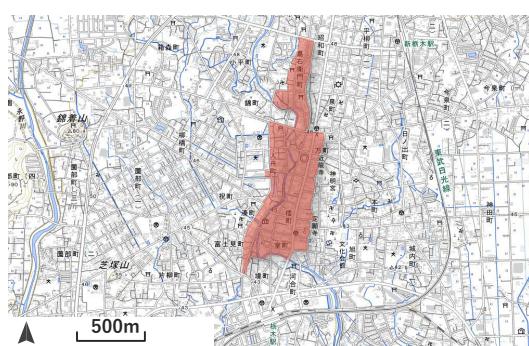
- 観光による活性化を目指していた栃木市は、1988年、栃木県の「誇れるまちづくり事業」の指定を受けて行った調査において、蔵などの歴史的建造物や巴波川などの自然環境を活かしたまちづくりを中心市街地の活性化と併せて進めることを打ち出した。
- 1990年に栃木市は「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」を定め、大通りのアーケード撤去、無電柱化、歩道橋撤去などの基盤整備を進めるとともに、蔵の修景・保全に係る補助・融資制度の創設、「栃木市町並み修景ガイドライン」の制定、とちぎ山車会館などの核施設の整備などを着実に進めた。こうした長年にわたり様々な取組を総合的に進めた成果として、現在はエリア一体となって、歩きたくなる魅力ある環境が形成されている。

ガイドラインに沿ったきめ細かな修景による心地良い環境づくり

- 当地区では、建築物の新築や増改築、外観の変更や看板等の工作物の新設・改修の際に届出を行う必要があり、栃木市からガイドラインにもとづく指導や助言が行われる。
- ガイドラインには、民間敷地内の空地に関する規定もあり、セットバックによる空地の確保と、これを半公共的空間として扱い、歩道と調和した空間となるよう舗装を行うことや調度品や花で飾るといった活用を推奨している。

取組の目的	注目する要素
観光振興 美観形成やまちなみづくり	空間デザイン

- 人口：160,000人（2020.01）
- 主な取組主体：栃木市
- 対象地区：旧日光例幣使街道・巴波川周辺



12 群馬県、草津町、草津温泉湯畠周辺地区 温泉、歴史、街を資源として再評価し、 人を中心とするまちの中心を再生

プロセス

- 観光名所である湯畠の周辺は、廃業した温泉旅館跡地が駐車場として活用され、人と自動車が混在する状況にあったが、2010年に新たな町長が誕生したことをきっかけに、駐車場を移転し、人を中心に散策できる温泉街へと再生する方向へと転換した。
- これを具体化すべく、草津町は2011年に「湯源湯路街（とうげんとうじまち）基本構想」を策定し、専門家の一体的なプロデュースによる伝統的な共同湯の再建と多目的広場の整備、住民を主体とした景観まちづくり協定の検討とこれにもとづく建物の修景事業、電線地中化などに取組んだ結果、来訪する観光客数の増加に結びつき、地域経済の活性化を実現させている。

温泉施設の整備とあわせて周辺建物を景観ルールにもとづいて修復

- 湯畠周辺の空間が居心地よく感じられるのは、温泉施設や広場が整備されると同時に、周辺の旅館や飲食店等の建物も景観のルールにもとづいた修復が行われていることが大きい。
- まちの中心部の5つの地区では、3年の時間をかけて、住民が中心となって建物や広告、工作物の規模、構造、形状、意匠、設備、色彩などのあり方を検討し、これを具体に定めた「景観まちづくり協定」が2010~12年に締結された。景観法にもとづく条例と景観計画はその合意を基礎に策定されている。このため、町民は自らの問題として景観を認識し、積極的に協力することにより、官民が連携した環境づくりが行われている。

取組の目的	注目する要素
観光振興 美観形成やまちなみづくり	 空間デザイン  ビジョン

- 人口：6,400人（2020.01）
- 主な取組主体：草津町
- 対象地区：湯畠周辺地区



13 埼玉県、さいたま市、おおみやストリートテラス 街路と沿道を一体的に利活用する社会実験 から仕掛ける都市再生

プロセス

- 氷川緑道西通線は、旧中山道を中心とした大宮駅東口周辺の渋滞緩和等を目的に1998年に都市計画決定された。事業期間の道路予定区域などが低未利用地になるとともに、沿道の商店会についても、道路拡幅に伴う店舗移転等の影響により会員数減少などによりまちの賑わいが衰退する課題が顕在化した。
- 2017年、2018年、2019年に、道路予定区域と沿道敷地を一体的に利活用し、仮設の店舗・休憩・イベントスペース等を設置し効果検証を行う社会実験「おおみやストリートテラス」が実施された。

街路沿道の持続的なマネジメントを可能とする体制を構築

- 「おおみやストリートテラス」は(一社)アーバンデザインセンター大宮(以下「UDCO」という。)の主催でスタートしたが、持続的なエリアマネジメントを担う「沿道経営体」の体制づくりが重要な課題と認識し、2019年より既存主体に加えて新たな主体の参画を前提とした「実行委員会」形式を採用した。
- 実行委員会には、商店会や沿道事業者を含む出店者等を中心に、大学や専門学校などが参画。UDCOがコーディネーターとなり、地域の参画・連携やローカルコンテンツの発掘などが図られた。
- また、2020年より氷川緑道西通線沿いの民地を活用したティクアウト販売「ストリートランチ」を開始。新型コロナ対策により一時休止するが、飲食事業者の事業継続の支援に向け、同年6月に民地に道路予定区域も加えて再開された。2020年より同地区の街路沿道緑化「ストリートプランツ」も展開中である。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 地域交流の促進	 体制  アクティビティ

- 人口：1,314,145人（2020.01）
- 主な取組主体：(一社)アーバンデザインセンター大宮、おおみやストリートテラス実行委員会、さいたま市
- 対象地区：氷川緑道西通線沿道（延長約0.5km）



14 埼玉県、川越市、大正浪漫夢通り 個性ある沿道の街並み形成と道路整備の連携により心地よい商店街の空間を形成

プロセス

- 1992年、当時の川越銀座商業協同組合は商店街の近代化を目的として「街並み及び環境整備実施計画策定事業調査」を実施し、「大正浪漫のまち」をコンセプトとして景観のコントロールを行うことでまちづくりを推進することを決定した。
- その後まちづくり協定を締結し、行政関係者も参加する大正浪漫委員会を発足して、アーケードの撤去、電線地中化、舗装整備、コンセプトを踏まえた沿道建物の外観の改修を行うなど10年がかりで環境整備を行った。外観の改修は現在に至るまで続けられており、特色のある歩きたくなる空間が形成されている。

多様な主体が参加する体制による道路と沿道の一体的な空間形成

- 当地区ではまちづくりの推進にあたり、商業者としての組織である商業協同組合を土地所有者も組合員として加入する商業振興組合（大正浪漫通り商店街振興組合）へと組織変更し、商業者以外も含めた沿道関係者全員の協力を得ている。
- 一方、支援組織として設置された「大正浪漫委員会」には、組合役員の他に専門家、商工会議所や近隣まちづくり組織、オブザーバーとして市役所、電気・ガス・通信等の事業者も参加し、これにより、沿道の建物の外観のコントロールとインフラ整備とを連携させながら進め、空間の一体性を確保することが可能となった。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 美観形成やまちなみづくり	体制 空間デザイン

- 人口：353,300人（2020.01）
- 主な取組主体：川越市、大正浪漫夢通り商店街振興組合、大正浪漫委員会
- 対象地区：大正浪漫夢通り（170m）



15 埼玉県、狭山市、狭山スカイテラス 広場を中心に、これを囲む建物や機能が 一体的な空間をつくる市民の交流拠点

プロセス

- 狭山市駅周辺地区を市の中枢拠点にふさわしい市街地として整備する必要があるため、狭山市は、1991年に策定した第2次狭山市総合振興計画・中期基本計画において狭山市駅西口地区の再開発事業を最重要施策と位置づけた。
- 駅前広場や幹線道路が未整備であったことから、1997年に地元地権者による「狭山市駅西口再開発協議会」を設立し、その後、UR都市機構を施行者として、行政と地域住民の三者により再開発事業の実現に向けての検討を進めた。
- 2012年に事業全体が竣工し、市民の日常的な憩いのスペースとして親しまれるとともに、フリーマーケットや「入間川七夕まつり」の会場など、市民の交流の場として利用されている。

建物とデッキが活動の場である広場を囲む空間の配置

- 商業的な価値の高い駅の正面に広場空間を配置した上で、市民が活動する広場を劇場の舞台のように見立て、商業施設、住宅、市民交流センター等の公益施設がこれを見下ろす客席のように配置されている。
- 12mの高低差を敷地全体の中で緩やかに吸収し、無理な折返しを利用しなくとも円滑に移動できるような動線の工夫や、四季折々の緑が自然に目に入るよう配慮された植栽計画、人のアクティビティや視線が混ざり合うことを意図した配置など、人を中心とした空間デザインが行われている。

取組の目的	注目する要素
ゆとりや憩いの場の創出 歩行者の安全性・快適性確保	空間デザイン

- 人口：150,700人（2020.01）
- 主な取組主体：狭山市、UR都市機構
- 対象地区：狭山市駅西口地区（約2.9ha）



16 千葉県、柏市、柏の葉アクアテラス 官民管理区分を越えた まちと調整池の一体的なリノベーション

プロセス

- 柏の葉アクアテラスは、千葉県施行の土地区画整理事業において、雨水流出抑制を目的として整備された調整池である。当時はフェンスで囲まれて立ち入ることが出来ない空間であった。
- 柏の葉キャンパス駅を中心に開発が進む中、2015年より調整池がもつ空間資源としての可能性に着目し、柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）を中心に、公共（千葉県並びに柏市）と民間の連携により調整池の高質化整備が行われた。2016年柏の葉「アクアテラス」が竣工した。
- UDCK（2019年からは新設したエリアマネジメント法人である（一社）UDCKタウンマネジメント）が柏市と管理協定を締結し、ベンチやステージ等の維持管理や開放時の安全管理を行うほか、イベント等の利用受付も含め管理運営を行っている。

利用規定による安全性を確保した積極的な空間利用

- UDCKタウンマネジメントは、「『アクアテラス』イベント・撮影利用規定」を作成し、アクアテラスの設備・機能保全、地域住民の利便性と安全性の確保に配慮した管理運営を実施している。
- 安全面では、雨天時や水面上昇時の利用ルールやアクアテラス開放・非解放時のオペレーションを明記している。
- 「三角広場」「親水テラス」など賑わい創出スペースでは、地域住民や周辺企業によるイベント利用が可能であり、UDCKタウンマネジメントが利用受付、審査調整等一元的に管理している。

公共と民間が連携した高質な空間デザインとマネジメント

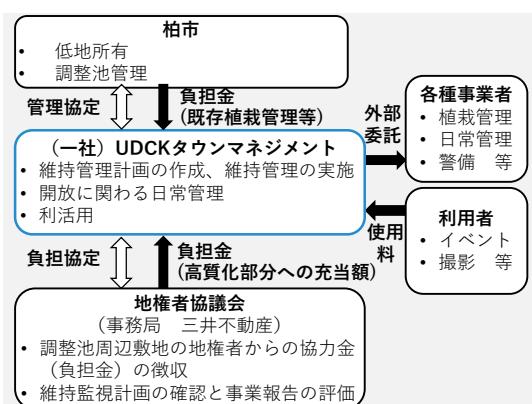
- UDCKタウンマネジメントは、UDCKを母体としつつ、公共空間の管理運営を担う法人組織として設立された。2019年「都市再生推進法人」の指定を受け、UDCK全体の活動と一体性を保ちながら、主に公共空間の管理・利活用を担い、柏の葉の街づくりを支えている。
- 柏の葉アクアテラスの管理では、右図のようにUDCKタウンマネジメントが官民の間を取り持つ特徴的な整備・運営スキームを構築している。
- UDCKタウンマネジメントが柏市と管理協定を締結し、周辺地権者の共益費負担を得て、植栽管理や警備等の日常管理、イベント等の利活用を実施している。

人を中心とした空間としての親水空間デザイン

- 設計にあたっては所有や管理区分を越えたまちと池との一体性、まちの賑わいが視覚的にも物理的にも池へとシームレスに繋がることを狙った空間形成が行われた。
- 池への入口となるゲートは6か所に限定して整備、安全性、管理面に配慮された。また、既定の貯留容量を保持する為、テラスやステージ等の施設を日照条件のよい北側斜面に集約し、法面の切土やスロープによる切削によって均衡を取った。
- 主要な滞留空間は全て直線的な配置・形状で統一し、舗装、擁壁、什器、照明等についてもデザインコードを決めて、自然に映えるシャープな意匠・統一感を与える工夫が行われた。

取組の目的	注目する要素
低未利用地の活用 賑わいの向上 ゆとりや憩いの場の創出	育成・管理 体制 空間デザイン

- 人口：425,000人（2020.01）
- 主な取組主体：千葉県、柏市、（一社）柏の葉アーバンデザインセンター、（一社）UDCKタウンマネジメント、三井不動産（株）
- 対象地区：柏の葉アクアテラス2.3ha、外周800m



17 千葉県、柏市、柏の葉キャンパス駅桜並木 桜並木を育む空間設計と 公・民・学連携の維持管理スキーム

プロセス

- 2005年8月の柏の葉キャンパス駅開業にあたり、県・市・学識を中心に柏の葉キャンパス駅西口駅前における景観デザインに係る検討・協議が行われ、「歩行者中心の空間創出」や「環境都市を象徴する緑の軸線」の方針が共有された。4車線のうち2車線のみの暫定形で整備することや、民地のセットバック部と歩道で片側2列の植栽とすることなどが合意された。
- 同時期、駅から千葉大学を貫き柏の葉公園に至るシンボル軸の整備に係る協議のなかで、千葉大学から八重桜並木の整備が提案された。これを受けた形で西口駅前通りにおいても、当初は別の街路樹が予定されていたが、八重桜に変更された。
- 2006年4月に、八重桜並木を公園まで連続させることを目指し並木を守り育てる公・民・学連携のシステムとして「柏の葉八重桜並木設置協議会」が設立された。
- 2014年に、三井不動産(株)の出資により西口駅前広場と駅前通りの高質化を行い、柏市とUDCK(2019年度からは(一社)UDCKタウンマネジメント)が協定を結び維持管理を実施している。
- 西口駅前通りから大学キャンパスや公園をつなぐ八重桜並木は、「柏の葉国際キャンパスタウン構想(2008年3月)」において、「学園の道」に位置付けられており、官民地の一体的な維持管理やオープンスペースを活用した賑わい景観づくりに取り組んでいる。

桜の育成に配慮された歩道デザイン

- 2014年、北側街区の開発にあわせて、三井不動産の出資により歩道部を含む街路全体の高質化(舗装、植栽、アーバンファニチャー類、イベント用電源・水栓等)が実施された。
- 具体的には、道路に対して横断方向を印象付けるよう、植栽の配置に合わせたボーダーの舗装デザインや植栽ますの配置がされた。また、桜の生育に配慮し植栽ますを大きく設置するとともに、デザインにも配慮した特注のグレーチングが採用された。
- 官民境界の印象を消すために、民地側の植栽ますはあえて官民境界をまたぐ形で設置されている。
- 都市再生特別措置法の道路占用許可の特例制度を活用し設置されたベンチ等のアーバンファニチャーは、桜並木がつくる木陰に位置するよう配置が調整された。

UDCKタウンマネジメントによる一貫した管理運営

- 2014年の高質化工事以降、駅前広場及び西口駅前通りエリアについては、柏市とUDCK(2019年からは(一社)UDCKタウンマネジメント)が維持管理協定を締結している。協定には、植栽を含む個々の施設や項目ごとに管理区分を詳細に規定している。
- 桜を含む植栽の日常管理については、一括してUDCKタウンマネジメントが担っているが、道路部分に植栽されている桜の維持管理費用(剪定等)は、既存植栽という扱いで柏市が負担することとし、UDCKタウンマネジメントに毎年負担金を支払っている。
- 道路部分と民地内の外構部分の維持管理について、一体的に専門業者に委託することで、管理の効率化・管理水準の統一化が実現している。

取組の目的	注目する要素
ゆとりや憩いの場の創出 美観形成やまちなみづくり	空間デザイン 育成・管理

- 人口: 425,000人(2020.01)
- 主な取組主体: 千葉県、柏市、(一社)柏の葉アーバンデザインセンター、(一社)UDCKタウンマネジメント、三井不動産(株)
- 対象地区: 柏の葉キャンパス駅西口駅前広場(4,900m²)及び西口駅前通り(191m)



都市再生整備計画(柏市)

- ・道路占用の特例措置を活用し、オリジナルベンチやサインの設置を許可
- ・独占的に維持管理を担う地元組織(UDCK)を都市再生推進法人に指定

費用負担協定

- ・UDCKの負担は道路利活用に係る収益
- ・残りの負担は高質化工事を行った沿道地権者が負担

道路維持管理協定 (柏市-UDCKタウンマネジメント)

- ・植栽含む高質化部分の維持管理はUDCKが負担して実施
- ・イベント等での道路占用を柔軟に許可し収益を維持管理に充当

UDCKMを中心に、市民や企業と連携した
地元主体の維持管理活動や各種イベント等を実施

地元主体の管理運営スキーム

18 東京都、新宿区、神楽坂地区 地元住民運動と行政が連動した 伝統と現代がふれあう粋なまち神楽坂

プロセス

- 1990年、花柳界や商店街の弱体化が顕著となり地元有志の間に危機意識が高まっていた。区は神楽坂・飯田橋地区をまちづくり推進地区に指定し、1991年にまちづくりの地元組織として「神楽坂地区まちづくりの会」が発足した。まちづくりの会は「伝統と現代がふれあう粹なまち神楽坂」を目標とした「まちづくり推進計画」を区に提言、1994年には「神楽坂まちづくり憲章」を発表した。区は、1996年都市マスタープランで神楽坂地区に「歴史的特徴のある街の保全と活用」の目標を掲げた。
 - 1997年には、街なみ環境整備事業導入に向け「神楽坂通り沿道・1~5丁目地区まちづくり協定」が「神楽坂通り商店会」より区に申請され、承認された。その後、同事業を活用した案内標識等の設置、道路の美装化、関係企業等による電線類の地中化、都・区補助制度を導入した街路灯整備等が進められた。
 - 2000年、超高層マンション建設問題を受け、地元では法的拘束力を持ったルールの必要性認識が高まり、2003年には「NPO法人粹なまちづくり俱楽部」、2004年には地域代表等で構成される会「神楽坂まちづくり興隆会」が設立された。
 - 2007年には「神楽坂三・四・五丁目地区地区計画」が施行され、一部の用途制限と高さ制限が導入された。
 - 2009年、区の景観まちづくり計画に路地景観の保全や神楽坂通り沿道の景観形成に関する方針が明記された。

粋なまちづくり規範

- 地区計画は法的拘束力を持つが、内容は一部の用途、形態規制に限定される。このため、地区計画を補い、地域で運営するルール・マナーとして「粋なまちづくり規範」が2009年に6回のワークショップを経て作成された。
 - 作成プロセスにおいて、NPO法人粋なまちづくり俱楽部が主体となり、神楽坂まちづくり興隆会が協賛して運営された。規範の基本項目は右記のとおりであるが、その特徴として、神楽坂の景観と文化の包括的な保全・強化を目標としていること、商店街や居住環境づくりも包含している点などが挙げられる。

屋外広告物に関する地域別ガイドライン

- 2019年には約2年間の地元協議を経て「新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）」が施行された。
 - 神楽坂地区内をA～Fの6地区に分け、それぞれの景観特性を踏まえ、屋外広告物の設置場所、サイズ、デザインなどについてデザインガイドラインを記述している。
 - すべての広告主は設置に先立って「神楽坂まちづくり興隆会」と事前協議を行うことが明記されている。

まちの文化とイベント

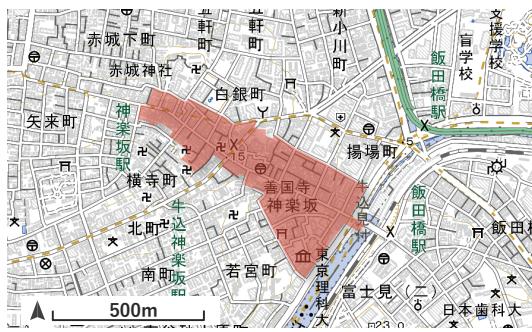
- 神楽坂で開催される多種多様な文化的イベントがまちのイメージ形成に貢献している。
 - 「神楽坂まち飛びフェスタ」は、地元有志による実行委員会をはじめ神楽坂に縁がある団体・店舗・学校・NPOなどが60～70ほどの企画をまちの各所で行い、地域交流を促している。「UDBB(Universal Design with Bench and Benjo)」は障害者を対象とした街歩きを実施し、ユニバーサルデザインに配慮したグランドデザインを検討している。

取組の目的	特徴的な取組
美観形成やまちなみづくり 地域交流の促進	  

- 人口：348,500人（2020.01）
 - 主な取組主体：神楽坂まちづくり興隆会、粹なまちづくり倶楽部、新宿区
 - 対象地区：神楽坂地区



来街者で賑わう神楽坂通り



粋なまちづくり規範

■ 神楽坂通り1~5丁目沿道地区 粋なまちなみ七規範抜粋

- ・みちと建物の親密な関係を保つ
 - ・建物高さを抑え、そろえる
 - ・1階の用途は神楽坂通りにふさわしく
 - ・低層階のファサードは素材感を活かし、周辺との連続性を
 - ・サイン、看板、照明は歩行者が快適に、楽しめるように

■伝統的路地界隈 粋なまちなみ七規範抜粋

- ・神楽坂らしい路地界隈のスケール感を守る
 - ・路地のまち並みの連続性を保つ
 - ・路地の仕上げは自然石で
 - ・外装や外構は素材感を十分に活かし周囲と調和したものに
 - ・路地を使う作法を守り継承する



19 東京都、目黒区、自由が丘地区 民間主導の街並み形成ルールの策定・運用 による歩いて楽しい空間づくり

プロセス

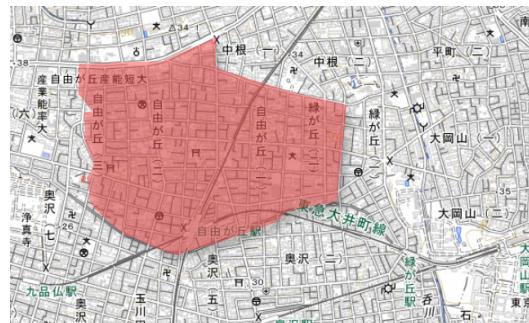
- 自由が丘地区の路地空間には路面店やテラス型の店舗が連なり、街歩きが楽しめる一方、安全な歩行環境の形成が課題であった。
- 1970年代からまちづくり活動に取り組んできた商店街振興組合を母体に、2002年にまちづくり会社(株)ジェイ・スピリットが設立され、2008年に空間づくりの独自ルール「自由が丘地区街並み形成指針（以下「指針」という。）」を策定した。

住民や商業者が空間づくりや景観の形成に参画し協力する仕組み

- 指針の運用は「街並み形成委員会」が行う。この委員会は、(株)ジェイ・スピリットと街づくり専門家が参画するとともに、案件に応じて町会や商店街振興組合、住民等から選出する委員からなり、建築物の確認申請等の手続きの前に任意に協議を行う仕組みとなっている。
- 指針は、建築物・通り（沿道空間）・緑・広告物等に関する街並みづくりの基本的考え方を示しつつ、自由が丘の歩きやすく居心地のよい街並みを守り育てるための取組みとして、「店内の様子や人の動きがうかがえる低層部」「通りに開いた店先や小さな半公共空間が楽しいにぎわいの連なり」「ヒューマンスケールの店が並ぶ通り」など、自由が丘らしい空間づくりのための具体例を示している。
- また、地区計画、建築協定、街づくり協定（任意）の策定もあり、これらが連携して運用されている。

事業の目的	特長的な取組
賑わいの向上 ゆとりや憩いの場の創出	 VISION  ビジョン 空間デザイン

- 人口：281,474人（2020.01）
- 主な取組主体：(株)ジェイ・スピリット（都市再生推進法人）、自由が丘商店街振興組合
- 対象地区：自由が丘地区（約76.0ha）



20 東京都、中野区、中野四季の森公園 緑豊かな都市計画公園を中心とした 官民一体による賑わい・交流の空間づくり

プロセス

- JR中野駅北口にある警察大学跡地を再開発した「中野四季の都市」は、都市計画公園を中心施設とし、周辺の建築物の公共空地（都市計画法第12条の5第5項第1号）や低層部等の空間をシームレスにつなげることで開放的な空間を構成し、ヒューマンスケールのオープンスペースを形成した。
- 2012年、都市計画公園「中野四季の森公園」が竣工した。中野セントラルパークイースト（オフィス）、中野セントラルパークサウス（オフィス）、帝京平成大学中野キャンパス、明治大学中野キャンパスなどの施設が、公園と道路等を介さずボーダレスに立地することで賑わい・交流を誘導し、公園と一体的な空間を形成している
- 2017年、都市計画道路の北側に約5,800m²のイベントエリアを拡張整備した。

広大な緑地空間を活かした大規模複合開発

- 面積約1.5haの中野四季の森公園は、既存樹木の利活用を積極的に行い、ケヤキなどの樹木が芝生広場を囲む。周辺にオフィス、カフェ・店舗、大学キャンパスが配置される空間構成で、公園の南側には、1.5haの公共空地が歩行者空間の機能を持った賑わいプロムナード軸を形成している。「中野ランニングフェスティ（実行委員会が主催）」などの大型イベントの会場としても使用され、災害時の防災空間としての機能（東京都の広域避難場所に指定）も備える。
- 公園に隣接するオフィスビルの公共空地等においては「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づき、交流や賑わいを創出することを目的に、フリーマーケット、多様なイベント、移動式屋台の出店等が行われている。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 ゆとりや憩いの場の創出	  空間デザイン アクティビティ

- 人口：335,234人（2020.01）
- 主な取組主体：中野区、大学、東京建物（株）
- 対象地区：中野四季の都市（約16.8ha）、中野四季の森公園（約1.5ha）



21 東京都、豊島区、南池袋公園・グリーン大通り 官民連携で取り組む持続可能な公園と 道路が一体となったまちづくり

プロセス

- 2007年、豊島区と東京電力による公園地下変電所工事及び公園整備が決定された。2009年からは、南池袋公園再整備検討会で地域を交えたワークショップ実施し、整備方針の議論が開始した。
- 2013年には南池袋公園やグリーン大通りを含む池袋副都心の再生マスターplanの策定やコンセプトづくりが行われた。
- グリーン大通りでは、2014年より賑わい創出を目的とした社会実験を実施し、翌年には、沿道企業からなる「グリーン大通りエリアマネジメント協議会（G A M）」を設立した。
- 2016年、南池袋公園がリニューアルオープンし、地元町会や商店会の代表者、隣接する寺町関係者、学識経験者、豊島区等で構成される運営組織「南池袋公園をよくする会」が設立した。
- 同年、グリーン大通りでは国家戦略特別区域法に基づく国家戦略道路占用事業を活用し、道路占用基準の緩和を受けて様々な取組を展開している。

「南池袋公園をよくする会」による持続的な公園運営

- 公園の運営については、行政と地域とが協働する新たな仕組みが導入された。日常の賑わいの核となるカフェレストランを設置し、その売上の一部を「地域貢献費」として公園の運営に使える仕組みを構築し、持続可能な公園経営を実現している。
- また、日常の賑わい創出だけでなく、災害時の帰宅困難者に炊き出し支援を行うなど、地元も交えた官民連携によって地域の安全・安心をサポートする事業スキームを構築している。

芝の価値を持続させる地道な取組（南池袋公園）

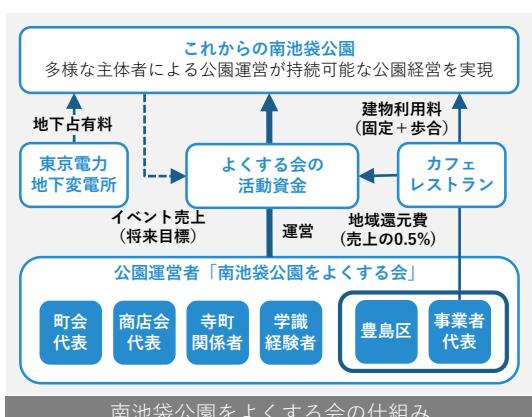
- 公園の空間づくりにあたっては、芝のある公園を「都市のリビング」として位置づけ、高密度な都市空間にあって、誰もがゆっくりと過ごせる場所に再生することが目標とされた。
- 利用者が芝を大事に扱ってくれるよう、「南池袋公園をよくする会」では、全面禁煙方針や警備員を配置した注意の呼びかけ、ベビーカー置き場の設置など小さな取り組みを積み重ねることで、利用者のマナー意識を醸成している。

居心地の良い空間とするための社会実験（グリーン大通り）

- 2014年からは、まちの価値を向上するため賑わい創出を目的に社会実験を行い、マルシェやオープンカフェなどを実施している。
- 2015年には「グリーン大通りエリアマネジメント協議会（G A M）」を設立、2016年には国家戦略道路占用事業の適用区域と認定された。道路空間において「国際劇場空間の創出（アートフェス）」、「コミュニケーションの創出（オープンカフェ）」「賑わい創出（マルシェ）」など様々なイベントを展開。
- これらの継続的な社会実験の成果を踏まえ、2018年度から2022年度までの5年間でグリーン大通りの再整備工事が進められている。整備に当たっては、電気・給排水設備や植栽・照明のデザインを考慮し、公園と一体の賑わいのある空間形成を目指している。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 ゆとりや憩いの場の創出	  

- 人口：290,200人(2020.01)
- 主な取組主体：豊島区、南池袋公園をよくする会、グリーン大通りエリアマネジメント協議会
- 対象地区：南池袋公園（7,812m²）、グリーン大通り（延長約320m、幅員約40m）



22 東京都、板橋区、加賀地区 住民主導の計画づくりと計画調整支援により歩行者中心の環境を形成

プロセス

- 1992年、地区にある大規模工場や研究施設等の移転と跡地のマンション開発計画が相次いだことに危機感を募らせた住民がまちづくりの検討を始め、1995年、住民と企業等の有志による「加賀まちづくり協議会」を設立した。協議会は検討を重ねて1997年にまちづくりの目標と大まかな方針を定めた「加賀まちづくり計画」(以下「計画」)を自主的に策定、区長に提案した。
- 提案を受けて区が地区計画の策定支援及び都市計画決定、景観計画への反映を行う一方、協議会は「景観まちづくり指針」を区内に提案するなど、地元主導のビジョンづくりと大規模開発の計画調整に取組み、地域ニーズを反映した環境が形成されている。

地元の協議会組織が行政、住民、事業者の計画調整を支援

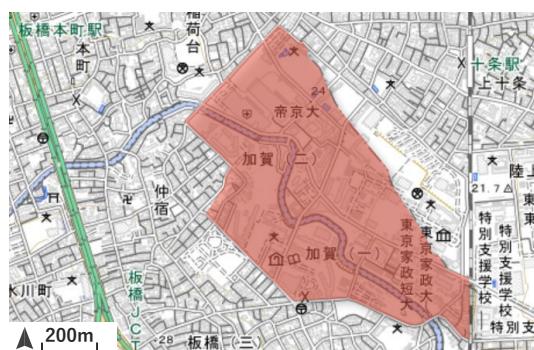
- 当地区では、まちづくり全体の方針や景観形成の方針、歩行者ネットワークの配置、歩道状空地の連続性確保など、複数の開発事業に一貫性を持たせるための計画を地域の住民・事業所が自主的に調整・提案することで法定計画の内容を方向づけると同時に、法定計画では定めきれない地域貢献に資する整備を実現している。
- この計画の実効性を担保するため、開発事業が行われる際に区は事業者に地元(協議会)との協議を指示する。協議に伴う手戻りにより事業者に過度が負担が生じないよう、必要に応じて協議会は事業者意向を把握・整理した上で区の各担当部署に対して計画の調整や協力の要請などを行い、計画調整を円滑に進めている。

取組の目的	注目する要素
ゆとりや憩いの場の創出 歩行者の安全性・快適性確保 美観形成やまちなみづくり	 ビジョン  体制

- 人口：571,400 (2020.01)
- 主な取組主体：板橋区、加賀まちづくり協議会
- 対象地区：加賀一丁目、二丁目地区



開発に伴い一体性のある公園や歩行者空間を整備



取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり ゆとりや憩いの場の創出	 体制  育成・管理

- 人口：700,100人 (2020.01)
- 主な取組主体：江戸川区、新川千本桜の会
- 対象地区：約3km



新川千本桜まつりでの和船の運航



24 東京都、調布市、深大寺周辺地区 武蔵野の自然と歴史・文化を継承する 街なみ景観づくり

プロセス

- 深大寺周辺地区は、豊かな自然と深大寺を中心とする歴史的・文化的風情が融合した調布市を代表する景観を有している。
- 調布市では、平成の当初（1989年）より修景整備事業の実施や2006年には特別用途地区の指定を行っており、近年は調布市基本計画や調布市都市計画マスタープラン等上位計画においても、良好な自然環境の保全と街なみ景観の形成が位置づけられている。
- 2012年に「調布市深大寺地区街なみ整備基本計画」を策定し、地域との協働により、武蔵野の自然と歴史・文化を継承する街なみ景観づくりを進めている。

地元協議会が取り組む良好な街なみ景観の維持・向上

- 「深大寺通り街づくり協議会」は地域住民、店舗経営者等で構成され、深大寺を中心とした緑豊かな自然環境と門前町としての歴史的風情のある街なみを保全していくことを目的に、2007年よりまちづくり活動を開始した。
- 2012年に締結した自主的なまちのルールである「深大寺通り周辺地区街づくり協定」では、「水と緑に関する事項」「建築物に関する事項」について定められている。運用のガイドラインでは、前者は「自然環境の現状維持」「植樹は昔からある樹種を植える」「地域住民が協働して維持管理」など、後者では「建物の外観は和風を基調に」「屋根は傾斜屋根を」など具体的な内容をイメージ図や写真を使って説明している。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみみづくり 観光振興	 ビジョン  体制

- 人口：237,100人（2020.01）
- 主な取組主体：調布市、深大寺通り街づくり協議会
- 対象地区：38ha



深大寺を中心とする歴史・文化的風情が融合した環境



25 東京都、調布市、旧調布富士見町住宅地区 マンション建て替えで公道付替え 魅力的なコミュニティ街路を創出

プロセス

- 旧富士見町住宅地区は1971年に竣工。竣工後40年を経て、建物の老朽化や敷地の分断や車の通り抜け（敷地内通路の一部を竣工後に公道化したため）などの課題から何度も建替の検討がされたが、都市計画法第11条「一団地の住宅施設」の撤廃が障壁となっていた。
- 2008年、住民による準備会発足から再び機運が盛り上がり、一団地の住宅施設の撤廃、地区計画の制定、まちづくり協議会の設立といった段階的手続きを経て、管理組合と住民の議論の積み重ねによる合意形成の末、2015年に竣工した。
- その間には管理組合による「談話室」と呼ばれる場を設け、継続的な対話により100%の合意形成ができたことも大きい。コミュニティ街路の計画にあたり、住民や事業者、設計者、市担当で何度も他事例を見学し、検討や議論を積み重ねてきた。

取組の目的	注目する要素
自動車の流入抑制 歩行者の安全性・快適性確保 地域交流の促進	 空間デザイン

- 人口：237,100人（2020.01）
- 主な取組主体：
調布富士見町住宅マンション建替組合、調布市、
(株)NEXT ARCHITECT&ASSOCIATES
- 対象地区：富士見町3丁目 約1.6ha



石畳や植栽と一緒にデザインされたコミュニティ街路



住民の交流を育むコミュニティ街路の再生

- 敷地北側にあった市道を中央へ付け替えコミュニティ街路とした。道路線形を緩やかに曲げ、車の速度の抑制と景観の変化を意図している。イメージハシプや植栽帯（フォルト）も配置されている。
- コミュニティ街路を挟んで2棟の雁行形式の建物を配し、「街路全体を庭園化し建物との一体的風景」というコンセプトのもと、石畳の街路を中心に建物まで一体的にデザインしている。

26 神奈川県、横浜市、グランモール公園 体感できる心地良さを実現する テラス空間とグリーンインフラ整備

プロセス

- 横浜市の大規模ウォーターフロント再開発であるみなとみらい21地区。その先陣を切って1989年に供用開始されたグランモール公園は長く「都市の軸」として市民に親しまれてきた。
- 2009年に、地区内の土地建物所有者や施設管理運営者、市からなる「（一社）横浜みなとみらい21」が設立され、エリアマネジメント活動を開始した。2010年度より地区の公共空間で賑わい創出のため、エリアマネジメント主体により社会実験を継続的に実施し、公共空間の利活用の仕組みづくりが検証されてきた。
- 2012年より周辺街区開発の進展に伴う賑わいづくり、「横浜みどりアップ計画」の取組や施設の老朽化対応として再整備が開始され、2018年グランモール公園が全面リニューアルされた。

歩行者軸を超え、憩いと賑わいのあふれる公園へ

- グランモール公園は約700mの全長にわたって様々な用途の建築敷地に隣接し、アプローチするには隣接する美術館、商業施設、住宅を介することが前提の公園である。計画にあたってはパブリック空間（公園）とプライベート空間（隣接敷地）の接点に中間空間として「テラス」を設定するという基本構成が採用された。
- 様々に展開するテラス空間は、今までの歩行軸とは異なる「場」を提供し、屋外のパブリック空間の価値を高めている。
- 「テラス空間」は、多彩な要素（水景、緑化、舗装等）で構成され、隣接敷地との関係性から個別に場のデザインが導かれており、多様なアクティビティの受け皿になっている。

公園全体をグリーンインフラに

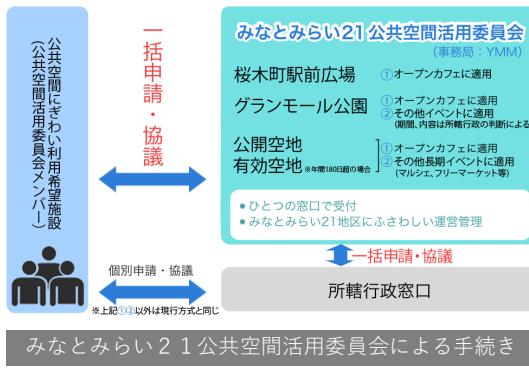
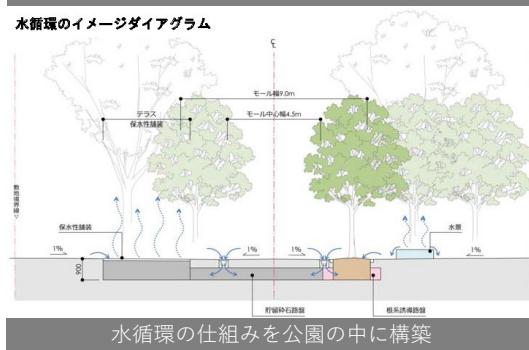
- グランモール公園の再整備は「環境未来都市・横浜」リーディング事業の1つであり、先進的な取組として公園という都市施設にグリーンインフラ（微気象の緩和、排水施設の負担軽減、植栽基盤の確保、灌水量の軽減）を導入し、快適な環境の実現を図った。
- その際、公園全体で大きな水循環の仕組みを構築するため、公園敷地の地下に雨水を貯留し、その雨水を樹木や保水性舗装から蒸発散することで打ち水効果による涼しさを創出している。

継続的な社会実験の成果と関係制度の改正

- 2009年度より、エリアマネジメント主体を中心に、グランモール公園をはじめとする公共空間で、賑わい創出のための社会実験を継続的に実施することで、公共空間の占用等に関する条例への適合性や許可基準の緩和を所轄行政へ提案した。
- その結果、2013年9月から「横浜市市街地環境設計制度」の運用基準が一部改正され、公開空地の飲食や物販を伴う催事の一時使用が可能となった。また、グランモール公園においてもオープンカフェの実施に限り都市公園法の設置許可を適用して公共空間活用が可能となった。
- 2013年に一般社団法人横浜みなとみらい21及び公共空間等の活用を希望する会員企業からなる「みなとみらい21公共空間活用委員会」が設立。公共空間の利用手続きは、委員会が公共空間の審査基準等を定め、行政機関への協議・申請を一括して実施することにより簡略化された。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 ゆとりや憩いの場の創出	空間デザイン 育成・管理 体制

- 人口：3,754,800人（2020.01）
- 主な取組主体：横浜市、（一社）横浜みなとみらい21、みなとみらい21公共空間活用委員会
- 対象地区：23,102m²（公園面積）、約700m（延長）



27 新潟県、長岡市、長岡市中心市街地地区 「まちなか型公共サービス」の展開と市民活動の拠点整備によるまちづくり

プロセス

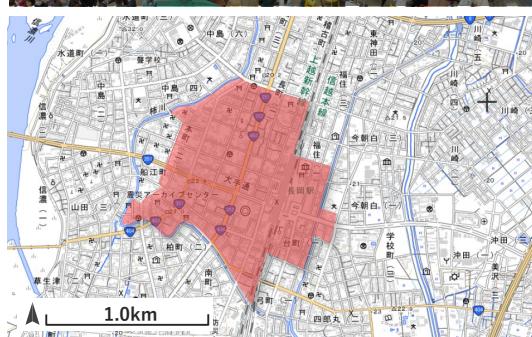
- 長岡市中心市街地は昭和30年代から大型商業施設が次々と出店し、賑わいと活気に満ち溢れた「まちなか」だったものの、車社会の進展と郊外化によるまちなかの空洞化や大型商業施設の撤退の影響もあり、賑わいが低下してきた。
- 長岡市は、2003年に中心市街地の理想の姿を検討するため、市民や有識者の代表からなる「長岡市中心市街地構造改革会議」を設置し、市民に必要な機能を中心市街地に集積し、長岡広域圏中心の役割を担う中心市街地のあり方に関する提言を受けた。
- これを受け、「まちなか型公共サービス」や長岡広域市民の「ハレ」の場となる「新しい長岡の顔づくり」を展開した。
- 2012年、シティホールプラザ「アオーレ長岡」がオープンした。

まちなか型市役所が、来る人・住む人・働く人の交流を先導

- 「アオーレ長岡」は、JR長岡駅前の旧長岡市厚生会館及び周辺の公園等を含めた約1.5haの区域に、最大5,000人を収容できる「アリーナ」、冬季でも様々な活動ができる屋根付き広場「ナカドマ」、「市役所機能」を一体的に配置した複合施設である。
- 約35,000m²の延べ床面積の半分以上が市民交流スペースで、「まちなか型公共サービス」の核として、周辺施設との連携と波及効果が期待される「市民交流・協働の拠点」である。現在まで、市民等による交流イベントやスポーツ興行などが行われている。

取組の目的	注目する要素
地域交流の促進 ゆとりや憩いの場の創出 賑わいの向上	 アクティビティ

- 人口：268,872人（2020.01）
- 主な取組主体：長岡市、市街地再開発組合
- 対象地区：長岡市中心市街地地区（約96.3ha）



28 新潟県、南魚沼市、三国街道塩沢宿 牧之通り地区 住民と行政で思いを共有した 雪国の歴史と文化を活かすまちなみづくり

プロセス

- 牧之通りは、かつては旧宿場町の特徴を残す雪国の町家様式と雁木を備えていたが、近年の無秩序な改装等によりその魅力は損なわれ、商店街としての賑わいを失いつつあった。
- 1998年、宿場町の歴史・文化を復興するため地元住民と行政で議論を開始。2002年には地元住民組織「牧之通り組合」による建築協定とデザインルールを制定した。2003年から道路工事及び建物、雁木工事が開始され、2009年には無電柱化を含めた道路・雁木工事が完了した。現在は地元の女性で組織された「射干の会」が多彩なイベント活動を展開している。

住民と行政が共同で作り上げた雪国特有の魅力ある歩行空間

- 牧之通りの活動は、街路事業の初期段階から住民と行政の意見交換により知識や思いの共有体制が構築されており、この関係が県道並び市道改良といったハード整備において効果を發揮している。
- 街路整備により、歩道（3.5m）と民地（2m）の広くゆったりした快適な歩行空間が整備されたが、民地2mのセットバック空間は、歩道空間と合わせたゆとりある公共空間への貢献と、歴史ある街並み形成を目指し地元からの提案で実現した。
- また、牧之通り組合を中心に、建築物の外観・意匠の統一、色彩制限、さらには民地2mのセットバック空間に雁木を設置するなど、独自の建築協定を設け、雪国特有のまちなみとその魅力を復元した。

取組の目的	注目する要素	
美観形成やまちなみづくり 観光振興、地域交流の促進	 体制	 空間デザイン

- 人口：56,200人（2020.01）
- 主な取組主体：牧之通り組合、牧之通り射干の会、南魚沼市
- 対象地区：約3.8ha



29 富山県、富山市、富山グランドプラザ 組合施行の再開発と連携した“まちなか 賑わい広場”の創出と運営

プロセス

- コンパクトシティ富山の中核となる中心市街地活性化の主要事業として、冬季や雨天でも集客や憩いの核となるガラス屋根の広場空間を、市街地再開発事業における市道の付け替えと施設建築敷地のセットバックにより創出した。
- 具体的には、2007年に、2つの再開発ビル「CUBY（西町・総曲輪地区）」と「総曲輪フェリオ（総曲輪通り南地区）」の間に、南北約65m、東西約21m、高さ19mのガラス屋根に覆われた広場空間が竣工した。

官民敷地が一体となるパブリック空間の創出と賑わいづくり

- 市有地部分は従前道路であったが利用制限を少なくするため道路を廃止し、公の施設（地方自治法第244条）として整備した。都市計画法や都市公園法の制限がおよぶ「広場」とせず、「富山市まちなか賑わい広場条例」に基づき、有効空地と一体となった「広場」として位置付けた。開業から2年半の間は市が管理し、この間に社会実験を実施した。3年目以降は、(株)まちづくりとやま（現(株)富山市民プラザ）が指定管理者である。
- 人が集まる空間の設えの工夫として、北陸特有の積雪寒冷地の気候に配慮した全天候型の多目的広場とし、イベント等の支障にならないよう固定物（ベンチ、樹木等）を設置せず、5本の植栽はモバイルグリーン（大型植木鉢）を採用。施設建築物（再開発ビル）では、広場に面して店舗を配置することにより、官民敷地が一体となる賑わいを形成している。

取組の目的	注目する要素
地域交流の促進 ゆとりや憩いの場の創出 賑わいの向上	体制 空間デザイン

- 人口：415,765人（2020.01）
- 主な取組主体：富山市、市街地再開発組合、(株)富山市民プラザ
- 対象地区：富山グランドプラザ（約0.14ha）



30 石川県、金沢市、せせらぎ通り 地域の特徴である用水をいかした 個性ある街路と沿道の形成

プロセス

- 1980年、金沢市は「水と緑の再生計画」を策定し、市街地の用水の一部を「伝統環境保存区域」に組み入れて用水の環境悪化を抑制しつつ、伝統環境として保存、活用する方針を示した。
- 1991年に「歩ける道筋整備事業」が開始され、用水と道路の整備が一体的に行われるようになった。1996年からは河川と道路の関係部署を統合した用水・みち筋整備課が設置されて、整備が本格的に進められるようになった。
- せせらぎ通りは、上記の事業により鞍月用水の整備と道路整備が一体的に行われたことをきっかけに沿道の景観整備の取組が進み、金沢らしい風景を楽しめる街路が形成されたものである。

道路と用水の一体整備と沿道の景観形成による魅力ある通りの形成

- 鞍月用水では、用水沿いの地権者が私有の橋によって用水を暗渠化し、駐車場などに利用されていたが、金沢市の取り組みにより統一性のあるデザインで橋の架替えを行い、用水の開渠化を進めた。併せて、隣接する歩道を用水の上にせり出す構造で改修し、“こうど”と呼ばれる伝統的な水洗い場を一部で再現するなど歩行者の安全確保と親水性向上を両立させた。
- 用水整備を機に美しいまちなみ形成を図る機運が高まり、2002年に「せせらぎ通り地区まちづくり協定」を金沢市長と住民で締結し、用水沿いの修景や定期的な清掃活動を行うことで、ハードとソフトを組み合わせた魅力ある通りが形成されている。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 美観形成やまちなみづくり	空間デザイン

- 人口：452,200人（2020.01）
- 主な取組主体：金沢市
- 対象地区：せせらぎ通り周辺地区



31 石川県、加賀市、加賀橋立地区 行政・市民団体・大学が取り組む 風景の維持・再生への地道な努力

プロセス

- 江戸期後半から明治期に活躍した「北前船」の船主や船頭が暮らした集落で豪壮な船主屋敷や笏谷石の石垣が残されている。
- 1996年に市条例による「歴史的景観整備地区」に指定された。さらに、2005年には重要伝統的建造物群保存地区に選定され、主要な景観構成要素（船主屋敷や土蔵等）のきめ細やかな整備基準を設け、修理・修景を実施するとともに、街路とまちなか広場を整備し、良好なまちなみ景観が形成された。
- 近年は、市において伝統的建造物の内部改修事業を支援する加賀市まちづくりファンド事業を活用して、伝統的建造物の改修と公開活用が進められている。

歴史文化資産の保存活用に関わる市民団体

- 「加賀橋立まちなみ保存会」は、町並みの将来像を協議しその実現にむかって諸活動を推進していくことを目的として、加賀市、金沢工業大学と共同でまちづくりを実施している。
- 具体的には、景観整備基準（歴史的景観整備地区）や保存計画における許可基準（伝統的建造物群保存地区）への適合を確認し、市長への意見書の交付を担う。
- その他、歴史的建造物の敷地分析・植生調査や竹の伐採、公共空間の景観整備やイベント等の実施、金沢工業大学と協同し観光ガイドの育成を通じて地元住民の景観意識の向上を図っている。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 観光振興	 体制  アクティビティ  育成・管理

● 人口：66,300人（2020.01）
 ● 主な取組主体：加賀市、加賀橋立まちなみ保存会、金沢工業大学
 ● 対象地区：約11ha



32 福井県、福井市、福井駅西口中央地区 大屋根が繋ぐ 官民境界のない連続的な駅前空間

プロセス

- 2012年、JR北陸本線、えちぜん鉄道の福井駅付近では、都市内交通の円滑化、市街地の一体化による都市の活性化を図るため、福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業が開始された。
- 市民意見やデザイン・景観等の専門家会議による「福井駅西口全体空間デザイン基本方針（2012年）」が立案され、再開発ビル、西口広場をデザイン面も含め一体的に整備する方針が共有された。これにより、新しい都市機能を複合させた西口再開発ビル（ハピリン）、全天候型の屋根付き広場（ハピテラス）、複数の公共交通が結節する西口広場の3つが一体利用できる空間整備を実現した。

交通広場と賑わい施設を一体的に繋ぐ屋根付き広場（ハピテラス）

- ハピテラス（公共）は再開発ビル（民間）と西口広場（公共）を融合させる重要な役割を果たし、普段は交通機関の待合スペースや休憩スペースとして、週末は様々なイベント空間として活用されている。ハピテラスおよび西口広場の用地は、福井駅周辺土地区画整理事業の換地により集約し、ハピリン内には賑わい交流施設として公益施設（多目的ホール・自然史博物館分館・観光物産館など）が整備された。
- また、西口広場では、タクシープール数を適正数に是正し、一般車駐車場を廃止することで、駅周辺の渋滞が緩和されるとともにゆとりある歩行者空間が確保された。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 歩行者の安全性・快適性確保	 ビジョン  空間デザイン

- 人口：263,100人（2020.01）
 ● 主な取組主体：福井駅西口中央地区市街地再開発組合、福井市、（株）アール・アイ・エー、（株）竹中工務店、パシフィックコンサルタンツ（株）
 ● 対象地区：約1.8ha



33 福井県、大野市、城下町地区 城下町の町割を継承する 住民参加型街づくり

プロセス

- 1989年に入り、中心市街地の人口減少、空き家や空地の増加に歯止めをかけるため、歴史的景観を整備して観光資源を整えるとともに、空き家、空地の再活用を図る取り組みが開始された。
- 2002年からは、街なみ環境整備事業を活用し、住民参加型で整備事業方針の検討、通路・水路の整備、道路美化化等が開始された。特に重点的に住宅等への修景に助成を実施した。2014年に整備完了した。
- 2013～2018年は、第2期中心市街地活性化基本計画の取り組みを契機に大野商工会議所が事業体となり空き店舗活用を促進した。

住民ワークショップを通じた街なみ整備方針

- 街なみ環境整備事業の活用検討に際しては、方針づくりの段階から住民参加の手法がとられたことが大きな特徴である。
- 住民ワークショップは福井大学と協同で実施され、街なみ探索や地図の作成等を通じて、各地域の特色を活かした「住む人のための街づくり」を意識した項目が盛り込まれた。具体的には、地区の骨格となる道・背割り水路などの動線の整備、防災ネットワークの拠点づくり、歴史資産の整備、裏庭の協調をはじめとする住環境の整備などである。
- 事業の初期段階から都市計画の専門家を交えることで、整備方針から街づくり協定にいたるまで一貫した住民参加が実現した。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 地域交流の促進	ビジョン 体制 空間デザイン

- 人口：33,000人（2020.01）
- 主な取組主体：大野市、越前おおのの中心市街地活性化協議会、（株）結のまち越前おおの、福井大学
- 対象地区：城下町地区74ha



整備された七間通りにおける朝市の風景



34 福井県、勝山市、大清水空間 水の小空間ネットワークによる 歴史的なコミュニティの場の再生

プロセス

- 2003年より、中心市街地である旧城下町エリアにおいて歴史文化を活かしたまちづくりを行うため、まちづくり総合支援事業（現在の都市再生整備事業）が進められていた。その事業の一環として、大清水付近一帯を新たな市民の憩いの場とする整備が行われた（整備の対象には、200mの水路と2つの広場が含まれている）。
- 事業実施にあたっては、「まちなか整備推進会議」で地元住民ワークショップを重ねながら設計が実施され、2006年には、大清水空間が竣工した。

土木設計を越えたまち・景観のトータルデザイン

- 江戸時代より城下町主要部では道路中央に水路が引かれ、近隣住民の飲料水や洗い場として長年利用されてきたが、水量の減少や水道の整備が進み、利用されず荒れたままになっていた。
- 福井県の旧城下町である中心市街地活性化を図るために、旧市街地の歴史的シンボルである大清水（湧水広場）とそこを流れるせせらぎ（水路）、街角の駐車場用地を活用した市民広場、交差する細街路網が一体的にデザインされた。
- 水路と路地が交差する箇所は全てに石階段が設けられ、街のどこからでも水路にアクセスできるように設計され、湧水広場はベンチ等の休息施設が設置され、コミュニティの場として再生した。

取組の目的	注目する要素
低未利用地の活用 美観形成やまちなみづくり 地域交流の促進	空間デザイン

- 人口：23,000人（2020.01）
- 主な取組主体：勝山市、小野寺康都市設計事務所
- 対象地区：水路（約200m）、大清水広場（約500m²）、源泉部広場（約240 m²）



旧城下町の遺産を市民の憩いの場として再生



35 福井県、越前市、蔵の辻 蔵の活用と広場が一体化したコミュニティ の空間を形成

プロセス

- 越前市中心部の蓬莱町では、中心市街地の空洞化に対応すべく市街地再開発事業を構想していたが、テナントの誘致に失敗して1993年に再開発を断念した。これを受け、地権者らと市が協議し、地元建築家の助言を受けて「蔵のあるまち」をテーマに個別更新を連鎖させてまちづくりを行う方針へと転換した。
- 1995年、街なみ環境整備事業に着手し、地区計画による用途・形態・意匠の制限、歩行者空間や広場、水路等の整備、地元住民による住宅等の外装・外構の修景、新規出店者の誘致等を行い、広場を蔵が囲む歩行者を中心とした街区の整備を実現した。広場ではコミュニティによる様々な活用が行われている。

公民が連携した連鎖型の事業により街区に魅力的な公共空間を創出

- この事業では、街区に点在する用地を市が取得し、街区の通り・広場へと集約・整備する事業と、住民等が敷地単位の更新や移転を連鎖的に行い、曳家による蔵の移動や外観の改修を行う事業を連携して進めることにより、街区の一体的な公共空間の形成とこれに面した蔵の再生利用を実現している。
- 実現にあたり、公共施設整備や建物の移転、外観の修景、店舗誘致といった主体の異なる個別の取組が一貫性をもって遂行されており、再開発手法に依存せずに歴史的建造物という資産を有効に活用したまちづくりが行われている。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 低未利用地の活用 美観形成やまちなみづくり	 空間デザイン

- 人口：82,200人（2020.01）
- 主な取組主体：越前市、蓬莱地区再生事業推進協議会（現・蔵の辻協議会）
- 対象地区：越前市蓬莱町地区



36 山梨県、山中湖村、ゆいの広場ひらり 専門家を交えたデザイン戦略会議の策定に よるデザインノートに基づくまちづくり

プロセス

- 2014年、伝統的なまちなみのような価値のわかりやすい手がかりが少ない中で、4地区（山中・長池・平野・旭日丘）の空間特性やコミュニティの特徴を活かすための「山中湖村デザイン戦略会議（委員長：中井祐東京大学大学院教授）」を設置した。
- デザイン戦略とともに、各地区の将来イメージをあらわす「山中湖村デザインノート」を地区ごとに策定し、それらにもとづき各地区で空間整備を推進している。
- 平野地区の「ゆいの広場ひらり」は、デザインノートにもとづくまちづくりの先行的プロジェクトであり、2018年に竣工した。

デザイン戦略と地区ごとの「デザインノート」に基づく空間づくり

- 平野地区の「デザインノート」においては、住民から来訪者まで多様な人々が「暮らし」や「自然」の風景と会える空間をつくることを基本方針としている。
- ゆいの広場ひらりでは、ハイシーズンにスポーツ合宿利用の若者等で賑わう高速バスターミナル・テラス・待合所の一体的な再整備とともに、地域に根付く“助け合いの文化（結（ゆい）の文化）”を踏まえ、既存樹木や道祖神の保存、空き家となっていた古民家の活用によるコミュニティ施設の整備などを実施した。
- また、交通渋滞緩和のための交差点改良とともに歩行者の安全な横断動線を確保しつつ、広場境界部の開放的な設えや高低差処理によって、交差点周辺の自由な通り抜け動線を形成した。

取組の目的	注目する要素
ゆとりや憩いの場の創出 観光振興	 ビジョン  空間デザイン

- 人口：5,817人（2020.01）
- 主な取組主体：山中湖村、山中湖村デザイン戦略会議、富士急行（株）
- 対象地区：ゆいの広場ひらり（約0.64ha）



37 長野県、長野市、善光寺表参道地区（長野中央通り） 道路空間の再編と沿道店舗が一体となっ た歩行者の“おもてなし”の空間デザイン

プロセス

- 商業施設の郊外化による来街者の減少等の危機感から2002年に商店街主体の勉強会により善光寺表参道（長野中央通り）の歩道拡幅など「歩行者優先化」を検討した。検討を受け、2008年までに7回のトランジットモール社会実験を実施した。
- 2015年、道路空間の再編・フラット化・美装化などの歩行者優先道路整備が完了した（第一期区間約700m）。

歩行者優先・柔軟な利活用（イベント等）のための道路再整備

- 車道幅員を狭めて、歩道を車道側へ片側1.5mずつ拡幅する道路空間の再配分を実施した。歩行空間形成のために歩道と車道を分断していた植栽帯を整理する一方、街路樹は保全した。
- 石畳の路面舗装、休憩施設の設置等を進めつつ、イベント等による歩車道の一体化的利用のため歩道と車道の段差を解消した。

地域主導で沿道における空間デザインのルール策定

- 2011年に有志が「表参道景観研究会」を発足した。1階壁面のセットバックや歩道の一部活用等による“おもてなしゾーン”、目を引くショーウィンドウ・室内がうかがえる窓・入口等の“おもてなしを感じる店先”など、沿道敷地と一体となった具体的な空間デザインを検討した。
- 検討を踏まえ、2012年、表参道景観研究会は、善光寺表参道にふさわしい沿道空間の創出を図るために、景観ガイドラインを策定した。さらに、2013年に景観協定を締結した。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 観光振興	ビジョン 体制 空間デザイン

- 人口：375,884人（2020.01）
- 主な取組主体：中央通り活用検討勉強会、表参道ふれ愛通り推進委員会、表参道景観研究会、長野市
- 対象地区：善光寺表参道（約1,600m）および沿道



歩行者優先に再整備された善光寺表参道の歩道



38 長野県、松本市、お城周辺地区第2ブロック 自主的なまちづくりルールによる人々が 交流する場面の創出・育成

プロセス

- 2010年、生活者等により構成される「お城周辺地区まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）」が設立された。
- 2016年、生活者等による自主的なルール「お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定（以下「まちづくり協定」という。）」を締結した。
- 2018年、街並みづくりのイメージを具体的に示すため、市及び協議会が、「街並みガイドライン」を策定した。

まちづくり協定が目指す具体的デザインを示す“街並みガイドライン”

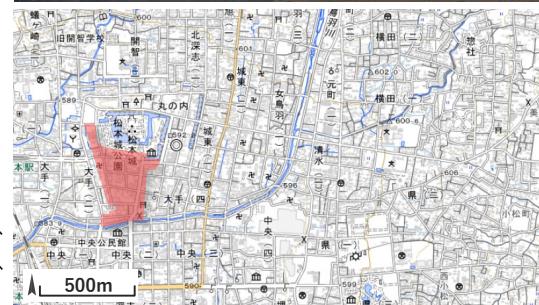
- まちづくり協定は、建築物等の整備に関する事項（建物の用途、形態、色彩、ファサード等）などを定めている。
- 街並みガイドラインは、まちづくり協定の内容をより具体化するルールとして、建物・庭・堀などを新設・改修する際の、修景基準、数値、推奨するデザイン等を示している。「建物内部の様子を見せるなど開放的なデザイン」「壁面後退部分と歩道の一体化的デザイン、街のアクティビティを高めるカフェ等の推奨、歩行者が自由に使えるベンチなどの設置」などの空間の実例も示される。
- 建築主等は、建築計画等について、協議会に設置する「協定運営委員会」に事前協議を行う仕組みとしている。協定運営委員会は、「街並みガイドライン」に基づき協力要請と助言を行い、推薦書を市に提出することで運用されている。推薦された場合、要件を満たせば市が改修費等を補助する形で支援を行う。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 ゆとりや憩いの場の創出	ビジョン 体制 空間デザイン

- 人口：238,737人（2020.01）
- 主な取組主体：お城周辺地区まちづくり推進協議会、松本市、商店街振興組合
- 対象地区：お城周辺地区第2ブロック（約11.5ha）



建物1階部分と歩道・広場が一体となる空間



39 長野県、軽井沢町、ハルニレテラス 民間資本が整備・運営する歩行者空間を パブリック化している“曖昧な公共”

プロセス

- 1914年に星野温泉旅館を開業以降、文豪や芸術家が集うコミュニティが形成されてきた軽井沢星野エリアにおいて、自生する100本のハルニレの木立をそのまま生かし、自然と文化が調和する街づくりが進められた。
- 2009年、ハルニレテラスが開業した。清流に寄り添うように連なる9棟の建物に16の個性的なショッピングやレストランが集う。

地形や自生するハルニレの木を保全し活かしたデザイン

- 川辺に植生する100本近い巨木のハルニレを、倒木の危険性があるものを除き、伐採せずに存置している。
- 100年続く地形や植生を極力変えずに、樹木保存のために地上から浮かした木製デッキに穴を開け、建物の間をつなぎながら巡らせることで、来訪者が木立の中の浮遊感を楽しみながら散策できる空間デザインである。

デッキの一般開放や企画運営で多様な交流を促進

- 民間資本により整備・運営されているテラステッキやカフェテラスは一般に開放され、日常的に来訪者が自由に行き交う。
- 軽井沢星野エリアでは、軽井沢の新緑のなかランニングする「新緑ゆるラン」、梅雨を空を見上げて楽しむ「軽井沢アンブレラスカイ」、屋外で読書を楽しむ「紅葉図書館」、街全体がイルミネーションで彩られる「星野エリアのクリスマス」などが行われ、軽井沢における新しい交流の拠点が形成されている。

取組の目的	注目する要素
観光振興 	空間デザイン アクティビティ

- 人口：20,420人（2020.01）
- 主な取組主体：（株）星野リゾート
- 対象地区：軽井沢星野エリア ハルニレテラス



歩行者が自由に往来するテラステッキとカフェテラス



40 長野県、小布施町、脩然楼周辺 “小布施方式”による景観整備と住民や 事業者が一体となった魅力の維持・育成

プロセス

- 1982～1987年、文化施設などが集積する脩然楼周辺において、小布施町を含む6地権者による町並み修景事業組合の設立と自主協定の締結により、土地は売買せず賃貸又は交換によって面的な整備を行う町並み修景事業が展開された。古い町並みを単に保存するのではなく、もとの景観を活かしながらも新たな景観を創出するもので「小布施方式」と呼ばれる。
- また、町は、1986年に総合計画後期基本計画に「環境デザイン協力基準（骨子）」を盛り込むとともに、1988年策定の地域住宅計画（HOPE計画）の中で基準の具体化を図った。この基準は、建築行為等を規制するものではなく、町が示したまちづくりのルール（基準）として根付いた。

町・市民・事業者・大学が一体となった長い時間軸での空間デザイン

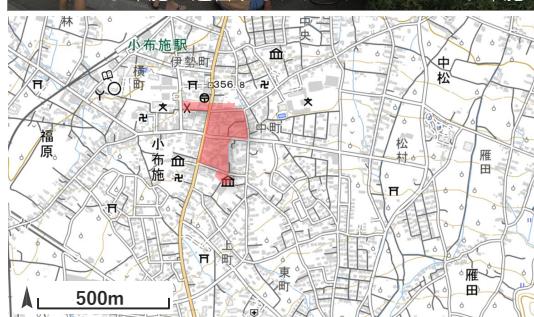
- 1982年開始の町並み修景事業以降、面的かつ時間的に連続するデザイン形成が進められている。1994年には、イベント、交流等を企画・実施する第三セクターの（株）ア・ラ・小布施が設立され、基準に沿って、古くから残る土蔵を再生した「プチホテルa・la・小布施」やガイドセンターの整備・運営等を行っている。
- 町は大学との協働にも取組み、2005年、「東京理科大学・小布施町まちづくり研究所」を町役場内に開設した。まちの歴史や建築に関する実測調査や、質の高い環境づくりに関する調査・研究等とともに、形成された空間のアクティビティや魅力づくりにかかるワークショップ等の提案を行っている。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 	体制 空間デザイン

- 人口：11,030人（2020.01）
- 主な取組主体：脩然楼周辺町並み修景事業組合、小布施町デザイン委員会、（株）ア・ラ・小布施、東京理科大学、小布施町まちづくり研究所
- 対象地区：修景事業地区（約13.0ha）および周辺



ア・ラ・小布施が運営するプチホテルa・la・小布施



41 岐阜県、高山市、高山市中心市街地地区 まちを歩くことを通じて“いにしえ”を 振り返り思いをめぐらす“回想のまち”

プロセス

- 1979年、洗練された意匠の町家が並び、江戸時代に町人町として栄えた面影をよく残す「三町地区」が重要伝統的建造物群保存地区に選定された。2004年には、旧城下町時代の地割を残し、三町地区と並んで伝統的建造物が密度高く立ち並ぶ「下二之町大新町地区」が同地区に選定された。
- 2002年、市は、道路と道路を結ぶ通路や水路沿いの小路などの路地の再生・整備を図る「横丁整備事業」を開始した。
- 2014年には都市再生整備計画事業によって、中心市街地の周辺への駐車の誘導など、観光客や市民が歩いてまちそのものを楽しむための総合的なまちづくりを開始した。

安心して楽しみながら歩ける歩行空間の確保

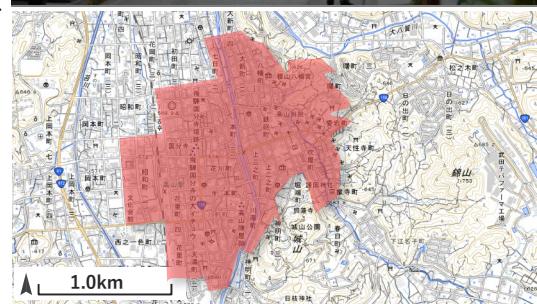
- 「横丁整備事業」は、「路地文化の復活と出会いの場づくり」を目的として、市が、舗装整備など道路の質的向上、案内板の設置、ベンチ・サイン等の整備を進めるもので、個々の路地の形態や利用状況、歴史・文化などを考慮し、歴史的資源の活用など個性の強化・創出、楽しく・快適に歩ける路の創出、集い空間確保等を進めるものである。
- これとあわせ、まちづくり交付金（現在の都市再生整備計画事業）により、駐車場の適正配置などによって中心市街地への自動車流入を減少させつつ、駅前広場整備、まちかど休憩スポット整備、体験交流施設整備による空間整備が進められた。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 	空間デザイン 空間デザイン

- 人口：87,595人（2020.01）
- 主な取組主体：高山市
- 対象地区：高山市中心市街地地区（約177.0ha）



重要伝統的建造物群保存地区のまちなみ



42 岐阜県、多治見市、虎渓用水広場 人々の交流や憩いの拠点、文化・芸術の 出会いのための駅前の新たな“まちかど”

プロセス

- 虎渓用水広場は、JR多治見駅北口にあり、土地区画整理事業により創出された空間で、2016年に多治見市が公の施設（地方自治法第244条）として整備した。同年より、多治見まちづくり株式会社が指定管理者として運営している。
- 先人が多治見の農業発展のために私財を投じて整備した農業用水を後世に伝えたいとの思いから、広場の構想は生まれた。

地方都市の駅前広場の新しい可能性を模索するデザイン

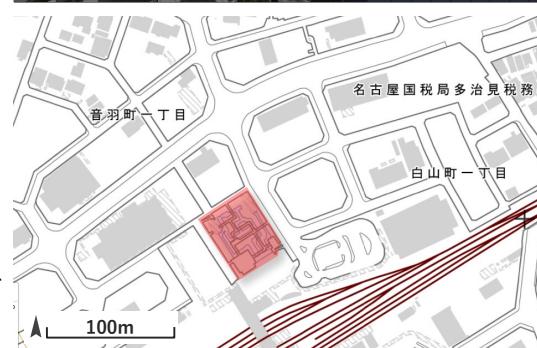
- 広場のランドスケープの意匠設計は、長谷川浩己氏（（有）オングサイト計画設計事務所）によるものである。広場は、盆地である多治見を模して、すり鉢状になっている。土岐川から引き込まれたかつての農業用水である虎渓用水は、地表レベルで広場まで導水し、また毎秒200Lの水が3段にわたって落水しながら広場を巡っている。広場内には、水路の他に園路や広場が設けられている。
- 交通広場を脇に寄せ、虎渓用水広場を駅前に配置することで、駅から市役所分庁舎や商業施設までをつなげ、駅周辺が歩いて楽しいエリアとなっている。
- 大規模イベントを行える平場の「イベント広場上段」、ステージとしても利用可能な「イベント広場下段」では、ミニコンサートやマルシェなど様々なイベントが開催されている。また、屋根付きでテーブルと椅子を配した「テラス」が3つあり、休憩スペースやキッチンカーの出店スペースとして機能している。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 賑わいの向上  	空間デザイン アクティビティ 空間デザイン アクティビティ

- 人口：110,308人（2020.08）
- 主な取組主体：多治見市、多治見まちづくり（株）
- 対象地区：多治見駅北広場（約0.3ha）



虎渓用水を活用した憩いと賑わいの広場



43 岐阜県、各務原市、旧鵜沼宿・旧中山道地区 中山道の交通量削減対策や地域住民と 協働で地域の絆づくりや賑わいの創出

プロセス

- 東海道の旧鵜沼宿では、歴史的建造物の多くが老朽化が進み、建替え等により失われる恐れがあった。また、旧宿場町内の中山道は国道に平行して走っていることから抜け道として利用され、住民が通過交通の多さを長年にわたり課題としてきた。
- 2009年の中山道の交通規制の社会実験をはじめ、交通量削減対策やせせらぎ水路の復元等を進めるとともに、歴史的建造物の修復・復元を地域住民と協働で行うことにより、地域の絆づくりを促進し、持続可能なまちづくり体制を形成した。

中山道の交通量削減対策

- 旧宿場町内の交通量の低減を図るため、車道に狭窄部（幅員4m）をつくるとともに、歩道と車道の段差は5cmと高めに設定し、自動車の交通量を12,000台/日から4,000台/日に減少させた。
- また、警察との協議により、大型貨物の進入を禁止するとともに、車両の最高速度を40km/hから30km/hに低減した。

住民参加の推進による地域の絆づくり

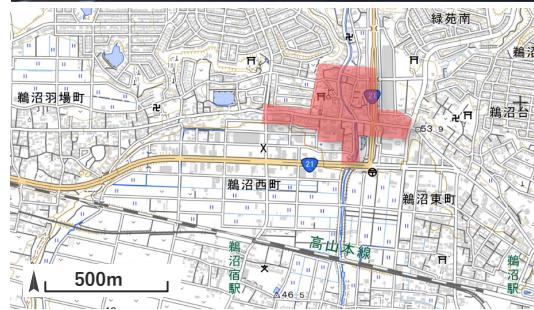
- 地域住民の参加による39回の意見交換会を開催（2006～2012年）し、歩道空間づくりの提案として、昔あった「せせらぎ水路」の復元が示され、道路修景整備事業により実現された。
- また、意見交換会の過程で「中山道鵜沼宿まちづくりの会」が発足し、整備後のせせらぎ水路の管理や道路清掃を実施し、中山道鵜沼宿ボランティアガイドの会や中山道鵜沼宿木造保存会などの団体も発足した。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 美観形成やまちなみづくり	体制 空間デザイン

- 人口：147,651人（2020.01）
- 主な取組主体：各務原市、中山道鵜沼宿まちづくりの会、中山道鵜沼宿ボランティアガイドの会、中山道鵜沼宿木造保存会
- 対象地区：旧鵜沼宿・旧中山道地区（約10.0ha）



旧中山道の車道の狭窄により交通量が減少



44 岐阜県、飛騨市、古川地区 住民および行政による伝統的市街地におけるまちなみデザインとふるさと景観づくり

プロセス

- 1985年、一般社団法人古川町観光協会が、独自にまちなみを調和する建築物等を表彰する「まちなみ景観デザイン賞」を創設した。飛騨古川らしい建築物の表彰を通じて景観整備への住民の参加を促し、まちなみを調和する店舗や住宅の再現が進んだ。
- まちなみが整備され、観光客も増えてきた頃、高層ホテルが計画され、これに危機感を感じた住民が景観条例の策定を提案した。古川町（現飛騨市）は、1996年に「飛騨古川ふるさと景観条例」の制定及び「歴史的景観地区」の指定を行うとともに、「伝統的市街地における建築デザイン・ガイドライン」を策定した。

住民主体の独自のまちなみ保全の取組を行政が下支え

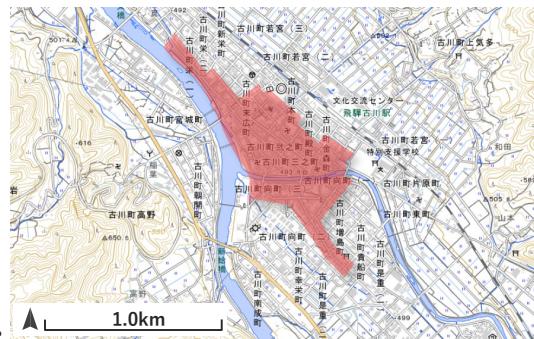
- 「伝統的市街地における建築デザイン・ガイドライン」は古川らしいまちなみ景観のあり方を具体的に例示・提案し、住民主体のまちなみ保全の取組を補うものである。住民代表や建築関係者で構成する「都市景観審議会」での審議を経て、個別の建築行為の計画段階から助言や指導によってまちなみ景観を保全・誘導している。
- 街なみ環境整備事業（1996～2010年度）等の実施を通じ、町形式のまちなみの修景（建築物、道路、橋）とともに、電線類地中化、地域交流センター（多目的ホール）、小公園、駅前広場、道路、消雪設備等の整備をあわせて実施している。
- 1996年に、町は、歴史的景観地区内の建築行為、樹木の剪定、住民による活動等を対象とする助成金制度を創設し、運用している。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり	ビジョン 体制

- 人口：23,745人（2020.08）
- 主な取組主体：（一社）古川町観光協会、古川町（現飛騨市）
- 対象地区：歴史的景観地区（約43.0ha）



白壁土蔵が並ぶ瀬戸川沿いの歩行者空間



45 静岡県、熱海市、仲見世通り地区

“そぞろ歩き”を誘発する個性とにぎわいのあるまちづくり

プロセス

- 日本を代表する温泉観光地熱海の玄関口である仲見世商店街では、地域貢献に努めまちづくりを通じて商店街の活性化を促進するため、2007年、商店街有志が「仲見世通りまちづくり協議会」を設立し、市は熱海市まちづくり条例により協議会を認定した。同年、協議会は「湯のまち 热海 思い出に残る商店街」を目指に、土地や建物の所有者等の3分の2以上の同意のもと、「そぞろ歩きをしたくなる商店街、人のやさしさにあふれた商店街、懐かしさを感じる商店街」を目指す「地区まちづくり計画」を策定した。
- 2009年、市は、協議会と建築物の用途・デザイン・色彩等、歩道等の整備のルールとなる「地区まちづくり協定」を締結し、公告した。

まちづくり条例によって“そぞろ歩き”を誘発する空間をデザイン

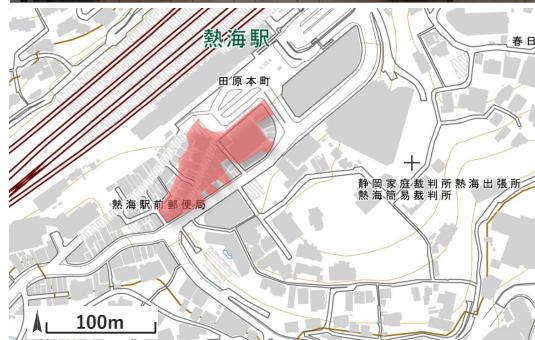
- 地区まちづくり協定は、建築行為等について、通りに面した1階部分（仲見世らしさの形成する用途の連続性等）、店舗の出入り口（歩道との段差を無くし、店舗内は十分な空間を確保する等のバリアフリー化等）、屋外広告物（置き看板等は通行に留意する・楽しさの演出に努める等）、街路・歩道（そぞろ歩きを誘発するため、荷物及び販売コンテナを置かない・快適な歩行空間を確保等）、緑化（花や緑を演出等）を規定している。
- 事業者等は、協定に基づき、誰もが楽しくそぞろ歩きをしたくなるような空間形成に取り組んでいる。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 観光振興	 ビジョン  空間デザイン

- 人口：36,607人（2020.01）
- 主な取組主体：仲見世通りまちづくり協議会、熱海市
- 対象地区：仲見世通り地区



協定に基づき空間が形成された商店街



46 愛知県、岡崎市、籠田公園

公民連携による回遊まちづくりの新たなシンボルとしてリニューアルオープン

プロセス

- 2018年、岡崎市は、エリア価値向上に向けた民間活力や公共ストックを活かすことを掲げる「QURUWA戦略～乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画～」を策定した。計画では、主要回遊動線上の約300m区間、歩いて5分圏内の公的不動産を積極的に活用したPPP事業により、まちの回遊を実現し、エリアの価値と暮らしの質の向上を図ることが目指されている。
- 籠田公園は1958年の整備後、地域の夏祭りの会場として親しまれてきた公園であり、乙川リバーフロント地区のエリア価値向上に向けたシンボルとして2019年にリニューアルオープンした。

本格的な公民連携による計画づくりと空間デザインの展開

- 市は、2016年に公共空間（公園、河川、施設、道路、サインなど）及び民間空間における都市デザインの調整を図るために、行政、ランドスケープ専門家、民間事業者等からなる「まちづくりデザイン会議」を設置（5回開催）した。また、デザインシャレットや官民連携調整会議など、行政と市民の協働を実現するための場を設け、全国から集まった専門家の協力のもと、公共空間の活用や民間投資について活発な意見交換を実施した。
- 籠田公園は、これまでのようにイベント会場として使用するだけでなく、日常的にも気持ち良く過ごせる場所にすることが目指されており、噴水やステージ、屋根の下でくつろげる空間、芝生や既存の木を活かした広場を配置するとともに、キッチンカーの乗り入れも可能にした。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 賑わいの向上	 空間デザイン  アクティビティ

- 人口：387,791人（2020.01）
- 主な取組主体：岡崎市、乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン会議
- 対象地区：籠田公園（約0.7ha）



リニューアルされた籠田公園



47 愛知県、半田市、半田運河周辺地区 蔵のある半田運河の景観を守る、 市と企業、市民が取り組むまちづくり

プロセス

- 半田運河の周辺は、江戸時代から海運業や醸造業（酢・酒など）で栄えた豪商の邸宅や醸造蔵が立ち並ぶエリアである。
- 2010年より、社会資本整備総合交付金を活用し、運河周辺の道路修景、広場の整備などを実施した。民間への景観に配慮した建築物等の改修などに対する助成も行い、地区的伝統と文化を継承した景観の保全・形成を進めた。
- 2015年、運河右岸に、ミツカンの酢づくりの歴史などを楽しみながら学べる体験型博物館「MIZKAN MUSEUM」がオープンした。

官民連携による歴史文化の伝承と憩い・回遊空間づくり

- 運河周辺の道路修景（舗装美装化、街路灯、橋のライトアップなど）や修景植栽、休憩スペース、観光案内板などの整備により回遊性を向上し、景色を楽しみながら快適に過ごすことができる空間づくりを進めた。
- 「MIZKAN MUSEUM」や蔵のまち公園、地元NPO法人と市により保全整備した「旧（豪商）中埜半六邸」と「半六庭園」などの人が集う拠点が形成され、キャナルナイトやHOTORIイベントなど新たなイベントが増え、地区的来訪者の増加により賑わいが創出され、地域の活性化が図られた。

点在する観光資源をつなぎ、回遊を促進

- 総合案内や歩行者誘導などのサインを統一したデザインとし、駅や周辺の施設、観光拠点など半田市の魅力を分かりやすく来訪者に紹介し、回遊性を促進している。

取組の目的	注目する要素
観光振興 美観形成やまちなみづくり	空間デザイン アクティビティ

- 人口：120,078人(2020. 01)
- 主な取組主体：半田市、ミツカングループ、NPO法人半六コラボ
- 対象地区：半田運河周辺地区（約11.0ha）



48 愛知県、春日井市、高蔵寺ニュータウン 「リ・ニュータウン」を目指した多世代交流拠点の整備とあわせた周辺道路の再構築

プロセス

- 入居開始から50年以上が経過した高蔵寺ニュータウンは、道路や公園などの成熟した資産や緑豊かで良好な居住環境を持つまちである一方で、児童数の減少により小学校の統廃合が進むなど、まちの活力や賑わいの衰退が懸念されている。持続可能なまちであり続けるため、2016年3月に「高蔵寺リ・ニュータウン計画」が策定された。
- 既存ストックを生かした地域の魅力向上と多世代交流によってニュータウンを再生することを目指し、2018年に旧藤山台東小学校施設の改修整備による多世代交流拠点施設「高蔵寺まなびと交流センター（愛称：グルッポふじとう）」が開設された。

住民等の手によるリ・ニュータウンの計画づくり

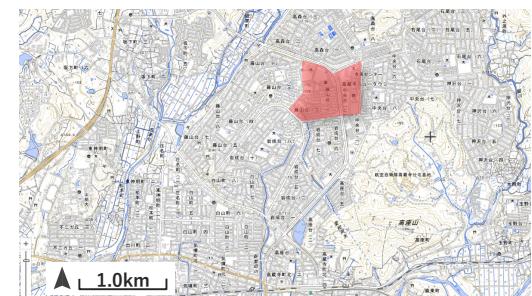
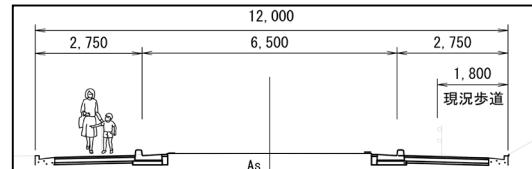
- 市と地元住民による「旧小学校施設活用検討懇談会」、有識者と市民らで構成する「高蔵寺ニュータウン未来プラン検討委員会」等を経て、10年20年先を見据えた夢のあるまちづくりの指針として「高蔵寺リ・ニュータウン計画」がまとめられた。

ニュータウン全体の再生へ向けた"はじめの一歩"

- リ・ニュータウン計画の先行プロジェクトとして、旧小学校施設を活用した多世代交流拠点として図書館、地域包括支援センター、児童館、コミュニティカフェ等の機能を集約するとともに周辺道路が再構築された。
- 周辺道路について、歩道新設、幅員構成変更・歩道拡幅、段差解消を実施し、良好な歩行者空間の確保、拠点施設へのアクセスと居住空間の快適性を高めることが目指されている。

取組の目的	注目する要素
地域交流の促進 歩行者の安全性・快適性確保	ビジョン アクティビティ

- 人口：311,338人 (2020.01)
- 主な取組主体：春日井市、住民
- 対象地区：高蔵寺ニュータウン 藤山台周辺地区（約42.8ha）



49 愛知県、碧南市、大浜地区 寺社、蔵、路地などのまちの魅力を活かした歩いて暮らせるまちづくり

プロセス

- 室町時代から港町として栄え、豊富な歴史資産が点在するが、細街路や建築基準法により建替え困難な未接道敷地が多い木密地域であり、安全な歩行環境の確保や防災性能の向上とともに、歴史・文化・景観のなど地域固有の魅力の保全が課題であった。
- 2004年、歩いて暮らせる街づくり事業が開始され、寺・蔵・水辺の景観や路地のたたずまいを保全しつつ、地域住民の協働により、歩いて暮らせる空間づくりと防災の共存が図られている。

歩いて暮らせるまちづくりのための空間デザイン

- 通過交通を処理する都市計画道路の整備とあわせ、12本の路地の修景整備（道路美装化）を行い、歩車分離を図るとともに、歩行回遊空間を形成した。
- また、細街路に面した10か所の辻広場の整備によって防火・防災スペースを確保した。

地域住民との協働によるまちづくりの推進

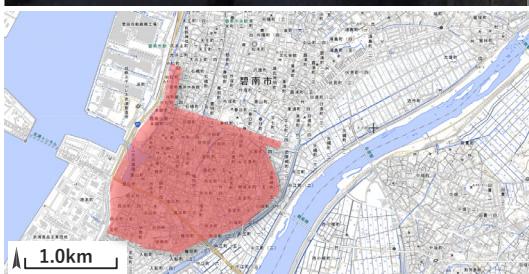
- 地域の景観シンボルである大正建築（旧警察署庁舎）をまちづくりの拠点施設として活用しつつ、地域住民による「大浜にぎわいづくり実行委員会」が「てらまちウォーキング」など住民等の交流を図る取り組みを定期開催している。
- 更に「大浜にぎわいづくり実行委員会」は、様々な助成などを活用した研究活動なども実施しており、地区内のすべての路地を調査し、「ビジュアル路地台帳」を作成するなど、まちの魅力の発掘や保全にも注力している。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 防災性能の向上	空間デザイン アクティビティ

- 人口：73,277人(2020.01)
- 主な取組主体：碧南市、大浜にぎわいづくり実行委員会、大浜てらまち案内人
- 対象地区：大浜地区（約190.0ha）



路地の魅力づくり（てらまちウォーキング）



50 愛知県、豊田市、桜町地区 ユニバーサルデザインによって歴史ある朝市や地域交流を再生した“現代の参道づくり”

プロセス

- 桜町地区は挙母神社の門前町で江戸時代から栄えた豊田市の商業発祥の地である。近代になり賑わいが駅周辺に移り、活気が失われていた。商店街の活性化を図るために道路拡幅や電線類地中化（1985年）等を進めたが、効果は限定的であった。
- 2004年、豊田市が「ユニバーサルデザインによる歩行者空間の再構築」を掲げ、まちづくり協議会の組成や地域活動との連携等を通じて「みちづくり」から「まちづくり」へと展開した。

新たなまちづくりに向けた協働による空間整備

- 2005年に商店街以外の住民も含めた「桜町まちづくり協議会（桜町ほううだら会）」が発足し、計10回のワークショップ等を通じ、道路と沿道の街並みづくりについて検討した。
- 2007年、歩車道段差解消、軒先や歩道・民地の一体的なデザイン、石畳舗装や寄植えの植栽帯等による空間整備を実施した。

地域の試行錯誤を経た多様なソフト事業が結実

- 関係主体がみんなで考えるところから始めたまちづくりは、徐々に地域に浸透し、住民の自主的な提案や機運を醸成した。
- 八日市（会場：挙母神社）にあわせて開催する朝市、地産地消の農産物の販売、小学校の体験学習の受け入れなど、地域に根ざしたアクティビティの蓄積とともに、プランターの花の植え替え、店の軒先での休憩場所の設置など草の根の交流が継続している。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 歩行者の安全性・快適性確保	体制 アクティビティ

- 人口：425,145人(2020.01)
- 主な取組主体：桜町まちづくり協議会（桜町ほううだら会）、桜町本通り商店街振興組合、豊田市
- 対象地区：桜町1丁目～2丁目の挙母神社の門前町（約2.2ha）



歩車道一体化による広場のような街路景観



51 愛知県、犬山市、犬山城下町地区 歴史的資産を活かした賑わいとふれあいのある“歩いて暮らせる歩いて巡るまち”

プロセス

- 当地区は国宝犬山城の城下町として江戸時代の町割り、伝統的な町並みが残る貴重な歴史性を有し、住民協働によるまちづくりが継続してきた。一方で、城下町特有の狭小で複雑な街路網が集中しており、生活の安全性・快適性の確保が課題となっていた。とくに、伝統的な町並みと相反する都市計画道路の存在、空き家・空き店舗の増加など歴史的資産・地域コミュニティをどう維持していくかが最大の課題であった。
- 犬山北のまちづくり推進協議会の設立（1994年）や城下町地区都市計画道路基礎調査（1998年）の実施をきっかけに、城下町の歴史的ストックを生かした町並みの再生・活性化を柱としつつ、安全・安心・快適な歩行者の環境づくりや賑わいの再生に官民で総合的に取組まれている。

歩行者の安全・快適と回遊のための“面的な空間デザイン”

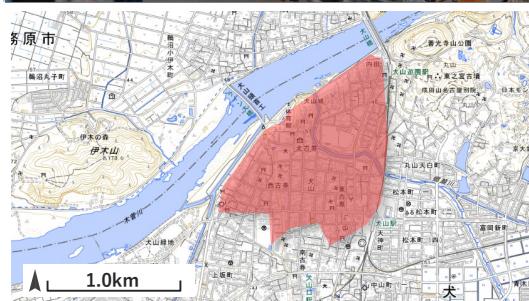
- 長期未整備の都市計画道路の見直しによる歩車共存化や、アクセス道路の改良により、地区内の通過交通を抑制するとともに、ポケットパークを整備するなど、歩行者のための空間デザインを面的に展開している。

城下町の歴史性の保全・育成のための事業展開

- まちなみの保全、育成のため、道路の美装化や無電柱化、歴史的景観と調和したデザインの街路灯等の設置が進められた。
- また、景観条例の拡充や歴史的風致維持向上計画の策定などにより、歴史的資産等の保存・活用が図られている。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 美観形成やまちなみみづくり	 空間デザイン  育成・管理

- 人口：73,884人（2020.01）
- 主な取組主体：犬山市、犬山北のまちづくり推進協議会、本町通りまちづくり委員会、魚新通りを考える会、犬山南のまちづくりを考える会
- 対象地区：犬山城下町地区（約250.0ha）



52 滋賀県、彦根市、彦根市本町地区 大正ロマンの外観で統一された建物や広場、路地のガス燈、モニュメントなど、懐かしい出会いのある街

プロセス

- 1996年に若手商店主などが自ら商店街再生に向けた活動を開始した。土地区画整理事業により広場や路地空間等を整備しつつ、同一組合員による「共同整備事業組合」を組織し、区画整理事業外で修景施設（せせらぎ、植栽、街灯、ベンチ等）等を整備した。
- 2000年、壁面の位置や1階部分の用途等の制限、空間づくりのデザイン誘導などに関する「まちづくり協定」が締結された。
- 2003年にまちの管理・運営を担う株式会社四番町スクエアを設立するとともに、修景施設の保有・管理等を担う四番町スクエア協同組合（地域商店街組合）が設立された。
- 2006年に土地区画整理事業の換地処分が公告された。同年、四番町スクエアがグランドオープン（街びらき）した。

換地の手法によりヒューマンスケールの生活空間を形成

- 区画道路の一部を広場状に整備し、パティオ（小広場）として商店街のイベント等の多目的に使用されている。
- また、自己利用の意向がない宅地を集め（集約換地）、共同利用街区にまちのランドマークとなる中心施設（ひこね街なかプラザ、四番町ダイニング）が建設された。
- 集約換地により、パティオに放射状に接続する4本の「路地空間（幅員3mの宅地）」を創出した。これら路地に面して店舗を立地させることで、歩行者の回遊と賑わいが創出されている。

地権者等が任意のまちづくり協定を締結し建築を誘導

- まちづくり協定における景観ルールブックに基づき「大正ロマン」をテーマとする建築を誘導している。調整機関として「まちづくり協定委員会」を設立し、宅地における空間デザインや景観形成をコントロールしている。
- また、協定に「建築物に関する基準」を定めることにより、宅地のセットバックによる空間創出や建物のファサード等を誘導している。

まちの賑わいの中心となる施設や修景施設を地域が設置・保有し、地域が管理

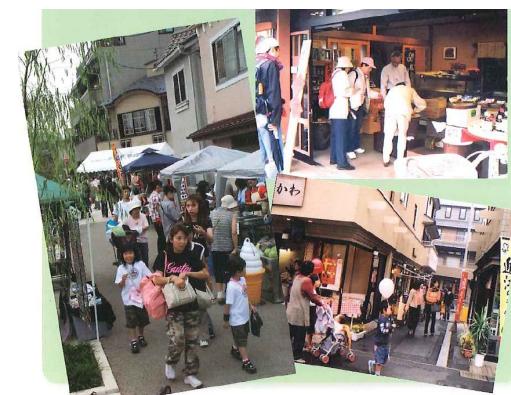
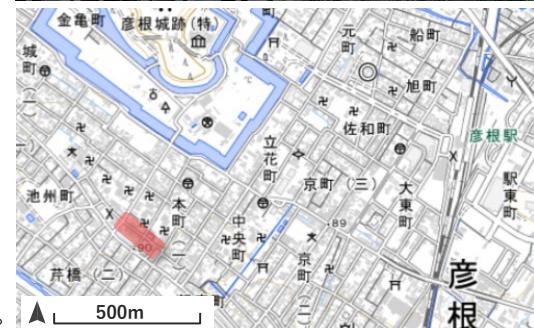
- イベントや商店街等の情報を提供する「ひこね街なかプラザ」と博物館やレストランを有する「四番町ダイニング」は付属する駐車場とともに株式会社四番町スクエアが建設・保有している。また、道路や宅地に設置される修景施設（せせらぎ、植栽、街灯、ベンチ等）は、四番町スクエア協同組合が保有・管理している。

コラム：路地空間の創出と維持管理

- 交流の中心となる広場（パティオ）を土地区画整理事業の公共施設（道路）として整備したうえで、パティオから放射状につながる3m幅員の路地が設けられ、対面商売による賑わいの創出が目指された。
- この路地空間は、申出換地（飛び換地）によって自己利用の意向がない換地を集めした宅地である。これらすべてを、四番町スクエア協同組合が換地処分と同時に取得したうえで彦根市に寄付された。
- そのため、路地空間は彦根市所有（普通財産）となっている。彦根市は、日常の維持管理業務を四番町スクエア協同組合に委託しており、協同組合は、自ら保有する修景施設等とあわせて一体的な管理を行っている。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 地域交流の促進	体制 空間デザイン

- 人口：112,975人（2020.01）
- 主な取組主体：彦根市本町土地区画整理組合、彦根市本町地区共同整備事業組合、（株）四番町スクエア、四番町スクエア協同組合
- 対象地区：彦根市本町地区（約1.3ha）



路地空間、沿道の店舗、修景施設等の整備と管理により日常的な賑わいが甦った



53 滋賀県、長浜市、長浜市中心市街地地区 民間のまちづくり活動等による“観光・まち一体再生”の推進

プロセス

- 長浜市は、豊臣秀吉により築かれた城下町で、歴史的町並みが残る。昭和50年代に入り、市街地外縁部に国道が整備されると、大型商業資本の郊外進出が相次ぎ、中心市街地は往時の賑わいを失っていった。
- 1984年、博物館都市構想が策定され「まち全体を博物館のように魅力あふれる空間にする」まちづくりが始動した。地元商店街による修景の取組が進み、1988年には、第3セクターの（株）黒壁が設立され、歴史まちづくりが進められた。

多様なビジョン策定による計画的にまちづくりを展開

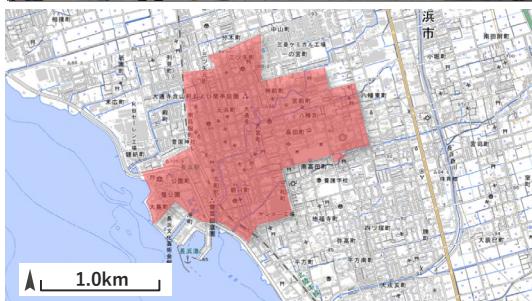
- 博物館都市構想（1984年）のもと、石畳整備、橋の修景、まちかど広場の整備、雁木方式の統一ファサードの整備等が実施された。以降、新・博物館都市構想（1994年）、長浜市景観まちづくり計画（2008年）、中心市街地活性化基本計画（2009～2019年度）、歴史まちづくり計画（2009～2029年度）によりまちづくりの取組みが切れ目なく展開され、中心市街地の8つの通り、商店街においては、道路の美装化、無電柱化、駐車場整備等とともに、町家の再生と活用等が継続的に進められている。

民間主導の動きを市がバックアップするマネジメント体制

- 長浜の中心市街地では、（株）黒壁のほか、長浜まちづくり（株）など複数のまちづくり会社が立ち上がり、各々がハード・ソフトの多様な事業を主体的に実施している。市は民間事業を支援する方針で、まちづくりの進展を図っている。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 美観形成やまちなみづくり	 ビジョン  体制

- 人口：117,900人（2020.01）
- 主な取組主体：長浜市、（株）黒壁、長浜まちづくり（株）、ながはま御坊表参道商店街
- 対象地区：長浜市中心市街地地区（約180.0ha）



54 京都府、京都市、祇園町南側地区 伝統的建築物の景観や路地空間の保全による風情ある街並みの維持・継承

プロセス

- 1996年、祇園町南側地区が美観地区に指定された。同年、飲食店や住民など約300戸が古き良き風情を守り、街並み景観の整備を推進するため、「祇園町南側地区協議会」を設立した。1999年には「祇園町南側景観協定」を締結した。
- 2001年、「NPO法人祇園町南側地区まちづくり協議会」が設立され、景観整備における事前協議、私道の石畳化事業、私設消火栓整備啓発など専門的な活動を展開している。
- 2006年、景観や伝統ある「いとなみ」「くらし」など建物の内外から醸し出される「祇園の風情・情緒」を受け継ぐ市街地環境を目的とする「祇園町南側地区地区計画」が決定された。

三項道路指定と街並み誘導型地区計画により細街路を保全

- 幅員4mに満たない2.7m程度の細街路は、建替え時に建築基準法第42条第2項に基づく壁面後退によって、その風情ある街並みが壊されることが懸念されたため、同条第3項に基づく指定を地区内の9路線について行った。あわせて、街並み誘導型地区計画を定め、道路斜線制限を緩和することで、壁面を大きく後退することなく、軒が連続した路地の風情を保全継承している。
- さらに、「京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例」による階数及び内装制限の付加や、「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」による伝統的様式の建築物に対する防火規制の柔軟化により、防火上の安全性と伝統的な街並み景観の保全の両立を図っている。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり	 空間デザイン

- 人口：1,409,702人（2020.01）
- 主な取組主体：祇園町南側地区協議会、NPO法人祇園町南側地区まちづくり協議会、京都市
- 対象地区：祇園町南側地区地区計画（約6.1ha）



55 京都府、福知山市、福知山駅正面周辺地区 脱シャッター通りめざした地域主導による 駅前商店街の再興

プロセス

- 2015年には、福知山駅正面通商店街の有志らが空き店舗を活用したテナント誘致や新たな集客の仕組みづくりなど地域活性化に取り組む「福知山フロント株式会社」を設立された。同社によりまちのデザインにあったゲストハウスや飲食店等の開設を促進する取組み等が行われ、ハード・ソフトが一体となる商店街の活気づくりが進んでいる。
 - 2017年、空洞化が深刻化していたJR福知山駅正面通の商店街を含むエリア一帯を統一的な街なみに整備するため、土地所有者等の合意により「福知山駅正面周辺地区街づくり協定」を締結し、地域主導による建築物等の誘導（空間デザイン）が始まられた。

街づくり協定により交流や賑わいのための具体的なデザインを誘導

- 「福知山駅正面周辺地区街づくり協定」には、建築行為について、形態（閉塞感のある壁面としない等）、1階（閉鎖的でなく賑わいに寄与等）、工作物等（道路に面して垣・塀・柵・門を設けない）、緑化（質の高いデザイン等）、夜の景観（光が外に漏れる工夫、透明ガラスとシースルーシャッターとする等）、敷地（道路に面した舗装の統一等）などが規定されている。
 - 建築主等は、建築計画等の事前協議書を「協定運営委員会」に提出し協議を行う仕組みであり、「協定運営委員会」は、土地所有者等によって選出された委員により組織されている。
 - 市は協定区域内の建築行為等の費用の一部を助成している。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上	 空間デザイン

- 人口：77,727人（2020.01）
 - 主な取組主体：福知山フロント（株）、街づくり協定運営委員会、福知山市
 - 対象地区：福知山駅正面周辺地区（約2.5ha）



協定に基づき再生された店舗



56 大阪府、大阪市、御堂筋

沿道と街路を一体化させたビジョンに基づく魅力ある景観と賑わいづくりの推進

プロセス

- 1937年に御堂筋の拡幅工事が完了して以降、戦後・高度経済成長期にかけて大阪の中心的なビジネス街として発展した。
- 1990年代に入ると、経済状況の停滞に伴い御堂筋再生の議論が高まった。1995年には行政指導による沿道建築物の軒高制限が31mから50mに緩和されるなどのまちなみ誘導の取組が進められた。
- 2014年に大阪市により「御堂筋デザインガイドライン」（以下、デザインガイドライン）および御堂筋本町北・南地区地区計画（以下、地区計画）が策定され、まちなみ誘導やオープンスペースの利活用が促進される。デザインガイドライン・地区計画策定以降もエリアの将来像に関する議論が継続・発展し、2019年には同市が「御堂筋将来ビジョン」（以下、将来ビジョン）を策定し、御堂筋完成100周年（2037年）に向けたビジョンが示された。

デザインガイドライン・地区計画によるまちなみ形成と賑わい創出と、長期ビジョンに基づく段階整備の考え方の共有

- デザインガイドライン・地区計画では、本町北地区では業務機能と上質なにぎわいが調和する活力あるビジネスゾーンの形成が、本町南地区では、新しいビジネスや商業・文化が創造される高級感のある複合市街地の形成が目標として示されている。
- 将来ビジョンでは、側道を歩行者空間化する短・中期的目標を経て2037年をターゲットイヤーにフルモール化の検討を進める考え方方が示されている。

都市の顔となる魅力的な沿道景観の形成

- 地区計画により、本町北地区では沿道建築の軒高が50mに制限されることで軒線の統一されたまちなみの形成が図られている。
- 沿道建築物の形態・意匠に関しては、開放的な低層部と落ち着きのある色彩・素材を用いた中高層部により外観を構成することに加え、デザインガイドラインに沿ったものとすることが地区計画において定められている。これにより、統一感を保ちながら、魅力あるまちなみの形成が促進される。
- 将来ビジョンでは、「大阪の顔にふさわしい風格のある景観」が将来イメージの一つとして掲げられ、その実現に向けた項目として御堂筋のシンボルであるイチョウ並木の保全・継承やイチョウの魅力を高める空間づくりが示されている。

にぎわいを創出するための沿道建築物低層部への機能導入とオープンスペースの利活用の推進

- 地区計画においては、沿道建築物の1階部分の用途を原則として店舗・飲食店・展示場・美術館・博物館に制限されている。ただし「上質なにぎわい」（本町北地区）・「高級なにぎわい」（本町南地区）や交流の用に供するものとして市長が認定するものは建築可能となる。
- デザインガイドラインでは沿道のオープンスペース利活用に関して、不特定多数の人々が利用できること・容易に撤去できる構造とすることや（本町北地区）、街ゆく人達が集い憩えるよう工夫すること（本町南地区）が記載されている。

官民連携による沿道の植栽の設置・維持管理

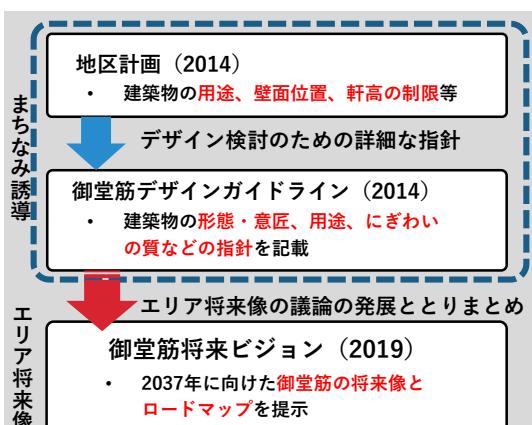
- 御堂筋沿道の企業・地権者を会員とする（一社）御堂筋まちづくりネットワークと大阪市が連携して、沿道の彫刻脇にプランターを設置し、沿道の地権者が日常的な水やり等の維持管理を実施している。

事業の目的	注目する要素
美観形成やまちなみみづくり 賑わいの向上 観光振興	ビジョン 空間デザイン アクティビティ 育成・管理

- 人口：2,730,400人（2020.01）
- 主な取組主体：大阪市、（一社）御堂筋まちづくりネットワーク
- 対象地区：御堂筋



沿道の賑わい機能の導入



シンボルとなるイチョウ並木の景観



エリアマネジメント組織による植栽の維持管理

57 大阪府、大阪市、道頓堀川 「水の都」を実現するハード・ソフトの水辺空間の再生と活用

プロセス

- 大阪を代表する道頓堀川は、都心に残された貴重な水辺空間であったものの、治水対策のための護岸嵩上げや水質汚濁等によって河川に面する街とも隔たりが生じていた。
- 大阪市は「水の都・大阪再生」に向け、1995年から道頓堀川水辺整備事業を開始するとともに、2003年には国・府・市・経済界からなる「水の都大阪再生協議会」が設立され、「水の都大阪再生構想」が策定された。
- 2004年度の「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則特例措置について（事務次官通達）」の規制緩和措置及び2011年度の同準則の改正を活用し、民間事業者との連携のもと、水辺における賑わい創出に向けた社会実験や恒久的な制度に基づくオープンカフェ、イベント等を実施されている。

河川沿いの親水性の高い遊歩道整備と柔軟な活用

- 2004年には道頓堀川水辺整備事業の一環として、河川両側に片側幅8m程度の遊歩道、通称「とんぼりリバーウォーク」が一部供用開始され、2013年に全区間(河川沿い約1km区域)が開通。
- 民間活力を導入しながら更なる利活用を促進すべく、2012年度から河川沿い約1kmの区域の管理運営事業者として民間事業者(南海電気鉄道株式会社)を公募・選定し、柔軟な運営を実施している。
- 道頓堀川水辺空間利活用検討会は、行政担当部署-民間事業者の連携・協議の枠組みとして機能している。

事業の目的	特長的な取組
歩行者の安全性・快適性確保 賑わいの向上	 ビジョン  育成・管理

- 人口：2,730,400人 (2020.01)
- 主な取組主体：大阪市、道頓堀川水辺空間利活用検討会、南海電気鉄道(株)(管理運営事業者)
- 対象地区：道頓堀川沿い約1kmの区域



とんぼりリバーウォークの歩行空間



58 大阪府、大阪市、法善寺横丁 ヒューマンスケールの路地によるまちなみの維持と防災の両立

プロセス

- 2002年9月の旧「中座」火災延焼による被災を契機として復興のための取組が開始された。
- 法善寺横丁の復興に向け、被害を受けた権利者を中心に同月に法善寺横丁復興委員会を組織し、再建の方向性の検討と関係権利者の調整を推進した。
- 同年10月に大阪市から復興委員会に対し説明会を実施した。
- 同年12月に2項道路の廃道、連担建築物設計制度の認定、建築協定の締結手続きが行われ、2004年2月に再建工事が完了した。

2項道路の廃止・連担建築物設計制度・建築協定を組み合わせたまちなみの維持と復興の取組

- 地区内の建物の多くが幅員4m未満の道路に接しており、再建の際には、安全性・防火性を確保しながら路地による情緒あるまちなみを維持できるかがポイントになった。
- 建築基準法第42条第2項に規定される2項道路の廃道と連担建築物設計制度（複数の敷地をひとつの敷地としてみなす制度）の認定により、現状の道路幅員に近い形で再建を行い、まちなみの維持が図られた。連担建築物設計制度の認定基準としては、耐火建築物構造とすること、通路部分に通行の支障となる庇・屋根等を設置しない等の項目が設けられた。
- さらに、建築協定では、防災訓練の実施など区域内の安全性・防火性を確保するための維持管理に関する内容が定められた。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみみづくり 歩行者の安全性・快適性確保 防災性能の向上	 ビジョン  育成・管理

- 人口：2,730,400人 (2020.01)
- 主な取組主体：大阪市、法善寺横丁復興委員会
- 対象地区：法善寺横丁 約1,900m²



59 大阪府, 大阪市, 中之島公園 近代建築による大阪の歴史や水辺を感じられる歩いていて楽しい空間づくり

プロセス

- 中之島公園は、1891(明治24)年に開設され、中央公会堂や中之島図書館等とともに、歴史的に大阪の文化の中心となってきた地区に位置する。
- 経済が沈滞する大阪において新たな魅力づくりのための取組の一環として、2006年に中之島公園の再整備計画に関する公募型プロポーザルが大阪市により実施された。そこで選定された事業者と、有識者を含めた基本計画策定委員会による検討・審議を経て基本計画を策定し、本計画に基づき再整備を行い2010年度に竣工した。
- 再整備にあたっては、水辺に映える景観づくりと、観光と市民活動の場の創出をめざして公園空間のデザインが行われた。

自然・歴史を感じられる歩行空間と賑わいのための場づくり

- 飲食施設の配置、アーバンファニチャ、水上劇場等の設置により、賑わいのある公園空間が形成されている。
- 水辺に沿い船・橋・近代建築を眺められる散歩道が整備されており、自然や歴史を感じることのできる、歩いていて楽しい空間が実現されている。
- なお、公園内に設置された民間運営の飲食施設については、中之島公園は河川区域にある都市公園であるため大阪市建設局が占用主体となり、民間事業者に都市公園法にもとづく使用許可を付与している。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 賑わいの向上 ゆとりや憩いの場の創出	 ビジョン  空間デザイン

- 人口：2,730,400人 (2020.01)
- 主な取組主体：大阪市、大阪府
- 対象地区：中之島公園



60 大阪府, 池田市, 栄本町地区 ハード・ソフトを組み合わせた歴史・文化・芸術を感じられるまちなみの創出

プロセス

- 本地区は阪急宝塚線池田駅を中心に、旧能勢街道の要路として発展し、上方落語でも語られるほど物資交流で栄えたまちである。現在でも社寺や商家等歴史的なまちなみが残されている。
- しかし、周辺都市の再開発・大規模店舗の進出などの影響により商業機能の衰退が進み、1995年の阪神淡路大震災の被害により、更に商業機能衰退に追い討ちを受けた。
- 上記の状況に対し、まちの賑わい向上を図る必要性が意識され、2005年より歴史・文化を生かしながら、人々が安全・快適に歩ける賑わいのあるまちづくりに関する取組が開始された。

歴史・文化・芸術を感じられるまちなみの創出

- 概ね50年を経過した建物の改修、1950(昭和25)年以前の風情を醸し出す建物の改修に対し、市から補助を行うまちなみ保存事業を2005年より実施し、昔のまちなみの保存を図っている。
- まちなみ保存とあわせて、沿道(建物外壁脇等)において絵画や写真を掲示するギャラリーパネルを市が設置し、歴史・文化・芸術を感じさせるまちなみを創出している。

ハード・ソフト施策による落語のまちとしての地域のブランド形成

- 上方落語の嘶に池田が登場することから、落語のまちとしてのブランド形成を促進している。「落語みゅーじあむ」の整備(2007年)や池田ブランド塾(商店街の店主等が参加する毎月の会合)による落語のネタにちなんだ商店開発等が展開されている。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 賑わいの向上	 空間デザイン  アクティビティ

- 人口：103,600人 (2020.01)
- 主な取組主体：池田市、池田ブランド塾
- 対象地区：栄本町 149ha



61 大阪府、河内長野市、河内長野駅南地区 住民主体の活動による空間づくりやソフト施策の推進

プロセス

- 南海高野線・近鉄長野線の河内長野駅を中心とした本地区は、河内長野市の玄関口であるとともに、古くから高野山の参詣客でにぎわった高野街道の歴史的雰囲気が残されている。また、高野街道の酒蔵通りにある国登録文化財の酒造会社「西條合会社」旧店舗等など、歴史的資源が存在している。
- まちなかに歴史的資源が点在するものの、それらを結び来訪者の回遊性を高める仕組みが不十分であったため、2010年より古い街並みを再生し、賑わい創出のため、都市再生整備計画事業を開始した。
- 住民主体のまちづくりを継続的に実施できるよう、地域の声をとりいれたソフト事業を計画の中に反映している。

歴史的な景観をもつまちの特色と住民主体の景観形成の推進

- 道路空間に関しては、酒蔵通りにおいて、石畳風カラー舗装の整備が行われるとともに、電線の地中化を実施し、歴史的景観に配慮した空間整備を実施している。
- 沿道では、古くから酒蔵が立地することを背景に造り酒屋の軒先に伝統的に吊るされる杉玉や、歴史的なまちなみを見合う和風意匠の灯ろうが民家において設置され、行政の支援のもと住民主体の景観形成が進められている。

地区的魅力を内外に発信する住民主体のソフト施策の推進

- 高野街道の魅力向上に取り組む地域住民により、地区的魅力を内外に発信するPR活動（まち歩きツアー等）を実施している。

62 兵庫県、神戸市、北野 歴史的なまちなみを活用したハード・ソフトを連携させた特色ある地域づくり

プロセス

- 北野町山本通地区は外国人居留地を補完するため明治時代に雑居地として開発され、洋風建築と和風建築が混在する、独特的なまちなみが形成されてきた。
- 1979年10月に、神戸市都市景観条例に基づく都市景観形成地域、1979年12月に伝統的建造物群保存地区として指定され、さらに1980年4月1に文化庁により「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された。

地域に残る歴史的施設を活用した特色ある景観・イベント

- 地域に残る洋館（市所有の国重要文化財「風見鶏の館」等）を対象に、ライトアップする取組を実施し、夜間景観が演出されている。冬季には北野坂の街路樹にもイルミネーションが施され、冬の風物詩となる特色のある景観を創出している。
- プライダル施設が集積するという本地区の特徴を背景に、地区に残る和風・洋風の伝統的建造物を結婚式やパーティの会場、撮影場所として活用し、地域ならではの方法で施設の利活用を行われている。
- 地区内の閉校した小学校の昭和初期のレトロモダンな意匠が施された校舎（1931年に竣工した旧北野小学校校舎）を対象に、市は管理運営事業者を公募し、土地建物を賃貸している。事業者は「神戸ブランドに出逢う体験型工房」として活用し、土産物の販売やクラフト体験サービスの提供等が行われている。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 賑わいの向上	空間デザイン アクティビティ

- 人口：104,600人（2020.01）
- 主な取組主体：河内長野市
- 対象地区：河内長野駅南地区 67.9ha



取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 賑わいの向上 防災性能の向上	空間デザイン アクティビティ

- 人口：1,533,600人（2020.01）
- 主な取組主体：神戸市、北野・山本地区をまもり、そだてる会、こうべ北野町山本通伝統的建造物保存会
- 対象地区：北野町山本通 9.3ha



63 兵庫県、神戸市、三宮中央通り 地域主体の取組を基盤として居心地よい 空間を実現した道路の再配分

プロセス

- 2001年、三宮中央通りの修景整備をきっかけに沿道の商店街4団体が「三宮中央通りまちづくり協議会」を設立し、2004～2005年には、神戸市と連携してオープンカフェの社会実験を実施した。並行して神戸市は、2004年に「神戸市協定道路」制度を導入した。これを受けて、協議会は制度適用第1号として2005年に市と協定を締結し、2006年には協定にもとづくオープンカフェの設置（道路占用）を開始した。
- その後、神戸市は2016年に策定した「みちづくり計画」において「道路のリデザイン」の推進を位置づけ、同年、三宮中央通りへのパークレット導入の社会実験が実施された。2017年にパークレットは常設化され、充実した歩行者空間が整備されている。

地域が主体となって神戸市独自の制度を活用したまちづくりを推進

- 神戸市協定道路制度は、地域団体等と道路管理者（神戸市）とが「道路管理・活用協定」を結び、地域が愛着を持って道路の維持管理にあたり、道路の活用を通じて地域の取組を進めることを支援する制度である。三宮中央通りまちづくり協議会は、本制度や地域が主体的に魅力ある都市景観の創出に取組むための「景観形成市民協定」など神戸市独自の制度を積極的に活用して街路の魅力向上を進めてきた。その実績の積み重ねが、2021年2月に三宮中央通りが歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）の指定を受けた（全国で初）ことにもつながっている。

新しい道路空間のあり方を示すビジョンの提示

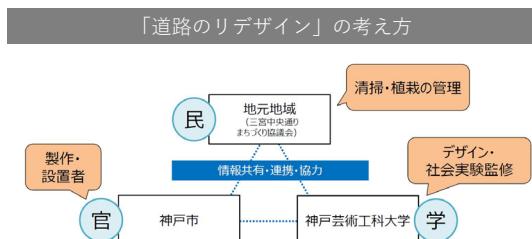
- 神戸市では、2016年に策定した「みちづくり計画」においてみちづくりの基本的な考え方として、「道路のリデザイン」を位置づけた。これは、地域の特性や道路ごとの交通特性にあわせて「交通機能の最適化」と「空間機能の向上」を一体的に進め、これにより道路から暮らしの豊かさを感じられる公共空間の整備を目指すものであり、「+ design(工夫・アイディア)」の視点を取り入れながら道路空間の再配分や道路空間の活用のあり方が検討されている。

車道の一部を滞留空間として活用するパークレットの実現

- みちづくり計画の策定を受けて、三宮中央通りでは車道内に設置された停車帯の一部を歩行者の空間として再配分し、滞留環境を整備する「パークレット」が、国内の道路では初めて導入された。導入に際して行われた社会実験においては、地域主体である三宮中央通りまちづくり協議会と道路管理者である神戸市に加えて、デザインの専門家である神戸芸術工科大学が参加した。大学はデザインと社会実験の監修を行い、特徴が異なる3つのタイプの空間を神戸市が整備するなど、様々な利用者の居心地に配慮された空間デザインが行われた。
- 整備されたパークレットは、神戸市協定道路制度（道路管理・活用協定）に基づき、三宮中央通りまちづくり協議会によって清掃や植栽の管理などの日常の維持管理が行われている。この維持管理の負担の軽減を図るために、パークレットには広告の掲出と、その広告により得た協賛金を維持管理に充当することが認められている。



- 人口：1,533,600人（2020.01）
- 主な取組主体：神戸市、三宮中央通りまちづくり協議会、神戸芸術工科大学
- 対象地区：三宮中央通り周辺（約550m）



社会実験の実施に際しての連携体制の構築



広告の設置による協賛金収受の仕組み

64 兵庫県、姫路市、姫路駅周辺地区

市民、行政、専門家、関係団体が一体となった取組プロセスにより実現された人を中心の駅前広場

プロセス

- 少子高齢化や中心市街地の衰退等の社会情勢を踏まえ、安心して暮らせる環境づくりや、賑わいの再生が求められていた。
- 2006年に姫路市により「姫路市都心部まちづくり構想」が策定された。その構想を具現化するため2008年に駅前広場区域の見直すとともに、北駅前広場計画の素案が公表された。
- 上記を契機に産官学連携の議論を開始され、計画案の検討を行うワークショップや関係者が一同に会する市民フォーラムを開催し、具体案に基づき市民を含む関係者との合意形成を進められた。
- 2009年度に基本設計、2010年度に実施設計が行われ、2015年に北駅前広場、大手前通り改修工事が完了した。

多様な主体が密に連携するための検討体制の構築

- 基本・実施設計と並行し、セミナー・専門家会議・市民ワークショップ・関係団体による整備推進会議を開催し、「問題意識や論点の意識化」→「専門家による理論化」→「市民の検証と選択」→「関係者の合意形成」のプロセスを実現し多様な主体が密に連携した。

交通規制と道路改修を組み合わせたトランジットモール

- 大手前通り改修事業により6車線の車道を2車線に削減し歩行者空間を拡充するとともに、交通規制により一般車の進入を禁止することでトランジットモール化を実現した。
- 駅前広場全体で木材・石・鉄といった自然素材を用い、姫路城と調和のとれたデザインとなっている。

65 兵庫県、新温泉町、湯村温泉

アートと温泉街の資源を活用したまちづくりの推進

プロセス

- 98度の熱泉と豊富な湯量を誇る「湯村温泉」を基盤とした観光資源を持ち、兵庫県内の中でも有数の観光地である。
- 1995年の阪神大震災以降の観光客の落ち込みがみられる中、来訪者に魅力を感じてもらえるまちづくりの推進のため、2000年に「湯村温泉まちづくり協議会」が設立され、足湯の設置やライトアップ整備事業が進められた。
- 2004年にはまちづくり交付金（現在の都市再生整備計画事業）を開始し、2006年に「新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区」の指定および当該地区の景観デザインガイドラインが作成された。2015年からは体験型観光を目指したまちづくり「You-muraART」の取組が進められている。

自然とふれあうための空間整備とアートによる魅力づくり

- 景観デザインガイドラインでは、「川辺を歩く人々がつくる景観」と「通りのテーマがつくる景観」の二つの基本方針が示され、建築物の位置・形態・配色等に関する基準が定められる。
- 温泉街における回遊を促進するため、地域の景観的な特徴の一つとなる川辺に着目し、川沿いの遊歩道整備や広場整備を行うとともに、外湯機能をもつ観光交流センター等を整備した。
- 「You-muraART」では、SNS映えを意識したフォトスポット「YUMURAロゴモニュメント」、「3Dトリックアート」などの仕掛けを温泉街に設置した。夜は温泉街を流れる春来川と荒湯の周辺がライトアップされ幻想的な雰囲気がつくられている。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 ゆとりや憩いの場の創出 自動車の流入抑制 歩行者の安全性・快適性確保	 体制  空間デザイン

- 人口：536,000人（2020.01）
- 主な取組主体：姫路市、NPO法人スローソサイエティ協会
- 対象地区：姫路駅周辺



取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 賑わいの向上 観光振興	 ビジョン  空間デザイン  アクティビティ

- 人口：14,300人（2020.01）
- 主な取組主体：兵庫県、新温泉町、湯村温泉まちづくり協議会
- 対象地区：湯村温泉



66 奈良県、桜井市、長谷寺門前町周辺 参道のモール化による歩行者中心の空間づくりの推進

プロセス

- 長谷寺門前町は長谷寺などの観光資源や自然環境に恵まれた地区であるものの、歩車の動線の交錯などにより安全に歩行することは難しい状況であった。さらに、周辺地域においても高齢化と空き家の進行が課題である。
 - このような背景のもと、市により2016年に「桜井市長谷寺門前町周辺地区まちづくり基本構想」、2018年に「桜井市長谷寺門前町周辺地区まちづくり基本計画」（以下、まちづくり基本計画）が策定され、「訪れて楽しくなるまちなみ・歩きたくなる参道づくり」の実現を目指した取組が実施されている。
 - また、市と奈良県、市と早稲田大学との間に締結された協定に基づき3者が連携し、当該地区のまちづくりが推進されている。
- 歩くまちづくりに向けた参道のモール化・スローモビリティの導入**
- まちづくり基本計画では、「景観まちづくり」「歩くまちづくり」「賑わい再生・定住促進」「高齢者支援」の4つのまちづくり方針と、方針に基づく事業内容とロードマップが示される。
 - 「歩くまちづくり」に関する事業として、参道への一般車両流入の規制により、歩行者が安全に歩行できる環境づくり（参道のモール化）を行うための社会実験を実施した。
 - さらに、公共交通と徒步による回遊促進のため、参道の一部区間において低速電気自動車（グリーンスローモビリティ）を導入し観光客の回遊性や滞在時間の向上に関する検証が行われた。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみみづくり 賑わいの向上 ゆとりや憩いの場の創出	ビジョン 空間デザイン

- 人口：56,800人（2020.01）
- 主な取組主体：桜井市、奈良県、早稲田大学
- 対象地区：長谷寺門前町周辺



参道のモール化実験



67 奈良県、天川村、洞川温泉地区 地域のアイデンティティを醸成し、回遊を促進する雰囲気のある空間づくり

プロセス

- 天川村は奈良県の南半分を占める吉野郡の中央部に位置し、東部には大峯山系が連なっている。洞川温泉地区は、大峯山系の中心的な山岳である山上ヶ岳の麓に位置し、修驗道の根本道場として古くより山岳宗教者が参拝に訪れている。
- 2004年に、「霊場大峯」「大峯奥駈道」が世界遺産に登録されたこと等をきっかけとして一般の観光客が訪れるようになっている。
- 2006年より、まちづくり交付金（現在の都市再生整備計画事業）として、「洞川温泉のこれからを守り・創り・育てていき、地域アイデンティティの醸成及び文化に支えられた風景をもつ回遊型の観光地形成を柱に地域活性化を図る」ことをテーマとした取組が開始された。

回遊型の観光地形成に向けた空間づくりの推進

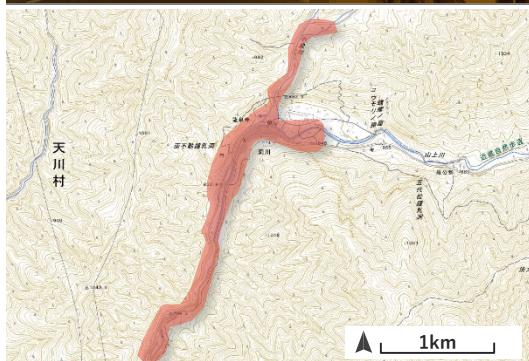
- 回遊型の観光地形成に向けて、洞川温泉郷の伝説を基にしたキャラクター「後鬼」をモチーフとした道標の設置、伝説の内容を表示する案内板の設置、歴史的なまちなみを見合う和風の意匠をもつ街路灯の設置、道路美装化（石畳舗装の整備）を行い古くからの温泉街の雰囲気に合致した空間づくりを推進した。
- 観光客との交流や情報発信のため、村立天川資料館の一部をギャラリーに改修し、さまざまなイベント（写真展、音楽イベント等）を開催している。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみみづくり 賑わいの向上	空間デザイン

- 人口：1,400人（2020.01）
- 主な取組主体：天川村、天川村洞川温泉ほのまちづくり協議会
- 対象地区：洞川温泉地区



歴史的なまちなみに基づく雰囲気のある空間づくり



68 鳥取県、倉吉市、倉吉打吹地区 歴史的資源を生かした空間整備・利活用の推進

プロセス

- 倉吉打吹地区は、町屋が並ぶ本町通りや、白壁の土蔵と石橋が並ぶ玉川沿いなどの歴史的な景観が多く存在する地区であり、これらの歴史的資源を活用し、観光者の回遊性を高める取組が行われている。
- 2001年の国土交通省中国地方整備局の夢街道モデル地区の認定を契機として、倉吉市と地域住民の連携のもと倉吉打吹地区的歩行者ネットワークの検討を実施した。2003年からまちづくり総合支援事業（現在の都市再生整備計画事業）を活用して、街路や施設の整備を実施した。

歴史的資源を生かした街路・沿道施設整備、施設の利活用

- 歴史的な景観に配慮した灯ろう風の意匠が施された照明施設の設置、木組みのベンチの設置、石材による道標や案内板の設置、自然色の道路舗装等を行い、伊能忠敬が測量した街道としての雰囲気に見合う八橋往来（夢街道モデル地区）の整備を実施した。
- 町屋が立ち並び歴史的資源を有するものの、アーケードによって歴史的資源を十分に活用できていなかった本町通商店街において、アーケードの撤去事業を実施し、景観やまちの魅力の向上が図られた。
- また伝統的なまちなみ活用によるまちの再生を目的に第三セクターとして設立された株式会社赤瓦などにより、歴史的な建物を活用した飲食店・工芸店等の整備が順次進められている。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 賑わいの向上	 ビジョン  体制

- 人口：46,700人（2020.01）
- 主な取組主体：倉吉市、（株）赤瓦
- 対象地区：倉吉打吹



歴史的な建物の店舗としての利活用



69 鳥取県、境港市、JR境港駅前地区 地域の観光資源によるエリアのコンセプトを強調した特色ある空間の魅力づくり

プロセス

- JR境港駅前から、「水木しげる記念館」のある本町商店街までを結ぶ約800mの「水木しげるロード」は、境港市が推進する「さかなと鬼太郎のまち」をキャッチフレーズとするまちづくりの中心的なエリアである。
- 本エリアには年間200万人の訪問があるものの、それらの来訪者を迎える道路空間としてミスマッチを起こしており、歩道の通行に支障をきたしていた。さらに、夜の賑わいが乏しく、宿泊施設が少ない等の理由により、通過型の観光地となっている点も課題となっていた。
- 上記を背景として、2013年に道路空間のリニューアルの実施が宣言された後、学識を含めた検討委員会が設置された。最終的には2018年にリニューアルが完成した。

安全・快適な歩行者空間づくりとエリアのコンセプトの強調

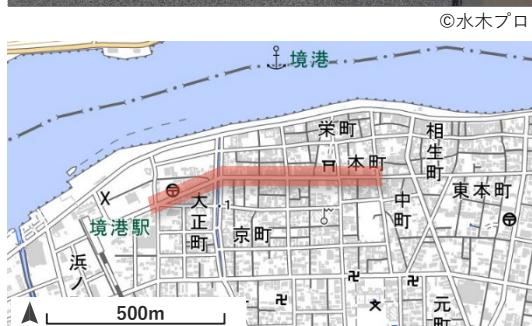
- 2車線あった車道を1車線に削減し、車道を一方通行化するとともに、道路線形としても蛇行化させ、進入車両の速度を低速にさせる計画とした。また、車線の削減により歩道を拡幅し、歩道幅員・滞留スペースを確保し、安全な歩行者空間を実現した。
- 沿道に配置されていた177体の妖怪ブロンズ像を妖怪の住処などの視点で分類して再配置し、エリアのコンセプトを強調している。
- 影絵などさまざまな演出照明を実施し、夜間の魅力を創出している。

取組の目的	注目する要素
ゆとりや憩いの場の創出 賑わいの向上 自動車の流入抑制、観光振興	 ビジョン  アクティビティ

- 人口：34,000人（2020.01）
- 主な取組主体：境港市、鳥取県
- 対象地区：JR境港駅前地区



安全・快適な歩行者空間の形成とブロンズ像の配置



70 島根県、出雲市、神門通り地区 道路・広場・沿道が連動した参道に ふさわしい風格のある空間づくり

プロセス

- 神門通りは出雲大社の参道延伸により1913年に開通したが、戦後の自動車の増加により、歩行者空間が圧迫され、歩行が阻害されるという課題があった。
- 出雲大社の本殿遷座祭を2013年に迎えることを契機に、通りの改修を島根県が決定した。2010・2011年に神門通りのデザインに関する住民ワークショップを実施し、2011年に着工、2013年に第一期工事が竣工した。最終的に2016年に完成した。
- また、道路整備と連動して、ポケットパークの整備や、沿道建物の修景を進めることで道路と沿道が調和した空間が実現された。

道路・広場・沿道が連動した一体的な空間形成

- 歩行者中心の参道空間を形成するため歩車共存の「シェアドスペース」のコンセプトを導入した。歩行者空間を拡充しながら車道を縮小することで車両通行速度の抑制が図られた。また車道の舗装を石畳として整備することで、参道にふさわしい風格のある景観を創出している。
- 道路整備と並行し、一畠電鉄出雲大社前駅に隣接してポケットパークが整備された。広場には賑わい機能（カフェ・レストラン）が併設されるとともに、回廊型の空間が神門通りに対して開かれ、沿道と広場の一体的な空間を形成している。
- 沿道では参道にふさわしい景観形成のため、建物の屋根形状や外壁の仕上げ・色彩等に関するデザインコードを定め、修景事業を実施した。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 歩行者の安全性・快適性確保 美観形成やまちなみづくり	 空間デザイン

- 人口：175,000人（2020.01）
- 主な取組主体：島根県、出雲市、一畠電鉄（株）
- 対象地区：神門通り地区



71 島根県、津和野町、津和野本町・祇園丁通り 歴史的な街並みを際立たせるさりげない 街路空間デザイン

プロセス

- 1997年に、本町・祇園丁通りを含めた町内の道路がコミュニティ・ゾーン形成事業の対象範囲として指定されたことをきっかけに取組を開始した。
- 2000年に基本整備内容が決定されたが、整備事業の実施に沿道住民への利害が発生することから、綿密な調整を図るため各町内会を束ねる「整備連絡会」が2002年に発足した。
- 整備連絡会での議論のもと整備案が作成されるものの検討結果に不安が生じていたため、デザイナー（(有)小野寺康都市設計事務所小野寺康氏等）参画のもと2004年に再検討を実施し、2006年に道路は完成した。

歴史的景観に配慮したさりげない質の高いデザイン

- 従前では、狭い歩道と対面通行の車道により街路空間が構成されており、歩行者・自転車の安全面で課題があったが、歩行者・自転車優先の歩車共存道路として整備した。
- 歴史的景観にあわせて電柱の地中化や照明等の修景も実施。
- デザイナーによる地元住民の意向を咀嚼したデザインの提示により合意が得られた。
- 舗装等の色彩を落ち着いた色味に選定するなど、歴史的な街並みを際立たせるさりげない質の高い街路空間デザインが実現された。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 歩行者の安全性・快適性確保	 体制  空間デザイン

- 人口：7,300人（2020.01）
- 主な取組主体：島根県
- 対象地区：祇園丁通り480m



72 岡山県、倉敷市、倉敷駅周辺地区 観光地としての魅力を高める、 景観に配慮した街路・沿道の照明の整備

プロセス

- 全国的に知られた美観地区を有するエリアであるが、伝統的な建造物と調和した都市空間が確保されていないこと、人口減少による低未利用地の増加などの課題から、観光資産の再構築、市街地の活性化、市民・行政による協働のまちづくりを目指した取組を2005年から実施した。
- 具体的には、美観地区において夜間景観照明の整備、電線類の地中化などによる観光資産の再構築等が実施された。

滞在型の観光地形成に向けた魅力的な夜間照明の整備

- 美観地区周辺の夜の魅力を向上させ、滞在型観光を推進するため、行灯の屋内設置、街路・沿道の照明整備等を一体的に計画した（計画づくりには世界的な照明デザイナー・石井幹子氏が参画した）。美観地区の魅力である伝統的な街並みによる景観が損なわれないよう、照明器具は来訪者の視界に極力入らないよう配置されており、行灯、街路灯、ボラード照明などの様々なあかりが幻想的な夜間景観を創出している。
- 行灯の設置に関しては、格子窓から生活感のある窓明かりを演出するため、地区内の住居・店舗等に対し協力を依頼した。合意形成にあたり、各戸へ訪問・説明を行った。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 賑わいの向上 観光振興	空間デザイン 

- 人口：482,300人（2020.01）
- 主な取組主体：倉敷市
- 対象地区：倉敷駅周辺地区



景観に配慮して設置された照明器具の夜間の様子



73 広島県、尾道市、尾道・向島地区

自然景観を生かし、歩行者空間と拠点施設を一体的に整備した魅力的な空間形成

プロセス

- 尾道市では、尾道というブランドの観点から景観を市民の共有財産として捉えている。経済活動・生活様式の変化の中で景観が損なわれる危険性を回避するため、尾道の景観の保全と創造を目的とし、2006年に旧尾道市・向島町は「尾道市景観計画」を策定し、2009年に計画の対象を尾道市全域に拡大した。
- 「尾道市景観計画」では、景観形成を主導する重点地区（尾道・向島地区）が定められ、海辺や坂などの自然と調和した景観形成の考え方、「快適な歩行者空間を形成する」という歩行空間の考え方などが、景観形成の方針として示されている。

自然を楽しむための歩行者空間の創出／歩行者空間と拠点施設の一体的な整備

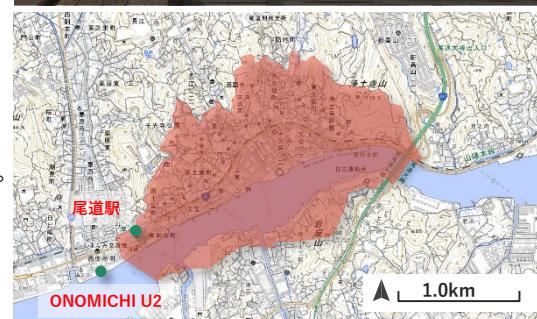
- 上記の景観方針「快適な歩行者空間を形成する」の具体施策として、広場やウッドデッキの整備による人々が集い憩える空間の創出、古寺めぐりルートや海辺のプロムナードの整備及びまちなかの道路美化による回遊性の向上、斜面地への手すりの整備による歩行者空間の快適化を図っている。
- 海辺のプロムナードとして、尾道駅前に広がる尾道水道沿いにウッドデッキが整備され、人々が憩える空間が創出されている。また、ウッドデッキに沿う形で、県が所有し市が管理する海運倉庫を宿泊・飲食・物販機能をもつ複合施設に官民連携で改修整備した「ONOMICHI U2」が2014年に開業されるなど、歩行者空間と拠点施設整備が連動した空間形成が進められている。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり ビジョン	ビジョン 

- 人口：136,200人（2020.01）
- 主な取組主体：尾道市
- 対象地区：尾道・向島地区（景観計画区域・重点地区）



ウッドデッキの整備と倉庫改修による拠点施設整備



74 広島県、福山市、福山本通・福山本通船町商店街 アーケードの記憶の継承と、維持管理費の抑制を実現した魅力的な商店街の沿道デザイン

プロセス

- 空き店舗増加による商店街の持続性に関する議論を発端として2008年に商店街再生に関する取組が開始された。
- 2011年、年間100万円程度の維持費がかかる老朽化したアーケードを撤去し、商店街の景観をリニューアルする構想が持ち上がり、建築家・前田圭介氏を含めて商店街の空間デザインに関する議論・検討が開始された。議論の中で、設置後30年程度でアーケードを解体することの違和感が沿道商店街の組合員から提示された事を契機に、記憶のシンボルとしてのアーケードの意味が意識され、アーケードのフレームを残置することで検討が進められた。
- 2016年にアーケード改修を含めた空間デザインの再整備が完成した。

沿道商店街の改修と道路整備が一体となった空間デザイン

- 維持管理コスト削減のためアーケードの天蓋を撤去しながらも、アーケードの記憶を継承するため鉄柱が残置された上でワイヤー吊りの架構が新設され、明るく魅力的な景観が創出された。
- 上記の沿道整備と並行し、両側通行であった車道（市道）を一方通行に変更するとともに車両が通行できる時間に制限を設けることで、歩行者優先の空間に転換されている。
- さらに、植栽については、樹種や位置等に関する各店舗の意向を踏まえながら、高木・中木・低木等の多様な植栽が配置された。また、これらの植栽は沿道の商店主により管理が行われる。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上 ゆとりや憩いの場の創出	 空間デザイン  育成・管理

- 人口：469,000人（2020.01）
- 主な取組主体：福山市、福山本通商店街振興組合、福山本通船町商店街振興組合
- 対象地区：福山本通・本通船町商店街約430m



©Nacasa&Partners Inc.



75 山口県、下関市、下関駅にぎわいプロジェクト地区 下関駅周辺における民間主導のエリアマネジメントによるにぎわい創出の試み

プロセス

- 1994年に、JR下関駅の駅前広場空間（JR用地、市有地）において、2階レベルの遊歩道や空中広場からなる人工地盤（6,421m²）を道路工作物として市が整備した。
- 下関市中心市街地活性化基本計画（2009年）のもと、2014年には、JR下関駅ビル（リピエ）、シネマコンプレックス・立体駐車場など民間施設の開業とともに、下関市により、駅前広場の拡張、下関駅東西連絡通路、ふくふくこども館（市民の交流と子育て支援の拠点施設）等の整備が行われた。
- 2014年、JR下関駅周辺の商業サービス施設のメンバーを中心となり、人工地盤等の公共空間の継続的な利活用や運営、エリアの魅力発信、創造を担うエリアマネジメント組織の「エキマチ下関推進協議会」を設立した。

駅周辺エリアマネジメントと市民有志「エキマチコンシェル」の募集

- エキマチ下関推進協議会は、公共空間である人工地盤の公共空間のマネジメントを民間の主導で進め、地域の活性化を図ろうとする点が大きな特徴である。協議会は、商業者・市民・企業が対話する場としての機能とともに、情報発信、イベントの企画運営、清掃活動などから活動を実施し、自主財源事業の検討など、自立的な「エキマチ下関」の運営を展開している。
- また、ボランティアチーム「エキマチコンシェル」を募集し、市民等のメンバーが、養成講座を経て活動を展開している。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上	 体制  アクティビティ

- 人口：260,897人（2020.01）
- 主な取組主体：下関市、エキマチ下関推進協議会、エキマチコンシェル
- 対象地区：下関駅にぎわいプロジェクト地区



76 山口県、防府市、宮市・国衙地区 歴史文化資産と都市基盤整備の調和・共存 を目指すまちづくり

プロセス

- 宮市・国衙地区は、国指定史跡の道路「萩往還」、旧街道「山陽道」の沿線地区である。日本三天神「防府天満宮」や国指定遺跡「周防国分寺」等の史跡が数多く集積する一方、道路幅員に対し自動車交通量が多く、歩行者の安全確保が課題であった。
- まちなみ等の歴史的資産を活かすため、現道の拡幅から幅員を維持する都市計画に変更するとともに、イメージ狭窄によって歩行者空間（路側帯）を拡幅した。2014年に整備が完了した。
- 観光拠点となるまちの駅「うめてらす」を整備するとともに歴史的資産やまち並みの保全・形成を図るために、地区住民や高校生と協働して、ボランティアガイドを育成している。

歴史的なまちなみや史跡の保全と安全な歩行者空間づくりの両立

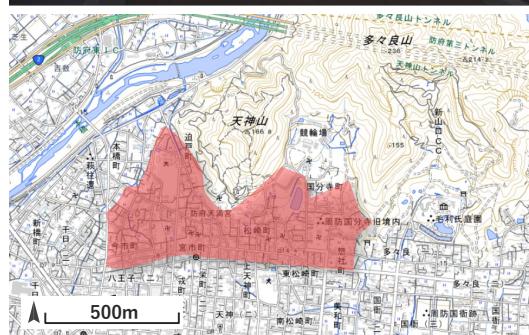
- 萩往還と旧山陽道は、道路が史跡であり観光資源でもあるため、歩行者の安全確保のため、都市計画道路の位置付けを幹線道路（計画幅員16m）から区画道路（同5~8m）に変更し、地道風舗装、歩道帯や交差点にイメージハンプを明示（石張り舗装）、通過車輛の速度低下のためのセンターラインの排除、車道明示幅の縮小（4m）等を実施している。
- イメージハンプの位置や歩車共存道路の区分割は、地元の協力なくしては実施できないことから、社会実験を通じて地域住民等が施設整備の評価を行ない、まちづくりの方向性を共有した。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 歩行者の安全性・快適性確保	 空間デザイン

- 人口：115,888人（2020.01）
- 主な取組主体：防府市、防府市旧山陽道整備計画デザイン会議、まちづくりワーキング会議
- 対象地区：宮市・国衙地区（約220.0ha）



イメージハンプの明示と拡幅された歩行者空間



77 山口県、柳井市、柳井駅周辺地区 白壁の美しい商家の町並みや歴史文化資源 を活かし育てるまちづくり

プロセス

- 街なかを流れる柳井川左岸は、中世の町割りを維持し、約200mの街路に面して江戸時代の商家が残り、白壁の町並みや細い路地は往時の面影を残している。
- 1984年に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。以降、伝建地区および周辺での建物修景補助による景観形成の取組を行いつつ、重要文化財「国森家住宅」の保存修理、近代銀行建築「旧周防銀行」の保存活用などを進めた。
- 1987年発足の「白壁の町並みボランティアガイド（2020年現在の登録は20名）」が無料の観光スポット案内を継続している。
- 1997年から柳井川の治水とあわせて周辺の市街地環境と調和のとれた水辺空間整備を実施した（2010年整備完了）。
- 2005年、まちづくり交付金（現在の都市再生整備計画事業）によりサイン整備等を実施した。

市民の手による商都柳井のまちなかにおける賑わいづくり

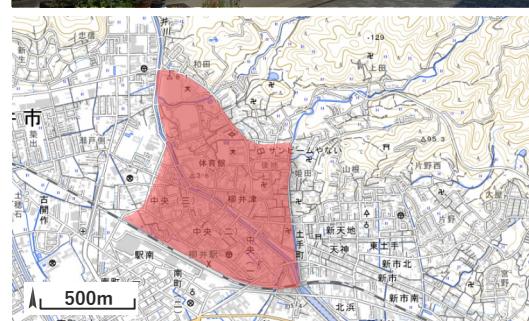
- 柳井駅周辺地区におけるまちづくりは、ソフト面に重点をおき進められてきた。柳井市白壁の町並みを守る会、柳井にっぽん晴れ街道協議会、柳井中央商店街振興組合、柳井駅通共栄会、柳井市中心市街地街づくり推進委員会などの主体が活動し、日曜朝市、街道ウォーク、まちかど音楽祭、柳井金魚ちょうちん祭り、キャンドルイベント（柳井川）などの展開とともに、道路や河川空間を活用した「パラソルショップ」や空き店舗を活用した「チャレンジショップ」が実施されている。

事業の目的	特長的な取組
美観形成やまちなみづくり 観光振興	 アクティビティ

- 人口：31,635人（2020.01）
- 主な取組主体：柳井市白壁の町並みを守る会、白壁の町並みボランティアガイド
- 対象地区：柳井駅周辺地区



重要伝統的建造物群保存地区の白壁の町並み



78 愛媛県、松山市、道後温泉本館周辺地区 歴史的街並みと一体となった 歩行空間整備

プロセス

- 松山市は、市街地への自動車流入を抑制する環状道路整備を進めるほか、中心部で歩行者や自転車優先のエリアを設定、拡大していく、安全・快適な歩行空間の形成や賑わいの創出等「歩いて暮らせるまちづくり」の取組みを推進している。
- 1894年に建設された道後温泉本館を中心とした地区では、地区内の県道の自動車交通量が多いため、2002~2006年にかけて歩行空間の連続性を踏まえた県道の再編と一部区間の歩行者専用道化を実施する等、自動車と歩行者の主動線を分離し、回遊性を向上する取組みを実施した。
- 道路の基盤再整備と合わせて、歴史性を踏まえた沿道建物のファサードの整備(2006~2009年)を行う等、歴史を感じながら歩いて楽しめる環境づくりを推進する点が特徴である。

公民連携のソフト・ハードの取組を推進する協議会

- 1992年に地元旅館組合員や商店街組合員、周辺地権者等を中心とした「道後温泉誇れるまちづくり推進協議会」が発足した。
- より具体的なビジョンの検討や関係者間の意見交換を行う枠組みとして、協議会内に観光・文化振興委員会、環境整備・再開発委員会、道後温泉歴史漂う景観まちづくり推進特別委員会、道後温泉周辺ファサード整備協定運営委員会等が設置された。
- 委員会の活動を通じて、公民連携のハード・ソフトの取組が推進され、2006年には、「ファサード整備協定書」「景観まちづくりデザインガイドライン」等が策定された。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 賑わいの向上 美観形成やまちなみづくり	 ビジョン  体制

- 人口：511,300人(2020.01)
- 主な取組主体：道後温泉誇れるまちづくり推進協議会
- 対象地区：道後温泉本館周辺地区



79 福岡県、北九州市、門司港レトロ地区 レトロ建築と水辺を生かしたグランドレベルの形成による都市型観光産業への転換

プロセス

- 北九州市門司港地区においては、関門橋や新幹線新関門トンネルなどの開通の整備によって、産業都市としての拠点性が低下する中で、新たな都市産業の創出が課題となっていた。
- また、広大な港湾跡地には、レンガ造りの歴史的建造物が多数残されていたものの、これらを保全しながら新たな環境をつくる方策が模索されていた。
- これらの課題に対応するため、1988年に「門司港レトロめぐり・海峡めぐり推進事業」が旧自治省による「ふるさとづくり特別対策事業」承認を得、「レトロ（＝歴史）」をキーワードとした都市型観光施設の整備やソフト施策が展開されることになった。

港らしい水辺・歴史的建造物を活かしたビジョン

- 門司港地区では、1980年代初期に、歴史的建造物の解体や水辺の埋立を伴う再開発計画が検討されていた。
- 歴史を活かしたまちづくりを志向する市は、国の事業を活用することで、従来案を大胆に転換する計画を策定した。
- これが一連の門司港レトロ事業へと発展するなかで、その後継続的にまちづくりに関わることになるコンサルタントや、地域のステークホルダの連携の枠組みである「門司港レトロ俱楽部」と連携し、ビジョンを共有しながらまちづくりを推進した。

公民の柔軟な議論を促進する“任意の組織”的設立

- 門司港のまちづくりを議論する民間組織はそれまでも複数存在していたが、1995年にそれらの主体や、民間企業、行政が一体となってまちづくりを議論・推進する枠組みとして「門司港レトロ俱楽部」が設立された。
- 門司港レトロ俱楽部は、参画する個々の団体・企業の自主的な活動を尊重するため、あえて法人格を取得せず、柔軟性のある任意団体の形式を維持している。
- 俱楽部の活動の指針を、「レトロ憲章」として共有することで、取り組みの一貫性を保つことを企図する。
- 予算は市の助成金、参加団体の負担金(会費的位置づけ)及び協賛金(イベント時の民間等からの協力金)で成り立っている。
- 同俱楽部によって、下記の3つの活動が推進されている。
 - (1) 観光資源の開発及び地域活性化の提言
 - (2) 門司港レトロのPR(情報誌発行、ホームページ運営等)
 - (3) 集客イベントの実施、受入体制の整備

環境を活かしたアクティビティを創出するための仕組み

- 同地区においては、水辺と歴史的街並みを活かした屋外の豊かな基盤整備が実施されているが、門司港レトロ俱楽部の活動として、地区のPRや集客イベントの実施が行われることによって、魅力的なアクティビティの創出と都市型観光地としての情報発信が継続的に実施されている。
- これらの枠組みを活用することで、門司海峡フェスタ等の大規模なものから、ミニピアガーデン・ミュージックライヴの開催及び支援等、日常の延長としての催し等が複合的・継続的に推進されている点も特徴といえる。

取組の目的	注目する要素
観光振興 賑わいの向上	 ビジョン  体制  アクティビティ

● 人口：950,600人(2020.01)
● 主な推進体制：門司港レトロ俱楽部
● 対象地区：門司港レトロ地区(243ha)
レトロ中心地区(91ha)



門司港レトロ俱楽部(任意団体)2021.04

民間団体	地元団体等	関連行政
16者	18者	4者

レトロ憲章

海峡都市の美しい自然と景観を守り、 門司の繁栄の軌跡として 歴史的建造物の保存と活用に努めます。	このまちの伝統に培われた 個性ある“もの”的発掘や、 魅力ある門司港ブランドの創出に努めます。
時代の変化と多様性を包括しつつ、 ゆるやかなまどまりのなかで共に楽しむ 品格ある港町文化を創造します。	歴史あるまちを愛し、 出会いと感動を大切にする ここ豊かな人々の住まうちを目指します。

2005年5月策定



門司港レトロ俱楽部が発行する「門司港レトロ旅手帳」

80 福岡県、福岡市、博多駅・はかた駅前通り オフィス街を賑わいの軸に転換する 公民連携のアクション

プロセス

- 福岡市博多地区では、2011年の九州新幹線全線開業を契機に、ハード整備による拠点性の強化が進められている。
- ソフト面では、「博多まちづくり推進協議会」が2008年に設立され、まちの将来像やまちづくりの方針・方策等を示す「博多まちづくりガイドライン」が策定されている。

オフィス街に賑わいを生むハード・ソフトの取組

- 「はかた駅前通り」は博多駅と天神地区を繋ぐ重要な回遊軸である一方で、沿道の大部分が業務施設で占められていることが課題となっていた。
- そこで、博多まちづくり推進協議会を事務局として、学識経験者や地域の自治協議会等から構成される「はかた駅前通り再整備検討会議」を設置し、博多まちづくりガイドラインに描く「はかた駅前通り」の魅力ある将来像の実現に向けて、地域が率先して取り組む内容や、「はかた駅前通り」の望まれる整備案について検討を重ね、福岡市に提案を行った。
- 提案内容は、地域や民間事業者の取り組みとして、「地域のまつりやオープンカフェによるにぎわい・憩いの空間づくり」や「建物低層部へのにぎわい施設の積極的な誘致」等を行うこととし、行政には、「自転車・歩行者の分離による安全確保」や「歩行者空間の充実」等が課題であるとした。
- その結果、車線を減らし、歩行空間や自転車通行空間として活用する道路空間再配分の検討が行われ、公民連携により歩行者が楽しく行き交うことのできる魅力ある回遊空間の形成に向けて、再整備の取り組みが進められている。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 賑わいの向上	 ビジョン  体制

- 人口：1,603,000人（2020.01）
- 主な取組主体：博多まちづくり推進協議会
- 対象地区：同協議会活動エリア
(博多駅東西1.5km、南北約1kmのエリア)



はかた駅前通りにおける歩行者天国イベント



81 福岡県、福岡市、福岡博多の屋台 屋外空間利活用の課題を直視し 屋台を持続可能とする仕組みを構築する

プロセス

- 福岡では道路・公園における屋台営業が盛んに行われており、1960年代の最盛期には400軒を超す屋台が出店し、福岡を代表する観光資源にもなっていた。
- 一方で、屋台営業の衛生面の問題や、通行阻害、道路・公園の使用に関する問題などに対して不満の声も蓄積しており、1995年に「新規参入を原則認めない」方針、既存の屋台も「原則一代限り」の方針が県警本部長により示された（当時約220軒）。
- これをきっかけに、屋台の数が減少し、2010年には約150軒となったが、賑わいや交流を生み出す場・観光資源としての側面が改めて注目され、適正な管理運営のもと、屋台とまちの共生に向けた方針転換が2010年代初期から始まった。

課題を踏まえた屋台を持続可能とする仕組み構築

- 2013年に福岡市屋台基本条例が全国で初めて制定され、課題であった屋台営業の適正化(ルール順守の指導及び違反に対する処分など)を実施した。
- ハード面の環境整備として、道路・公園上に水道栓等が設置され、屋台営業者からの使用料によりこれらの環境整備の減価償却費用の一部が賄われている。
- また、新たな屋台の公募制度も実施され、現在、100軒程度の屋台軒数が維持されている。

取組の目的	注目する要素
観光振興 賑わいの向上	 ビジョン  空間デザイン  育成・管理

- 人口：1,603,000人（2020.01）
- 主な取組主体：福岡市
- 対象地区：福岡都心部



福岡中洲の屋台



82 福岡県、八女市、福島地区 伝建地区における歴史的建造物と屋外 空間の一体的な保全・活用のプロセス

プロセス

- 八女市中心部に位置する福島地区には、城下町の町割りをそのまま受け継ぐ、伝統的な町家の建物等が残されており、八女市の貴重な景観的資源となっている。
- 一方、1991年の台風被害により老朽化した伝統的建造物が甚大な被害を受けたことを契機に、市民有志による「八女本町筋を愛する会」が発足し、ソフト施策を展開した。
- 上記市民活動と呼応して、1993年に「八女市伝統的町並み景観整備規則」を制定、1995年から「街なみ環境整備事業」を活用した施策の実施、2002年には国による「重要伝統的建造物群保存地区」の選定など、制度的・ハード的な施策が実施された。

複数のまちづくり団体の連携による歴史的建造物の保全・活用促進

- 八女市では、街なみ環境整備事業の一環として、道路の美装化（旧住環道の美装化）や、街路灯整備/水路整備/サイン整備など、歴史的町並みと調和した屋外空間の環境整備を推進している。
- 八女本町筋を愛する会以外にも、まちづくり団体「八女ふるさと塾」や、建築家の立場から町家の保存・活用を試行する「NPO八女町並みデザイン研究会」が発足し、複数の団体・行政が連携しながら一体の地区を保全・活用を推進している。
- 伝統的建造物群保存修理事業及び街なみ環境整備事業を積極的に活用し、沿道の町並みの保全に努め、NPO等による町屋の活用を推進した点が特徴といえる。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 賑わいの向上	体制 空間デザイン

- 人口：62,800人（2020.01）
- 主な取組主体：八女福島町並み保存会、NPO法人八女町並みデザイン研究会
- 対象地区：伝統的建築物群保存地区(19.8ha)



八女福島の白壁の町並み



伝統的建築物群保存地区

83 福岡県、太宰府市、太宰府天満宮参道 景観法に基づく独自条例により、 歴史的なおもてなしの歩行空間を継承

プロセス

- 太宰府市は、太宰府天満宮を中心とした文化・自然の豊かな景観資源を有しており、これらを守り・創り・活かし・育てていく景観まちづくりを進めている。
- 取組の一環として、2010年度に「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」に基づく景観計画が策定され、2017年、2019年2021年に見直しを行ったうえで運用を続けている。
- 西鉄太宰府駅と太宰府天満宮を繋ぐ太宰府天満宮参道は、上記の景観計画に基づく景観育成地区に指定されており、沿道建築物の素材、高さ、壁面線等に関する基準が示されている。

おもてなしの空間として受け継がれた付庇の景観を守る独自条例

- 太宰府天満宮参道では、沿道建物から歩道上に突き出した、“付庇(つけびし)”が1895年以前から整備・更新されていたが、1950年の建築基準法制定以来、違法状態となっていた。
- 参道景観を保全するために、景観法に基づく規制緩和条例として、「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」を2017年に策定した。
- これにより、景観育成地区内の太宰府天満宮参道景観保全地区において、歩行者の雨よけ・日よけとして機能する付庇が歩道上に連続的に整備されている。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 歩行者の安全性・快適性確保	ビジョン 空間デザイン

- 人口：71,958人（2020.08）
- 主な取組主体：太宰府市
- 対象地区：太宰府天満宮参道景観保全地区



沿道建物と一緒にした太宰府天満宮参道の賑わい



景観育成地区(参道ゾーン)

84 佐賀県、佐賀市、佐賀市中心市街地地区 空き地を触媒とした 中心市街地コミュニティの再生

プロセス

- 都心部における建物の老朽化や郊外型大規模ショッピングモールの進出により、佐賀市の中心市街地では建物更新が進まず、そのまま空き地や駐車場が増加する、所謂中心市街地の空洞化が課題となっていた。
- これらの課題に対応するため、2010年に「街なか再生会議」が設立され、2011年に「佐賀市街なか再生計画」が策定された。
- 同計画を受けて、同年から中心市街地の空き地において「わいわい!!コンテナ」と呼ばれる施策を社会実験として開始した。
- 社会実験を通じて魅力的な空間や賑わいが現出したことによって、市民活動を誘発することとなり、その後の派生的な取り組みのきっかけとなった。

クリック&低成本でアクティビティを生む社会実験

- 民間建築家と連携し、空き地を「原っぱ」として扱いつつ、アクティビティを生み出す核として、雑誌や漫画などが楽しめるコンテナ製の公共スペースを低成本で設置した。
- 低成本のコンテナを活用することで、自治体の限られた予算・期間で豊かな空間とアクティビティを生み出したことがポイントといえる。
- 初めの一歩として小さな社会実験を実施し、企業や市民を巻き込みながら取組の幅を広げていく手法は学ぶ点が多い。

取組の目的	注目する要素
低未利用地の活用 賑わいの向上	 空間デザイン  アクティビティ



85 佐賀県、佐賀市、こころざしのもり デザインの考え方を分野横断的に施策に 活かす組織と仕組みで空間を一体化

プロセス

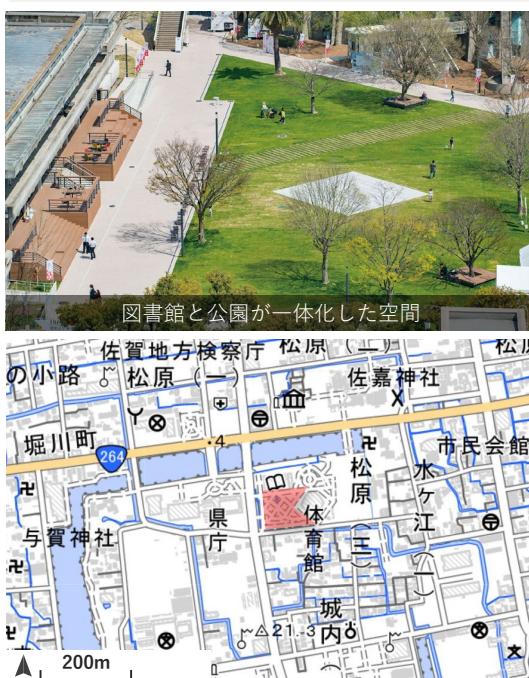
- 2015年、佐賀県は総合計画の策定において、広義のデザインの考え方を取り入れて佐賀らしい「モノ」と「コト」を磨きあげ、新たな価値を付与することにより、人のくらし、まち・地域を心地よく豊かにする「さがデザイン」の考え方を打ち出した。
- 施策の実行にあたり、佐賀を応援したいデザイナーやクリエイター等の専門家との関係を構築する中で、専門家側から佐賀でやってみたい企画をプレゼンする「勝手にプレゼンフェス」開催の提案があった。これを受けて開催した2016年の第1回で、佐賀城公園のエリアリノベーションが提案された。これをきっかけに県立図書館と隣接した公園とが一体的に再整備され、境界なく県民の居場所を提供する空間が2018年に誕生した。

部局横断的な政策遂行が可能とした建物と公共空間の一体化

- 佐賀県では政策課（現在は政策チーム）に「さがデザイン担当」を設置し、外部のデザイナーやクリエイターと佐賀県の各部局および県下の市町とをつなぐ役割を果たしている。これにより、外部専門家の発想がアイディアが直接的に政策立案に活かされ、スピーディな事業の遂行を可能としている。
- また、施設の設計においても、さがデザイン担当の存在が、図書館を担当する部署と公園の担当部署、図書館の設計を担当する会社と公園の設計を担当する会社をつなぎ、綿密な意向調整により一体的な空間を形成することに役立っている。

取組の目的	注目する要素
ゆとりや憩いの場の創出	 体制

- 人口：232,500人 (2020.01)
- 主な取組主体：佐賀県
- 対象地区：佐賀県立佐賀城公園、佐賀県立図書館



86 佐賀県、唐津市、唐津市中心市街地地区 まちなか骨格軸の革新による、 リノベーション型の屋外空間再整備

プロセス

- 城下町を起源とする唐津市は、歴史の面影を残す町割りや施設などが中心市街地に現存する一方で、郊外ショッピングモールの進出や少子高齢化の影響等により、歩行者通行量や居住人口が年々減少するなどの課題を抱えていた。
- 2010年に「歩きたくなる、住みたくなる、観たくなる城下町唐津」をコンセプトとした中心市街地活性化基本計画が認定された。その後、後継となる新計画が2016年に認定されている。
- 新計画の中で中心エリアの骨格と位置付けられる呉服町商店街に沿って、「呉服町商店街ファーサード整備事業」「新天町パティオ街区再開発事業」等、沿道建物の建物・壁面と一体となったグランドレベルの整備が進められている。

ビジネスマインドを持った“まちづくり会社”

- まちづくり会社として「いきいき唐津株式会社」が設立され、以降、同組織が地元企業、自治体と連携しながら中心エリアにおける各種事業等を展開している。
- 公的性格を持ちながらも、民間企業等の転職組を多く採用している。手掛けるカフェ事業(オデカフェ、ブックカフェ等)や商業施設事業(KARAE／唐重、HOTEL KARAE等)も利益を出しながら、まちに貢献することを目指している。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 賑わいの向上	体制

- 人口：121,300人（2020.01）
- 主な取組主体：いきいき唐津（株）
- 対象地区：唐津市中心市街地地区



唐津市中心市街地：呉服町の景観



87 熊本県、熊本市、熊本市桜町地区 公園・道路の「一体的な広場化」による 柔軟なアクティビティの創出

プロセス

- 熊本市、桜町・花畠エリアにあるバス交通センターは、利用者数がJR熊本駅を上回っており、県下最大の「交通拠点」であった。しかしながら、老朽化と地区全体の回遊性創出が課題で、2005年から九州産交グループによって再開発の検討が開始された。
- 2014年に都市計画決定され、熊本桜町再開発株式会社により第一種市街地再開発事業が施行、2019年9月に再開発施設が開業した。
- バスターミナルに留まらず、施設に面する大通りと、既存の辛島公園、花畠公園などを含めた一連の屋外空間が「シンボルプロムナード」として再整備されている。

公園・道路の広場化による運営の柔軟性の担保

- 自動車中心の道路から歩行者専用のプロムナードに転換された。
- シンボルプロムナード内の柔軟な活用を実現するため、都市公園法による都市公園や道路法による道路ではなく、条例に基づく「広場」として位置づけが変更されている。
- これにより、元々車道であった区間も「広場」となり、市担当課が窓口になりながら、賑わい創出・中心市街地の活性化に資する取組への貸出に対応する方針も示されている。
- 将来的には屋外の街路状の空間も含む約8000m²の区域を貸し出すことが想定されており、国際的なスポーツイベント等、多様なアクティビティの受入れを目指している。

取組の目的	注目する要素
低未利用地の活用 ゆとりや憩いの場の創出 賑わいの向上	アクティビティ 育成・管理

- 人口：733,700人（2020.01）
- 主な整備主体：熊本桜町再開発（株）
- 対象地区：熊本市桜町地区



桜町地区的バスターミナル



88 熊本県、人吉市、鍛冶屋町通り 沿道環境整備を切っ掛けとした 有志組織組成とアクティビティの仕掛け

プロセス

- 人吉市は、鎌倉時代から続く城下町の町割りや、町家等の歴史的な町並みを残しており、鍛冶屋町通りはその目抜き通りに位置している。
- 歴史的な町並みを保全しながら環境を改善するため、2001年から街なみ環境整備事業が検討され、同年に地元有志による「鍛冶屋町通りの町並み保存と活性化を計る会」が結成されるきっかけとなった。
- 街なみ環境整備事業の一環として、沿道建物壁面の修景事業等（費用を国・自治体・申請者が1/3ずつ負担）、通路修景、小公園整備、案内板設置等が行われている。

地域に根差した有志組織によるソフト施策の展開

- 「鍛冶屋町通りの町並み保存と活性化を計る会」を通じて、ハードに留まらず、ソフトも含めた取組が進められている。
- 具体的には、鍛冶屋町通りの沿道に残る町家を活用した、茶文化の活用イベント、郷土玩具の絵付け体験、人吉特有の「ウンスンカルタ」のプロモーション等を行っている。
- また、情報発信の一環として、鍛冶屋町通りで体験できる環境・文化・イベント等を紹介する「アソブ ツクル 鍛冶屋町 <http://www.kajiyamachi.jp/>」の運営も行っている。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 賑わいの向上	体制 アクティビティ

- 人口：32,300人（2020.01）
- 主な取組主体：鍛冶屋町通りの町並み保存と活性化を計る会
- 対象区域：鍛冶屋町街なみ環境整備促進区域



89 熊本県、山鹿市、山鹿湯まち地区 拠点的な歴史的建造物の改修と 小路高質化による“点”と“線”的街並み再生

プロセス

- 山鹿湯まち地区は、温泉宿場町として栄え、歴史的なまちなみが数多く現存する一方で、少子高齢化・過疎化による地域力の衰退や、歴史的建造物の老朽化等が課題となっていた。
- このため、歴史・文化・景観に配慮したまちづくりが推進されており、山鹿市歴史的風致維持向上計画の策定（2008年）、都市再生整備計画の策定（2008年）及び関連事業の実施、豊前街道歴史的まちなみ再生事業による沿道建物の改修補助の実施等が行われている。

都市再生整備計画に基づく中核施設と小路(しゅうじ)の再整備

- 中核的な施設としての歴史的建造物の再生と、山鹿独特の生活道路である“小路(しゅうじ)”の整備が、都市再生整備計画事業を活用して行われている。
- 例えば、1640年に整備された御茶屋を起源とするさくら湯は、昭和期の建替によりその面影はほとんど残っていなかったが、2011年以降に進められた再生事業により、過去の木造の内観-外観が再現されている。
- 改修された施設は、一般財団法人山鹿市地域振興公社が管理・運営を担っている。
- 小路の空間高質化の対象として、8本の小路が指定され、舗装美化、小路沿いに点在する住宅への修景助成等が行われている。

取組の目的	注目する要素
美観形成やまちなみづくり 観光振興	ビジョン 空間デザイン

- 人口：51,600人（2020.01）
- 主な取組主体：山鹿市
- 対象地区：山鹿湯まち地区（主な施策は豊前街道周辺の中心市街地活性化基本計画区域に展開）



90 大分県、由布市、湯の坪街道 きめ細かい景観協定による修景の取組を通じて魅力ある街路空間を形成

プロセス

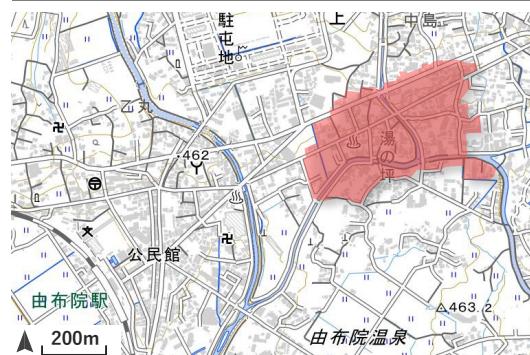
- 1980年代、街道の中心部にある店舗が建替えの際に自主的に壁面を後退させ、クヌギを植えたことをきっかけに周囲の店舗がこれに倣い、緑の少ない風景が大きく変化した。住民の景観への意識の高まりを受けて、2000年、由布院温泉観光協会を中心となり、住宅や店舗の建替えを対象とする「ゆふいん建築・環境デザインガイドブック」を作成、景観保全の取組が進んだ。
- これにより温泉地としての評価は高まったが、同時に観光客が増加し、自動車交通による安全性の低下や外部資本流入による景観の混乱が生じた。これに対し住民と行政の協働により景観条例の制定と景観計画の策定、景観協定の締結を行い、修景に取り組んだ結果、歩きたくなる魅力的な街路が形成されている。

きめ細かい景観協定の枠組みづくりで住民の参加を促進

- 景観形成活動に意欲的な住民と行政関係者で組織した湯の坪街道周辺地区景観づくり検討委員会が中心になり、全ての看板を調査する綿密な実態調査や、ルールを設定した場合の適合性を全店舗に対して個別診断するなど、協定締結までに2年半の期間をかけて住民間での丁寧なコミュニケーションが行われた。
- その結果、一部分が適合しないことで協定に参加しない人が増えるのを避けるべく、3種の協定（商い協定、看板協定、看板色彩協定）に分けて景観協定が用意され、商品の陳列や緑化、照明、看板の枚数や面積、色彩などきめ細かく内容が定められた。

取組の目的	注目する要素
歩行者の安全性・快適性確保 美観形成やまちなみづくり	 空間デザイン

- 人口：34,400人（2020.01）
- 主な取組主体：由布市、湯の坪街道周辺地区景観づくり検討委員会
- 対象地区：湯の坪街道周辺地区



91 宮崎県、日南市、油津商店街 地方小都市の商店街における若者がチャレンジする新しいまちづくり

プロセス

- 2013年、市が中心市街地活性化事業の一環として、油津商店街の再生を担う専門家として「テナントミックスサポートマネージャー（以下「TSM」という。）」を全国公募した。2014年、純民間のまちづくり会社である(株)油津応援団が設立された。
- TSMが牽引役となり、空き店舗や空き地の活用、テナントリーシングなどを実施した。具体的には「油津アーケード農園」の開園、復活が望まれていた「土曜夜市」の復活やイベント等を展開した。
- 2015年、スーパー市場跡地に「多世代交流モール」をオープンした。油津商店街では、2020年までに各所でITベンチャー、宿泊施設、飲食店など29店舗（事業所）が入居した。

築28年の遊休施設を減築して2つに分け、中庭を設けて交流拠点を形成

- 多世代交流モールは、撤退したスーパー市場の空き施設と対面にある空き地を(株)油津応援団が賃借、施設の一部を解体撤去した空間を活用した複合施設である。地元の杉を用いた改修、コンテナ活用による店舗の配置等により整備された。
- 温暖な気候のため引き戸を開け放して内外を連続した環境で利用できるように計画し、開放性の高い空間をつくることで出店意向を集め、多世代が集い交流する空間が形成された。
- 施設は、油津Yottoen（スクール、スタジオ、情報発信・フリースペース等）、あぶらつ食堂（6店舗屋台村）、アブラツガーデン（6つの物販・サービス施設）からなる。

取組の目的	注目する要素
賑わいの向上	 空間デザイン

- 人口：52,801人（2020.01）
- 主な取組主体：（株）油津応援団、日南市
- 対象地区：油津商店街



92 鹿児島県、鹿児島市、鹿児島市中町地区 廃道によって大街区化を図りつつ、立体都市計画通路により歩行者空間を保全

プロセス

- 鹿児島の老舗百貨店（山形屋）の増床計画に際し、市道の廃道（普通財産化）により大街区化を図り（敷地整序型土地区画整理事業）、百貨店の更新を可能にするとともに、廃止した市道敷を歩行者空間として確保するため、2007年に当該区間を立体都市計画通路とする都市計画決定が行われた。

- 土地の集約・高度利用とともに立体都市計画によって来街者の回遊促進と安全な歩行空間の保全を図り、中心市街地の活性化を図るもの。廃道敷は、換地により飛び施行地区の別敷地と交換し、他の中心市街地活性化事業用地として活用した。

- 地区画整理事業は、2013年に換地処分の公告が行われた。

都市計画と管理協定による恒久的な歩行者空間の担保

- 市道の廃止後の管理者不在の期間を避けるため、廃道の告示と立体都市計画通路（公共的な通行の用に供する施設（都市計画法第11条第1項等））の決定の告示を同時に行った。
- 立体都市計画通路は、公物管理法の適用がなく、また都市計画決定によって施設の維持・修繕や占用等を担保できないため、土地所有者である（株）山形屋と市が管理協定を締結した。管理協定では、（株）山形屋による通路の管理を定めるとともに、協定上の地位を第3者に引き継ぐ場合の地位承継などを明記した。これらによって、恒久的に適切に維持管理される歩行者空間を確立した。
- 立体的な通路の範囲については、緊急車両が進入する際に影響がないよう道路構造令に基づき建築限界を高さ4.5mとした。

取組の目的	注目する要素
賑わいの創出	 育成・管理

- 人口：602,465人（2020.01）
- 主な取組主体：（株）山形屋
- 対象地区：鹿児島市中町地区（約1.2ha）



5. 全国事例MAP

北海道

- 01 札幌北 2 条西 4 地区【札幌市】 p97
- 02 創成川公園【札幌市】 p98
- 03 中歌姥神地区【江差町】 p98

青森県

- 04 こみせ通り【黒石市】 p99

岩手県

- 05 オガールエリア【紫波町】 p100

宮城県

- 06 定禅寺通【仙台市】 p101
- 07 女川駅前レンガみち周辺地区【女川町】 p102

山形県

- 08 金山町中心市街地地区【金山町】 p103

茨城県

- 09 砂沼周辺地区【下妻市】 p103
- 10 真壁地区【桜川市】 p104

栃木県

- 11 旧日光例幣使街道・巴波川周辺地区【栃木市】 p104

群馬県

- 12 草津温泉湯畑周辺地区【草津町】 p105

埼玉県

- 13 おおみやストリートテラス【さいたま市】 p105
- 14 大正浪漫夢通り【川越市】 p106
- 15 狹山スカイテラス【狭山市】 p106

千葉県

- 16 柏の葉アクアテラス【柏市】 p107
- 17 柏の葉キャンパス駅桜並木【柏市】 p108

東京都

- 18 神楽坂地区【新宿区】 p109
- 19 自由が丘地区【目黒区】 p110
- 20 中野四季の森公園【中野区】 p110
- 21 南池袋公園・グリーン大通り【豊島区】 p111
- 22 加賀地区【板橋区】 p112
- 23 新川千本桜沿川地区【江戸川区】 p112
- 24 深大寺周辺地区【調布市】 p113
- 25 旧調布富士見町住宅地区【調布市】 p113

神奈川県

- 26 グランモール公園【横浜市】 p114

新潟県

- 27 長岡市中心市街地地区【長岡市】 p115
- 28 三国街道塩沢宿 牧之通り地区【南魚沼市】 p115

富山県

- 29 富山グランドプラザ【富山市】 p116

石川県

- 30 せせらぎ通り【金沢市】 p116
- 31 加賀橋立地区【加賀市】 p117

福井県

- 32 福井駅西口中央地区【福井市】 p117
- 33 城下町地区【大野市】 p118
- 34 大清水空間【勝山市】 p118
- 35 蔵の辻【越前市】 p119

山梨県

- 36 ゆいの広場ひらり【山中湖村】 p119

長野県

- 37 善光寺表参道地区（長野中央通り）【長野市】 p120
- 38 お城周辺地区第2ブロック【松本市】 p120
- 39 ハルニレテラス【軽井沢町】 p121
- 40 倭然楼周辺【小布施町】 p121

岐阜県

- 41 高山市中心市街地地区【高山市】 p122
- 42 虎渓用水広場【多治見市】 p122
- 43 旧鵜沼宿・旧中山道地区【各務原市】 p123
- 44 古川地区【飛騨市】 p123

静岡県

- 45 仲見世通り地区【熱海市】 p124

愛知県

- 46 籠田公園【岡崎市】 p124
- 47 半田運河周辺地区【半田市】 p125
- 48 高蔵寺ニュータウン【春日井市】 p125
- 49 大浜地区【碧南市】 p126
- 50 桜町地区【豊田市】 p126
- 51 犬山城下町地区【犬山市】 p127

滋賀県

- 52 彦根市本町地区【彦根市】 p128
- 53 長浜市中心市街地地区【長浜市】 p129

京都府

- 54 祇園町南側地区【京都市】 p129
- 55 福知山駅正面周辺地区【福知山市】 p130

大阪府

- 56 御堂筋【大阪市】 p131
- 57 道頓堀川【大阪市】 p132
- 58 法善寺横丁【大阪市】 p132
- 59 中之島公園【大阪市】 p133
- 60 栄本町地区【池田市】 p133
- 61 河内長野駅南地区【河内長野市】 p134

兵庫県

- 62 北野【神戸市】 p134
- 63 三宮中央通り【神戸市】 p135
- 64 姫路駅周辺地区【姫路市】 p136
- 65 湯村温泉【新温泉町】 p136

奈良県

- 66 長谷寺門前町周辺【桜井市】 p137
- 67 洞川温泉地区【天川村】 p137

鳥取県

- 68 倉吉打吹地区【倉吉市】 p138
- 69 JR境港駅前地区【境港市】 p138

島根県

- 70 神門通り地区【出雲市】 p139
- 71 津和野本町・祇園丁通り【津和野町】 p139

岡山県

- 72 倉敷駅周辺地区【倉敷市】 p140

広島県

- 73 尾道・向島地区【尾道市】 p140
- 74 福山本通・福山本通船町商店街【福山市】 p141

山口県

- 75 下関駅にぎわいプロジェクト地区【下関市】 p141
- 76 宮市・国衙地区【防府市】 p142
- 77 柳井駅周辺地区【柳井市】 p142

愛媛県

- 78 道後温泉本館周辺地区【松山市】 p143

福岡県

- 79 門司港レトロ地区【北九州市】 p144
- 80 博多駅・はかた駅前通り地区【福岡市】 p145
- 81 福岡博多の屋台【福岡市】 p145
- 82 福島地区【八女市】 p146
- 83 太宰府天満宮参道【太宰府市】 p146

佐賀県

- 84 佐賀市中心市街地地区【佐賀市】 p147
- 85 こころざしのもり【佐賀市】 p147
- 86 唐津市中心市街地地区【唐津市】 p148

熊本県

- 87 熊本市桜町地区【熊本市】 p148
- 88 鍛冶屋町通り【人吉市】 p149
- 89 山鹿湯まち地区【山鹿市】 p149

大分県

- 90 湯の坪街道【由布市】 p150

宮崎県

- 91 油津商店街【日南市】 p150

鹿児島県

- 92 鹿児島市中町地区【鹿児島市】 p151



6.全国事例リスト

ID	都道府県	市区町村	地区名	主な取組主体	取組の目的	主な取組の実施時期
1	北海道	札幌市	札幌北2条西4地区	札幌市 三井不動産（株） 日本郵便（株） 札幌駅前通まちづくり（株）	● 賑わいの向上 ● 美観形成やまちなみづくり	● 2002年：「都心まちづくり計画」策定 ● 2004年：実証実験を開始 ● 2007年：土地所有者が都市計画提案を実施 ● 2008年～2009年：「北3条広場委員会」 ● 2009年～2010年：「北3条広場デザイン検討会議」
2	北海道	札幌市	創成川公園	札幌市	● 歩行者の安全性・快適性確保 ● ゆとりや憩いの場の創出	● 1991年：市民団体「創成川ルネサンス」発足 ● 2000年：札幌市が第4次長期総合計画を策定 ● 2004年：創成川通アンダーバス事業を開始
3	北海道	江差町	中歌姥神地区	江差町	● 美観形成やまちなみづくり	● 1988年：北海道が新長期総合計画を策定 ● 1989年：歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定
4	青森県	黒石市	こみせ通り	津軽こみせ（株）	● 賑わいの向上 ● 美観形成やまちなみづくり	● 1989年：地元有志らがこみせを活用した活性化の取組を開始 ● 1994年：有限会社「商舎」を設立 ● 1997年：「こみせ駅」を開設 ● 2000年：「津軽こみせ株式会社」設立
5	岩手県	紫波町	オガールエリア	紫波町 オガール紫波（株）	● 賑わいの向上 ● 低未利用地の活用	● 2006年：東洋大学大学院が公民連携専攻（通称PPPスクール）を開設 ● 2009年：「紫波町公民連携基本計画」策定 ● 2009年：「オガール紫波株式会社」設立 ● 2012年：オガールプラザオープン（PPPスクール第1号）
6	宮城県	仙台市	定禅寺通	仙台市	● 賑わいの向上 ● 美観形成やまちなみづくり	● 1975年：定禅寺通を市の「保存樹林」に指定 ● 1999年：「百年の杜づくり行動計画」策定 ● 2010年：「仙台市街路樹マニュアル」作成 ● 2018年：「定禅寺通活性化検討会」設立 ● 2019年：「LIVING STREET PROJECT」、「定禅寺ストリートアライアンス」を開始
7	宮城県	女川町	女川駅前レンガみち周辺地区	女川町、女川みらい創造（株）	● 賑わいの向上 ● 観光振興	● 2011年：女川町中心部土地利用計画（案）作成 ● 2013年：「女川町復興まちづくりデザイン会議」を設置 ● 2014年：女川町まちなか再生計画策定 ● 2016年：歩行者優先ゾーンの整備 ● 2017年：女川みらい創造（株）を「道路協力団体」に指定
8	山形県	金山町	金山町中心市街地地区	金山町	● 美観形成やまちなみづくり	● 1983年：「街並みづくり100年運動」を基本構想に位置づけ ● 1986年：「金山町街並み景観条例」制定 ● 2014年：「美しい風景と街並みをつくる案内書」作成
9	茨城県	下妻市	砂沼周辺地区	下妻市、しもつま3高	● 賑わいの向上 ● 低未利用地の活用	● 2012年：都市再生整備計画策定 ● 2017年：「しもつま3高」結成 ● 2017年：交流広場（Waiwaiドームしもつま）開設
10	茨城県	桜川市	真壁地区	桜川市、ディスカバーまかべ	● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 自動車の流入抑制	● 1993年：市民団体「ディスカバーまかべ」発足 ● 1999年：国の有形登録文化財第1号を登録 ● 2003年：「真壁のひなまつり」を開始
11	栃木県	栃木市	旧日光例幣使街道・巴波川周辺地区	栃木市	● 観光振興 ● 美観形成やまちなみづくり	● 1988年：栃木県の「誇れるまちづくり事業」を指定 ● 1990年：「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」制定
12	群馬県	草津町	草津温泉湯畠周辺地区	草津町	● 観光振興 ● 美観形成やまちなみづくり	● 2011年：「湯源湯路街基本構想」策定 ● 2010年～12年：5地区で「景観まちづくり協定」を締結

注目する要素		活用している主な補助事業
	空間デザイン 体制 アクティビティ	民間の都市計画提案により建物と公共空間が一体化した整備を実現 公・民・学の徹底した議論によりコンセプトを共有し空間デザインに反映 計画段階でのコンセプトを踏まえた広場利活用のマネジメント
	空間デザイン	河川上部に広場を設置して、地域特性に合わせた利活用が可能な環境を整備
	空間デザイン	木製の外壁を地域らしい景観として重視し、建築協定による自主的な防火対策で準防火地域の指定解除を実施
	体制	地元有志らによる資金で開発用地を取得し、自ら観光交流施設を整備・運営する民間主導の取組
	ビジョン 空間デザイン 体制 アクティビティ	広場をまちの中心におくマスタープランの策定 4部門の専門家と町民とが対話しながら作ったデザインガイドライン 建物と広場・道路が一体となった街並みの形成 アクティビティのあり方を考えた広場のデザイン
	空間デザイン 体制	都市ブランドである街路樹を生かしたまちづくりに向けての取組 エリアの魅力向上と次世代への継承を目的に公民連携組織を設立 使いながら公共空間のデザインのあり方を検討
	空間デザイン ビジョン 体制	「境界」というものを感じさせない空間デザイン 町民が直接的にデザインの議論に参加するまちのビジョン形成 道路と沿道敷地内のパブリック空間を一体的に活用
	ビジョン 空間デザイン	地域の風景に調和した建築物のあり方を具体的に示すことで、地域固有の住宅のあり方を誘導
	体制	施設の計画段階のワークショップを契機にプレイスメイキングの実践を目的とした市民団体が発足、活動
	体制 空間デザイン	官民がそれぞれの役割を能動的に果たすことにより、歴史的資源を活かしたまちづくりを着実に推進
	空間デザイン	ガイドラインに沿ったきめ細かな修景による心地良い環境づくり
	空間デザイン ビジョン	温泉施設の整備とあわせて周辺建物を景観ルールにもとづいて修復

ID	都道府県	市区町村	地区名	主な取組主体	取組の目的	主な取組の実施時期
13	埼玉県	さいたま市	おおみやストリートテラス	(一社)アーバンデザインセンター大宮、おおみやストリートテラス実行委員会、さいたま市	● 賑わいの向上 ● 地域交流の促進	● 2017、2018、2019年：「社会実験「おおみやストリートテラス」」実施 ● 2020年：氷川緑道西通線沿いの民地を活用したティクアウト販売「ストリートランチ」開始
14	埼玉県	川越市	大正浪漫夢通り	川越市、大正浪漫夢通り商店街振興組合、大正浪漫委員会	● 賑わいの向上 ● 美観形成やまちなみづくり	● 1992年：「街並み及び環境整備実施計画策定事業調査」を実施
15	埼玉県	狭山市	狭山スカイテラス	狭山市、UR都市機構	● ゆとりや憩いの場の創出 ● 歩行者の安全性・快適性確保	● 1991年：「第2次狭山市総合振興計画、中期基本計画」策定 ● 1997年：「狭山市駅西口再開発協議会」設立
16	千葉県	柏市	柏の葉アクアテラス	千葉県、柏市、(一社)柏の葉アーバンデザインセンター、(一社)UDCKタウンマネジメント、三井不動産(株)	● 低未利用地の活用 ● 賑わいの向上 ● ゆとりや憩いの場の創出	● 2015年：2号調整池の高質化の検討開始 ● 2016年：「アクアテラス」竣工 ● 2019年：UDCKタウンマネジメントが柏市と管理協定を締結
17	千葉県	柏市	柏の葉キャンパス駅桜並木	千葉県、柏市、(一社)柏の葉アーバンデザインセンター、(一社)UDCKタウンマネジメント、三井不動産(株)	● ゆとりや憩いの場の創出 ● 美観形成やまちなみづくり	● 2005年：柏の葉キャンパス駅開業 ● 2006年：「柏の葉八重桜並木設置協議会」が設立 ● 2014年：西口駅前広場と駅前通りの高質化を実施
18	東京都	新宿区	神楽坂地区	神楽坂まちづくり興隆会、粋なまちづくり俱楽部、新宿区	● 美観形成やまちなみづくり ● 地域交流の促進	● 1991年：「神楽坂まちづくり会」発足 ● 1997年：「神楽坂通り沿道・1~5丁目地区まちづくり協定」締結 ● 2007年：「神楽坂三・四・五丁目地区地区計画」施行
19	東京都	目黒区	自由が丘地区	(株)ジェイ・スピリット(都市再生推進法人)、自由が丘商店街振興組合	● 賑わいの向上 ● ゆとりや憩いの場の創出	● 2008年：「自由が丘地区街並み形成指針」策定
20	東京都	中野区	中野四季の森公園	中野区、大学、東京建物(株)	● 歩行者の安全性・快適性確保 ● ゆとりや憩いの場の創出	● 2012年：中野四季の森公園竣工
21	東京都	豊島区	南池袋公園・グリーン大通り	豊島区、南池袋公園をよくする会、グリーン大通りエリアマネジメント協議会	● 賑わいの向上 ● ゆとりや憩いの場の創出	● 2007年：南池袋公園整備決定 ● 2014年：グリーン大通りにて社会実験を開始 ● 2015年：「グリーン大通りエリアマネジメント協議会(GAM)」を設立 ● 2016年：南池袋公園リニューアルオープン
22	東京都	板橋区	加賀地区	板橋区、加賀まちづくり協議会	● ゆとりや憩いの場の創出 ● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 美観形成やまちなみづくり	● 1992年：住民有志がまちづくりの検討を開始 ● 1995年：「加賀まちづくり協議会」設立 ● 1997年：「加賀まちづくり計画」作成
23	東京都	江戸川区	新川千本桜沿川地区	江戸川区、新川千本桜の会	● 美観形成やまちなみづくり ● ゆとりや憩いの場の創出	● 1994~2007年：護岸の耐震・環境整備(東京都) ● 2007年：「新川千本桜の会」が設立
24	東京都	調布市	深大寺周辺地区	調布市、深大寺通り街づくり協議会	● 美観形成やまちなみづくり ● 観光振興	● 1989年～：調布市で自然環境保全と街なみ景観の形成を実施 ● 2007年：「深大寺通り街づくり協議会」(地元)設立 ● 2012年：「調布市深大寺地区街なみ整備基本計画」策定(市)、「深大寺通り周辺地区街づくり協定」締結(地元)

注目する要素		活用している主な補助事業
	体制 アクティビティ	街路沿道の持続的なマネジメントを可能とする体制を構築
	体制 空間デザイン	多様な主体が参加する体制による道路と沿道の一体的な空間形成
	空間デザイン	建物とデッキが活動の場である広場を囲む空間の配置
	育成・管理 体制 空間デザイン	利用規定による安全性を確保した積極的な空間利用 公共と民間が連携した高質な空間デザインとマネジメント 人を中心とした親水空間デザイン
	空間デザイン 育成・管理	桜の育成に配慮された歩道デザイン UDCKタウンマネジメントによる一貫した管理運営
	ビジョン 空間デザイン アクティビティ	粋なまちづくり規範 屋外広告物に関する地域別ガイドライン まちの文化とイベント
	ビジョン 空間デザイン	住民や商業者が空間づくりや景観の形成に参画し協力する仕組み
	空間デザイン アクティビティ	広大な緑地空間を活かした大規模複合開発
	体制 育成・管理 アクティビティ	「南池袋公園をよくする会」による持続的な公園運営 芝の価値を持続させる地道な取組（南池袋公園） 居心地の良い空間とするための社会実験（グリーン大通り）
	ビジョン 体制	地元の協議会組織が行政、住民、事業者の計画調整を支援
	体制 育成・管理	「新川千本桜の会」の活動と水辺ボランティアによる清掃活動
	ビジョン 体制	地元協議会が取り組む良好な街なみ景観の維持・向上

ID	都道府県	市区町村	地区名	主な取組主体	取組の目的	主な取組の実施時期
25	東京都	調布市	旧調布富士見町住宅地区	調布富士見町住宅マンション建替組合、調布市、(株) NEXT ARCHITECT&ASSOCIATES	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の流入抑制 歩行者の安全性・快適性確保 地域交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年：住民による準備会発足 2015年：竣工
26	神奈川県	横浜市	グランモール公園	横浜市、(一社) 横浜みとみらい21、みなとみらい21公共空間活用委員会	<ul style="list-style-type: none"> 賑わいの向上 ゆとりや憩いの場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 1989年：グランモール公園供用開始 2009年：「(一社) 横浜みとみらい21」設立 2018年：グランモール公園が全面リニューアル
27	新潟県	長岡市	長岡市中心市街地地区	長岡市、市街地再開発組合	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流の促進 ゆとりや憩いの場の創出 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年：アオーレ長岡オープン
28	新潟県	南魚沼市	三国街道塩沢宿 牧之通り地区	牧之通り組合、牧之通り射干の会、南魚沼市	<ul style="list-style-type: none"> 美観形成やまちなみづくり 観光振興 地域交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 1998年：宿場町の歴史・文化を復興するため地元住民と行政で議論を開始
29	富山県	富山市	富山グランドプラザ	富山市、市街地再開発組合、(株)富山市民プラザ	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流の促進 ゆとりや憩いの場の創出 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年：富山グランドプラザ竣工
30	石川県	金沢市	せせらぎ通り	金沢市	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の安全性・快適性確保 美観形成やまちなみづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 1980年：「水と緑の再生計画」策定 1991年：「歩ける道筋整備事業」を開始 1996年：市が「用水・みち筋整備課」を設置 2002年：「せせらぎ通り地区まちづくり協定」締結
31	石川県	加賀市	加賀橋立地区	加賀市、加賀橋立まちなみ保存会、金沢工業大学	<ul style="list-style-type: none"> 美観形成やまちなみづくり 観光振興 	<ul style="list-style-type: none"> 1996年：市条例による「歴史的景観整備地区」に指定 2005年：「重要伝統的建造物群保存地区」に選定
32	福井県	福井市	福井駅西口中央地区	福井駅西口中央地区市街地再開発組合、福井市、(株) アール・アイ・エー、(株) 竹中工務店、パシフィックコンサルタンツ(株)	<ul style="list-style-type: none"> 賑わいの向上 歩行者の安全性・快適性確保 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年：福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業採択 2016年：福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業完了
33	福井県	大野市	城下町地区	大野市、越前おおのの中心市街地活性化協議会、(株) 結のまち越前おおの、福井大学	<ul style="list-style-type: none"> 美観形成やまちなみづくり 地域交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 1989年：空き家、空地の再活用を図る取組が開始 2002年～2014年：街なみ環境整備事業（住民参加型で整備事業方針の検討、通路・水路の整備、道路美化等を実施）
34	福井県	勝山市	大清水空間	勝山市、小野寺康都市設計事務所	<ul style="list-style-type: none"> 低未利用地の活用 美観形成やまちなみづくり 地域交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年：まちづくり総合支援事業（現在の都市再生整備事業）の一環で整備開始 2006年：大清水空間が竣工
35	福井県	越前市	蔵の辻	越前市、蓬莱地区再生事業推進協議会（現・蔵の辻協議会）	<ul style="list-style-type: none"> 賑わいの向上 低未利用地の活用 美観形成やまちなみづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 1993年：地権者らが「蔵のあるまち」をテーマにまちづくりを行う方針を決定 1995年～2002年：街なみ環境整備事業（歩行者空間、広場、水路等の整備、修景助成、商業振興等）
36	山梨県	山中湖村	ゆいの広場ひらり	山中湖村、山中湖村デザイン戦略会議、富士急行（株）	<ul style="list-style-type: none"> ゆとりや憩いの場の創出 観光振興 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年：「山中湖村デザイン戦略会議」設置 2018年：ゆいの広場ひらり竣工

注目する要素		活用している主な補助事業
	空間デザイン 住民の交流を育むコミュニティ街路の再生	-
	空間デザイン 歩行者軸を超え、憩いと賑わいのあふれる公園へ 公園全体をグリーンインフラに 継続的な社会実験の成果と関係制度の改正	都市公園等事業（2014～2016年）
	アクティビティ まちなか型市役所が、来る人・住む人・働く人の 交流を先導	地域新エネルギー導入促進事業（2007年） まちづくり交付金（2008～2009年） 都市再生整備計画事業（2008～2011年） 省CO2推進モデル事業（2009年）、省CO2先導事業（2010～2011年）
	体制 空間デザイン 住民と行政が共同で作り上げた雪国特有の魅力ある歩行空間	まちづくり交付金（2006～2009年）
	体制 空間デザイン 官民敷地が一体となるパブリック空間の創出と賑わいづくり	まちづくり交付金（2004～2007年）
	空間デザイン 道路と用水の一体整備と沿道の景観形成による魅力ある通りの形成	-
	体制 アクティビティ 育成・管理 歴史文化資産の保存活用に関わる市民団体	重要伝統的建造物群保存地区基盤強化事業費補助金
	ビジョン 空間デザイン 交通広場と賑わい施設を一体的に繋ぐ屋根付き広場（ハピテラス）	土地区画整理事業（1991～2018年） 市街地再開発事業（2007～2015年） 都市再生整備計画事業（2010～2014年） 暮らし・にぎわい再生事業（2010～2015年）
	ビジョン 体制 空間デザイン 住民ワークショップを通じた街なみ整備方針	道路事業（1989～1999年） 街なみ環境整備事業（2002～2014年） 都市再生整備計画事業（2008～2022年（予定））
	空間デザイン 土木設計を越えたまち・景観のトータルデザイン	まちづくり総合支援事業（2003年） まちづくり交付金（2004～2006年）
	空間デザイン 公民が連携した連鎖型の事業により街区に魅力的な公共空間を創出	街並み環境整備事業（1995～2002年）
	ビジョン 空間デザイン デザイン戦略と地区ごとの「デザインノート」に基づく空間づくり	特定防衛施設周辺整備調整交付金（2015～2016年） 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金（2016～2018年）

ID	都道府県	市区町村	地区名	主な取組主体	取組の目的	主な取組の実施時期
37	長野県	長野市	善光寺表参道地区(長野中央通り)	中央通り活用検討勉強会、表参道ふれ愛通り推進委員会、表参道景観研究会、長野市	● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 観光振興	● 2011年：「表参道景観研究会」発足 ● 2012年：「景観ガイドライン」策定 ● 2015年：長野中央通り歩行者優先道路化事業第一期計画区間整備工事完了
38	長野県	松本市	お城周辺地区第2ブロック	お城周辺地区まちづくり推進協議会、松本市、商店街振興組合	● 脳わいの向上 ● ゆとりや憩いの場の創出	● 2010年：「お城周辺地区まちづくり推進協議会」設立 ● 2016年：「お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定」締結 ● 2018年：「街並みガイドライン」策定
39	長野県	軽井沢町	ハルニレテラス	(株)星野リゾート	● 観光振興	● 2009年：ハルニレテラス開業
40	長野県	小布施町	脩然楼周辺	脩然樓周辺町並み修景事業組合、小布施町デザイン委員会、(株)ア・ラ・小布施、東京理科大学、小布施町まちづくり研究所	● 美観形成やまちなみづくり	● 1982～1987年：町並み修景事業 ● 1988年：「地域住宅計画(HOPE計画)」策定 ● 1994年：「(株)ア・ラ・小布施」設立 ● 2005年：「東京理科大学・小布施町まちづくり研究所」開設
41	岐阜県	高山市	高山市中心市街地地区	高山市	● 美観形成やまちなみづくり	● 2002年：横丁整備事業 ● 2014年～：都市再生整備計画事業
42	岐阜県	多治見市	虎渓用水広場	多治見市、多治見まちづくり(株)	● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 脳わいの向上	● 2016年：虎渓用水広場竣工
43	岐阜県	各務原市	旧鵜沼宿・旧中山道地区	各務原市、中山道鵜沼宿まちづくりの会、中山道鵜沼宿ボランティアガイドの会、中山道鵜沼宿木遣保存会	● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 美観形成やまちなみづくり	● 2009年：中山道の交通規制社会実験 ● 2011年：車道狭窄整備竣工
44	岐阜県	飛騨市	古川地区	(一社)古川町観光協会、古川町(現飛騨市)	● 美観形成やまちなみづくり	● 1985年：「まちなみ景観デザイン賞」創設 ● 1996年：「飛騨古川ふるさと景観条例」制定、「歴史的景観地区」指定、「伝統的市街地における建築デザイン・ガイドライン」策定
45	静岡県	熱海市	仲見世通り地区	仲見世通りまちづくり協議会、熱海市	● 脳わいの向上 ● 観光振興	● 2007年：「仲見世通りまちづくり協議会」設立、「地区まちづくり計画」策定 ● 2009年：「地区まちづくり協定」締結
46	愛知県	岡崎市	籠田公園	岡崎市、乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン会議	● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 脳わいの向上	● 2018年：「QURUWA戦略～乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画～」策定 ● 2019年：籠田公園リニューアルオープン
47	愛知県	半田市	半田運河周辺地区	半田市、ミツカンジループ、NPO法人半六コラボ	● 観光振興 ● 美観形成やまちなみづくり	● 2010年：運河周辺の道路修景、広場の整備などを実施 ● 2015年：MIZKAN MUSEUM オープン
48	愛知県	春日井市	高蔵寺ニュータウン	春日井市、住民	● 地域交流の促進 ● 歩行者の安全性・快適性確保	● 2016年：「高蔵寺リ・ニュータウン計画」策定 ● 2018年：「高蔵寺まなびと交流センター」開設

注目する要素		活用している主な補助事業
	ビジョン 体制 空間デザイン	歩行者優先・柔軟な利活用（イベント等）のための道路再整備 地域主導で沿道における空間デザインのルール策定 都市再生整備計画事業（2010～2014年）
	ビジョン 体制 空間デザイン	まちづくり協定が目指す具体的デザインを示す“街並みガイドライン” 街並み環境整備事業（2018～2025年（予定））
	空間デザイン アクティビティ	地形や自生するハルニレの木を保全し活かしたデザイン デッキの一般開放や企画運営で多様な交流を促進 -
	体制 空間デザイン	町・市民・事業者・大学が一体となった長い時間軸での 空間デザイン 都市公園等事業（1996～2000年） まちづくり交付金（2006～2010年）
	空間デザイン	安心して楽しみながら歩ける歩行空間の確保 まちづくり交付金（2005～2009年） 道路事業（2010～2012年） 都市再生整備計画事業（2014～2018年）
	空間デザイン アクティビティ	地方都市の駅前広場の新しい可能性を模索するデザイン 都市再生整備計画事業（2013～2015年）
	体制 空間デザイン	中山道の交通量削減対策 住民参加の推進による地域の絆づくり まちづくり交付金（2006～2010年）
	ビジョン 体制	住民主体の独自のまちなみ保全の取組を行政が下支え まちづくり交付金（2005～2009年） 道路事業（2010～2012年）
	ビジョン 空間デザイン	まちづくり条例によって“そぞろ歩き”を誘発する空間 をデザイン 都市再生整備計画事業（2013年）
	空間デザイン アクティビティ	本格的な公民連携による計画づくりと空間デザインの展開 都市再生整備計画事業（2015～2020年）
	空間デザイン アクティビティ	官民連携による歴史文化の伝承と憩い・回遊空間づくり 点在する観光資源をつなぎ、回遊を促進 都市再生整備計画事業（2010～2020年） 都市構造再編集中支援事業（2021年）
	ビジョン アクティビティ	住民等の手によるリ・ニュータウンの計画づくり ニュータウン全体の再生へ向けた”はじめの一歩” 都市再生整備計画事業（2016～2020年） 地方創生拠点整備交付金（2016～2017年） 次世代育成支援対策施設整備交付金（2017年）

ID	都道府県	市区町村	地区名	主な取組主体	取組の目的	主な取組の実施時期
49	愛知県	碧南市	大浜地区	碧南市、大浜にぎわいづくり実行委員会、大浜てらまち案内人	● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 防災性能の向上	● 2004年：「歩いて暮らせる街づくり事業」開始
50	愛知県	豊田市	桜町地区	桜町まちづくり協議会（桜町ほうだら会）、桜町本通り商店街振興組合、豊田市	● 賑わいの向上 ● 歩行者の安全性・快適性確保	● 2005年：「桜町まちづくり協議会（桜町ほうだら会）」が発足 ● 2007年：歩車道段差解消、石畳舗装や寄植えの植栽帯等による空間整備
51	愛知県	犬山市	犬山城下町地区	犬山市、犬山北のまちづくり推進協議会、本町通りまちづくり委員会、魚新通りを考える会、犬山南のまちづくりを考える会	● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 美観形成やまちなみづくり	● 1994年：「犬山北のまちづくり推進協議会」設立 ● 1998年：「城下町地区都市計画道路基礎調査」実施
52	滋賀県	彦根市	彦根市本町地区	彦根市本町土地区画整理組合、彦根市本町地区共同整備事業組合、(株)四番町スクエア、四番町スクエア協同組合	● 賑わいの向上 ● 地域交流の促進	● 2000年：「まちづくり協定」締結 ● 2003年：「(株)四番町スクエア」「四番町スクエア協同組合」設立 ● 2006年：土地区画整理事業の換地処分公告、四番町スクエアグランドオーブン（街びらき）
53	滋賀県	長浜市	長浜市中心市街地地区	長浜市、(株)黒壁、長浜まちづくり(株)、ながはま御坊表参道商店街	● 賑わいの向上 ● 美観形成やまちなみづくり	● 1984年：「博物館都市構想」策定 ● 1988年：「(株)黒壁」設立 ● 1994年：「新・博物館都市構想」策定 ● 2008年：「長浜市景観まちづくり計画」策定 ● 2009年：「中心市街地活性化基本計画」「歴史まちづくり計画」策定
54	京都府	京都市	祇園町南側地区	祇園町南側地区協議会、NPO法人祇園町南側地区まちづくり協議会、京都市	● 美観形成やまちなみづくり	● 1996年：「祇園町南側地区協議会」設立 ● 1999年：「祇園町南側景観協定」締結 ● 2001年：「NPO法人祇園町南側地区まちづくり協議会」設立 ● 2006年：「祇園町南側地区地区計画」決定
55	京都府	福知山市	福知山駅正面周辺地区	福知山フロント(株)、街づくり協定運営委員会、福知山市	● 賑わいの向上	● 2015年：「福知山フロント株式会社」設立 ● 2017年：「福知山駅正面周辺地区街づくり協定」締結
56	大阪府	大阪市	御堂筋	大阪市、(一社)御堂筋まちづくりネットワーク	● 美観形成やまちなみづくり ● 賑わいの向上 ● 観光振興	● 1995年：沿道建築物の軒高制限が31mから50mに緩和 ● 2014年：「御堂筋デザインガイドライン」および御堂筋本町北・南地区地区計画策定 ● 2019年：「御堂筋将来ビジョン」策定
57	大阪府	大阪市	道頓堀川	大阪市、道頓堀川水辺空間利活用検討会、南海電気鉄道(株)(管理運営事業者)	● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 賑わいの向上	● 1995年：道頓堀川水辺整備事業開始 ● 2003年：「水の都大阪再生協議会」設立 ● 2004年：通称「とんぼりリバーウォーク」一部供用開始
58	大阪府	大阪市	法善寺横丁	大阪市、法善寺横丁復興委員会	● 美観形成やまちなみづくり ● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 防災性能の向上	● 2002年：「法善寺横丁復興委員会」組織設立 ● 2002年：連担建築物設計制度の認定、建築協定の締結 ● 2004年：再建工事完了
59	大阪府	大阪市	中之島公園	大阪市、大阪府	● 美観形成やまちなみづくり ● 賑わいの向上 ● ゆとりや憩いの場の創出	● 2006年：中之島公園再整備計画に関する公募型プロポーザル実施 ● 2010年：再整備完了

注目する要素		活用している主な補助事業	
	空間デザイン アクティビティ	歩いて暮らせるまちづくりのための空間デザイン 地域住民との協働によるまちづくりの推進	まちづくり交付金（2004～2008年）
	体制 アクティビティ	新たなまちづくりに向けた協働による空間整備 地域の試行錯誤を経た多様なソフト事業が結実	-
	空間デザイン 育成・管理	歩行者の安全・快適と回遊のための“面的な空間デザイン” 城下町の歴史性の保全・育成のための事業展開	街なみ環境整備事業（1996～2005年、2009～2014年） まちづくり交付金（2004～2008年）
	体制 空間デザイン	換地の手法によりヒューマンスケールの生活空間を形成 地権者等が任意のまちづくり協定を締結し建築を誘導 まちの賑わいの中心となる施設や修景施設を地域が設置・保有し、地域が管理	土地区画整理事業（1999～2006年） 街路事業（公共施設管理者負担金）（1999～2006年） まちづくり総合支援事業（1999～2006年） ファサード整備事業（2001～2004年） 商店街基盤施設整備事業（2003年） まちづくり交付金（2006年）
	ビジョン 体制	多様なビジョン策定による計画的にまちづくりを展開 民間主導の動きを市がバックアップするマネジメント体制	都市再生整備計画事業（2010～2019年） 暮らし・にぎわい再生事業（2010～2019年） 道路事業（2012～2016年） 市街地再開発事業（2012～2019年） 街なみ環境整備事業（2014～2019年） 都市公園等事業（2014～2019年） 優良建築物等整備事業（2016～2019年）
	空間デザイン	三項道路指定と街並み誘導型地区計画により細街路を保全	街なみ環境整備事業（2011～2025年（予定））
	空間デザイン	街づくり協定により交流や賑わいのための具体的なデザインを誘導	街なみ環境整備事業（2019～2020年）
	ビジョン 空間デザイン アクティビティ 育成・管理	デザインガイドライン・地区計画によるまちなみ形成と賑わい創出と、長期ビジョンに基づく段階整備の考え方の共有 都市の顔となる魅力的な沿道景観の形成 にぎわいを創出するための沿道建築物低層部への機能導入とオープンスペースの利活用の推進 官民連携による沿道の植栽の設置・維持管理	都市再生整備計画事業（2019～2023年（予定））
	ビジョン 育成・管理	河川沿いの親水性の高い遊歩道整備と柔軟な活用	まちづくり交付金（2007～2009年） 都市再生整備計画事業（2010～2012年）
	ビジョン 育成・管理	2項道路の廃止・連担建築物設計制度・建築協定を組み合わせたまちなみの維持と復興の取組	-
	ビジョン 空間デザイン	自然・歴史を感じられる歩行空間と賑わいのための場づくり	都市公園等事業（2008～2009年）

ID	都道府県	市区町村	地区名	主な取組主体	取組の目的	主な取組の実施時期
60	大阪府	池田市	栄本町地区	池田市、池田ブランド塾	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2005年：まちなみ保存事業実施 ● 2007年：「落語みゅーじあむ」整備
61	大阪府	河内長野市	河内長野駅南地区	河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010年：都市再生整備計画事業開始（街道景観整備事業、電線類地下埋設事業、街灯及び道しるべ整備事業等） ● 2013年：都市再生整備計画事業完了
62	兵庫県	神戸市	北野	神戸市、北野・山本地区をまもり、そだてる会、こうべ北野町山本通伝統的建造物保存会	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 賑わいの向上 ● 防災性能の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1979年：都市景観形成地域、伝統的建造物群保存地区の指定 ● 1980年：重要伝統的建造物群保存地区選定
63	兵庫県	神戸市	三宮中央通り	神戸市、三宮中央通りまちづくり協議会、神戸芸術工科大学	<ul style="list-style-type: none"> ● 賑わいの向上 ● 美観形成やまちなみづくり ● 歩行者の安全性・快適性確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2001年：「三宮中央通りまちづくり協議会」設立 ● 2004年：市が「神戸市協定道路」制度導入 ● 2004～2005年：オープンカフェの社会実験を実施 ● 2006年：協定にもとづくオープンカフェの設置を開始 ● 2016年：市が「みちづくり計画」策定 ● 2016年：パークレットの社会実験を開始 ● 2017年：パークレットを常設化 ● 2021年：歩行者利便増進道路指定
64	兵庫県	姫路市	姫路駅周辺地区	姫路市、NPO法人スローソサイエティ協会	<ul style="list-style-type: none"> ● 賑わいの向上 ● ゆとりや憩いの場の創出 ● 自動車の流入抑制 ● 歩行者の安全性・快適性確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2006年：「姫路市都心部まちづくり構想」策定 ● 2008年：駅前広場区域の見直し ● 2009年：駅前広場基本設計 ● 2015年：北駅前広場、大手前通り改修工事完了
65	兵庫県	新温泉町	湯村温泉	兵庫県、新温泉町、湯村温泉まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 賑わいの向上 ● 観光振興 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2000年：「湯村温泉まちづくり協議会」設立 ● 2004年～2008年：まちづくり交付金事業（歩道橋整備、ポケットパーク整備等） ● 2006年：「新温泉町湯・細田地区まちなみ景観形成地区」指定および景観デザインガイドライン作成 ● 2015年：「You-muraART」開始
66	奈良県	桜井市	長谷寺門前町周辺	桜井市、奈良県、早稲田大学	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 賑わいの向上 ● ゆとりや憩いの場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2016年：「桜井市長谷寺門前町周辺地区まちづくり基本構想」策定 ● 2018年：「桜井市長谷寺門前町周辺地区まちづくり基本計画」策定
67	奈良県	天川村	洞川温泉地区	天川村、天川村洞川温泉ほのぼのまちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2004年：「靈場大峯」「大峯奥駈道」世界遺産登録 ● 2006年～2010年：まちづくり交付金事業開始（道標の設置、案内板の設置、街路灯の設置、道路美化化等）
68	鳥取県	倉吉市	倉吉打吹地区	倉吉市、（株）赤瓦	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2001年：夢街道モデル地区認定 ● 2003年～2004年：まちづくり総合支援事業（照明施設の設置、ベンチの設置、道標や案内板の設置、道路舗装等）
69	鳥取県	境港市	JR境港駅前地区	境港市、鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ● ゆとりや憩いの場の創出 ● 賑わいの向上 ● 自動車の流入抑制 ● 観光振興 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2013年：道路空間リニューアルに関する検討委員会の設置 ● 2018年：道路空間リニューアル完成
70	島根県	出雲市	神門通り地区	島根県、出雲市、一畠電鉄（株）	<ul style="list-style-type: none"> ● 賑わいの向上 ● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 美観形成やまちなみづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010・2011年：住民ワークショップ実施 ● 2011年：道路整備の着工 ● 2013年：第一期工事竣工 ● 2016年：道路整備の完成

注目する要素		活用している主な補助事業
	空間デザイン アクティビティ	歴史・文化・芸術を感じられるまちなみの創出 ハード・ソフト施策による落語のまちとしての地域のブランド形成 まちづくり総合支援事業（2001～2004年） まちづくり交付金（2005～2009年）
	空間デザイン アクティビティ	歴史的な景観をもつまちの特色と住民主体の景観形成の推進 地区の魅力を内外に発信する住民主体のソフト施策の推進 都市再生整備計画事業（2010～2012年）
	空間デザイン アクティビティ	地域に残る歴史的施設を活用した特色ある景観・イベント -
	体制 ビジョン 空間デザイン	地域が主体となって神戸市独自の制度を活用したまちづくりを推進 新しい道路空間のあり方を示すビジョンの提示 車道の一部を滞留空間として活用するパークレットの実現 -
	体制 空間デザイン	多様な主体が密に連携するための検討体制の構築 交通規制と道路改修を組み合わせたトランジットモール 土地区画整理事業（1989～2024年） 都市再生整備計画事業（2011～2014年） 都市防災総合推進事業（2012～2013年）
	ビジョン 空間デザイン アクティビティ	自然とふれあうための空間整備とアートによる魅力づくり まちづくり交付金（2004～2008年）
	ビジョン 空間デザイン	歩くまちづくりに向けた参道のモール化・スローモビリティの導入 地方創生推進交付金（2018～2021年）
	空間デザイン	回遊型の観光地形成に向けた空間づくりの推進 まちづくり交付金（2006～2010年）
	ビジョン 体制	歴史的資源を生かした街路・沿道施設整備、施設の利活用 まちづくり総合支援事業（2003～2004年） まちづくり交付金（2005～2009年） 街なみ環境整備事業（2006年～）
	ビジョン アクティビティ	安全・快適な歩行者空間づくりとエリアのコンセプトの強調 都市再生整備計画事業（2015～2019年） 街なみ環境整備事業（2016年～）
	空間デザイン	道路・広場・沿道が連動した一体的な空間形成 街なみ環境整備事業（2011～2012年、2011～2025年） 道路事業（2016～2024年（予定））

ID	都道府県	市区町村	地区名	主な取組主体	取組の目的	主な取組の実施時期
71	島根県	津和野町	津和野本町・祇園丁通り	島根県	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 歩行者の安全性・快適性確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1997年：コミュニティ・ゾーン形成事業の対象範囲として指定 ● 2000年：基本整備内容の決定 ● 2002年：整備連絡会発足 ● 2004年：整備案の再検討実施 ● 2006年：道路の竣工・供用開始
72	岡山県	倉敷市	倉敷駅周辺地区	倉敷市	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 賑わいの向上 ● 観光振興 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2005年～2009年：まちづくり交付金事業（夜間景観照明の整備、電線類の地中化等）
73	広島県	尾道市	尾道・向島地区	尾道市	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2007年：「尾道市景観計画」策定
74	広島県	福山市	福山本通・福山本通船町商店街	福山市、福山本通商店街振興組合、福山本通船町商店街振興組合	<ul style="list-style-type: none"> ● 賑わいの向上 ● ゆとりや憩いの場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2008年：商店街再生に関する取組を開始 ● 2011年：商店街の空間デザインに関する議論の開始 ● 2016年：空間デザインの再整備の完成
75	山口県	下関市	下関駅にぎわいプロジェクト地区	下関市、エキマチ下関推進協議会、エキマチコンシェル	<ul style="list-style-type: none"> ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1994年：JR下関駅の駅前的人工地盤竣工 ● 2014年：「エキマチ下関推進協議会」設立
76	山口県	防府市	宮市・国衙地区	防府市、防府市旧山陽道整備計画デザイン会議、まちづくりワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 歩行者の安全性・快適性確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2014年：イメージ狭窄による歩行者空間の拡幅
77	山口県	柳井市	柳井駅周辺地区	柳井市白壁の町並みを守る会、白壁の町並みボランティアガイド	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 観光振興 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1984年：「重要伝統的建造物群保存地区」選定 ● 1987年：「白壁の町並みボランティアガイド」発足 ● 2005年：サイン整備等 ● 2010年：柳井川の水辺空間整備完了
78	愛媛県	松山市	道後温泉本館周辺地区	道後温泉誇れるまちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 賑わいの向上 ● 美観形成やまちなみづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1992年：「道後温泉誇れるまちづくり推進協議会」発足 ● 2006年：「ファサード整備協定書」「景観まちづくりデザインガイドライン」策定
79	福岡県	北九州市	門司港レトロ地区	門司港レトロ俱楽部	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光振興 ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1988年：「門司港レトロめぐり・海峡めぐり推進事業」の実施 ● 1995年：「門司港レトロ俱楽部」設立
80	福岡県	福岡市	博多駅・はかた駅前通り	博多まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2008年：「博多まちづくり推進協議会(HTC)」 ● 2014年以降：「国家戦略特区」の枠組みを活用した街路空間の利活用の社会実験
81	福岡県	福岡市	福岡博多の屋台	福岡市	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光振興 ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2013年：福岡市屋台基本条例の制定
82	福岡県	八女市	福島地区	八女福島町並み保存会NPO八女町並みデザイン研究会	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1993年：「八女市伝統的町並み景観整備規則」を制定 ● 1995年：「街なみ環境整備事業」を活用した施策の実施 ● 2002年：「重要伝統的建造物群保存地区」の選定

注目する要素			活用している主な補助事業
体制 空間デザイン	歴史的景観に配慮したさりげない質の高いデザイン		-
空間デザイン	滞在型の観光地形成に向けた魅力的な夜間照明の整備		まちづくり交付金（2005～2009年）
ビジョン 空間デザイン	自然を楽しむための歩行者空間の創出／歩行者空間と拠点施設の一体的な整備		歴史的地区環境整備街路事業（1983～1990年） 街なみ環境整備事業（2012～2021年） 都市再生整備計画事業（2017～2022年（予定））
空間デザイン 育成・管理	沿道商店街の改修と道路整備が一体となった空間デザイン		都市再生整備計画事業（2014～2015年） 商店街まちづくり事業（2015年）
体制 アクティビティ	駅周辺エリアマネジメントと市民有志「エキマチコンシェル」の募集		まちづくり交付金（2009年） 暮らし・にぎわい再生事業（2009年） 鉄道駅移動円滑化施設整備事業（2009年） 都市再生整備計画事業（2010～2013年）
空間デザイン	歴史的なまち並みや史跡の保全と安全な歩行者空間づくりの両立		まちづくり交付金（2008～2009年） 都市再生整備計画事業（2010～2012年）
アクティビティ	市民の手による商都柳井のまちなかにおける賑わいづくり		街並み・まちづくり総合支援事業（1997～2000年） 中小河川（広域基幹）改修事業（1997～2020年） まちづくり総合支援事業（2001～2004年） まちづくり交付金（2005～2010年）
ビジョン 体制	公民連携のソフト・ハードの取組を推進する協議会		まちづくり交付金（2006～2009年） 道路事業（2007～2009年）
ビジョン 体制 アクティビティ	港らしい水辺・歴史的建造物を活かしたビジョン 公民の柔軟な議論を促進する“任意の組織”的設立 環境を活かしたアクティビティを創出するための仕組み		-
ビジョン 体制	オフィス街に賑わいを生むハード・ソフトの取組		-
ビジョン 空間デザイン 育成・管理	課題を踏まえた持続的な維持管理の仕組み構築		-
体制 空間デザイン	複数のまちづくり団体の連携による歴史的建造物の保全・活用促進		街なみ環境整備事業（1995～2020年）

ID	都道府県	市区町村	地区名	主な取組主体	取組の目的	主な取組の実施時期
83	福岡県	太宰府市	太宰府天満宮参道	太宰府市	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 歩行者の安全性・快適性確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010年：「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定 ● 2017年：「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」の制定
84	佐賀県	佐賀市	佐賀市中心市街地地区	佐賀市街なか再生会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 低未利用地の活用 ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010年：「街なか再生会議」の設立 ● 2011年：「佐賀市街なか再生計画」の策定
85	佐賀県	佐賀市	こころざしのもり	佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ● ゆとりや憩いの場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2015年：佐賀県が総合計画を策定、「さがデザイン」を位置づけ ● 2016年：「勝手にプレゼンフェス」で図書館と公園のリノベーションが提案される ● 2018年：再整備が完了
86	佐賀県	唐津市	唐津市中心市街地地区	いきいき唐津（株）	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010年：「中心市街地活性化基本計画」認定 ● 2016年：「唐津市中心市街地活性化基本計画（新計画）」策定
87	熊本県	熊本市	熊本市桜町地区	熊本桜町再開発（株）	<ul style="list-style-type: none"> ● 低未利用地の活用 ● ゆとりや憩いの場の創出 ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2005年：バス交通センターの再開発検討の開始 ● 2014年：第一種市街地再開発事業が施行 ● 2019年：再開発施設が開業
88	熊本県	人吉市	鍛冶屋町通り	鍛冶屋町通りの町並み保存と活性化を計る会	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2001年：街なみ環境整備事業の検討 ● 2001年：「鍛冶屋町通りの町並み保存と活性化を計る会」発足
89	熊本県	山鹿市	山鹿湯まち地区	山鹿市	<ul style="list-style-type: none"> ● 美観形成やまちなみづくり ● 観光振興 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2008年：「山鹿市歴史的風致維持向上計画」の策定 ● 2008年：「都市再生整備計画」の策定 ● 2009年：都市再生整備計画事業開始（歴史的建造物の再生、生活道路再整備等） ● 2012年：都市再生整備計画事業完了
90	大分県	由布市	湯の坪街道	由布市、湯の坪街道周辺地区景観づくり検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者の安全性・快適性確保 ● 美観形成やまちなみづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2000年：「ゆふいん建築・環境デザインガイドブック」を作成 ● 2006年：「湯の坪街道周辺地区景観づくり検討委員会設立 ● 2008年：「湯の坪街道周辺地区景観計画・景観協定」策定
91	宮崎県	日南市	油津商店街	(株) 油津応援団、日南市	<ul style="list-style-type: none"> ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2013年：「テナントミックスサポートマネージャー」全国公募 ● 2014年：「(株) 油津応援団」設立 ● 2015年：多世代交流モールオープン
92	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市中町地区	(株) 山形屋	<ul style="list-style-type: none"> ● 賑わいの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2007年：立体都市計画通路決定 ● 2013年：土地区画整理事業の換地処分公告

注目する要素		活用している主な補助事業
	ビジョン 空間デザイン	おもてなしの空間として受け継がれた付庭（つけびさし）の景観を守る独自条例 街なみ環境整備事業（2018～2025年（予定）） 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業（2017年）
	空間デザイン アクティビティ	クイック＆低コストでアクティビティを生む社会実験
	体制	部局横断的な政策遂行が可能とした建物と公共空間の一体化 地方創生拠点整備交付金（2017年）
	体制	ビジネスマインドを持った”まちづくり会社” 都市再生整備計画事業（2020～2021年）
	アクティビティ 育成・管理	公園・道路の広場化による運営の柔軟性の担保 都市再生整備計画事業（2018～2020年） 市街地再開発事業（2008～2018年） 暮らし・にぎわい再生事業（2016～2018年） 防災・省エネまちづくり緊急促進事業（2016～2019年） 災害時拠点強靭化緊急促進事業（2016～2018年）
	体制 アクティビティ	地域に根差した有志組織によるソフト施策の展開 街なみ環境整備事業（2004～2025年（予定））
	ビジョン 空間デザイン	都市再生整備計画に基づく中核施設と小路（しゆうじ）の再整備 まちづくり交付金（2008～2009年） 都市再生整備計画事業（2010～2012年） 街なみ環境整備事業（2015～2024年（予定）） 暮らし・にぎわい再生事業（2008～2011年） 地域活性化・経済危機対策臨時交付金（2009～2010年） 防災安全交付金（2014～2020年）
	空間デザイン	きめ細かい景観協定の枠組みづくりで住民の参加を促進
	空間デザイン	築28年の遊休施設を減築して2つに分け、中庭を設けて交流拠点を形成
	育成・管理	都市計画と管理協定による恒久的な歩行者空間の担保



卷末資料

参考資料・図版出典一覧

1章 人を中心のまちなかづくりに向けて

2.居心地が良く歩きたくなるまちなかとは

○図版出典

- 国土交通省都市局にて作成

3.グランドレベルデザインの重要性

○図版出典

- 国土交通省都市局にて作成

2章 グランドレベルデザインのポイント

1.グランドレベルデザインの基本的な考え方

①関係者の連携による一体的な空間形成の推進

○図版出典

- 国土交通省都市局にて作成

②グランドレベルデザインの五つの要素

○参考資料

次頁以降掲載の横浜元町地区、大丸有地区、天神明治通り地区、花園町通り地区、豊田市都心地区、長門湯本地区に関する参考資料と同様

○図版出典

- 「居心地の良いまちなかづくり向けたグランドレベルデザインの五つの要素」：国土交通省都市局にて作成
- 「天神明治通りグランドデザイン2009」：「天神明治通りグランドデザイン2009」（天神明治通り街づくり協議会、2009年5月）
- 「豊田市都心地区空間デザイン基本計画」：「都心の未来デザインブック～豊田市都心地区空間デザイン基本計画～」（豊田市、2017年10月）
- 「天神明治通り街づくり協議会（MDC）」：「天神明治通り街づくり協議会（MDC）リーフレット」（天神明治通り街づくり協議会、2020年3月）
- 「新とよパークパートナーズ」：豊田市より提供
- 「花園町通り」（p.16）：日建設計総合研究所撮影
- 「とよしば」：豊田市より提供
- 「元町の景観」：日建設計総合研究所撮影
- 「花園町通りにおける街路樹」：日建設計総合研究所撮影
- 「丸の内仲通り」：大丸有エリアマネジメント協会より提供
- 「丸の内アーバンテラス」：大丸有エリアマネジメント協会より提供
- 「新とよパーク」（p.18中段）：豊田市より提供
- 「新とよパーク」（p.18下段）：「新とよパーク（新豊田駅東口駅前広場）」（豊田市HP、<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisetsu/sports/kouen/1031163/index.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- 「花園町通り」（p.19）：日建設計総合研究所撮影
- 「明治通り沿いの公開空地の活用」：日建設計総合研究所撮影

A. 神奈川県、横浜市、横浜元町地区

○参考資料

- ・「横浜元町～元町時間の創出を目指す第4期街づくり～～」（熊谷玄、大木淳、『都市と交通』通巻118号、2020年5月）
- ・「横浜・元町商店街の主体的な街並み整備」（鶴野礼子、『月刊商工会』No.601、2009年8月号）
- ・「特集【論説】紛争・訴訟問題からみたまちづくり手法の有効性と限界 横浜市における「まちのルールづくり」の取り組み」（石津啓介著、日本不動産学会誌 第24巻第4号、2011年4月）
- ・「横浜市における民間との協働によるまちづくりの仕組み～地域まちづくり推進条例他～」（横浜市都市整備局長薬師寺えり子、国土交通省 社会資本整備審議会 第4回都市計画基本問題小委員会、2017年4月）
- ・「横浜元町まちづくり憲章」（元町まちづくり協議会、2003年）
- ・「国総研資料第433号 景観デザイン規範事例集（道路・橋梁・街路・公園編）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所、2008年3月）
- ・「商店街におけるまちづくり協定と地区計画の運用と活用方法—横浜市の3商店街を対象として—」（原田貴明・森平桂子・室田昌子、日本都市計画学会都市計画報告集 No7、2009年2月）
- ・「元町仲通り地区街づくり協定」（商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート、2003年(改定)）
- ・「元町通り街づくり協定」（協同組合元町エスエス会、2003年(改定)）

○図版出典

- ・「表紙」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 元町地区の協定と対象地区」：「商店街におけるまちづくり協定と地区計画の運用と活用方法—横浜市の3商店街を対象として—」より作成
- ・「図 壁面後退と民地歩道が連続する景観」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 ボンエルフ型の道路線形」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 元町通りエントランスのオブジェ」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 ブランドマークが刻印された元町通りの横断部」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 歩道上のプラントボックス等」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 歩行空間を繋ぐキャノピー」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 元町パークレット」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 歩き易さを高めた車道・駐車帯のピンコロ石」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 歩行者天国の安全性を高める有人の交通整理」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 パウダールーム「元町オアシス」」：元町ショッピングストリートホームページ

B. 東京都 千代田区 大丸有地区

○参考資料

- ・「大手町・丸の内・有楽町地区地区計画」（千代田区、2015年1月9日）
- ・「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2020」（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、2021年3月）
- ・「デザインマニュアル」（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、2009年）
- ・「屋外広告物ガイドライン」（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、2016年）
- ・「緑環境デザインマニュアル」（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、2013年）
- ・「大手町・丸の内・有楽町地区道路空間活用のご案内」（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、2017年）
- ・「大手町・丸の内・有楽町地区における駐車場整備に関する取組について」（2017.5.25、白根哲也：大丸有駐車協議会事務局）（<https://www.mlit.go.jp/common/001186186.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「大丸有協議会パンフレット」（一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会、2020年7月1日）
- ・「大手町・丸の内・有楽町地区のまちづくりとエリアマネジメント」（<https://tokyo-omy.jp/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会」（<https://www.tokyo-omy-council.jp/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「NPO法人大丸有エリアマネジメント協会」（<https://ligare.jp/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会」（<http://www.aurora.dti.ne.jp/~ppp/index.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「大丸有地区駐車環境対策協議会」（<https://www.omy-parking.jp/index.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「丸の内仲通り～エリアマネジメント～」（<https://www.mec.co.jp/j/service/project/project01/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・『まちの価値を高めるエリアマネジメント』（小林重敬・一般財団法人森記念財団編著、学芸出版社、2018年）

○図版出典

- ・「表紙」：大丸有エリアマネジメント協会より提供
- ・「図 ゾーン、軸、拠点によるまちづくり」：「大丸有協議会パンフレット」（一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会、2020年7月1日）
- ・「図 計画・マニュアルの関係性」：国土交通省都市局にて作成
- ・「図 整備手法の適用イメージ」：国土交通省都市局にて作成
- ・「図 まちづくり活動と担い手組織」：「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2020」を参考に作成（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、2021年3月）
- ・「図 2つのまちづくり構成手法」：「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2020」（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、2021年3月）
- ・「街並み形成型：丸の内仲通りの例」：「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2020」（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、2021年3月）
- ・「公開空地ネットワーク型：大手町の例」：「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2020」（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、2021年3月）
- ・「図 丸の内仲通り断面イメージ」：大丸有エリアマネジメント協会より提供
- ・「図 丸の内仲通りの様子」：日建設計総合研究所撮影
- ・「コラム | 長年の駐車場整備を通じて実現した人を中心のグランドレベル」：「大手町・丸の内・有楽町地区における駐車場整備に関する取組について(2017.5.25、白根哲也：大丸有駐車協議会事務局)」をもとに国土交通省都市局にて作成
- ・「図 丸の内アーバンテラス」：大丸有エリアマネジメント協会より提供
- ・「図 道路空間活用のご案内」：「大手町・丸の内・有楽町地区道路空間活用のご案内」をもとに国土交通省都市局にて作成（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会、2017年）
- ・「図 道路空間活用の手続きの流れ」：「大手町・丸の内・有楽町地区道路空間活用のご案内」をもとに国土交通省都市局にて作成
- ・「図 快適な屋外オフィス空間」：大丸有エリアマネジメント協会より提供
- ・「図 天然芝で自然を感じる公園」：大丸有エリアマネジメント協会より提供

C. 福岡県 福岡市 天神明治通り地区

○参考資料

- ・「天神明治通りグランドデザイン2009」（天神明治通り街づくり協議会、2009年5月）
- ・「グランドデザイン実現の手引書」（天神明治通り街づくり協議会、2011年）
- ・「天神まちづくりガイドライン」（We Love 天神協議会、2008年）
- ・「都心部機能更新誘導方策」（福岡市、<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kaihatsu/toshi/003.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「天神明治通り街づくり協議会ホームページ」（<http://www.tenjin-mdc.org/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「西日本鉄道創立110周年記念誌『まちとともに、新たな時代へ』第1部 天神発展史」（西日本鉄道株式会社、http://www.nishitetsu.co.jp/110th_history/、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「We Love 天神協議会ホームページ」（<https://welovetenjin.com/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「天神未来創造 天神ビッグバン」（福岡市、<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kaihatsu/shisei/20150226.html>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「表紙」：「天神明治通り街づくり協議会ホームページ」（<http://www.tenjin-mdc.org/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「図 グランドデザイン（まちの将来像）のイメージ」：天神明治通りグランドデザイン2009（天神明治通り街づくり協議会、2009年5月）
- ・「図 グランドデザインで示される主な指針（抜粋）」：同上
- ・「図 歩道整備・低層部都市機能検討会による昼-夜の歩道空間のイメージ」：天神明治通り街づくり協議会 歩道デザイン検討、景観形成・低層部部会検討業務（スピングラス・アーキテクツ、<https://www.spinglass.co.jp/mdc>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「図 景観形成・低層部部会による「ご近所感のあるオフィス街」のイメージ」：同上
- ・「図 天神花あかりの様子」：これまでの取り組み（We Love 天神協議会、<https://welovetenjin.com/efforts>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「図 ho do ～はじまりの一歩道の様子」：同上
- ・「図 天神明治通り沿いの公開空地の利活用（福岡銀行）」：日建設計総合研究所撮影

D. 愛媛県 松山市 花園町通り地区

○参考資料

- ・「松山市都市計画マスターplan」（松山市、2011年3月）
- ・「花園町東通り景観まちづくりデザインガイドライン」（花園町東通り商店街組合、2015年8月）
- ・「松山アーバンデザインセンターの設立とその役割」（片岡由香ほか4名、土木計画学研究・講演集、2015年）
- ・「遅い交通とまちづくり～都市改变事業の合意形成～」（松山市都市・交通計画課 石井朋紀、アーバンインフラ・テクノロジー推進会議第27回技術研究発表会、2015年11月）
- ・「『歩いて暮らせるまち松山』の新たなシンボルロード花園町通り～賑わいと交流を育む『広場を備えた道路』～」（松山市都市整備部道路建設課、2018年3月）
- ・松山アーバンデザインセンターWEBサイト（<http://udcm.jp/>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「表紙」：松山アーバンデザインセンターより提供
- ・「図 ビジョン・計画の関係性」：国土交通省都市局にて作成
- ・「図 デザインコードの設定箇所」：「花園町東通り景観まちづくりデザインガイドライン」（花園町東通り商店街組合、2015年8月）掲載図をもとに国土交通省都市局にて加筆
- ・「図 デザインガイドライン掲載のファサードイメージ」：「花園町東通り景観まちづくりデザインガイドライン」（花園町東通り商店街組合、2015年8月）
- ・「図 花園町通りの建物景観」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 関連する組織の関係性・役割」：国土交通省都市局にて作成
- ・「図 花園町通り沿道のUDCMオフィス」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 荷捌きスペース（左側）・自転車レーン（右側）の設置」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 街路と沿道の一体的な空間形成につながるベンチ・植栽の設置」：日建設計総合研究所撮影
- ・「図 整備計画案」：「遅い交通とまちづくり～都市改变事業の合意形成～」（松山市都市・交通計画課 石井朋紀、アーバンインフラ・テクノロジー推進会議第27回技術研究発表会、2015年11月）
- ・「図 ウッドデッキとベンチ」：「『歩いて暮らせるまち松山』の新たなシンボルロード花園町通り～賑わいと交流を育む『広場を備えた道路』～」（松山市都市整備部道路建設課、2018年3月）
- ・「図 マルシェ等のイベントの実施」：松山アーバンデザインセンターより提供
- ・「図 オープンテラスの実験」：松山アーバンデザインセンターより提供
- ・「図 沿道の植栽・花壇」：日建設計総合研究所撮影

E. 愛知県 豊田市 豊田市都心地区

○参考資料

- ・「都心環境ビジョン」（豊田市、2015年1月）
- ・「都心環境計画」（豊田市、2016年3月）
- ・「都心の未来デザインブック～豊田市都心地区空間デザイン基本計画～」（豊田市、2017年10月）
- ・「新とよパーク使いこなしブック」（豊田市都市整備部都市整備課、2019年9月）
- ・「新とよパーク」（豊田市、
https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/031/163/06keii.pdf、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「とよしば」（豊田市、
https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/029/523/gaiyo02.pdf、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「豊田市駅東口まちなか広場における拠点施設運営・管理事業」（豊田市、
<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/proposal/1030097/1029523.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「あそべるとよたプロジェクト」（国土交通省、<https://www.mlit.go.jp/common/001346737.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「表紙」：「都心の未来デザインブック～豊田市都心地区空間デザイン基本計画～」（豊田市、2017年10月）
- ・「図 公共空間の再整備方針」：国土交通省ストリートデザイン懇談会第3回会議・栗本光太郎ゲスト委員資料掲載図をもとに国土交通省都市局にて作成
- ・「図 ビジョン・計画の関連性」：国土交通省都市局にて作成
- ・「図 『カスタマイズとよた！』の8つのポイント（豊田市都心地区空間デザイン基本計画）」：「都心の未来デザインブック～豊田市都心地区空間デザイン基本計画～」（豊田市、2017年10月）
- ・「図 『カスタマイズとよた！』の推進体制」：「都心の未来デザインブック～豊田市都心地区空間デザイン基本計画～」（豊田市、2017年10月）掲載図をもとに国土交通省都市局にて作成
- ・「図 『あそべるとよたプロジェクト』の体制・取組内容・波及効果」：国土交通省都市局にて作成
- ・「図 アーバンファニチャーのデザイン」：「都心の未来デザインブック～豊田市都心地区空間デザイン基本計画～」（豊田市、2017年10月）
- ・「図 とよしばの芝生広場」：豊田市より提供
- ・「図 新とよパークのデザインとアクティビティ」：豊田市より提供
- ・「図 とよしばにおけるイベント」：とよしばFacebookアカウント投稿
(<https://www.facebook.com/toyocba/posts/438541167528869>、アクセス日：2021年3月1日)
- ・「図 新とよパークの利用に係るルールの明示」：「新とよパーク（新豊田駅東口駅前広場）」（豊田市HP、<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisetsu/sports/kouen/1031163/index.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「図 とよしばにおける運営事業者とプレイヤーの連携」：国土交通省都市局にて作成
- ・「図 『新とよパークパートナーズ』の活動内容」：国土交通省都市局にて作成
- ・「図 新とよパークパートナーズによる日常の清掃」：豊田市より提供
- ・「図 新とよパークパートナーズの会議」：豊田市より提供
- ・「図 とよしば全景」：豊田市より提供
- ・「図 とよしばの事業スキーム」：国土交通省都市局にて作成

F. 山口県 長門市 長門湯本地区

○参考資料

- ・「長門湯本温泉観光まちづくり計画」（長門市、2016年8月）
- ・「これまでの取組の総括」（長門市、2020年3月10日）
- ・「平成28年度 長門湯本温泉観光まちづくり 推進体制構築支援事業報告」（長門市観光コンベンション協会、2017年2月）
- ・「ゆもと通信第1号～第6号」（長門市、<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/site/nagatoyumotoonsenkankoumachidukuri/19100.html>、アクセス日：2021年4月21日）
- ・「長門湯本 2017年度社会実験概要」（長門市提供資料）
- ・「長門湯本 2018年度社会実験概要」（長門市提供資料）
- ・「長門湯本 2019年度社会実験概要」（長門市提供資料）
- ・「長門湯本みらいプロジェクト」（<https://yumoto-mirai.jp/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「長門湯本温泉で進む「公民連携」による観光まちづくり」（安岡和政、『やまぐち経済月報』、2019年8月）
- ・「長門市における温泉街の復活に向けた官民連携（特集 地域資源を活かした観光まちづくり）」（石井芳明、『新都市』VoL 74 No.3、2020年3月）
- ・「長門市・長門湯本温泉での取組み」（有賀敬直、『都市と交通』通巻118号、2020年5月）
- ・『造景2020』（「長門湯本温泉の再生」執筆チーム、建築資料研究社、2020年8月30日）

○図版出典

- ・「表紙」：「長門湯本温泉観光まちづくり計画」（長門市、2016年8月）
- ・「図 長門湯本まちづくりプロセス」：ハートビートプラン泉英明氏作成資料をもとに国土交通省都市局にて作成
- ・「図 魅力的な温泉街を生み出す6つの要素と配置計画」：「長門湯本温泉観光まちづくり計画」（長門市、2016年8月）
- ・「図 事業スケジュール（長門湯本温泉観光まちづくり計画）」：「長門湯本温泉観光まちづくり計画」（長門市2016年8月）
- ・「図 リーディングプロジェクトの枠組み」：ハートビートプラン泉英明氏作成資料をもとに国土交通省都市局にて作成
- ・「図 観光まちづくり計画の推進体制」：「平成28年度 長門湯本温泉観光まちづくり 推進体制構築支援事業報告」をもとに国土交通省都市局にて作成
- ・「図 整備運営主体区分図」：「平成28年度 長門湯本温泉観光まちづくり 推進体制構築支援事業報告」（長門市観光コンベンション協会、2017年2月）
- ・「図 川床の様子」：長門市より提供
- ・「図 置き座の様子」：長門市より提供
- ・「図 雁木広場の様子」：長門市より提供
- ・「図 飛び石周辺の様子」：長門市より提供
- ・「図 エリア交通計画方針図」：「ゆもと通信第5・6号」（長門市、<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/site/nagatoyumotoonsenkankoumachidukuri/19100.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「図 狹窄部のデザイン」：「長門湯本event：8月8日より2019年度 道路社会実験がスタート！」（長門湯本みらいプロジェクト、<https://yumoto-mirai.jp/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「図 設置されたプランターとベンチ」「長門湯本event：8月8日より2019年度 道路社会実験がスタート！」（長門湯本みらいプロジェクト、<https://yumoto-mirai.jp/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「図 橋、川床、樹木、提灯などの夜間照明」：「長門湯本report：広報ながと運動企画・まちづくりのキーパーソン紹介 vol.04 「デザイン会議メンバー 長町志穂さん（LEM空間工房）」」（長門湯本みらいプロジェクト、<https://yumoto-mirai.jp/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「図 長門湯本オソト活用協議会の仕組み」：「長門湯本REPORT：長門湯本オソト活用協議会の道路協力団体に係る認定証交付式が行われました」をもとに国土交通省都市局にて作成
- ・「図 暫定地の整備方針について」：「これまでの取組の総括」（長門市、2020年3月10日）

3章 グランドレベルの全国事例

01 北海道、札幌市、札幌北2条西4地区

○参考資料

- ・「札幌市北3条広場[アカプラ]」（札幌駅前通まちづくり株式会社、<https://www.kita3jo-plaza.jp/>、アクセス日：2021年2月7日）
- ・「北2条西4地区都市計画法及び都市再生特別措置法に基づく都市計画の提案及び判断等について」（札幌市、<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/info/teian/jirei/ari/09kita2nishi4/09kita2nishi4.html>、アクセス日：2021年2月7日）
- ・「優秀賞 札幌市北3条広場」（土木学会景観デザイン委員会、<http://designprize.sakura.ne.jp/archives/result/579>、アクセス日：2021年2月7日）
- ・「札幌北3条広場の整備～新たな憩いとにぎわい創出の空間へ～」（札幌市市民まちづくり局都心まちづくり推進室、『道路行政セミナー』2014.10、2014年）
- ・「札幌市北3条広場 利用の手引き」（札幌駅前通まちづくり株式会社、2014年）
- ・「地域の話題 札幌市 札幌北3条広場」（一般財団法人北海道道路管理技術センター、『北の交差点』vol.32、2014年）

○図版出典

- ・「赤れんが庁舎への眺望を重視した広場」：ようこそSAPPORO観光写真ライブラリー（札幌市）
- ・「北3条広場の目標像」／「会場レイアウト配慮指針図」：札幌市北3条広場 利用の手引き（札幌駅前通まちづくり株式会社、2014年）

02 北海道、札幌市、創成川公園

○参考資料

- ・「第4次札幌市長期総合計画」（札幌市、2000年）
- ・「創成川ルネサンス」（創成川ルネサンス、『創成川ルネサンス』15、1996年）
- ・「創成川公園・狸二条広場利用ガイド」（狸二条広場運営協議会・札幌市、2012年10月改訂）
- ・「創成川公園」（創成川公園管理事務所、<https://www.sapporo-park.or.jp/sousei/>、アクセス日：2020年12月29日）

○図版出典

- ・「都心で水に触れる貴重な機会を提供する創成川」：ようこそSAPPORO観光写真ライブラリー（札幌市）

03 北海道、江差町、中歌姥神地区

○参考資料

- ・「歴史を活かすまちづくり事業について」（江差町、<https://www.hokkaido-esashi.jp/modules/chousei/category0010.html>、アクセス日：2020年12月14日）

○図版出典

- ・「いにしえ街道・景観に配慮した街なみづくり」：北海道江差町の観光情報ポータルサイト（江差町）

04 青森県、黒石市、こみせ通り

○参考資料

- ・「みんなでつくる黒石のみらい」（一般財団法人都市みらい推進機構、http://www.toshimirai.jp/machidukuri/t10_kuroishi.html、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「横町かぐじ広場」（黒石市、<http://www.city.kuroishi.aomori.jp/kankou/spot/kankou/kaguchi.html>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「こみせ：民地内に設置された半公共空間」：日建設計総合研究所撮影

05 岩手県、紫波町、オガールエリア

○参考資料

- ・「地域再生支援プログラム第一号、岩手県紫波町と協定」（東洋大学、<http://www.pppschool.jp/site/pppschool/31883.html>、2007年4月20日ニュースリリース）
- ・「OGAL」（株式会社オガール、<https://ogal.info/>、アクセス日：2021年1月24日）
- ・「紫波町公民連携基本計画」（紫波町、2009年）
- ・「オガール地区デザインガイドライン」（紫波町、2010年）
- ・「PRE活用による官民複合開発～オガールプロジェクト～」（鎌田千市、『ARES不動産証券化ジャーナル』vol.41、2018年）
- ・「紫波町オガールプロジェクトにおける公民連携」（岡崎正信・オガールデザイン会議、2018年4月）

○図版出典

- ・「まちの中心に設置されたオガール広場」：OGALホームページ（株式会社オガール）
- ・「デザイン会議の構成と役割（2013年時点）」：「紫波中央駅前都市整備事業～オガールプロジェクト～」（鎌田千市、日欧政策セミナー2015年2月24日資料）
- ・「ガイドラインに示された広場と建物の関係」：オガール地区デザインガイドライン（紫波町、2010年）
- ・「縁台がおかげ、火気の使用なども可能なスタジオ」：OGALホームページ（株式会社オガール）

06 宮城県、仙台市、定禅寺通

○参考資料

- ・「事例番号017百年の杜のまちづくり（宮城県仙台市）」まち再生事例データベース（国土交通省、https://www.mlit.go.jp/crd/city/mint/htm_doc/pdf/017sendai.pdf、アクセス日：2020年12月29日）
- ・「縁の保全」（仙台市、<http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/kurashi/shizen/midori/mesho/hozan/index.html>、アクセス日：2020年12月29日）
- ・「今後の街路樹のあり方について」（第81回杜の都の環境をつくる審議会、2018年12月）
- ・「仙台市街路樹マニュアル」（仙台市、2010年）
- ・「（仮称）仙台市街路樹マネジメント方針（素案）」（仙台市、2019年）
- ・「仙台市における定禅寺通の活性化に向けて」（田中徹、『新都市』2020年1月号）
- ・「定禅寺通活性化検討会について」（仙台市、<http://www.city.sendai.jp/jozenji/kentoukai.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「JOZENJI STREET STREAM」（定禅寺通活性化検討会、<http://www.city.sendai.jp/jozenji/kentoukai.html>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「近年、道路利活用も進む定禅寺通」：「定禅寺通活性化検討会について」（仙台市、<http://www.city.sendai.jp/jozenji/kentoukai.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「定禅寺通活性化検討会の構成」：「定禅寺通活性化検討会について」（仙台市、<http://www.city.sendai.jp/jozenji/kentoukai.html>、アクセス日：2021年3月1日）より作成
- ・「定禅寺通ストリートパーク'19の実施状況」：「定禅寺通活性化検討会について」（仙台市、<http://www.city.sendai.jp/jozenji/kentoukai.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「パブリックミーティングの実施状況」：同上

07 宮城県、女川町、女川駅前レンガみち周辺地区

○参考資料

- ・「女川町まちなか再生計画」（復興庁、2016年）
- ・「最優秀賞 女川駅前シンボル空間/女川町震災復興事業」2019年土木学会デザイン賞（土木学会景観・デザイン委員会、<http://design-prize.sakura.ne.jp/archives/result/1205>、アクセス日：2021年1月23日）
- ・「女川町中心部土地利用計画図（案）」（女川町、2011年12月）
- ・「「町有地+テナント店舗」をまちづくり会社が運営、女川町」（守山久子、『新・公民連携最前線』2015年）

○図版出典

- ・「海をのぞむレンガみち」：「女川駅前にぎわい拠点」（女川町、https://www.town.onagawa.miagi.jp/hukkou/nigiwai_map.html、アクセス日：2021年1月23日）
- ・「ビジョンとして共有されたレンガみちのあり方」：「女川町まちづくりデザインのあらまし 第2版」（女川町、2014年）
- ・「復興まちづくりデザイン会議の構成」：「復興まちづくりデザイン会議」（女川町、<https://www.town.onagawa.miagi.jp/hukkou/design.html>、アクセス日：2021年1月23日）

08 山形県、金山町、金山町中心市街地地区

○参考資料

- ・「街並み・景観」のホームページ（金山町、https://www.town.kaneyama.yamagata.jp/machinami_koryu/machinamizukuri100nenundo/index.html、アクセス日：2020年12月30日）
- ・「美しい風景と街並みをつくる案内書」（金山町、2014年）
- ・「協働型まちづくりの成立条件—東北地方の二つの町を事例として—」（田中重好・辻村大生・黒岡晃子、『現代社会学研究』第14巻、2001年）

○図版出典

- ・「水路と遊歩道、民家が境界なくつながる街なみ」：中井祐氏より提供

09 茨城県、下妻市、砂沼周辺地区

○参考資料

- ・「都市再生整備計画事業【砂沼周辺地区】」（下妻市、<https://www.city.shimotsuma.lg.jp/page/page000874.html>、アクセス日：2021年1月17日）
- ・「Waiwaiドームしもつま」（Waiwaiドームしもつま、<https://waiwai-shimotsuma.jp/>、アクセス日：2021年1月17日）
- ・「下妻市にサードプレイスを創り出すために活動「しもつま3高」」（いばナビ、<https://ibanavi.net/contents/nishimo/27/>、アクセス日：2021年1月17日）

○図版出典

- ・「日常的な空間として使われるWaiwaiドームしもつま」：日建設計総合研究所撮影

10 茨城県、桜川市、真壁地区

○参考資料

- ・「都市再生整備計画を活用したまちづくり事例集」（国土交通省、2010年）
- ・「真壁 伝統ともてなしのまちづくり」2011年サントリー地域文化賞（サントリー文化財団、https://www.suntory.co.jp/sfnd/prize_cca/detail/2011_kt1.html、アクセス日：2021年1月17日）
- ・「真壁地区」第1回まち交対象・テーマ省（都市みらい推進機構、http://www.toshimirai.jp/machidukuri/m1/m06_makabe.pdf、アクセス日：2021年1月17日）

○図版出典

- ・「歴史的建造物がある真壁地区を観光に訪れる人々」：「真壁のひなまつり」（桜川市商工会、<http://sakuragawa.or.jp/ivent/>、アクセス日：2021年1月17日）

11 栃木県、栃木市、旧日光例幣使街道・巴波川周辺地区

○参考資料

- ・「歴史的町並みに関するこ」（栃木市、<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/41/2411.html>、アクセス日：2021年1月31日）
- ・「蔵の街整備の歩み」（栃木市、<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/41/2411.html>、アクセス日：2021年1月31日）
- ・「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」（栃木市、1990年）

○図版出典

- ・「旧日光例幣使街道のまちなみ」：photolibrary

12 群馬県、草津町、草津温泉湯畑周辺地区

○参考資料

- ・「草津町の景観まちづくり」（草津町、<https://www.town.kusatsu.gunma.jp/www/contents/1492141426920/index.html>、アクセス日：2021年1月31日）
- ・「湯源湯路街基本構想」（草津町、2011年）
- ・「V字回復した草津温泉 湯畑再開発を主導した町長の「経営力」」（黒岩信忠『事業構想』、2016年12月号）
- ・「景観まちづくりパンフレット」（草津町、2014年）
- ・「湯畑地区 景観まちづくり協定」（草津町、2012年）

○図版出典

- ・「湯畑周辺の温泉街のまちなみ」：photolibrary

13 埼玉県、さいたま市、おおみやストリートテラス

○参考資料

- ・「受賞プロジェクト概要／2020年度土地活用モデル大賞・国土交通大臣賞」（（一財）都市みらい推進機構、http://www.toshimirai.jp/tochi_model/tochitaishoutop.htm05630.html、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「STREET PLANTS PROJECT」（アーバンデザインセンター大宮、<http://www.udco.jp/2020/02/25/street-plants-project/>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「道路予定区域を活用したおおみやストリートテラス」：おおみやストリートテラス2019（アーバンデザインセンター大宮、<http://www.udco.jp/2019/11/20/ost2019-report/>、アクセス日：2021年3月1日）

14 埼玉県、川越市、大正浪漫夢通り

○参考資料

- ・連鎖的まちづくりによる中心市街地の再生に関する研究－川越大正浪漫夢通りを対象として』（勝又晃衣・曾根陽子・勝又英明、『日本建築学会技術報告集』第12号、2001年1月）
- ・「“大正浪漫夢通り”にイメージチェンジするまでの経緯と現状そしてこれから」（石黒哲郎、『エスプラナード』、1999年4月）
- ・「自主協定の景観ルールで町並み保存～埼玉県川越市・一番街商店街の取り組みを中心に～」（『開発こうほうマツシェノルド』、2003年9月）
- ・「商店・商店街NOW!」（全国商店街振興組合連合会、メールマガジン『あきんどPLAZA』、2004年6月25日号）

○図版出典

- ・「大正浪漫夢通りのまちなみ」：川越市より提供

15 埼玉県、狭山市、狭山スカイテラス

○参考資料

- ・「グッドデザイン賞2014 駅前広場【狭山スカイテラス】」（公益財団法人日本デザイン振興会、<https://www.g-mark.org/award/describe/41889?token=70T2wuuyTg>、アクセス日：2021年2月7日）
- ・「奨励賞 狹山スカイテラス」（土木学会景観デザイン委員会、<http://design-prize.sakura.ne.jp/archives/result/226>、アクセス日：2021年2月7日）
- ・「狭山市駅西口地区（スカイテラス）」（UR都市機構、<https://www.ur-net.go.jp/produce/case/case006.html>、アクセス日：2021年2月7日）
- ・「狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業」パンフレット（UR都市機構、2012年6月）

○図版出典

- ・「広場から狭山市駅を望む風景」：UR都市機構ホームページ（UR都市機構）
- ・「地図」：「狭山駅西口地区第一種市街地再開発事業」パンフレット（UR都市機構、2012年6月）

16 千葉県、柏市、柏の葉アクアテラス

○参考資料

- ・「柏都市計画事業 柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業」（千葉県柏区画整理事務所、平成30年3月20日）
- ・「北部のまちづくり計画」（柏市、<http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/140500/p005630.html>、アクセス日：2021年1月17日）
- ・「柏の葉国際キャンパスタウン構想」（柏市、<http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/140500/ct2004.html>、アクセス日：2021年1月17日）
- ・「最優秀賞：柏の葉アクアテラス」（土木学会、<http://design-prize.sakura.ne.jp/archives/result/1047>、アクセス日：2021年1月17日）

○図版出典

- ・「街と池の一体化を高める親水空間」：©Forward Stroke Inc.
- ・「アクアテラスの管理枠組み」：『造景2020』掲載図を参考に作成（柏の葉アーバンデザインセンター[UDCK]：三牧浩也、建築資料研究社、2020年8月30日）
- ・「アクアテラス空間デザイン」：「『アクアテラス』イベント・撮影利用規定」（柏一般社団法人UDCKタウンマネジメント、2019年4月1日）

17 千葉県、柏市、柏の葉キャンパス駅桜並木

○参考資料

- UDCK（柏の葉アーバンデザインセンター）及び柏市へのヒアリングに基づく（2021年2月26日メールにて実施）
- 「柏の葉キャンパス地区における公共空間のデザインとマネジメント」（柏市都市部長南條洋介、第6回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム分科会4 公共空間デザインによるまちの賑わい創出）

○図版出典

- 「マルシェ開催時の桜並木」／「空間整備図」／「配置されたアーバンファニチャー」：「柏の葉キャンパス地区における公共空間のデザインとマネジメント」（柏市都市部長南條洋介、第6回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム分科会4 公共空間デザインによるまちの賑わい創出）
- 「地元主体の管理運営スキーム」：「柏の葉キャンパス地区における公共空間のデザインとマネジメント」掲載図を参考に作成（柏市都市部長南條洋介、第6回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム分科会4 公共空間デザインによるまちの賑わい創出）

18 東京都、新宿区、神楽坂地区

○参考資料

- 『造景2020』（粹なお江戸の坂のまち-神楽坂の歩みとこれから-：鈴木俊治、建築資料研究社、2020年8月30日）
- 「新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）」（新宿区、https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan01_002208.html、アクセス日：2021年1月17日）
- 「粹なまちづくり俱楽部 神楽坂」（NPO法人粹なまちづくり俱楽部、https://ikimachi.net/?page_id=5、アクセス日：2021年1月17日）

○図版出典

- 「来街者で賑わう神楽坂通り」：「新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）」（新宿区、https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan01_002208.html、アクセス日：2021年1月17日）
- 「屋外広告物に関する地域別ガイドライン」：「新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）」（新宿区、https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan01_002208.html、アクセス日：2021年1月17日）
- 「神楽坂まち飛びフェスタ：坂にお絵描き」：「神楽坂まち飛びフェスタ」（まち飛びフェスタ、<https://machitobi.org/fotos/>、アクセス日：2021年1月17日）

19 東京都、目黒区、自由が丘地区

○参考資料

- 「受賞地区の概要／2012年度 都市景観大賞 都市空間部門・国土交通大臣賞」（（公財）都市づくりパブリックデザインセンター、<https://www.udc.or.jp/publics/index/83/>、アクセス日：2021年2月26日）
- 「自由が丘地区街並み形成指針<2019年改訂版>」（都市再生推進法人・自由が丘街づくり会社（株）ジェイ・スピリット）
- 「J-Spiritについて」（（株）ジェイ・スピリット、https://www.jiyugaoka-spirit.com/whats_j、アクセス日：2021年2月26日）

○図版出典

- 「敷地の奥へと誘う路地状の通路」：：民間事業者webサイト（<https://www.air-home.jp/rent/175045/>、アクセス日：2021年2月26日）

20 東京都、中野区、中野四季の森公園

○参考資料

- 「大規模開発プロジェクト「中野＆渋谷」計画者からの報告」（尾形光男／（株）日本設計シニアアーキテクト、『景観文化』、2013年6月13日）
- 「サステナブル建築事例集 No.05-27-2013／中野セントラルパークサウス」（（一社）日本建設業連合会、<https://www.nikkenren.com/kenchiku/sb/pdf/249/05-027.pdf>、アクセス日：2021年1月17日）

○図版出典

- 「一体的な空間を形成する公園、民間敷地、建物低層部」：撮影の施設使用に関して（中野セントラルパーク、<https://www.nakano-centralpark.jp/>、アクセス日：2021年2月8日）

21 東京都、豊島区、南池袋公園・グリーン大通り

○参考資料

- ・「【グリーン大通り】国家戦略道路占用事業の区域計画変更について(令和元年9月30日付)」（豊島区、<https://www.city.toshima.lg.jp/303/1910041029.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「池袋で本格始動、4公園を核としたまちづくり（2019.12.20）」（日経BP総合研究所、<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/434167/121700132/?P=4>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「賑わい溢れる空間にリノベーション」：「南池袋公園のご案内」（豊島区）
- ・「南池袋公園をよくする会の仕組み」：「池袋で本格始動、4公園を核としたまちづくり（2019.12.20）」を参考に作成（日経BP総合研究所、<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/434167/121700132/?P=4>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「クリーン大通り公園マルシェの様子」：豊島区より提供

22 東京都、板橋区、加賀地区

○参考資料

- ・「加賀一・二丁目地区景観形成重点地区住民素案」（板橋区、2012年3月）
- ・「「都市景観の日」実行委員会会長賞 板橋区加賀地区」平成30年都市景観大賞審査講評（国土交通省、2018年5月）
- ・「土地利用転換集中地区における任意の計画・地域ルール導入による民間開発誘導手法に関する研究」（前川裕介、『都市計画学会論文集』vol54）

○図版出典

- ・「開発に伴い一体性のある公園や歩行者空間を整備」：株式会社建設技術研究所ホームページ（株式会社建設技術研究所）

23 東京都、江戸川区、新川千本桜沿川地区

○参考資料

- ・「新川千本桜」（江東区、<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e066/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/koendobutsuen/shinkawasenbonzakura/index.html>、アクセス日：2021年1月17日）

○図版出典

- ・「新川千本桜まつりでの和船の運航」：「（5-2）新たなコミュニティの醸成「新川千本桜の会」の活動」（江東区、https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e066/kurashi/kankyo/midori/50th_anniversary/ayumi.html、アクセス日：2021年1月17日）

24 東京都、調布市、深大寺周辺地区

○参考資料

- ・「深大寺地区におけるまちづくりの推進」（調布市、<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1366953571516/index.html>、アクセス日：2021年1月17日）
- ・「調布市深大寺地区街なみ整備基本計画」（調布市、平成24年11月）
- ・「深大寺通り周辺地区街づくり協定運用の手引書」（深大寺通り街づくり協議会、平成24年7月）
- ・パンフレット「地域との連携による街なみ景観づくり」（調布市都市整備部都市計画課）
- ・「深大寺地区とは？」（深大寺通り街づくり協議会作成資料、<https://211.12.245.97/www/contents/1324003975892/files/keikaku02.pdf>、アクセス日2021年1月17日）

○図版出典

- ・「深大寺を中心とする歴史・文化的風情が融合した環境」：調布市より提供
- ・「地図」：調布市より提供

25 東京都、調布市、旧調布富士見町住宅地区

○参考資料

- ・「平成28年度都市景観大賞を受賞：「旧調布富士見町住宅地区」の建て替え事業が平成28年度都市景観大賞の大賞となる国土交通大臣賞を受賞しました」（調布市、<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1469672463574/index.html>、アクセス日：2021年1月17日）

○図版出典

- ・「石畳や植栽と一緒にデザインされたコミュニティ街路」：
(左図) 「旧富士見町住宅地区（東京都・調布市）が『都市景観大賞（国土交通大臣賞）』を受賞」（旭化成ホームズ株式会社、<https://www.asahi-kasei.co.jp/j-koho/press/20160527-01/index/>、アクセス日：2021年1月17日）
(右図) 「平成28年度都市景観大賞を受賞：「旧調布富士見町住宅地区」の建て替え事業が平成28年度都市景観大賞の大賞となる国土交通大臣賞を受賞しました」（調布市、<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1469672463574/index.html>、アクセス日：2021年1月17日）

26 神奈川県、横浜市、グランモール公園

○参考資料

- ・「「グランモール公園再整備」がグッドデザイン賞を受賞！」（横浜市環境創造局公園緑地整備課、平成30年10月3日）
- ・「みなとみらい21公共空間活用委員会について」（一般社団法人横浜みなとみらい21、<https://www.ymm21.jp/lively-creation/mm21public.html>、アクセス日：2021年1月31日）
- ・『まちの価値を高めるエリアマネジメント』（小林重敬・一般財団法人森記念財団 編著、学芸出版社、2018年）
- ・「奨励賞：グランモール公園再整備」（土木学会、<http://design-prize.sakura.ne.jp/archives/result/1095>、アクセス日：2021年1月31日）

○図版出典

- ・「連続したモールと憩いのテラスによる多様な空間構成」：©Forward Stroke Inc.
- ・「様々なテラス空間」：©Forward Stroke Inc
- ・「水循環の仕組みを公園の中に構築」：「「グランモール公園再整備」がグッドデザイン賞を受賞！」（横浜市環境創造局公園緑地整備課、平成30年10月3日）
- ・「みなとみらい21公共空間活用委員会による手続き」：「にぎわい利用の対象となる公共空間（令和2年1月現在）」（一般社団法人横浜みなとみらい21、<https://www.ymm21.jp/lively-creation/mm21public.html>、アクセス日：2021年1月31日）

27 新潟県、長岡市、長岡市中心市街地地区

○参考資料

- ・「受賞地区概要／第8回まち交大賞・国土交通大臣賞」（（一財）都市みらい推進機構、http://www.machikou-net.org/public/machikou_taisyou/8th/data/01_nagaoka.pdf、アクセス日：2021年2月8日）
- ・「長岡広域市民の「ハレ」の場となる新しい長岡の顔づくり～長岡市中心市街地地区都市再生整備計画～」（長岡市、2013年6月）

○図版出典

- ・「まちに開けたグランドレベルの空間（ナカドマ）」：全天候型の「ナカドマ（屋根付広場）」（アオーレ長岡、<https://ao-re.jp/>、アクセス日：2021年2月8日）

28 新潟県、南魚沼市、三国街道塩沢宿 牧之通り地区

○参考資料

- ・「三国街道塩沢宿「牧之通り」」（南魚沼市、<http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/shisei/keikaku/tosikiban/keikan/1454742371871.html>、アクセス日：2021年1月31日）
- ・「第45回三国街道塩沢宿牧之通り（雪国の歴史と文化のまちづくり）」（地域づくり情報局メールマガジン Vol.45、2012.4.27）
- ・「平成23年度都市景観大賞：三国街道塩沢宿 牧之通り地区」（「都市景観の日」実行委員会、平成23年）

○図版出典

- ・「歩道(官地)と雁木(民地)による快適な歩行空間」：南魚沼市より提供

29 富山県, 富山市, 富山グランドプラザ

○参考資料

- ・「組合施行の再開発と連携した「まちなか賑わい広場」の創出と運営～富山市「グランドプラザ」の意義と効果～」（京田憲明、『再開発研究』No.26、2010年）

○図版出典

- ・「年間100件以上のイベントが開催される広場空間：GRAND PLAZA（（株）富山市民プラザ、<http://grandplaza.jp/>、アクセス日：2021年2月8日）

30 石川県, 金沢市, せせらぎ通り

○参考資料

- ・「金沢の気骨－文化でまちづくり」（山出保、北国新聞社、2013年）
- ・「金沢市の歴史まちづくりにおける用水の保全と活用」（林大樹・越澤明・坂井文、『日本建築学会技術報告集』第18巻、2012年）
- ・「まちづくり協定の内容と区域」（金沢市、<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/29001/matidukurijyourei/matizukeikyoutei.html>、アクセス日：2021年2月26日）

○図版出典

- ・「用水と歩道と建物が一体となったせせらぎ通り」：「金沢旅物語」（金沢市観光協会、<https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/>、アクセス日：2021年2月26日）

31 石川県, 加賀市, 加賀橋立地区

○参考資料

- ・「加賀市歴史文化基本構想」（加賀市、平成23年3月）
- ・「平成26年度都市景観大賞：加賀市加賀橋立伝統的建造物群保存地区」（「都市景観の日」実行委員会、平成26年）
- ・「伝統的建造物群保存地区(加賀橋立地区)」（加賀市、https://www.city.kaga.ishikawa.jp/kanko_bunka/rekishi_bunkazai/bunkazai/2676.html、アクセス日：2021年1月31日）

○図版出典

- ・「伝統的建造物に調和した街路空間整備」：加賀市より提供

32 福井県, 福井市, 福井駅西口中央地区

○参考資料

- ・「福井駅西口地区が都市景観大賞において「優秀賞」を受賞～良好な景観に資する地区・活動について特に優れたものを表彰～」（国土交通省近畿地方整備局 記者発表資料、平成29年5月30日）
- ・「福井駅 - 国土交通省」（国土交通省、<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001351580.pdf>、アクセス日：2021年1月31日）

○図版出典

- ・「広場と施設が一体となって市民や観光客を誘導」：「福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業」（福井市、<https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/tkeikaku/sigaiti/nisiguttyuuou.html>、アクセス日：2021年1月31日）

33 福井県, 大野市, 城下町地区

○参考資料

- ・「街なみ環境整備事業パンフレット」（国土交通省、平成21年12月）
- ・「越前おおの中心市街地活性化協議会」（中心市街地活性化協議会支援センター、<https://machi.smrj.go.jp/machi/public/example/151023ohno.html>、アクセス日：2021年1月17日）
- ・「越前大野シャレットワークショップ」（特定非営利活動法人 まちづくりデザインサポート、http://www.urbandesignsupport.com/99_blank.html、アクセス日：2021年1月17日）

○図版出典

- ・「整備された七間通りにおける朝市の風景」：「街なみ環境整備事業パンフレット」（国土交通省、平成21年12月）
- ・地図：「街なみ環境整備事業パンフレット」（国土交通省、平成21年12月）より修正

34 福井県、勝山市、大清水空間

○参考資料

- ・「景観デザイン規範事例集（道路・橋梁・街路・公園編）」（国土交通省、国土技術政策総合研究所、土木学会、建築資料研究社、平成20年3月）
- ・「勝山 大清水（おおしうす）空間」（EAA、<http://www.engineer-architect.jp/works/cate/park/166/>、アクセス日：2021年1月17日）

○図版出典

- ・「旧城下町の遺産を市民の憩いの場として再生」：勝山市より提供

35 福井県、越前市、蔵の辻

○参考資料

- ・「事例番号070市・専門家・住民の連携によるきめ細かな空間づくり（福井県武生市）」まち再生事例データベース（国土交通省、https://www.mlit.go.jp/crd/city/mint/htm_doc/pdf/070echizen.pdf、アクセス日：2020年2月12日）
- ・「地方都市における街区内外コミュニティ空間の整備手法に関する研究－福井県武生市蓬莱町の事例」（瀬崎覚司・野嶋慎二・玉置伸悟、『第36回日本都市計画学会学術研究論文集』、2001年）
- ・「小さな事業から着実にまちに変化を与える（福井県越前市）」まちかつ（中心市街地活性化協議会支援センター、<https://machi.smrj.go.jp/machi/public/example/181226takefu.html>、アクセス日：2021年2月12日）
- ・「武生まちなか情報サイト「武ナビ」」（まちづくり武生株式会社、<https://take-navi.com/>、アクセス日：2021年2月12日）

○図版出典

- ・「蔵の活用と広場が一体化した空間」：「武生まちなか情報サイト「武ナビ」」（まちづくり武生株式会社、<https://take-navi.com/>、アクセス日：2021年2月12日）

36 山梨県、山中湖村、ゆいの広場ひらり

○参考資料

- ・「受賞地区の概要／2019年度都市景観大賞・特別賞」（（公財）都市づくりパブリックデザインセンター、<https://www.udc.or.jp/publics/index/83/>、アクセス日：2021年2月12日）
- ・「山中湖村デザインノート」（山中湖村、<https://www.vill.yamanakako.lg.jp/docs/2019011800019/>、アクセス日：2021年2月12日）

○図版出典

- ・「利用者のためのテラス、待合所、ベンチ」：まちなか広場事例／ゆいの広場ひらり（全国まちなか広場研究会、<http://machinakahiroba.main.jp/hiroba/>、アクセス日：2021年2月12日）

37 長野県、長野市、善光寺表参道地区（長野中央通り）

○参考資料

- ・「善光寺表参道 中央通り 歩行者優先道路化事業」（長野市、2015年）
- ・「表参道景観づくりガイドライン」（善光寺表参道景観研究会、<http://www.nagano-sajiki.jp/store/keikan.html>、アクセス日：2021年1月17日）
- ・「良好な道路景観と賑わい創出のための事例集」（国土交通省、<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/dorokeikan/index.html>、アクセス日：2020年12月28日）

○図版出典

- ・「歩行者優先に再整備された善光寺表参道の歩車道」：良好な道路景観と賑わい創出のための事例集（国土交通省、<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/dorokeikan/index.html>、アクセス日：2020年12月28日）

38 長野県、松本市、お城周辺地区第2ブロック

○参考資料

- ・「お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定、街並みガイドライン、まちなみ修景事業」（松本市、<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/shisei/matidukuri/machikyotei/toshikei.html>、アクセス日：2021年1月27日）

○図版出典

- ・「建物1階部分と歩道・広場が一体となる空間」：松本市より提供

39 長野県、軽井沢町、ハルニレテラス

○参考資料

- ・ 「ハルニレテラス／土木学会デザイン賞2013・最優秀賞」（土木学会、<http://www.jsce.or.jp/committee/lst/prize/2013/works/2013g2.html>、アクセス日：2020年12月28日）
- ・ 「ハルニレテラス「土木学会デザイン賞2013 最優秀賞」受賞」（星野リゾートグループ、<https://www.hoshinoresorts.com/information/release/2013/12/2225.html>、アクセス日：2020年12月28日）

○図版出典

- ・ 「歩行者が自由に往来するテラスデッキとカフェテラス」：星野リゾート軽井沢星野エリア広報より提供

40 長野県、小布施町、脩然楼周辺

○参考資料

- ・ 「小布施まちづくり整備計画／土木学会デザイン賞2006・最優秀賞」（土木学会、<https://www.jsce.or.jp/committee/lst/prize/2006/works/2006g3.html>、アクセス日：2020年12月28日）
- ・ 「旧街道宿場町の現状と街なか再生事例について」（（公社）全国市街地再開発協会、2013年3月）
- ・ 「現代のまちづくり」（小布施町、<https://www.town.obuse.nagano.jp/town-development/docs/about.html>、アクセス日：2020年12月28日）
- ・ 「プチホテルa・la・小布施」（（株）ア・ラ・小布施、<https://www.ala-obuse.com/guesthouse>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・ 「ア・ラ・小布施が運営するプチホテルa・la・小布施」：プチホテルa・la・小布施（（株）ア・ラ・小布施、<https://www.ala-obuse.com/>、アクセス日：2021年3月1日）

41 岐阜県、高山市、高山市中心市街地地区

○参考資料

- ・ 「広報たかやま、路地文化の復活と出会いの場づくり」（高山市、2002年）
 - ・ 「歴史的町並保存を生かした観光が育むまち－岐阜県高山市の中心市街地のまちづくり」（各地のまちづくりの取り組み、国土交通省中部地方整備局、https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/build_town/program/、アクセス日：2021年1月4日）
 - ・ 「都市再生整備計画（高山中心市街地地区）」（高山市、<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1002177.html>、アクセス日：2021年1月4日）
- 図版出典
- ・ 「重要伝統的建造物群保存地区のまちなみ」：古い町並／国選定重要伝統的建造物群保存地区（（一社）飛騨・高山観光コンベンション協会、<https://www.hidatatakayama.or.jp/watch/furuimachinami/>、アクセス日：2021年1月17日）

42 岐阜県、多治見市、虎渓用水広場

○参考資料

- ・ 「虎渓用水広場／2020年度グッドデザイン賞・グッドフォーカス賞〔地域社会デザイン〕」（（公財）日本デザイン振興会、<https://www.g-mark.org/award/describe/51019>、アクセス日：2021年1月24日）
 - ・ 「まちなか広場事例（多治見駅北広場「虎渓用水広場」）」（全国まちなか広場研究会、<http://machinakahiroba.main.jp/hiroba/>、アクセス日：2021年1月24日）
 - ・ 「虎渓用水広場」（多治見まちづくり（株）、<https://www.kokei-tajimi.info/>、アクセス日：2021年1月24日）
- 図版出典
- ・ 「虎渓用水を活用した憩いと賑わいの広場」：2020年度グッドデザイン賞受賞概要（（公財）日本デザイン振興会、<https://www.g-mark.org/award/describe/51019>、アクセス日：2021年1月12日）

43 岐阜県、各務原市、旧鵜沼宿・旧中山道地区

○参考資料

- ・ 「旧街道宿場町の現状と街なか再生事例について」（（公社）全国市街地再開発協会、2013年3月）
 - ・ 「旧鵜沼宿・旧中山道地区（第7回まち交大賞・まちづくり効果賞）」（（一財）都市みらい推進機構、http://www.machikou-net.org/public/machikou_taisyou/machikou_taisyou_index.htm、アクセス日：2021年1月17日）
 - ・ 「都市再生整備計画（旧鵜沼宿・旧中山道地区）」（各務原市、<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1008207/1008222.html>、アクセス日：2021年1月17日）
- 図版出典
- ・ 「旧中山道の車道の狭窄により交通量が減少」：第7回まち交大賞応募資料（各務原市、2012年）

44 岐阜県、飛騨市、古川地区

○参考資料

- ・「古川町歴史的景観地区／2003年度 美しいまちなみ大賞」（（公財）都市づくりパブリックデザインセンター、<https://www.udc.or.jp/publics/index/83/>、アクセス日：2021年1月12日）
- ・「伝統的市街地における建築デザイン・ガイドライン～暮らし・祭り・匠の舞台づくりのために～」（古川町、1997年）
- ・「古川街市街地住環境整備計画」（古川町、1997年）
- ・「古川景観デザイン賞」（（一社）飛騨市観光協会、<https://www.hida-tourism.com/keikan>、アクセス日：2021年1月12日）

○図版出典

- ・「白壁土蔵が並ぶ瀬戸川沿いの歩行者空間」：2003年度美しいまちなみ大賞 地区の概要（（公財）都市づくりパブリックデザインセンター、<https://www.udc.or.jp/publics/index/83/>、アクセス日：2021年1月12日）

45 静岡県、熱海市、仲見世通り地区

○参考資料

- ・「地区まちづくり計画の取組み」（熱海市、<https://www.city.atami.lg.jp/shisei/machidukuri/1001373/1001382.html>、アクセス日：2021年1月29日）
- ・「熱海市まちづくり条例」（熱海市、<https://www.city.atami.lg.jp/shisei/machidukuri/1001355/1001356.html>、アクセス日：2021年1月29日）

○図版出典

- ・「協定に基づき空間が形成された商店街」：熱海市より提供

46 愛知県、岡崎市、籠田公園

○参考資料

- ・「乙川リバーフロント地区／第11回まち交大賞・まちづくりシナリオ賞」（（一財）都市みらい推進機構、http://www.machikou-net.org/public/machikou_taisyou/machikou_taisyou_index.htm、アクセス日：2021年1月24日）
- ・「岡崎市乙川リバーフロント地区のかわまちづくりの取り組み」（（公財）リバーフロント研究所、http://www.rfc.or.jp/pdf/vol_89/mokuji.html、アクセス日：2021年1月24日）
- ・「籠田公園（KAGODA PARK）」（岡崎市、<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1568/1638/p024385.html>、アクセス日：2021年1月24日）

○図版出典

- ・「リニューアルされた籠田公園」：籠田公園（（一社）岡崎市観光協会、<https://okazaki-kanko.jp/point/3497>、アクセス日：2021年1月24日）

47 愛知県、半田市、半田運河周辺地区

○参考資料

- ・「半田運河周辺地区／2017年度都市景観大賞都市空間部門・国土交通大臣賞」（（公財）都市づくりパブリックデザインセンター、<https://www.udc.or.jp/publics/index/83/>、アクセス日：2021年1月14日）
- ・「半田運河蔵の街・ごんぎつねの里地区／第11回まち交大賞・まちづくり効果賞」（（一財）都市みらい推進機構、http://www.machikou-net.org/public/machikou_taisyou/machikou_taisyou_index.htm、アクセス日：2021年1月14日）

○図版出典

- ・「整備された半田運河周辺の空間」：2017年度都市景観大賞 受賞地区の概要（（公財）都市づくりパブリックデザインセンター、<https://www.udc.or.jp/publics/index/83/>、アクセス日：2021年1月14日）

48 愛知県、春日井市、高蔵寺ニュータウン

○参考資料

- ・「高蔵寺ニュータウン再生藤山台周辺地区／第12回まち交大賞・創意工夫大賞」（（一財）都市みらい推進機構、http://www.machikou-net.org/public/machikou_taisyou/machikou_taisyou_index.htm、アクセス日：2021年2月14日）
- ・「高蔵寺リ・ニュータウン計画」（春日井市、2016年3月）

○図版出典

- ・「幅員構成変更・歩道拡幅など再整備された市道」：春日井市より提供

49 愛知県、碧南市、大浜地区

○参考資料

- ・「大浜地区／第7回まち交大賞・まちづくり効果賞」（（一財）都市みらい推進機構、http://www.machikou-net.org/public/machikou_taisyou/machikou_taisyou_index.htm、アクセス日：2021年1月5日）
- ・「事例番号 087 路地のたたずまいを保全する都市再生（愛知県碧南市・大浜地区）」（まち再生事例データベース、国土交通省、https://www.mlit.go.jp/crd/city/mint/htm_doc/db/087hekinan.html、アクセス日：2021年1月5日）

○図版出典

- ・「路地の魅力づくり（てらまちウォーキング）」：地区再生計画／大浜地区歩いて暮らせる街づくり事業（碧南市、2004年）

50 愛知県、豊田市、桜町地区

○参考資料

- ・「豊田市桜町地区／2007年度都市景観大賞 美しいまちなみ賞・優秀賞」（（公財）都市づくりパブリックデザインセンター、<https://www.udc.or.jp/publics/index/83/>、アクセス日：2020年12月28日）
- ・「“史跡や縁を活かした快適なまちを目指す”共働のまちづくり（桜町ほうだら会）」（（一財）都市みらい推進機構、http://www.toshimirai.jp/machidukuri/w15_aichi.html、アクセス日：2020年12月28日）

○図版出典

- ・「歩車道一体化による広場のような街路景観」：2007年度都市景観大賞 受賞地区の概要（（公財）都市づくりパブリックデザインセンター、<https://www.udc.or.jp/publics/index/83/>、アクセス日：2020年12月28日）

51 愛知県、犬山市、犬山城下町地区

○参考資料

- ・「犬山城下町地区／第1回まち交大賞・国土交通大臣賞」（（一財）都市みらい推進機構、http://www.machikou-net.org/public/machikou_taisyou/machikou_taisyou_index.htm、アクセス日：2021年1月8日）
- ・「25 犬山市 犬山城下町地区」（歩行者・自転車優先のみちづくりホームページ、国土交通省、https://www.mlit.go.jp/road/road/yusen/chiku_gaiyo/index.html、アクセス日：2021年1月8日）
- ・「犬山城下町地区／第11回まち交大賞応募資料」（犬山市、2016年）

○図版出典

- ・「江戸時代の町割りが残る犬山城下町のまちなみ」：第11回まち交大賞応募資料（犬山市、2016年）

52 滋賀県、彦根市、彦根市本町地区

○参考資料

- ・「街びらきから12年／中心市街地の活性化を目指して」（長崎隆義（（株）四番町スクエア）、『区画整理士会報』No.190、2018年1月）
- ・「景観デザイン・ルールブック、まちづくりに関する協定書」（彦根市本町地区共同整備事業組合、2000年）
- ・「四番町スクエアのまちづくり／第3回土地活用モデル大賞応募資料」（彦根市、2006年）

○図版出典

- ・「広場状道路での賑わいイベント」：中心市街地の活性化を目指して／四番町スクエアのまちづくり（（株）四番町スクエア 長崎隆義、2020年10月）
- ・「路地空間、沿道の店舗、修景施設等の整備と管理により日常的な賑わいが甦った」：四番町スクエアパンフレット（彦根市本町地区共同整備事業組合、2007年4月）
- ・四番町スクエアマップ：四番町スクエアパンフレット（彦根市本町地区共同整備事業組合、2007年）

53 滋賀県、長浜市、長浜市中心市街地地区

○参考資料

- ・「事例番号 093 まち全体を博物館に（滋賀県長浜市）」（まち再生事例データベース、国土交通省、https://www.mlit.go.jp/crd/city/mint/htm_doc/db/093nagahama.html、アクセス日：2021年1月5日）
- ・「まちづくりについて」（長浜まちづくり（株）、<http://www.nagamachi.co.jp/project/>、アクセス日：2021年1月5日）
- ・「長浜市の歴史まちづくり／民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進／2018.11.01」（TABIDO.biz、凸版印刷（株）、<https://biz.tabido.jp/contents/000060/index.html>、アクセス日：2021年1月5日）

○図版出典

- ・「黒壁ガラス館周辺の大手門通り」：現在の黒壁ガラス館周辺（TABIDO.biz、凸版印刷（株）、<https://biz.tabido.jp/contents/000060/index.html>、アクセス日：2021年1月5日）

54 京都府、京都市、祇園町南側地区

○参考資料

- ・『建築とまちなみ景観』（建築とまちなみ景観編集委員会、ぎょうせい、2005年）
- ・「密集市街地整備のための集団規定の運用ガイドブック／事例4：祇園町南側地区」（国土技術政策総合研究所、2019年改定）
- ・「京都・祇園町南側の町づくり一終（の住処）の町の仕組み」（関西大学先端科学技術推進機構地域再生センター、2014年）
- ・「祇園町南側地区計画」（京都市、2002年決定、2017年最終変更）

○図版出典

- ・「三項道路指定により形成された路地空間」：花見小路（祇園町南側地区協議会、<https://gionminami.wordpress.com/>、アクセス日：2021年1月29日）

55 京都府、福知山市、福知山駅正面周辺地区

○参考資料

- ・「福知山市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）」（福知山市、2016年）
- ・「街なみ環境整備事業計画書（福知山駅正面周辺地区）」（福知山市、2018年）
- ・「福知山駅正面周辺地区街づくり協定」（福知山市、<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/25/2165.html>、アクセス日：2021年1月13日）
- ・「会社紹介」（福知山フロント（株）、<https://www.fukuchiyama-front.co.jp/>、アクセス日：2021年1月13日）

○図版出典

- ・「協定に基づき再生された店舗」：福知山市より提供

56 大阪府、大阪市、御堂筋

○参考資料

- ・「御堂筋デザインガイドライン御堂筋本町北地区-Ver.1-」（大阪市、2014年1月）
- ・「御堂筋デザインガイドライン御堂筋本町南地区-Ver.1-」（大阪市、2014年1月）
- ・「御堂筋本町北・南地区地区計画について」（大阪市都市計画局、2017年7月）
- ・「御堂筋将来ビジョン」（大阪市建設局、2019年3月）
- ・「BELOVED STREET MIDOSUJI」（一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク、<https://www.midosuji.biz/>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「沿道の賑わい機能の導入」：「御堂筋デザインガイドライン御堂筋本町北地区-Ver.1-」（大阪市、2014年1月）
- ・「シンボルとなるイチョウ並木の景観」：「御堂筋将来ビジョン」（大阪市建設局、2019年3月）
- ・「エリアマネジメント組織による植栽の維持管理」：「彫刻を彩る「御堂筋コンテナガーデン」を官民連携して整備・育てていきます。」（一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク、<https://www.midosuji.biz/nigiwai/container-garden>、アクセス日：2021年3月1日）

57 大阪府、大阪市、道頓堀川

○参考資料

- ・「道頓堀川・遊歩道（とんぼりリバーウォーク）の賑わい創出の取り組みについて」（大阪市、<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000275944.html>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「とんぼりリバーウォークの歩行空間」：「道頓堀川・遊歩道（とんぼりリバーウォーク）の賑わい創出の取り組みについて」（大阪市、<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000275944.html>、アクセス日：2021年3月1日）

58 大阪府、大阪市、法善寺横丁

○参考資料

- ・連担制度と建築協定の併用により風情ある路地空間を再生」（国土交通省、<https://www.mlit.go.jp/common/000047739.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「ヒューマンスケールな路地によるまちなみの維持」：「連担制度と建築協定の併用により風情ある路地空間を再生」（国土交通省、<https://www.mlit.go.jp/common/000047739.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）

59 大阪府, 大阪市, 中之島公園

○参考資料

- ・プロジェクト事例6「中之島公園」（水都大阪コンソーシアム、https://www.suito-osaka.jp/history/history_11_6.html、アクセス日：2021年2月1日）
- ・「大阪市中之島公園【水の都大阪の歴史と自然を継承する公園の再整備計画】」（公益財団法人日本デザイン振興会、<https://www.g-mark.org/award/describe/38075>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「自然・歴史を感じられる歩行空間と賑わいの場」：大阪市より提供

60 大阪府, 池田市, 栄本町地区

○参考資料

- ・「栄本町地区」まち交ネット（一般財団法人都市みらい推進機構、http://www.machikou-net.org/public/machikou_taisyou/4th/data/08_ikeda.pdf、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「歴史・文化・芸術を感じられるまちなみの創出」：「大阪府池田市「栄本町地区」」まち交ネット（一般財団法人都市みらい推進機構、http://www.machikou-net.org/public/machikou_taisyou/4th/data/08_ikeda.pdf、アクセス日：2021年3月1日）

61 大阪府, 河内長野市, 河内長野駅南地区

○参考資料

- ・「河内長野駅南地区」（河内長野市、<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/uploaded/attachment/4305.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「住民主体の灯ろう設置」：「河内長野駅南地区」（河内長野市、<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/uploaded/attachment/4305.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）

62 兵庫県, 神戸市, 北野

○参考資料

- ・「神戸市北野町山本通（兵庫県）」（文化庁、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_062.pdf、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「神戸市北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区」（神戸市、<https://www.city.kobe.lg.jp/a21651/kanko/bunka/bunkashisetsu/foreigner/sub5/index.html>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「山本通の町並み」：「神戸市北野町山本通（兵庫県）」（文化庁、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_062.pdf、アクセス日：2021年3月1日）

63 兵庫県、神戸市、三宮中央通り

○参考資料

- ・「三宮中央通り景観形成市民協定」パンフレット（三宮中央通りまちづくり協議会、2003年）
- ・「市民主体による景観形成活動の推進」（神戸市、<https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/kekankesekatsudo/index.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「三宮中央通り景観形成市民協定」（神戸市、<https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/kekankesekatsudo/r1015927.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「道路の活用に関する提言」（神戸市道路活用懇談会、2004年）
- ・「みちづくり計画」（神戸市、2016年）
- ・「KOBEパークレット」（神戸市、<https://kobevision.jp/projects/kobeparklet/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「KOBEパークレットの取組み～道路のリデザイン」（神戸市、https://kobevision.jp/wp/wp-content/uploads/2020/11/kobeparklet_forHP.pdf、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「神戸市協定道路 三宮中央通り道路管理・活用協定書」（神戸市・三宮中央通りまちづくり協議会、2018年）

○図版出典

- ・「歩行者に滞留の場を提供するKOBEパークレット」：「KOBEパークレット」（神戸市、<https://kobevision.jp/projects/kobeparklet/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「「道路のリデザイン」の考え方」：「みちづくり計画」（神戸市、2016年）
- ・「社会実験の実施に際しての連携体制の構築」「広告の設置による協賛金収受の仕組み」：「KOBEパークレット」（神戸市、<https://kobevision.jp/projects/kobeparklet/>、アクセス日：2021年3月1日）

64 兵庫県、姫路市、姫路駅周辺地区

○参考資料

- ・「姫路市都心地区の都市再生整備計画について」（姫路市、<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000001882.html>、2021年3月1日）
- ・『市民が関わるパブリックスペースデザイン』（小林正美編著、エクスナレッジ、2015年）

○図版出典

- ・「人を中心の駅前広場の形成」：日建設計総合研究所撮影

65 兵庫県、新温泉町、湯村温泉

○参考資料

- ・「あすの景観をつくる新温泉町湯・細田地区」（兵庫県、<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/documents/000142351.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「都市再生整備計画（第4回変更）温泉町湯地区」（兵庫県新温泉町、<https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/shinonsen/keikaku/toshiseibi/toshisaisei.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「但馬CULTURE VOL.39 温泉街でアートなまちづくり」（但馬県民局地域政策室協働推進課、<https://yumetajima.jp/y2015/12692>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「ライトアップ事業による幻想的な雰囲気づくり」：「但馬CULTURE VOL.39 温泉街でアートなまちづくり」（但馬県民局地域政策室協働推進課、<https://yumetajima.jp/y2015/12692>、アクセス日：2021年3月1日）

66 奈良県、桜井市、長谷寺門前町周辺

○参考資料

- ・「桜井市長谷寺門前町周辺地区まちづくり基本計画」（桜井市、2018年5月）
- ・「桜井市 歩くまちづくりに向けた社会実験」（桜井市、<http://www.pref.nara.jp/item/204635.htm>、2021年3月1日）

○図版出典

- ・「参道のモール化実験」：桜井市より提供

67 奈良県、天川村、洞川温泉地区

○参考資料

- ・「洞川温泉地区」第6回まち交大賞応募資料（非公表資料）

○図版出典

- ・「歴史的なまちなみに基づく雰囲気のある空間づくり」：天川村より提供

68 鳥取県、倉吉市、倉吉打吹地区

○参考資料

- ・「倉吉打吹地区」まち交ネット（一般財団法人都市みらい推進機構、http://www.machikounet.org/public/machikou_taisyou/h18/pdf/10.pdf、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「倉吉打吹地区」（国土交通省中国地方整備局、<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/jyutaku/jirei/013kurayoshiutubuki.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「株式会社赤瓦」（株式会社赤瓦、<https://akagawara.jp/>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「事例番号111人と自然と文化がつくる遙かなまち倉吉（鳥取県倉吉市）」まち再生事例データベース（国土交通省、https://www.mlit.go.jp/crd/city/mint/htm_doc/pdf/111kurayoshi.pdf、アクセス日：2020年3月1日）

○図版出典

- ・「歴史的な建物の店舗としての利活用」：「事例番号111人と自然と文化がつくる遙かなまち倉吉（鳥取県倉吉市）」まち再生事例データベース（国土交通省、https://www.mlit.go.jp/crd/city/mint/htm_doc/pdf/111kurayoshi.pdf、アクセス日：2020年3月1日）

69 鳥取県、境港市、JR境港駅前地区

○参考資料

- ・「JR境港駅前地区」まち交ネット（一般財団法人都市みらい推進機構、http://www.machikounet.org/public/machikou_taisyou/13th/data/13th_03.pdf、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「水木しげるロードリニューアル事業」（鳥取県米子県土整備局計画調査課・境港市建設部水木しげるロードリニューアル推進課、『月刊建設』2020年8月号、2020年）

○図版出典

- ・「安全・快適な歩行者空間の形成とブロンズ像の配置」：境港市より提供（©水木プロ）

70 島根県、出雲市、神門通り地区

○参考資料

- ・出雲大社周辺のまちづくりについて～街なみ環境整備事業～」（住宅市街地整備推進協議会、<http://www.jushikyo.jp/doc/zenkoku2013/06.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「神門通り地区（島根県出雲市）」（住宅市街地整備推進協議会、<http://www.jushikyo.jp/project/019.php>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「出雲大社表参道「神門通り」」（小野寺康都市設計事務所、<http://www.onodera.co.jp/Works/Izumo/>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「参道における石畳の整備と歩行者空間の拡充」：島根県より提供

71 島根県、津和野町、津和野本町・祇園丁通り

○参考資料

- ・「津和野本町・祇園丁通り（島根県津和野町）」（国土交通省、<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/dorokeikan/pdf/007.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「最優秀賞：津和野本町・祇園丁通り」（土木学会、<https://www.jsce.or.jp/committee/lsc/prize/2009/works/2009g3.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「津和野 本町通り・祇園丁通り」（小野寺康都市設計事務所、<http://www.onodera.co.jp/Works/Tsuwano/>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「歴史的な街並みを際立たせる質の高い街路空間」：「津和野本町・祇園丁通り（島根県津和野町）」（国土交通省、<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/dorokeikan/pdf/007.pdf>、アクセス日：2021年3月1日）

72 岡山県、倉敷市、倉敷駅周辺地区

○参考資料

- ・「倉敷駅周辺地区」まち交ネット（一般財団法人都市みらい推進機構、http://www.machikounet.org/public/machikou_taisyou/pdf/hyousyou/09.pdf、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「倉敷夜間景観照明」（倉敷市、<https://www.kurashiki-tabi.jp/blog/12998/>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「景観に配慮して設置された照明器具の夜間の様子」：「倉敷夜間景観照明」（倉敷市、<https://www.kurashiki-tabi.jp/blog/12998/>、アクセス日：2021年3月1日）

73 広島県, 尾道市, 尾道・向島地区

○参考資料

- ・「尾道市景観計画」（尾道市、）
- ・「尾道市の景観（建築などの行為をするとき）」（尾道市、<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1004.html>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「海側と山側で補完、尾道の遊休建物改修」（日経BP総合研究所、<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/434167/101200039/>、アクセス日：2021年3月1日）

○図版出典

- ・「ウッドデッキの整備と倉庫改修による拠点施設整備」：日建設計総合研究所撮影

74 広島県, 福山市, 福山本通・福山本通船町商店街

○参考資料

- ・「商店街アーケード [福山市本通・船町商店街アーケード改修プロジェクト -とおり町Street Garden-]」（公益財団法人日本デザイン振興会、<https://www.g-mark.org/award/describe/45754>、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「まちを起こす戦略としての建築 その3 日光も風雨も感じるアーケード」（TOTO株式会社、https://jp.toto.com/tsushin/2017_autumn/case03.htm、アクセス日：2021年3月1日）
- ・「とおり町ストリートガーデン」（福山本通商店街、https://tooricho.jp/street_garden_project.html、2021年3月1日）

○図版出典

- ・「アーケード改修と道路整備の一体的な空間デザイン」：福山市より提供

75 山口県, 下関市, 下関駅にぎわいプロジェクト地区

○参考資料

- ・「下関駅賑わいプロジェクト地区／第11回まち交大賞・まちづくり効果賞」（（一財）都市みらい推進機構、http://www.machikou-net.org/public/machikou_taisyou/machikou_taisyou_index.htm、アクセス日：2021年2月19日）
- ・「下関駅周辺における民間主導のエリアマネジメントによるにぎわい創出の試み」（まちづくり事例、中心市街地活性化協議会支援センター、<https://machi.smrj.go.jp/machi/public/example/141107shimonoseki.html>、アクセス日：2021年2月19日）
- ・「エキマチ下関推進協議会案内パンフレット」（エキマチ下関推進協議会、2014年）

○図版出典

- ・「公共空間（人工地盤）の活用による賑わい創出」：エキマチ下関2017オータムフェス、エキマチ下関推進協議会、<http://ekimachi-shimonoseki.info/>、アクセス日：2021年2月19日）

76 山口県, 防府市, 宮市・国衙地区

○参考資料

- ・「宮市・国衙地区／第7回まち交大賞・創意工夫大賞」（（一財）都市みらい推進機構、http://www.machikou-net.org/public/machikou_taisyou/machikou_taisyou_index.htm、アクセス日：2021年2月22日）
- ・「道路空間再編・利用事例集／事例No.52：旧山陽道（宮市・国衙地区）」（国土技術政策総合研究所、2018年）

○図版出典

- ・「イメージハンプの明示と拡幅された歩行者空間」：旧山陽道（宮市・国衙地区）（国土技術政策総合研究所、<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn1029pdf/ks102912.pdf>、アクセス日：2021年2月22日）

77 山口県, 柳井市, 柳井駅周辺地区

○参考資料

- ・「柳井駅周辺交流地区／第5回まち交大賞応募資料」（柳井市、2008年）
- ・「文化財の概要／柳井市古市金屋伝統的建造物群保存地区」（山口県教育庁社会教育・文化財課、<https://bunkazai.pref.yamaguchi.lg.jp/bunkazai/detail.asp?mid=100044&pid=bl>、アクセス日：2021年2月22日）

○図版出典

- ・「重要伝統的建造物群保存地区の白壁の町並み」：（柳井市観光協会、http://kanko-yanai.com/y_wp_root/、アクセス日：2021年2月22日）

78 愛媛県、松山市、道後温泉本館周辺地区

○参考資料

- ・観光地経営の先進地、道後温泉のまちづくりに学ぶ [コラムvol.239] (公益財団法人日本交通公社、<https://www.jtb.or.jp/column-photo/column-dogo-onsen-yoshizawa/>、アクセス日2021年1月20日)

○図版出典

- ・「道後温泉本館と再編された道路基盤」：景観まちづくり（松山市、<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/machizukuri/toshibikeikaku/keikan/mathi/keikanmachi.html>、アクセス日2021年1月26日）

79 福岡県、北九州市、門司港レトロ地区

○参考資料

- ・門司港レトロ観光まちづくりプラン（北九州市、https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/file_0459.html）
- ・アブル総合計画事務所／都市デザイン36年の軌跡 1984-2020（アブル総合計画事務所、http://www.apl-ud.com/UD36_2.pdf、アクセス日2021年1月24日）
- ・門司港レトロ俱楽部ホームページ（門司港レトロ俱楽部、<https://www.retro-mojiko.jp/>、アクセス日2021年1月24日）
- ・手づくり郷土賞パンフレット（国土交通省、https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/list/list_h28.html）
- ・街再生事例データベース『元祖「レトロなまちづくり』（福岡県北九州市・門司港）』（国土交通省、https://www.mlit.go.jp/crd/city/mint/htm_doc/pdf/131kitakyushu2.pdf、アクセス日2021年1月24日）

○図版出典

- ・「門司港レトロ地区の街並み」：PIXSTAR / PIXTA(ピクスタ)
- ・「門司港レトロ俱楽部が発行する「門司港レトロ旅手帳」」：（門司港レトロインフォメーション、<https://www.mojiko.info/paper/index.html>）

80 福岡県、福岡市、博多駅・はかた駅前通り

○参考資料

- ・博多まちづくり推進協議会ホームページ（<https://hakata-machi.jp/>、アクセス日2021年1月28日）
- ・平成29年5月31日発行 UIIまちづくりレター まち・つくる通信 vol.21（公益財団法人都市活力研究所、https://www.urban-ii.or.jp/kou2/_pdf/UII_letter_21.pdf、アクセス日2021年1月28日）

○図版出典

- ・「はかた駅前通りにおける歩行者天国イベント」：（博多まちづくり推進協議会ホームページ、<https://hakata-machi.jp/plan/>、アクセス日2021年1月28日）

81 福岡県、福岡市、福岡博多の屋台

○参考資料

- ・屋台のあゆみ（福岡市、<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kankou/charm/yataiayumi.html>、アクセス日2021年1月29日）

○図版出典

- ・「福岡中州の屋台街」：福岡市より提供

82 福岡県、八女市、福島地区

○参考資料

- ・八女福島の町並み（歴史と保存の取り組み）（八女市、<https://www.city.yame.fukuoka.jp/soshiki/3/2/2/1454651769364.html>、アクセス日2021年1月26日）

○図版出典

- ・「八女福島の白壁の町並み」：八女・福島の町並み（八女市茶のくに観光案内所、<https://yame.travel/summary/yame-fukushima/>、アクセス日2021年1月26日）

83 福岡県、太宰府市、太宰府天満宮参道

○参考資料

- ・太宰府市景観計画の概要 <太宰府らしい景観への手引き>（太宰府市 都市整備部 都市計画課 景観・歴史のまち推進係、2019年）
- ・太宰府天満宮参道景観保全地区について（太宰府市、<http://www.city.dazaifu.lg.jp/admin/shisei/tokai/1/11124.html>、アクセス日2021年1月24日）

○図版出典

- ・「沿道建物と一体となった太宰府天満宮参道の賑わい」：九州旅ネット（一般社団法人 九州観光推進機構、<https://www.welcomekyushu.jp/article/?mode=detail&id=270>、アクセス日2021年1月24日）

84 佐賀県、佐賀市、佐賀市中心市街地地区

○参考資料

- ・ 中心市街地のまちづくりについて（佐賀市、https://www.city.saga.lg.jp/site_files/file/2015/201512/p1a6kt535f1t5h1j40toub651atpa.pdf、アクセス日2021年1月27日）

○図版出典

- ・ 「空き地にコンテナを配置しまちなかの賑わい再生」：佐賀市街なか再生会議、わいわい!!コンテナプロジェクト、<http://www.waiwai-saga.jp/uguide/>、アクセス日2021年1月27日

85 佐賀県、佐賀市、こころざしのもり

○参考資料

- ・ 「佐賀県総合計画2015」（佐賀県、2015年）
- ・ 「さがデザイン」（佐賀県、<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00347048/index.html>、アクセス日：2021年2月11日）
- ・ 「さがデザイン」専用サイト（佐賀県、<http://sy.pref.saga.lg.jp/saga-design/>、アクセス日：2021年2月11日）
- ・ 「グッドデザイン賞2017 グッドデザイン・ベスト100 さがデザイン」（公益財団法人日本デザイン振興会、<https://www.g-mark.org/award/describe/45949>、アクセス日：2021年2月7日）

○図版出典

- ・ 「図書館と公園が一体化した空間」：「さがデザイン」専用サイト（佐賀県、<http://sy.pref.saga.lg.jp/saga-design/>、アクセス日：2021年2月11日）

86 佐賀県、唐津市、唐津市中心市街地地区

○参考資料

- ・ いきいき唐津株式会社ホームページ（<https://ikiiki-karatsu.jp/>、アクセス日2021年1月28日）
- ・ 唐津市中心市街地活性化基本計画（新計画）（唐津市、<https://www.city.karatsu.lg.jp/syoukou-brand/machi/toshi/chushinshigai/shinkeikaku.html>、アクセス日2021年1月28日）

○図版出典

- ・ 「唐津中心市街地：呉服町の景観」：呉服町商店街 五福の縁結び、<https://www.gofukumachi.com/>、アクセス日2021年1月28日

87 熊本県、熊本市、熊本桜町地区

○参考資料

- ・ 熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業（熊本桜町再開発株式会社、https://www.kyusanko.co.jp/sakura_redevelopment/outline/、アクセス日2021年2月1日）
- ・ URBAN ACTIVITY 都市のアカティビティ 日建設計のプロセス、新建築2017年9月号別冊

○図版出典

- ・ 「桜町地区のバスタークニナル」：桜町地区市街地再開発事業（熊本市、https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=22348&class_set_id=2&class_id=124、アクセス日2021年2月1日）

88 熊本県、人吉市、鍛冶屋町通り

○参考資料

- ・ 鍛冶屋町通り街なみ環境づくりのための住民協定（人吉市、<https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/120/551.html>、アクセス日、2021年1月24日）
- ・ アソブツクリ 鍛冶屋町（鍛冶屋町通りの街並み保存と活性化を計る会、<http://www.kajiyamachi.jp/>、2021年1月24日）

○図版出典

- ・ 「歴史的街並みと体験を活かした沿道の賑わい創出」：鍛冶屋町通り街なみ環境づくりのための住民協定（人吉市、<https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/120/551.html>、アクセス日、2021年1月24日）

89 熊本県、山鹿市、山鹿湯まち地区

○参考資料

- ・山鹿市歴史的風致維持向上計画（山鹿市、<https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/contents/1264049130868/>、アクセス日2021年1月24日）
- ・豊前街道歴史的まちなみ再生事業（山鹿市、<https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/contents/1539931715681/index.html>、アクセス日2021年1月24日）
- ・山鹿ガイド（一般財団法人山鹿市地域振興公社、<https://yamaga.site/>、アクセス日2021年1月24日）

○図版出典

- ・「歴史的街並みと体験を活かした沿道景観の形成」：MediaFOTO / PIXTA(ピクスタ)

90 大分県、由布市、湯の坪街道

○参考資料

- ・「湯の坪街道周辺地区景観計画・景観協定（概要版）」（湯の坪街道周辺地区景観づくり検討委員会、2008年）
- ・「由布市湯布院町湯の坪街道周辺地区景観計画・景観協定・紳士協定の策定」（高尾忠志、『景観・デザイン研究講演集』No4、2008年）
- ・「ゆふいん建築・環境デザインガイドブック」（ゆふいん建築・環境デザイン協議会・由布市、2000年作成、2011年増補改訂版）
- ・「湯の坪街道周辺地区景観計画」（由布市、<http://www.city.yufu.oita.jp/biz/tosikeikaku/keikan/keikannkeikau/yunotubokeikan/>、アクセス日：2021年2月23日）

○図版出典

- ・「看板まできめ細かく配慮された湯の坪街道」：由布市フォトアルバムより

91 宮崎県、日南市、油津商店街

○参考資料

- ・「地方小都市の商店街に人を呼び戻す仕組みづくり～市民と株式会社油津応援団の挑戦～」（まちづくり事例、中心市街地活性化協議会支援センター、<https://machi.smrj.go.jp/machi/public/example/160226nichinan.html>、アクセス日：2021年2月12日）
- ・「油津商店街（油津商店街振興会）／はばたく商店街30選（九州）」（中小企業庁、https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/monozukuri300sha/2016/chiiki/kyuushuu_shoutengai_menu2016.html、アクセス日：2021年2月12日）

○図版出典

- ・「内外を連続して利用可能な多世代交流モール」：水上哲也建築設計事務所 一級建築士事務所、<https://tetsuyamizukami.com/works/000088.html>、アクセス日：2021年2月12日）

92 鹿児島県、鹿児島市、鹿児島市中町地区

○参考資料

- ・「敷地整序型土地区画整理事業の活用による中心市街地活性化の取り組みについて」（鹿児島市建設局都市計画部区画整理課・塙田称也・猿川博久、2010年）
- ・「多様なまちづくり事例／鹿児島市中町土地区画整理事業」（（一財）都市みらい推進機構、<http://www.toshimirai.jp/machidukuri/shigaichiseibi.pdf#page=21>、アクセス日：2021年1月24日）

○図版出典

- ・「立体都市計画通路（歩行者空間）の整備イメージ」：鹿児島市より提供

**居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン
-事例から学ぶその要素とポイント-**

編集発行： 国土交通省 都市局 まちづくり推進課

作成協力： 株式会社日建設計総合研究所

一般財団法人都市みらい推進機構

発行年月： 2021年6月